

平成29年7月7日（金） 開催

平成29年度

司法修習生指導担当者協議会（第1回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
東京地方裁判所	判事	民事	本間 健裕	ホンマ ケンユウ	40期
"	"	民事	朝倉 佳秀	アサクラ ヨシヒデ	45期
"	"	刑事	島田 一	シマダ ハジメ	41期
"	"	刑事	佐々木 一夫	ササキ カズオ	45期
東京地方裁判所立川支部	"	民事	渡邊 弘	ワタナベ ヒロシ	36期
"	"	刑事	宮本 孝文	ミヤモト タカフミ	40期
東京地方検察庁	検事		山中 一弘	ヤマナカ カズヒロ	48期
"	"		三田村 忍	ミタムラ シノブ	54期
東京地方検察庁立川支部	"		細野 隆司	ホソノ タカシ	48期
東京弁護士会	弁護士		池田 和郎	イケダ カズオ	44期
第一東京弁護士会	"		渡部 朋広	ワタナベ トモヒロ	48期
第二東京弁護士会	"		松村 太郎	マツムラ タロウ	50期
東京三弁護士会多摩支部(東京)	"		足立 剛	アダチ ゴウ	61期
横浜地方裁判所	判事	民事	大竹 優子	オオタケ ユウコ	40期
"	"	刑事	近藤 宏子	コンドウ ヒロコ	38期
横浜地方検察庁	検事		北迫 恵子	キタサコ ケイコ	61期
神奈川県弁護士会	弁護士		武内 大徳	タケウチ ヒロノリ	49期
さいたま地方裁判所	判事	民事	岡部 純子	オカベ ジュンコ	43期
"	"	刑事	栗原 正史	クリハラ マサシ	43期
さいたま地方検察庁	検事		橋本 千恵子	ハシモト チエコ	46期
埼玉弁護士会	弁護士		松本 輝夫	マツモト テルオ	37期
千葉地方裁判所	判事	民事	小濱 浩庸	コハマ ヒロノブ	44期
"	"	刑事	金子 武志	カネコ タケシ	39期
千葉地方検察庁	検事		市木 政昭	イチキ マサアキ	49期
千葉県弁護士会	弁護士		橋本 拓朗	ハシモト タクロウ	60期
水戸地方裁判所	判事	民事	河田 泰常	カワタ ヤスツネ	42期
"	"	刑事	寺澤 真由美	テラサワ マユミ	47期
水戸地方検察庁	検事		神谷 佳奈子	カミヤ カナコ	64期
茨城県弁護士会	弁護士		亀田 哲也	カメダ テツヤ	50期
宇都宮地方裁判所	判事	民事	今井 攻	イマイ オサム	37期
"	"	刑事	二宮 信吾	ニノミヤ シンゴ	44期
宇都宮地方検察庁	検事		西村 翔太	ニシムラ ショウタ	64期
栃木県弁護士会	弁護士		根本 智子	ネモト トモコ	60期
前橋地方裁判所	判事	民事	塩田 直也	シオダ ナオヤ	39期
"	"	刑事	國井 恒志	クニイ コウシ	46期
前橋地方検察庁	検事		築 雅子	チク マサコ	46期
群馬弁護士会	弁護士		佐々木 弘道	ササキ ヒロミチ	47期
静岡地方裁判所	判事	民事	関口 剛弘	セキグチ タケヒロ	42期
"	"	刑事	佐藤 正信	サトウ マサノブ	45期
静岡地方検察庁	検事		横田 希代子	ヨコタ キヨコ	45期
静岡県弁護士会	弁護士		杉田 直樹	スギタ ナオキ	46期
甲府地方裁判所	判事	民事	峯 俊之	ミネ トシユキ	38期
"	"	刑事	丸山 哲巳	マルヤマ テツミ	49期
甲府地方検察庁	検事		堀内 伸浩	ホリウチ ノブヒロ	47期
山梨県弁護士会	弁護士		小澤 義彦	オザワ ヨシヒコ	38期
長野地方裁判所	判事	民事	田中 芳樹	タナカ ヨシキ	46期
"	"	刑事	室橋 雅仁	ムロハシ マサヒト	49期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
長野地方検察庁	検事		大川 晋 嗣	オオカワ シンジ	60期
長野県弁護士会	弁護士		金子 肇	カネコ ハジメ	48期
新潟地方裁判所	判事	民事	西森 政一	ニシモリ マサカズ	44期
〃	〃	刑事	山崎 威	ヤマザキ タケシ	49期
新潟地方検察庁	検事		加藤 裕	カトウ ユウ	45期
新潟県弁護士会	弁護士		小泉 一樹	コイズミ カズキ	40期
名古屋地方裁判所	判事	民事	福田 千恵子	フクダ チエコ	47期
〃	〃	刑事	丹羽 敏彦	ニワ トシヒコ	45期
名古屋地方検察庁	検事		中村 葉子	ナカムラ ヨウコ	45期
愛知県弁護士会	弁護士		石川 真司	イシカワ シンジ	49期
岐阜地方裁判所	判事	民事	池町 知佐子	イケマチ チサコ	45期
〃	〃	刑事	鈴木 芳胤	スズキ ヨシタネ	43期
岐阜地方検察庁	検事		加藤 和宏	カトウ カズヒロ	52期
岐阜県弁護士会	弁護士		古田 修	フルタ オサム	41期
金沢地方裁判所	判事	民事	加島 滋人	カシマ シゲヒト	44期
〃	〃	刑事	田中 聖浩	タナカ キヨヒロ	46期
金沢地方検察庁	検事		上本 哲司	ウエモト テツジ	48期
金沢弁護士会	弁護士		宮西 香	ミヤニシ カオル	43期
富山地方裁判所	判事	民事	廣田 泰士	ヒロタ ヤスオ	42期
〃	〃	刑事	後藤 隆	ゴトウ タカシ	37期
富山地方検察庁	検事		中村 昌史	ナカムラ マサフミ	50期
富山県弁護士会	弁護士		廣野 聡	ヒロノ サトシ	62期
仙台地方裁判所	判事	民事	村主 隆行	スグリ タカユキ	48期
〃	〃	刑事	小池 健治	コイケ ケンジ	47期
仙台地方検察庁	検事		島村 浩昭	シマムラ ヒロアキ	46期
仙台弁護士会	弁護士		佐藤 敏宏	サトウ トシヒロ	50期
福島地方裁判所	判事	民事	金澤 秀樹	カナザワ ヒデキ	46期
〃	〃	刑事	宮田 祥次	ミヤタ ショウジ	50期
福島地方検察庁	検事		倉持 俊宏	クラモチ トシヒロ	49期
福島県弁護士会	弁護士		菅野 昭弘	スガノ アキヒロ	46期
山形地方裁判所	判事	民事	松下 貴彦	マツシタ タカヒコ	47期
〃	〃	刑事	兒島 光夫	コジマ ミツオ	51期
山形地方検察庁	検事		鶴野 澤亮	ウノサワ リョウ	49期
山形県弁護士会	弁護士		田中 暁	タナカ アキラ	56期
盛岡地方裁判所	判事	民事	中村 恭	ナカムラ キョウ	45期
〃	〃	刑事	中島 経太	ナカジマ ケイタ	47期
盛岡地方検察庁	検事		河原 克巳	カワハラ カツミ	51期
岩手弁護士会	弁護士		榊田 裕之	マスダ ヒロユキ	49期
秋田地方裁判所	判事	民事	齊藤 顕	サイトウ アキラ	47期
〃	〃	刑事	三浦 隆昭	ミウラ タカアキ	52期
秋田地方検察庁	検事		大前 裕之	オオマエ ヒロユキ	52期
秋田弁護士会	弁護士		伊勢 昌弘	イセ マサヒロ	42期
青森地方裁判所	判事	民事	飯畑 勝之	イイハタ カツユキ	45期
〃	〃	刑事	古玉 正紀	コダマ マサノリ	52期
青森地方検察庁	検事		長澤 範幸	ナガサワ ノリユキ	52期
青森県弁護士会	弁護士		石岡 隆司	イシオカ リュウジ	38期
札幌地方裁判所	判事	民事	谷 有恒	タニ ユウコウ	44期
〃	〃	刑事	島戸 純	シマト ジュン	48期
札幌地方検察庁	検事		小出 幹	コイデ モトキ	47期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
札幌弁護士会	弁護士		川北映輔	カワキタ エイスケ	新63期
函館地方裁判所	判事	民事	浅岡千香子	アサオカ チカコ	49期
〃	〃	刑事	橋本健	ハシモト タケシ	50期
函館地方検察庁	検事		望月健司	モチヅキ タケシ	51期
函館弁護士会	弁護士		植松直	ウエマツ スナオ	51期
旭川地方裁判所	判事	民事	湯川克彦	ユカワ カツヒコ	48期
〃	〃	刑事	佐藤英彦	サトウ ヒデヒコ	48期
旭川地方検察庁	検事		神谷雄一郎	カミヤ ユウイチロウ	53期
旭川弁護士会	弁護士		辻本純成	ツジモト ジュンセイ	41期
釧路地方裁判所	判事	民事	須賀康太郎	スガ コウタロウ	50期
〃	〃	刑事	小林謙介	コバヤシ ケンスケ	52期
釧路地方検察庁	検事		龍造寺秀仁	リュウゾウジ ヒデヒト	53期
釧路弁護士会	弁護士		篠島弘幸	ミノシマ ヒロユキ	57期

参列者

日本弁護士連合会 (大阪弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員長	竹岡富美男	タケオカ トミオ	31期
----------------------	-------------------	-------	----------	-----

司法研修所

所長		小泉博嗣	コイズミ ヒロツグ	31期
教官(判事)	民事裁判担当	松本利幸	マツモト トシユキ	42期
〃	〃	鈴木謙也	スズキ ケンヤ	46期
〃	刑事裁判担当	細田啓介	ホソダ ケイスケ	40期
〃	〃	佐藤弘規	サトウ ヒロノリ	48期
教官(検事)	検察担当	飯島泰	イイジマ ヤスシ	44期
〃	〃	北佳子	キタ ヨシコ	46期
教官(弁護士)	民事弁護担当	坪井昌造	ツボイ ショウソウ	42期
〃	〃	川俣尚高	カワマタ ナオタカ	46期
〃	刑事弁護担当	関聡介	セキ ソウスケ	45期
〃	〃	宇田川博史	ウダガワ ヒロシ	48期
事務局長		染谷武宣	ソメヤ タケノブ	46期
事務局次長		森田正則	モリタ マサノリ	
事務局所付		住田知也	スミタ トモヤ	新61期

平成29年7月10日（月）開催

平成29年度

司法修習生指導担当者協議会（第2回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
大阪地方裁判所	判事	民事	倉地真寿美	クラチ マスミ	43期
〃	〃	刑事	長瀬敬昭	ナガセ タカアキ	46期
大阪地方検察庁	検事		植田英基	ウエダ ヒデキ	58期
大阪弁護士会	弁護士		伴城宏	バンジョウ ヒロシ	50期
京都地方裁判所	判事	民事	牧賢二	マキ ケンジ	39期
〃	〃	刑事	橋本一	ハシモト ハジメ	39期
京都地方検察庁	検事		横山和可子	ヨコヤマ ワカコ	46期
京都弁護士会	弁護士		吉田誠司	ヨシダ セイジ	49期
神戸地方裁判所	判事	民事	山口浩司	ヤマグチ コウジ	42期
〃	〃	刑事	川上宏	カワカミ ヒロシ	47期
神戸地方検察庁	検事		難波孝	ナンバ タカシ	57期
兵庫県弁護士会	弁護士		林亜衣子	ハヤシ アイコ	53期
奈良地方裁判所	判事	民事	木太伸広	キタ ノブヒロ	44期
〃	〃	刑事	西川篤志	ニシカワ アツシ	48期
奈良地方検察庁	検事		野口勝久	ノグチ カツヒサ	44期
奈良弁護士会	弁護士		石黒良彦	イシグロ ヨシヒコ	54期
大津地方裁判所	判事	民事	西岡繁靖	ニシオカ シゲヤス	48期
〃	〃	刑事	伊藤寛樹	イトウ ヒロキ	50期
大津地方検察庁	検事		森隆志	モリ タカシ	44期
滋賀弁護士会	弁護士		中井陽一	ナカイ ヨウイチ	57期
和歌山地方裁判所	判事	民事	中山誠一	ナカヤマ セイイチ	46期
〃	〃	刑事	武田正	タケダ タダシ	49期
和歌山地方検察庁	検事		宮本健志	ミヤモト タケシ	44期
和歌山弁護士会	弁護士		田邊和喜	タナベ カズキ	52期
津地方裁判所	判事	民事	岡田治	オカダ オサム	42期
〃	〃	刑事	田中伸一	タナカ シンイチ	49期
津地方検察庁	検事		小島達朗	コジマ タツアキ	50期
三重弁護士会	弁護士		板垣謙太郎	イタガキ ケンタロウ	49期
福井地方裁判所	判事	民事	林潤	ハヤシ ジュン	49期
〃	〃	刑事	渡邊史朗	ワタナベ シロウ	54期
福井地方検察庁	検事		相馬博之	ソウマ ヒロユキ	50期
福井弁護士会	弁護士		岩本雄太	イワモト ユウタ	新61期
広島地方裁判所	判事	民事	小西洋	コニシ ヒロシ	46期
〃	〃	刑事	安藤範樹	アンドウ ノリキ	44期
広島地方検察庁	検事		横山繁夫	ヨコヤマ シゲオ	47期
広島弁護士会	弁護士		鶴野一郎	ウノ イチロウ	39期
山口地方裁判所	判事	民事	福井美枝	フクイ ミエ	44期
〃	〃	刑事	井野憲司	イノ ケンジ	52期
山口地方検察庁	検事		雲野晴久	ウンノ ハルヒサ	51期
山口県弁護士会	弁護士		松村和明	マツムラ カズアキ	44期
岡山地方裁判所	判事	民事	善元貞彦	ヨシモト サダヒコ	44期
〃	〃	刑事	江見健一	エミ ケンイチ	49期
岡山地方検察庁	検事		柴田真	シバタ シン	47期
岡山弁護士会	弁護士		大植浩司	オオウエ コウジ	61期
鳥取地方裁判所	判事	民事	藤澤裕介	フジサワ ユウスケ	51期
〃	〃	刑事	辛島明	カラシマ アキラ	51期
鳥取地方検察庁	検事		田畑光行	タバタ ミツユキ	52期
鳥取県弁護士会	弁護士		森祥平	モリ ショウヘイ	57期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
松江地方裁判所	判事	民事	堀部 亮一	ホリベ リョウイチ	49期
〃	〃	刑事	本村 暁宏	モトムラ アキヒロ	53期
松江地方検察庁	検事		関口 真美	セキグチ マミ	52期
島根県弁護士会	弁護士		熱田 雅夫	アツタ マサオ	46期
福岡地方裁判所	判事	民事	倉澤 守春	クラサワ モリハル	45期
〃	〃	刑事	平塚 浩司	ヒラツカ コウジ	44期
福岡地方検察庁	検事		渡口 鶴	トグチ ツグミ	44期
福岡県弁護士会	弁護士		桑原 義浩	クワハラ ヨシヒロ	58期
佐賀地方裁判所	判事	民事	立川 毅	タチカワ タケシ	46期
〃	判事	刑事	吉井 広幸	ヨシイ ヒロユキ	43期
佐賀地方検察庁	検事		大山 輝幸	オオヤマ テルユキ	50期
佐賀県弁護士会	弁護士		松尾 弘志	マツオ ヒロシ	44期
長崎地方裁判所	判事	民事	武田 瑞佳	タケダ ミカ	49期
〃	〃	刑事	小松本 卓	コマツモト タク	48期
長崎地方検察庁	検事		岡田 馨之朗	オカダ ケイシロウ	50期
長崎県弁護士会	弁護士		梶村 龍太	カジムラ リュウタ	51期
大分地方裁判所	判事	民事	佐藤 重憲	サトウ シゲノリ	46期
〃	〃	刑事	今泉 裕登	イマイズミ ヒロト	49期
大分地方検察庁	検事		山本 保慶	ヤマモト ヤスヨシ	51期
大分県弁護士会	弁護士		渡辺 耕太	ワタナベ コウタ	48期
熊本地方裁判所	判事	民事	小野寺 優子	オノデラ ユウコ	47期
〃	〃	刑事	溝 國 禎久	ミゾクニ ヨシヒサ	44期
熊本地方検察庁	検事		大久保 仁視	オオクボ ヒトシ	51期
熊本県弁護士会	弁護士		辻上 友男	ツジガミ トモオ	新64期
鹿児島地方裁判所	判事	民事	川崎 聡子	カワサキ サトコ	47期
〃	〃	刑事	富田 敦史	トミタ アツシ	47期
鹿児島地方検察庁	検事		平野 大輔	ヒラノ ダイスケ	51期
鹿児島県弁護士会	弁護士		本木 順也	モトキ ジュンヤ	50期
宮崎地方裁判所	判事	民事	藤田 光代	フジタ ミツヨ	38期
〃	〃	刑事	岡崎 忠之	オカザキ タダユキ	53期
宮崎地方検察庁	検事		野村 安秀	ノムラ ヤスヒデ	50期
宮崎県弁護士会	弁護士		西田 隆二	ニシダ リュウジ	43期
那覇地方裁判所	判事	民事	森 鍵一	モリカギ ハジメ	49期
〃	〃	刑事	柴田 寿宏	シバタ トシヒロ	46期
那覇地方検察庁	検事		緒方 広樹	オガタ ヒロキ	57期
沖縄弁護士会	弁護士		田島 啓己	タジマ ヒロキ	54期
高松地方裁判所	判事	民事	森 實将人	モリザネ マサト	42期
〃	〃	刑事	三上 孝浩	ミカミ タカヒロ	48期
高松地方検察庁	検事		松井 洋	マツイ ヒロシ	46期
香川県弁護士会	弁護士		平井 功祥	ヒライ コウショウ	52期
徳島地方裁判所	判事	民事	川畑 公美	カワバタ クミ	43期
〃	〃	刑事	坂本 好司	サカモト コウジ	50期
徳島地方検察庁	検事		町田 聡	マチダ サトシ	53期
徳島弁護士会	弁護士		島尾 大次	シマオ ダイジ	49期
高知地方裁判所	判事	民事	西村 修	ニシムラ オサム	51期
〃	〃	刑事	山田 裕文	ヤマダ ヒロフミ	51期
高知地方検察庁	検事		島根 豪	シマネ タケシ	51期
高知弁護士会	弁護士		近藤 啓明	コンドウ ヒロアキ	56期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
松山地方裁判所	判事	民事	西理香	ニシリカ	47期
〃	〃	刑事	末弘陽一	スエヒロ ヨウイチ	49期
松山地方検察庁	検事		蜂須賀三紀雄	ハチスカ ミキオ	51期
愛媛弁護士会	弁護士		宮部高至	ミヤベ タカシ	47期

参列者

日本弁護士連合会 (大阪弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員長	竹岡富美男	タケオカ トミオ	31期
----------------------	-------------------	-------	----------	-----

司法研修所

所長		小泉博嗣	コイズミ ヒロツグ	31期
教官(判事)	民事裁判担当	松本利幸	マツモト トシユキ	42期
〃	〃	鈴木謙也	スズキ ケンヤ	46期
〃	刑事裁判担当	細田啓介	ホソダ ケイスケ	40期
〃	〃	佐藤弘規	サトウ ヒロノリ	48期
教官(検事)	検察担当	飯島泰	イイジマ ヤスシ	44期
〃	〃	北佳子	キタ ヨシコ	46期
教官(弁護士)	民事弁護担当	坪井昌造	ツボイ ショウソウ	42期
〃	〃	川俣尚高	カワマタ ナオタカ	46期
〃	刑事弁護担当	関聡介	セキ ソウスケ	45期
〃	〃	宇田川博史	ウダガワ ヒロシ	48期
事務局長		染谷武宣	ソメヤ タケノブ	46期
事務局次長		森田正則	モリタ マサノリ	
事務局所付		住田知也	スミタ トモヤ	新61期

## 協 議 事 項

### 1 導入修習の分野別実務修習への効果や影響等について

(出題理由及び協議事項)

導入修習については、第68期以降3期分が実施され、修習開始段階で司法修習生に不足している実務的知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにするという二つの目的に照らして、一定の成果が上がっているものと考えられるところであるが、今後とも不断に検証を継続しつつ、引き続き改善に努めていく必要がある。司法修習生に対するアンケート結果や昨年度までの協議によれば、自己の知識等の不足に気付きながらも自学自修を行っていない司法修習生や、そもそも自己の知識等の不足に気付いていない司法修習生も一部に見られるところである。そこで、主として、司法修習生が自己の知識等の不足に気付いて自学自修に結び付けることができているかという観点から、導入修習の分野別実務修習への効果や影響等について伺いたい。また、分野別実務修習への円滑な移行という観点も含め、導入修習の今後のカリキュラム等に対する要望があれば伺いたい。

### 2 分野別実務修習の実情及び充実方策について

(出題理由)

昨年度までの協議等によれば、実務修習ガイドラインの周知、同ガイドラインに沿った指導の実現が順次進んでいるものと考えられるが、引き続き課題があればそれを克服すべく工夫を重ね、更なる質の充実を図っていく必要がある。各分野とも、同ガイドラインで求められている数値目標自体については、概ね達成できていたり、達成に向けた改善が見られるところであるが、今後は、これを前提

としつつ、更なる質の向上に向け、指導上の工夫を図っていく必要がある。そこで、分野別実務修習の質を更に向上させるための方策等について協議したい。

(具体的協議事項)

- (1) 各分野別実務修習において、限られた期間内で同ガイドラインに沿った指導を可能な限り達成し、更なる質の向上を図るための工夫について（例：法廷等の傍聴と起案のバランス、起案内容の在り方、裁判員裁判の修習機会の付与、捜査・公判修習で取り扱う事件の在り方、修習に適した既済記録の活用、「弁護実務修習に対して望むこと」で示された方策等）
- (2) その他、分野別実務修習を更に充実させるための方策について

### 3 選択型実務修習の実情及び充実方策について

(出題理由及び協議事項)

- (1) 選択型実務修習の一層の充実を図るため、各庁会において、個別修習プログラムの提供方法（実施日数・方法等）を工夫したり、実施時期を調整するなどの取組がされているところであるが、プログラムによっては応募者数が少ないなどの指摘も見られる。そこで、このような点も含めて、選択型実務修習の実情やその充実を図るための工夫等を伺いたい。
- (2) ホームグラウンド修習の実施の在り方について
- (3) 人権関係の修習プログラムについて

以 上

## 資料目録

(事務局長説明関係)

- ① 第69期集合修習A班カリキュラムの概要
- ② 第69期集合修習B班カリキュラムの概要
- ③ 第70期修習日程
- ④ 第70期導入修習カリキュラムの概要
- ⑤ 第70期A班集合修習日程予定表
- ⑥ 第70期B班集合修習日程予定表
- ⑦ 裁判所法の一部を改正する法律案の概要
- ⑧ 裁判所法(抜粋)
- ⑨ 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果(第69期)
- ⑩ 導入修習に関するアンケート集計結果(第70期)
- ⑪ 修習結果簿(70期第1クール:民事裁判修習)集計結果
- ⑫ 修習結果簿(70期第1クール:刑事裁判修習)集計結果
- ⑬ 修習結果簿(70期第1クール:検察修習)集計結果
- ⑭ 修習結果簿(70期第1クール:弁護修習)集計結果
- ⑮ 選択型実務修習 全国プログラム集計(第69期,第70期)
- ⑯ 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ対策について

(注) 上記資料は、平成29年度司法修習生指導担当者協議会において使用いたしますので、事前に御一読の上、同協議会に御持参くださいますようお願いいたします。

(平成29・2・16)

## 第69期集合修習A班カリキュラムの概要

司法研修所

## は し が き

平成27年度(第69期)司法修習生のうち、A班(実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山である者)を対象とする集合修習のカリキュラムは、14クラス編成で平成28年8月16日に開始され、同年9月28日に終了した(その後、各実務修習地等において選択型実務修習が実施された。)

第69期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成27年度(第69期)司法修習生A班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに分野別実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」(司法修習生指導要綱(甲)第1章第1)を修得させる観点から、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている(要綱(甲)第3章第1)。

このような趣旨を踏まえ、第69期A班においても、修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心としつつ(同第4の1)、従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず、より実質的に、書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がされているほか、ロールプレイングも含めた民事・刑事の様々な講義、演習、問題研究や法曹倫理、国際人権等に関する演習、講演なども実施された。

司法修習生指導担当者各位におかれては、本資料を今後の実務修習の参考としていただきたい。

## 第1 民事関係科目

### I 民事裁判

#### 1 講義

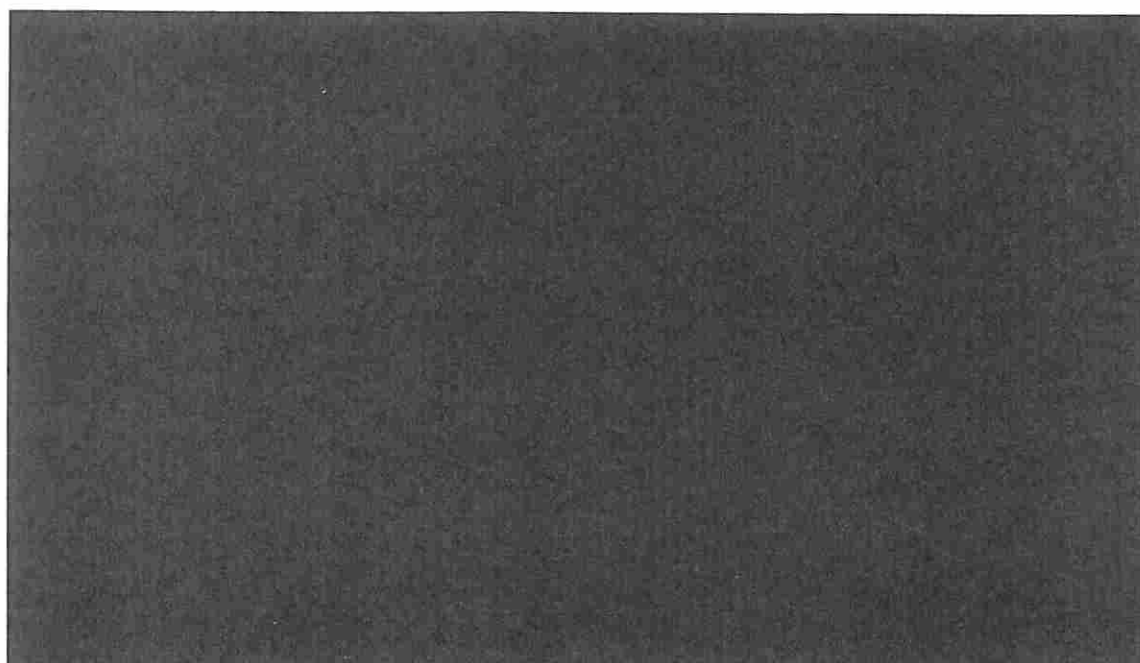
集合修習の冒頭に、集合修習に向けてのガイダンスをし、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学修方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行った。

#### 2 起案

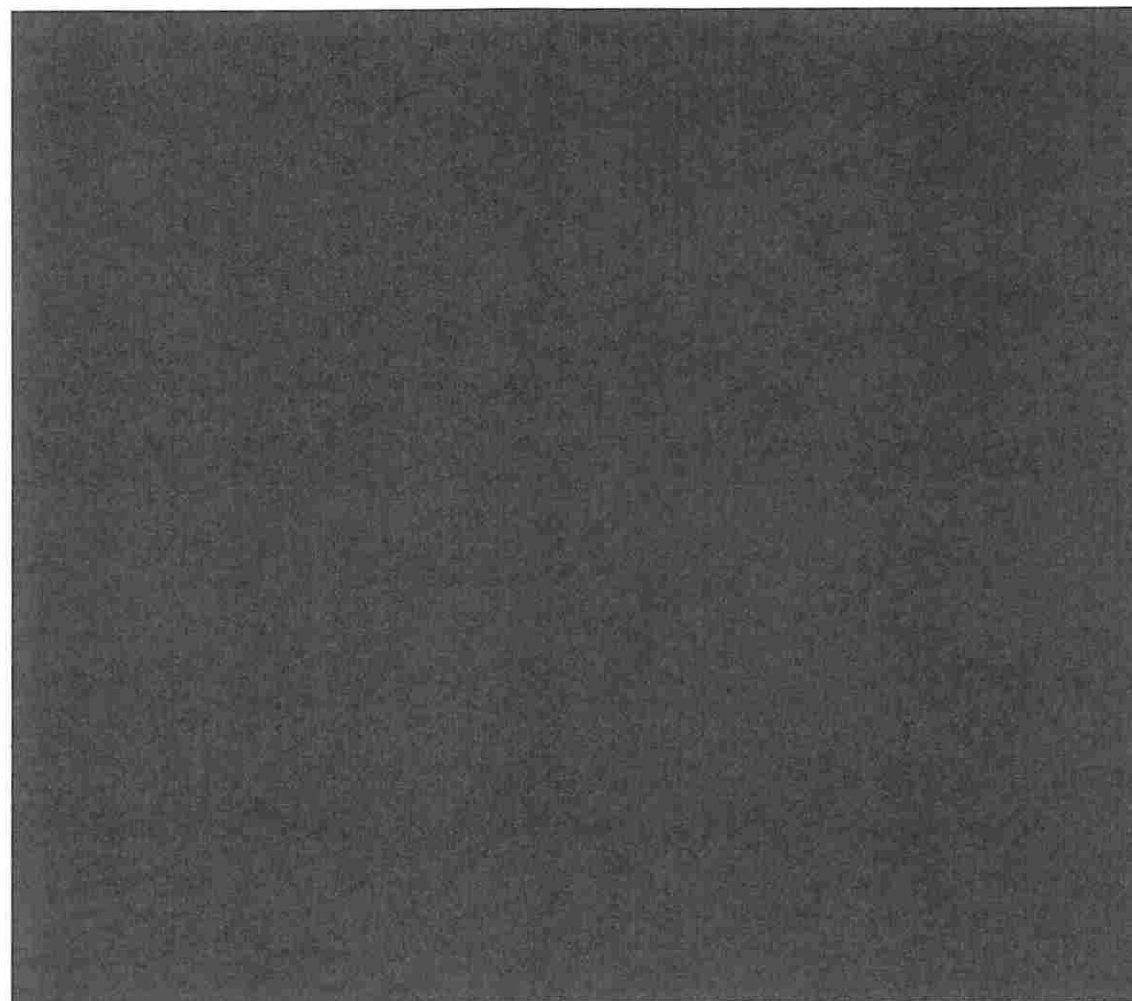
##### (1) 総説

##### (2) 起案1

###### ア 事案の概要

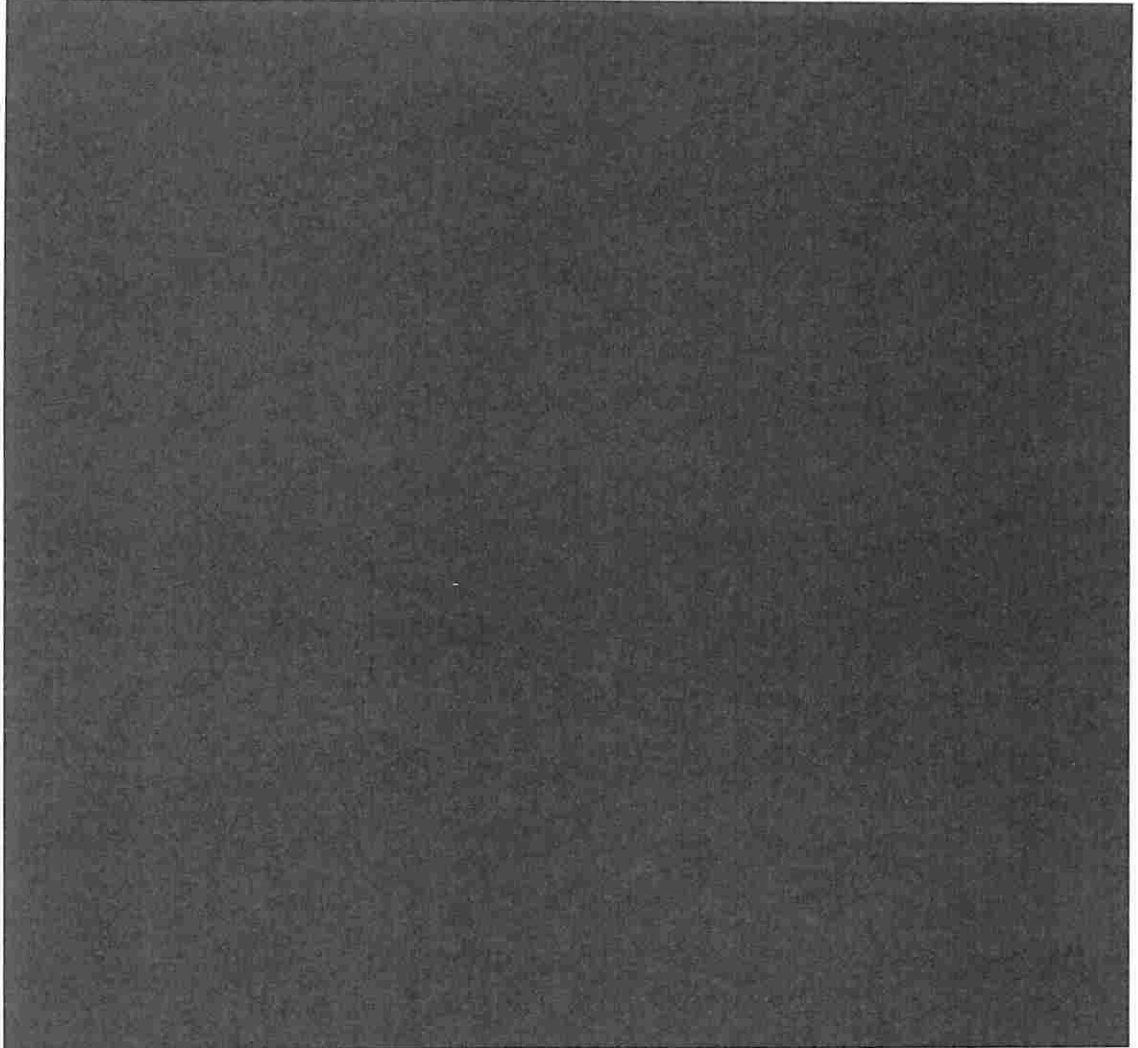


イ 起案事項等

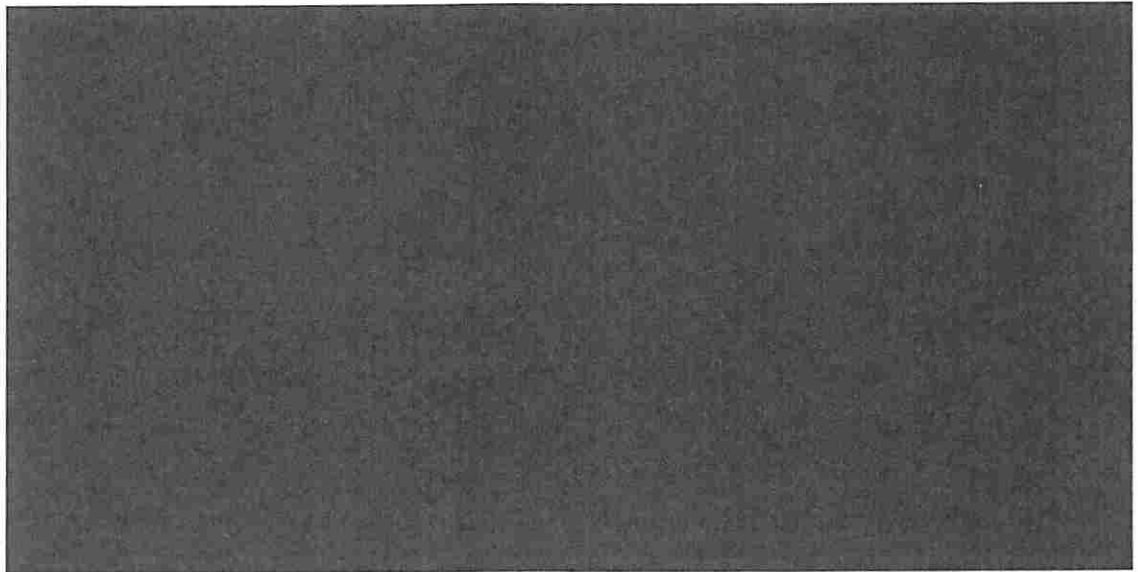


(3) 起案 2

ア 事案の概要

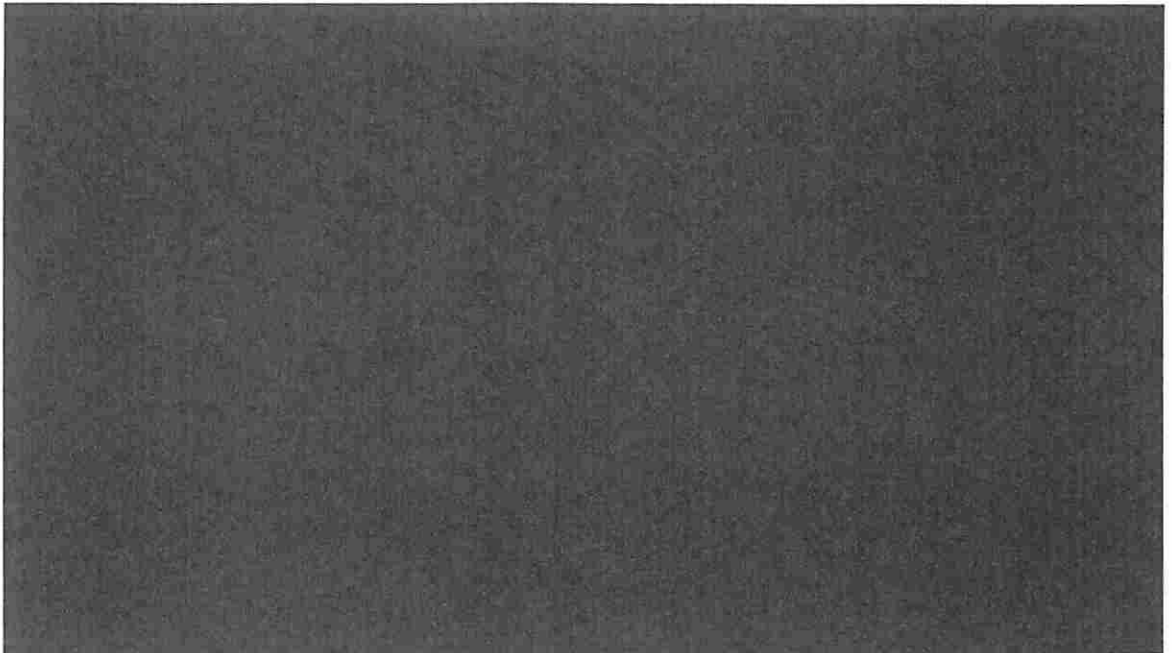


イ 起案事項等

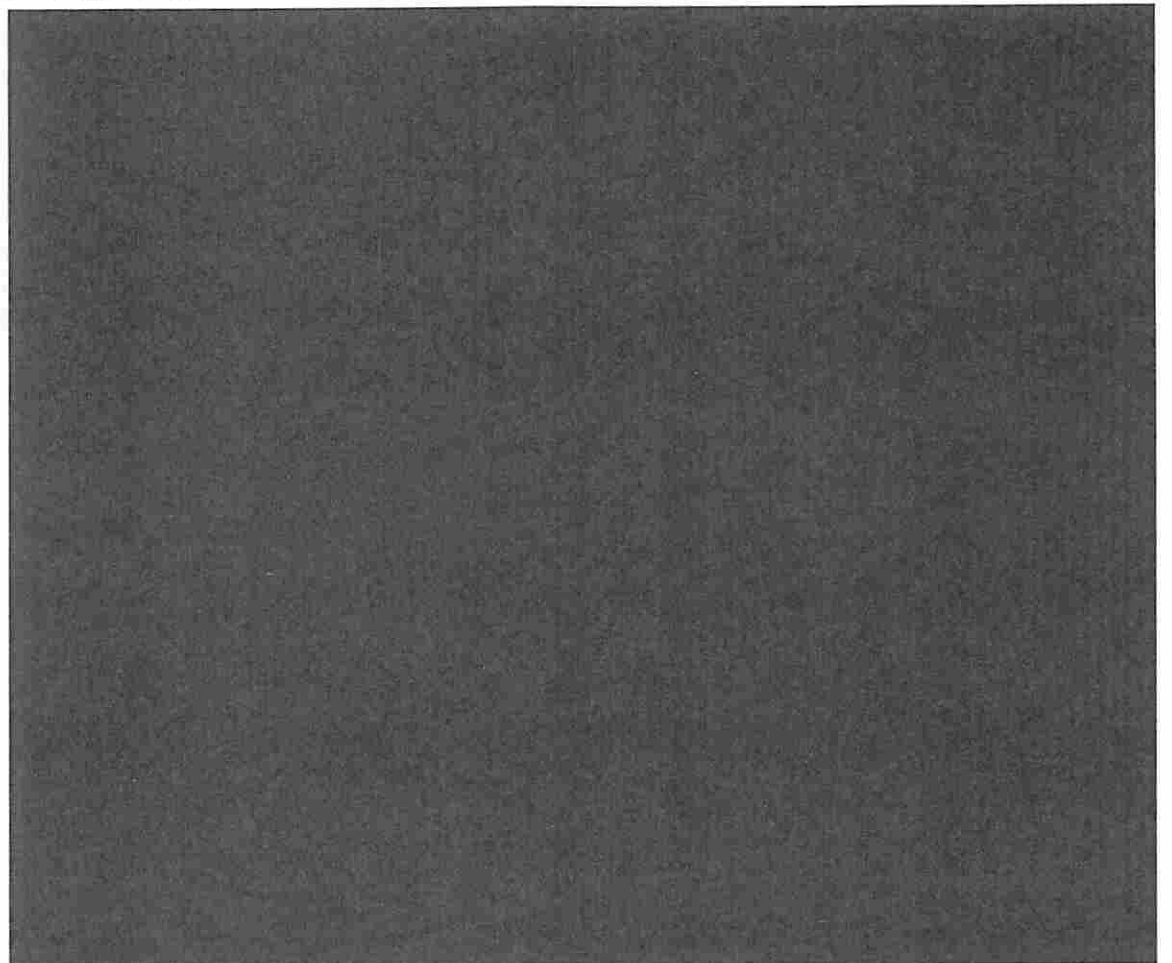


### 3 演習（争点整理）

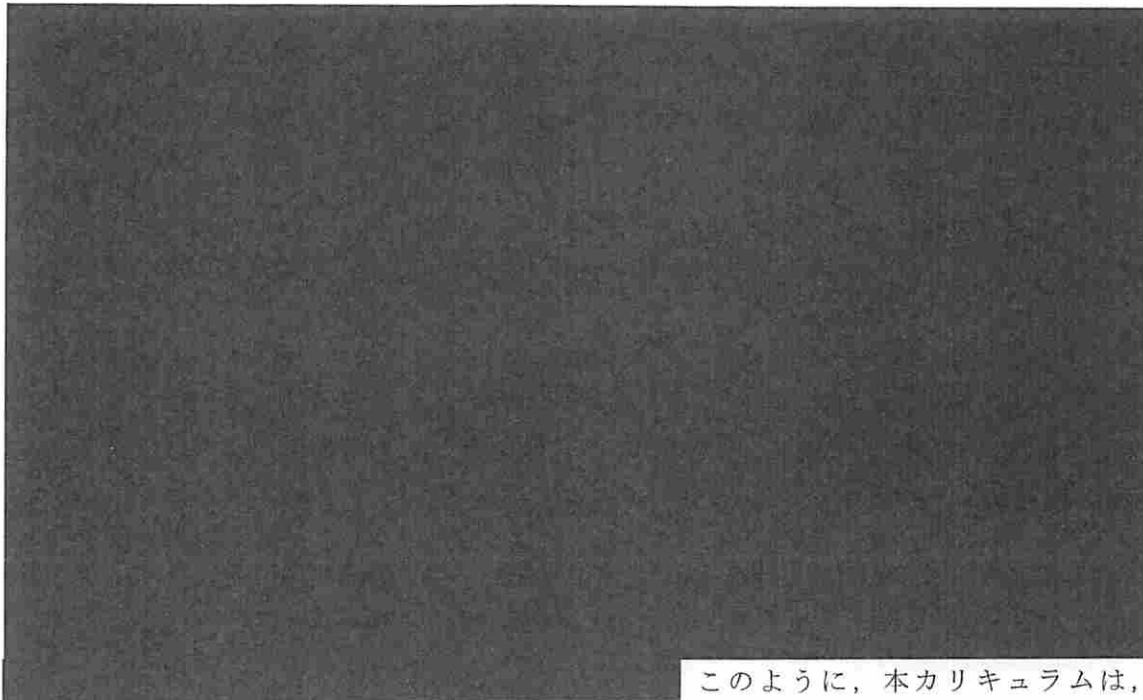
#### (1) 総説



#### (2) 事案の概要



(3) 演習内容等



このように，本カリキュラムは，実務家としての基礎的かつ実践的な思考力，状況に応じた問題解決能力の養成を目的とするものであり，法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

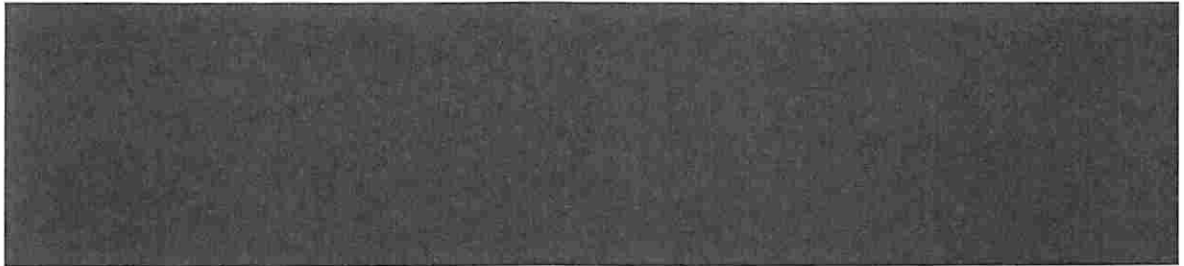
## II 民事弁護

### 1 講義（和解条項）

#### (1) 実施の概要



#### (2) 講義の目的



### 2 問題研究 1, 2

#### (1) 実施内容

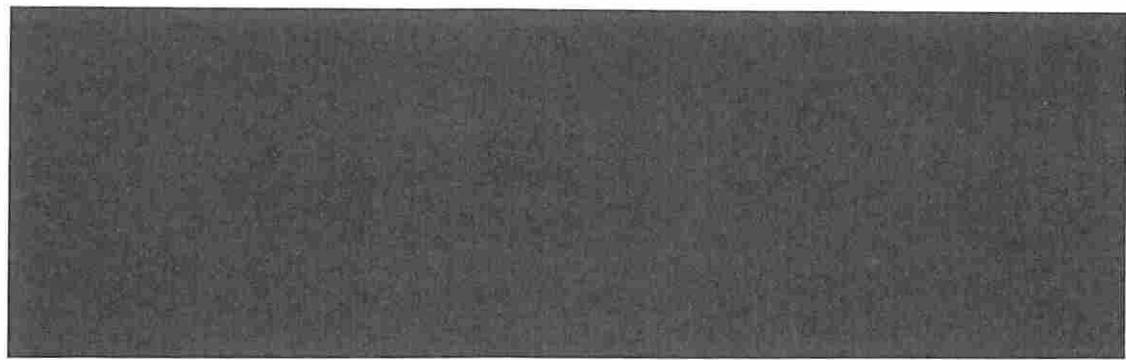


#### (2) 事案の概要



#### (3) 研究事項等





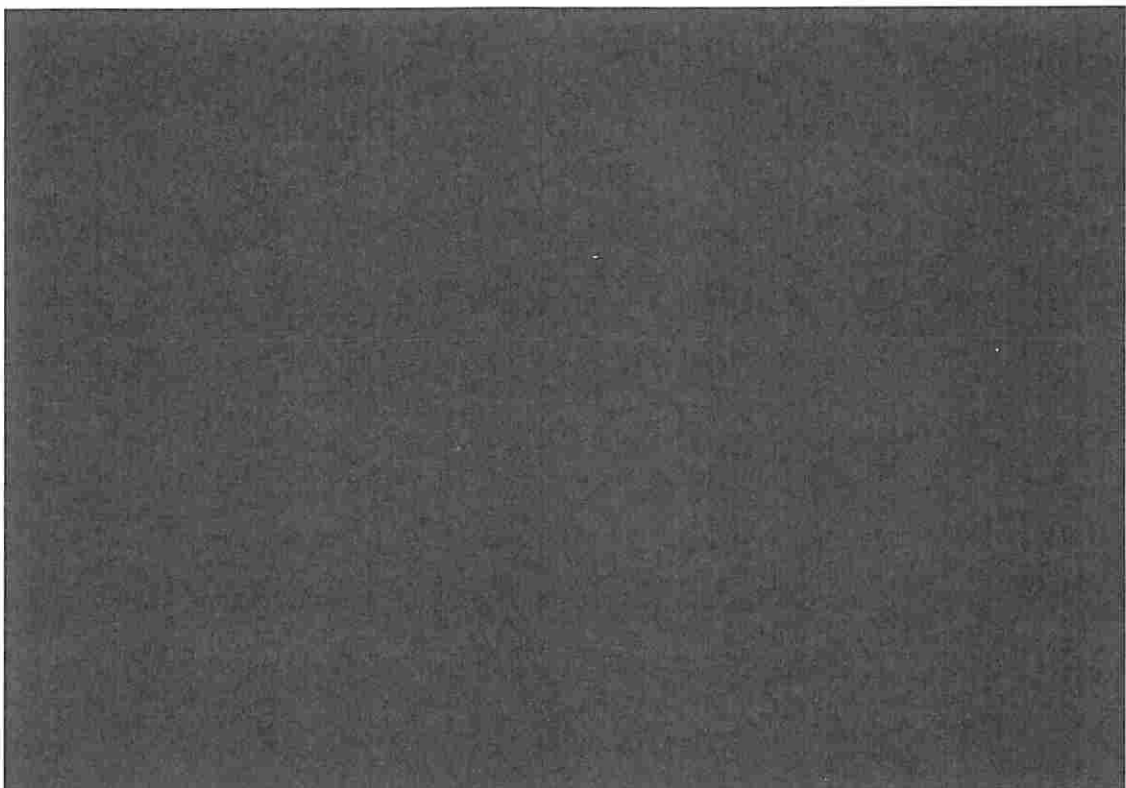
3 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要



イ 起案事項等



(2) 起案 2

ア 事案の概要



イ 起案事項等

4 演習（法律相談）

(1) 実施の概要

(2) 演習の目的

法律相談は、受任に先立つ行為として、受任の可否、事案解決の見込み、処理方針などを判断し、かつ、依頼者に対して、事案処理方針の説明、報酬等の説明をした上で、弁護士委任契約の締結などを行う重要なステージである。また、依頼者から適切に事案の本質を聴き出し、かつ、依頼者との信頼関係を醸成する重要な場でもある。

[Redacted]

(3) 事案の概要

ア ケース 1

[Redacted]

イ ケース 2

[Redacted]

(4) 実施内容

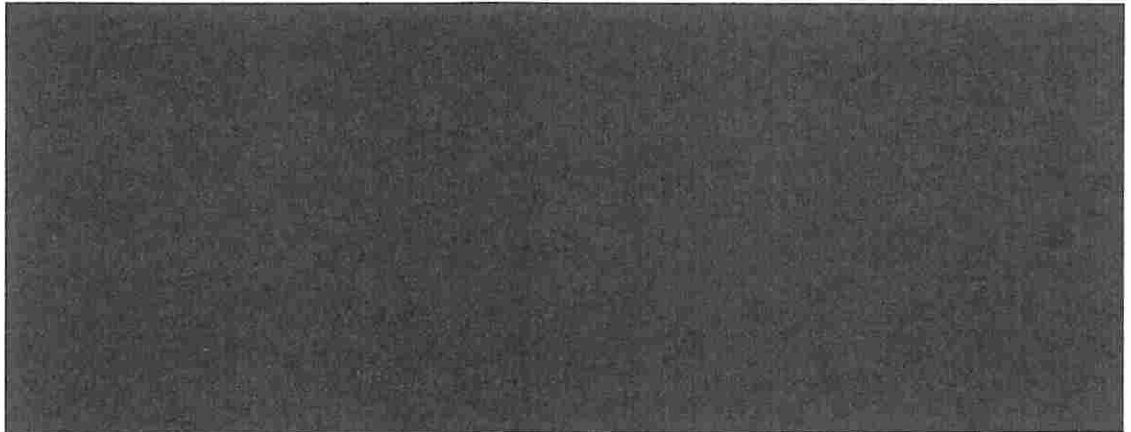
[Redacted]

### Ⅲ 民事共通

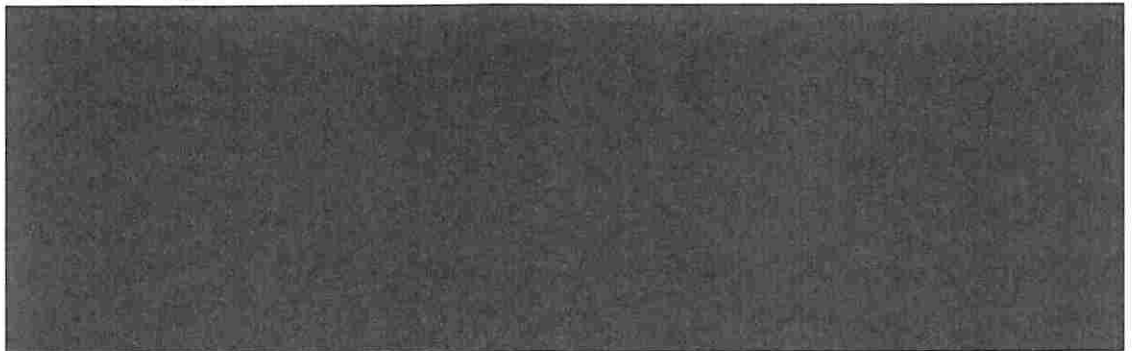
#### 1 民事共通演習 1 から 4 まで

##### (1) 総説

###### ア 趣旨

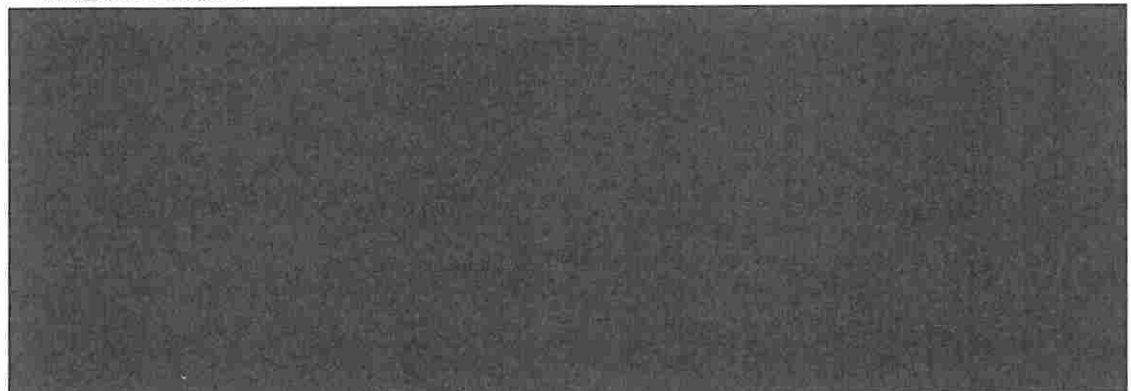


###### イ 事案の概要



##### (2) 民事共通演習 1 (口頭弁論)

###### ア 課題及び実演等



###### イ 講評



(3) 民事共通演習 2 (弁論準備手続期日)

ア 課題及び実演等



イ 講評等



(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨



イ 事前準備等



ウ 交互尋問等



エ 講評等



(ア) 外部講師 (裁判所職員総合研修所教官) による講評



(イ) 教官による講評



(ウ) 事実認定討論





(5) 民事共通演習 4 (判決)

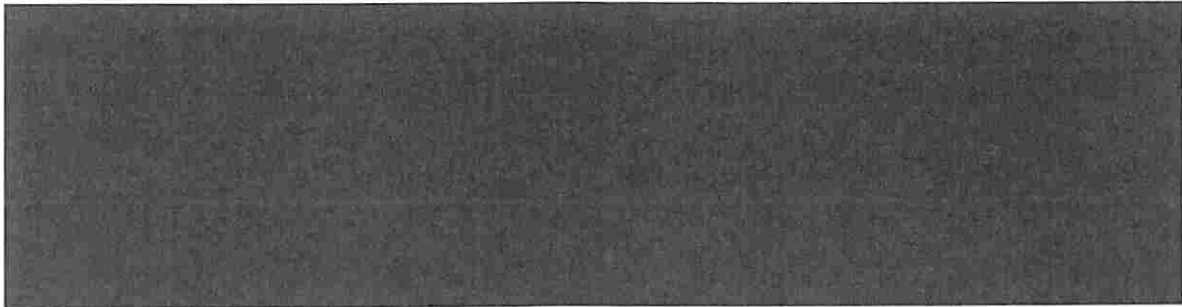
ア 判決



イ 講評



2 民事共通問題研究 (和解)

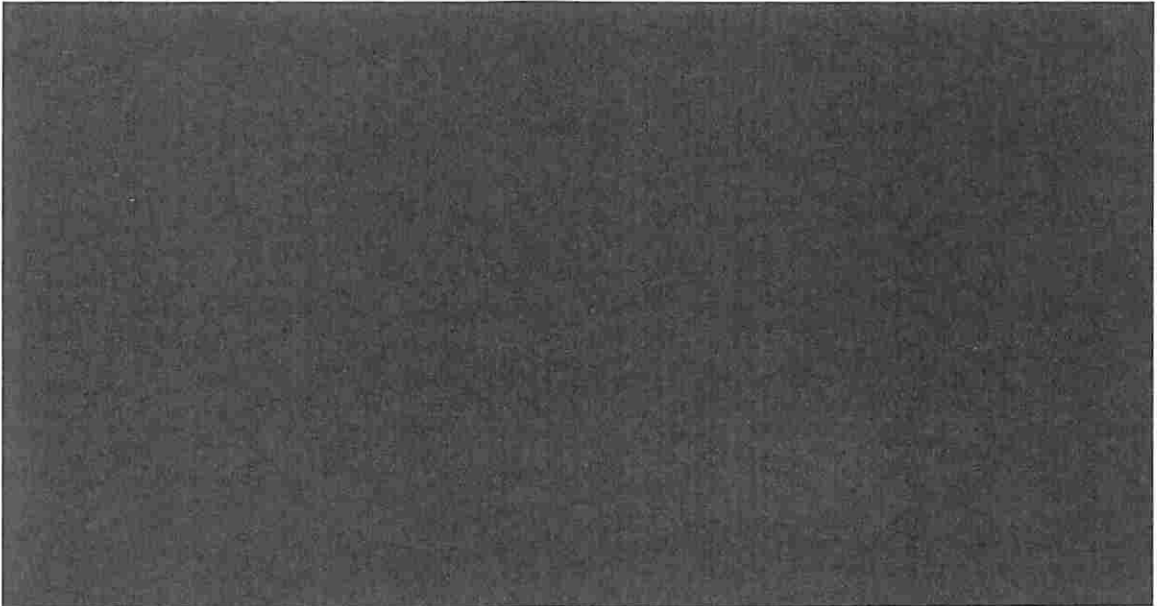


## 第2 刑事関係科目

### I 刑事裁判

#### 1 起案

##### (1) 総説



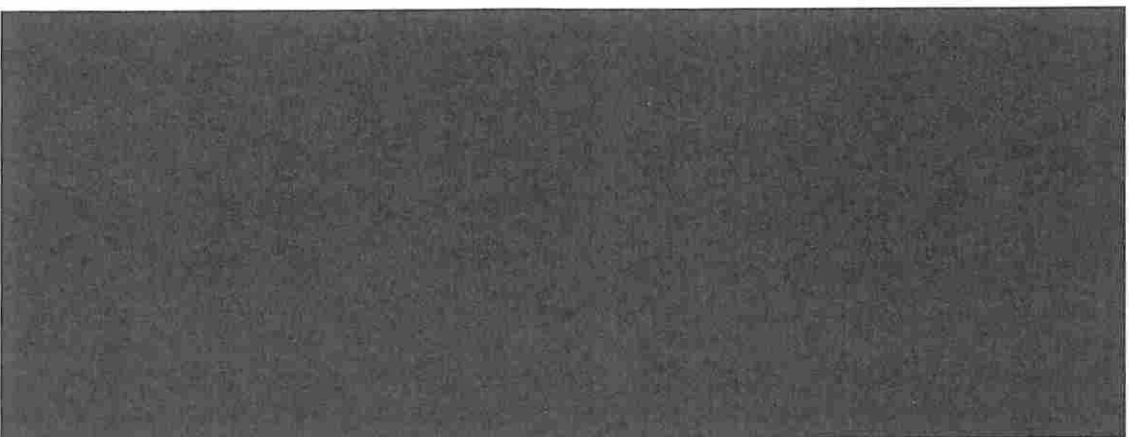
なお、いずれの設問についても、書式、形式等を要求するものではないし、単なる知識を問うものでもなく、新司法修習における指導理念に対応した、法曹としての活動に共通して必要となる汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いて出題している。

##### (2) 起案1

###### ア 事案の概要



###### イ 起案事項



[Redacted]

ウ 講評

[Redacted]

(3) 起案 2

ア 事案の概要

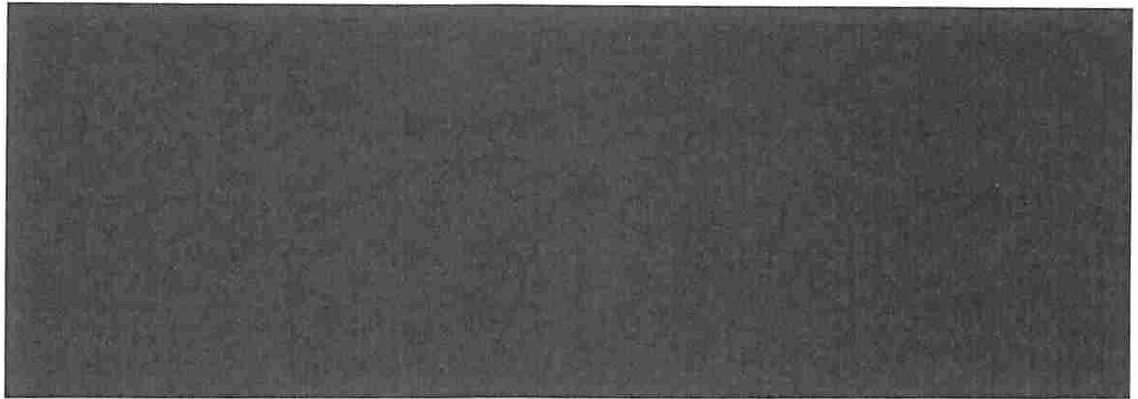
[Redacted]

イ 起案事項

[Redacted]

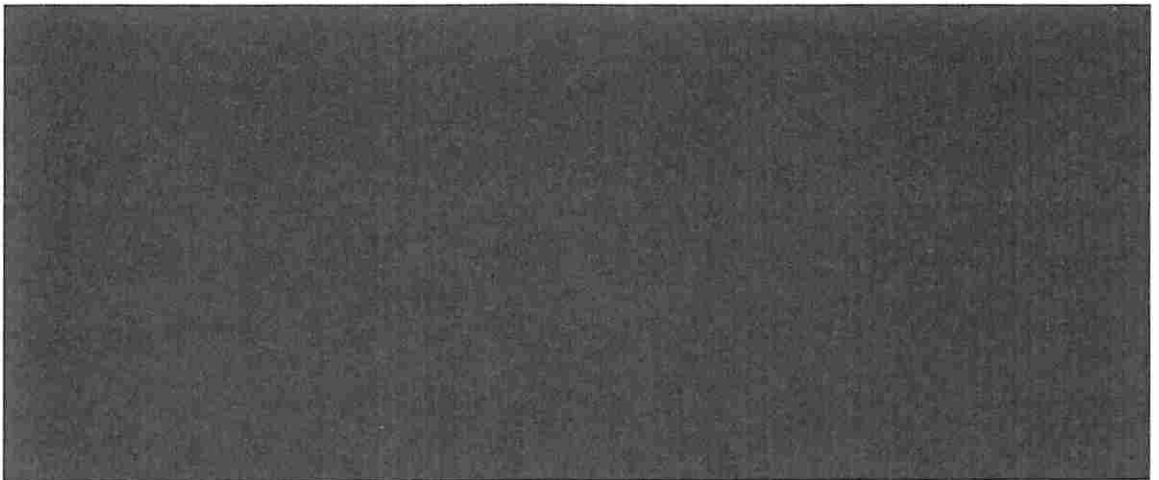
ウ 講評

[Redacted]

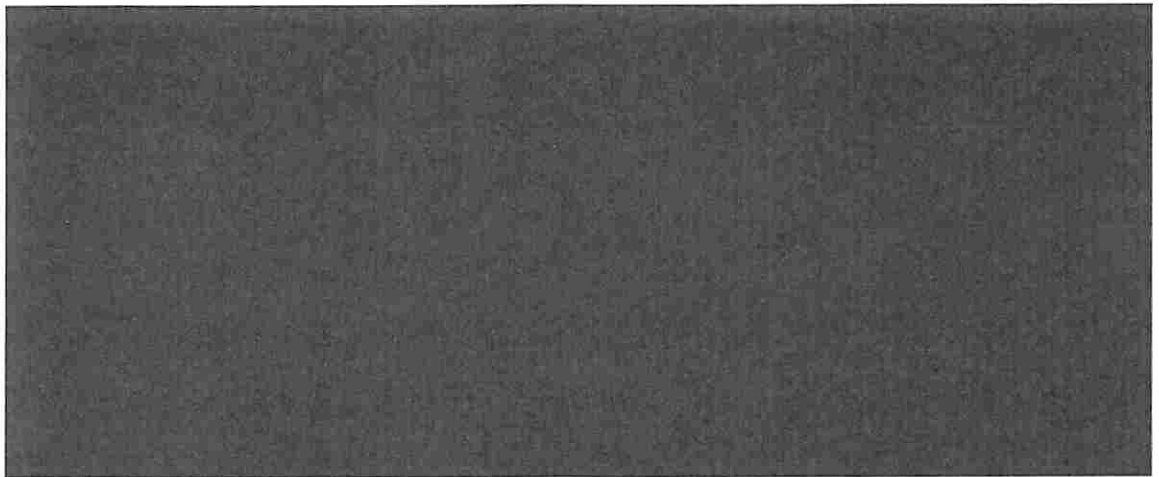


## 2 問題研究

### (1) 指導目標



### (2) 実施内容



### (3) 6 9 期における変更点





## Ⅱ 検 察

### 1 起案

#### (1) 検察起案の概要



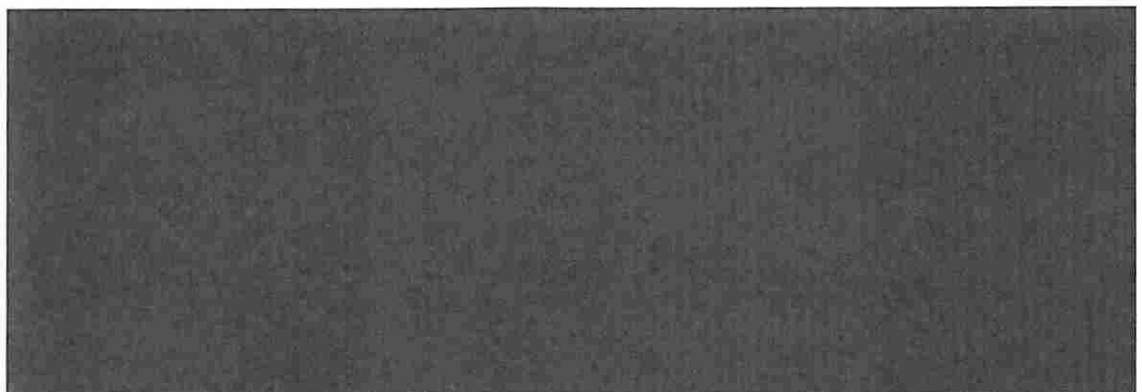
司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する問題についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

#### (2) 起案 1

##### ア 事案の概要

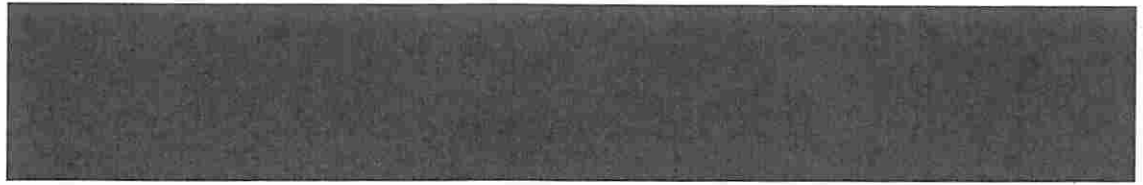


##### イ 起案事項等



##### ウ 講評





(3) 起案 2

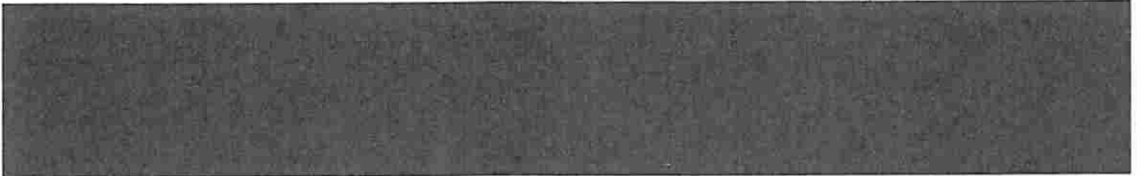
ア 事案の概要



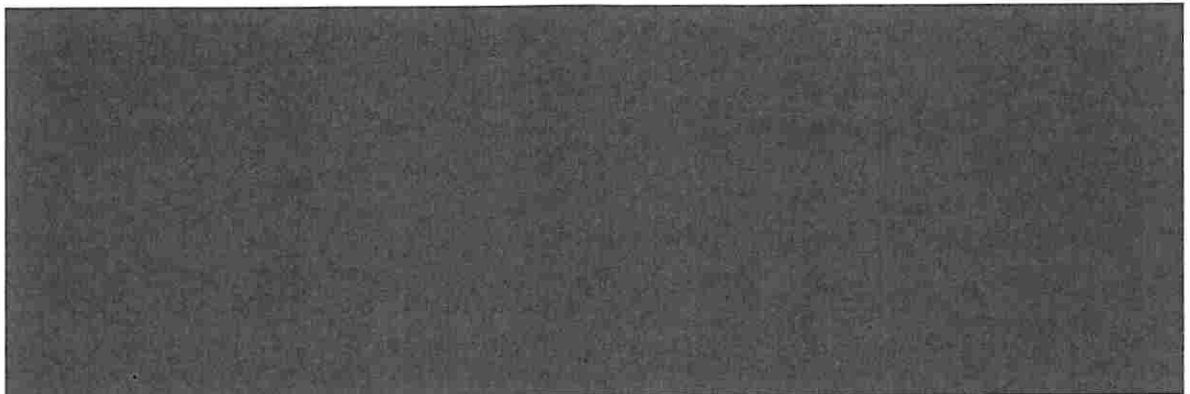
イ 起案事項等



ウ 講評



2 問題研究（被害者保護）  
指導目標及び実施内容等

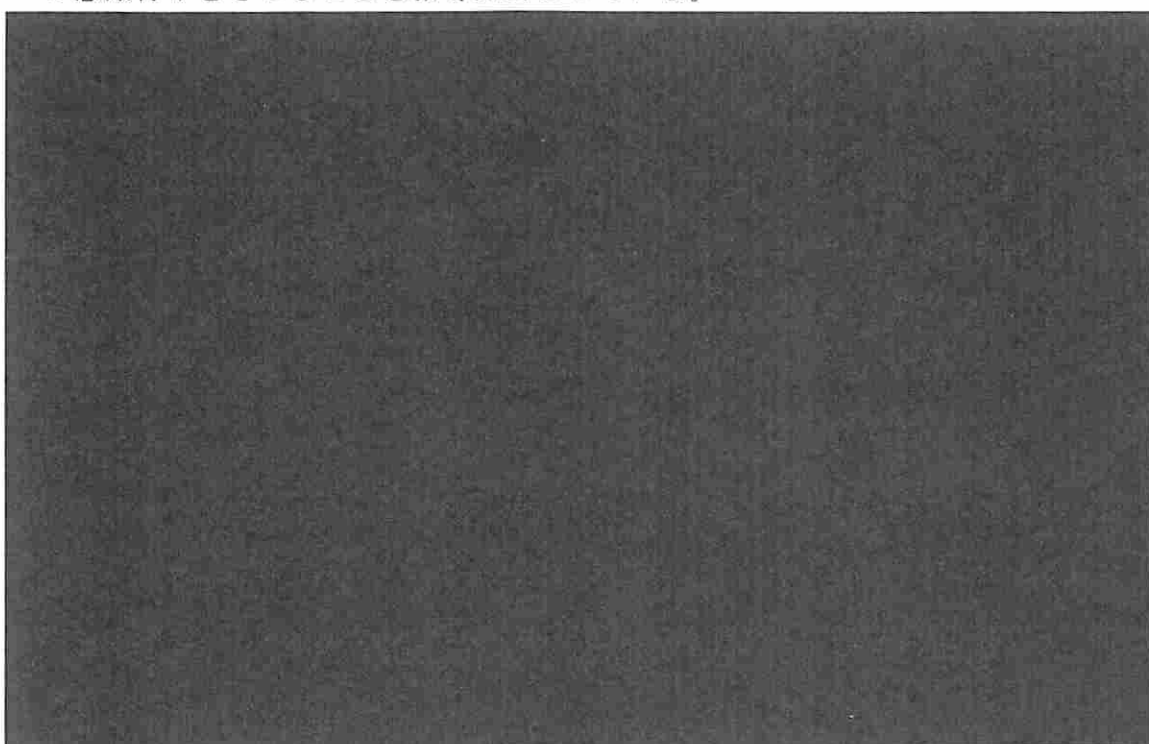


### Ⅲ 刑事弁護

#### 1 起案

##### (1) 総説

刑事弁護教官室は、修習生に対して、具体的な刑事事件に基づきケース・セオリー（弁護人の求める結論が正しいことを導く論拠）を確立する弁護活動の基本を指導し、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えさせることにより、弁護人としての基本的な能力・技術、さらには、法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得させるとともに、法曹資格取得後の自己研鑽への意識付けをさせることを指導方針としている。



##### (2) 起案 1

###### ア 事案の概要

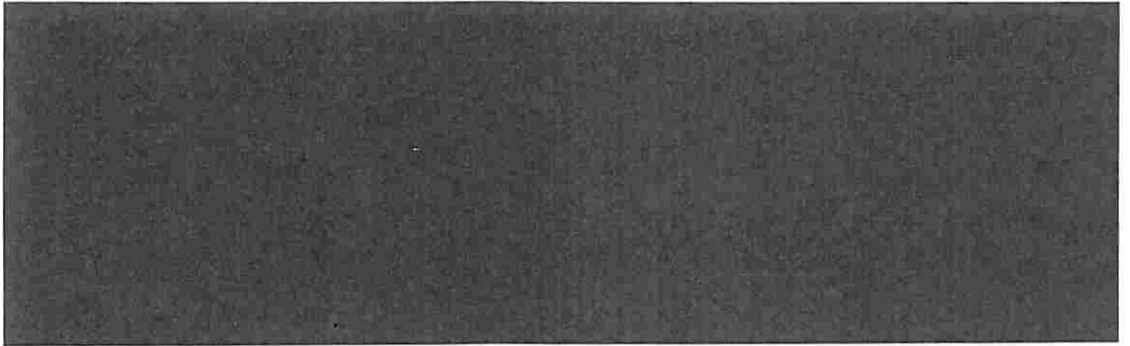


###### イ 起案事項





ウ 講評

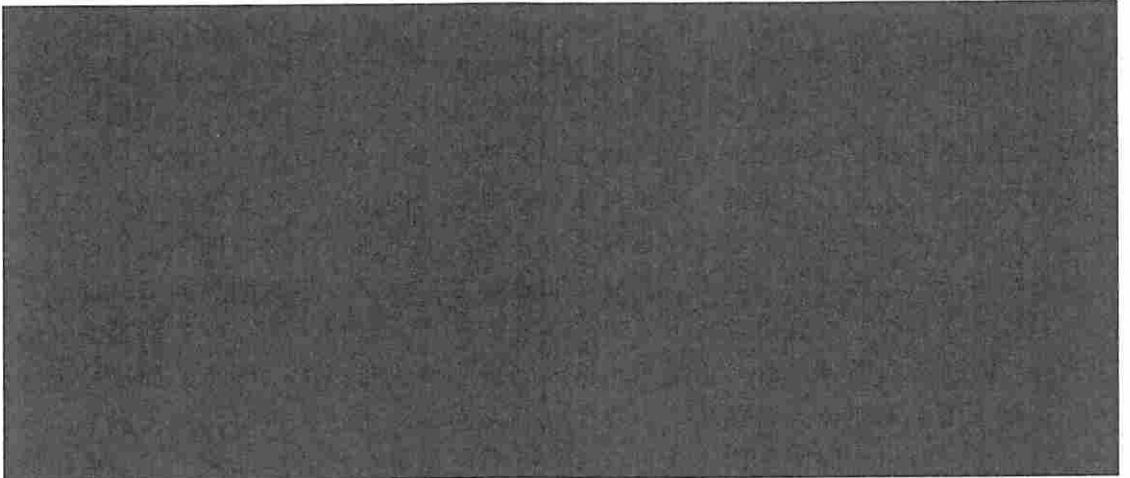


(3) 起案 2

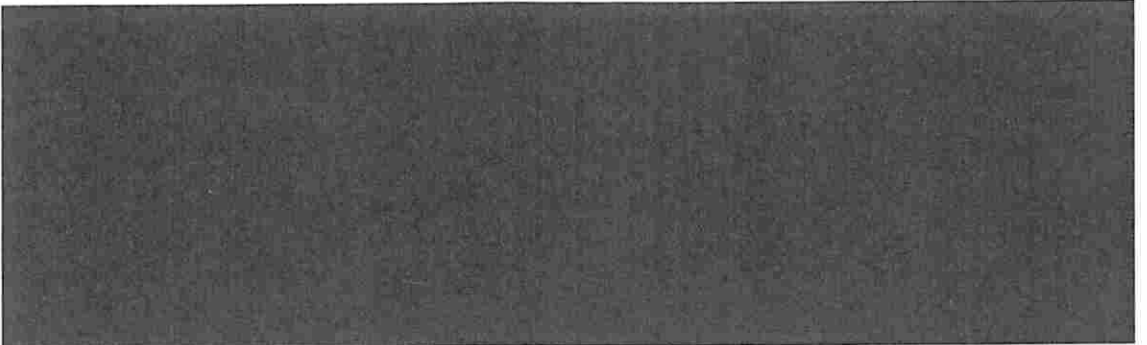
ア 事案の概要



イ 起案事項



ウ 講評

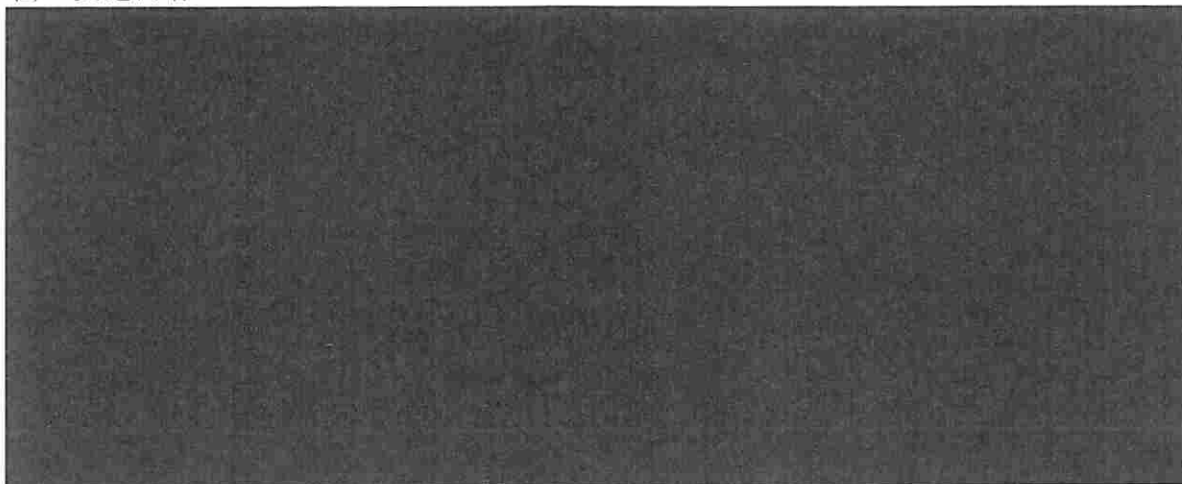


2 問題研究（量刑弁護活動）

(1) 指導目標



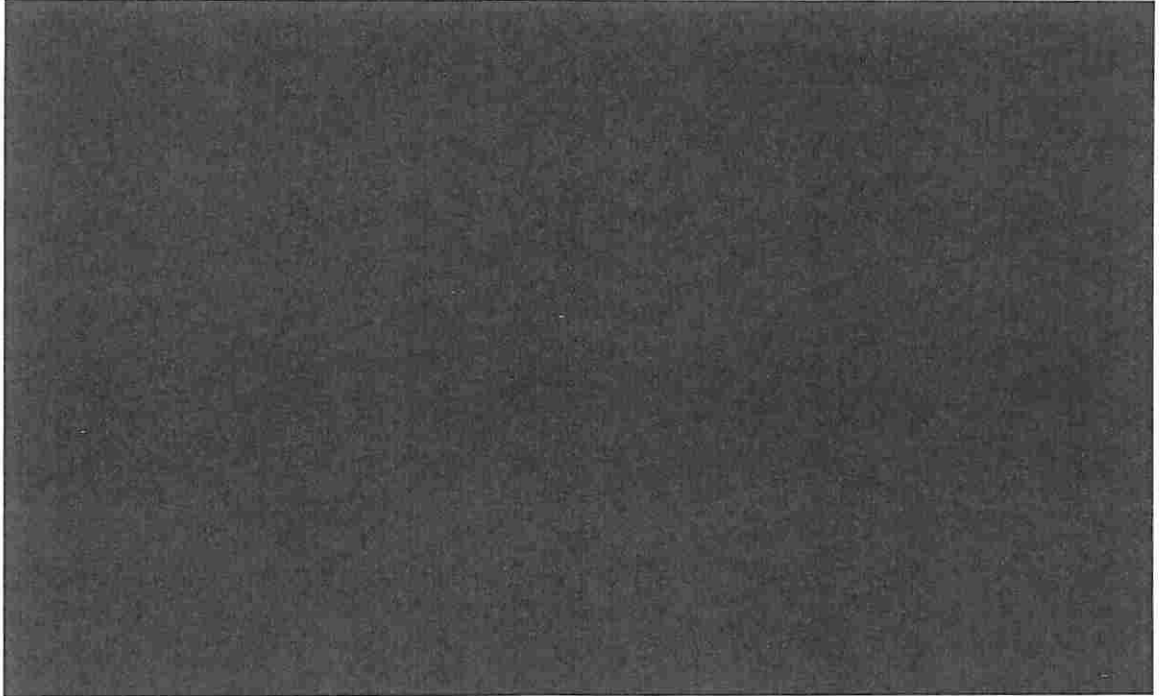
(2) 実施内容



#### IV 刑事共通

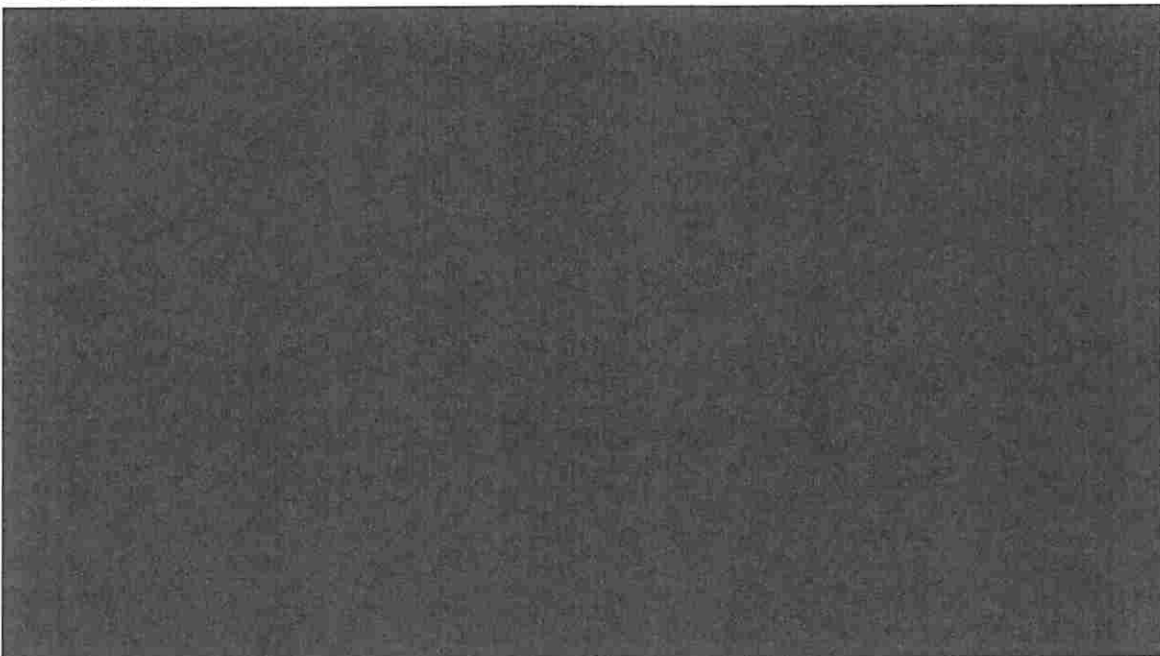
##### 1 刑事共通演習

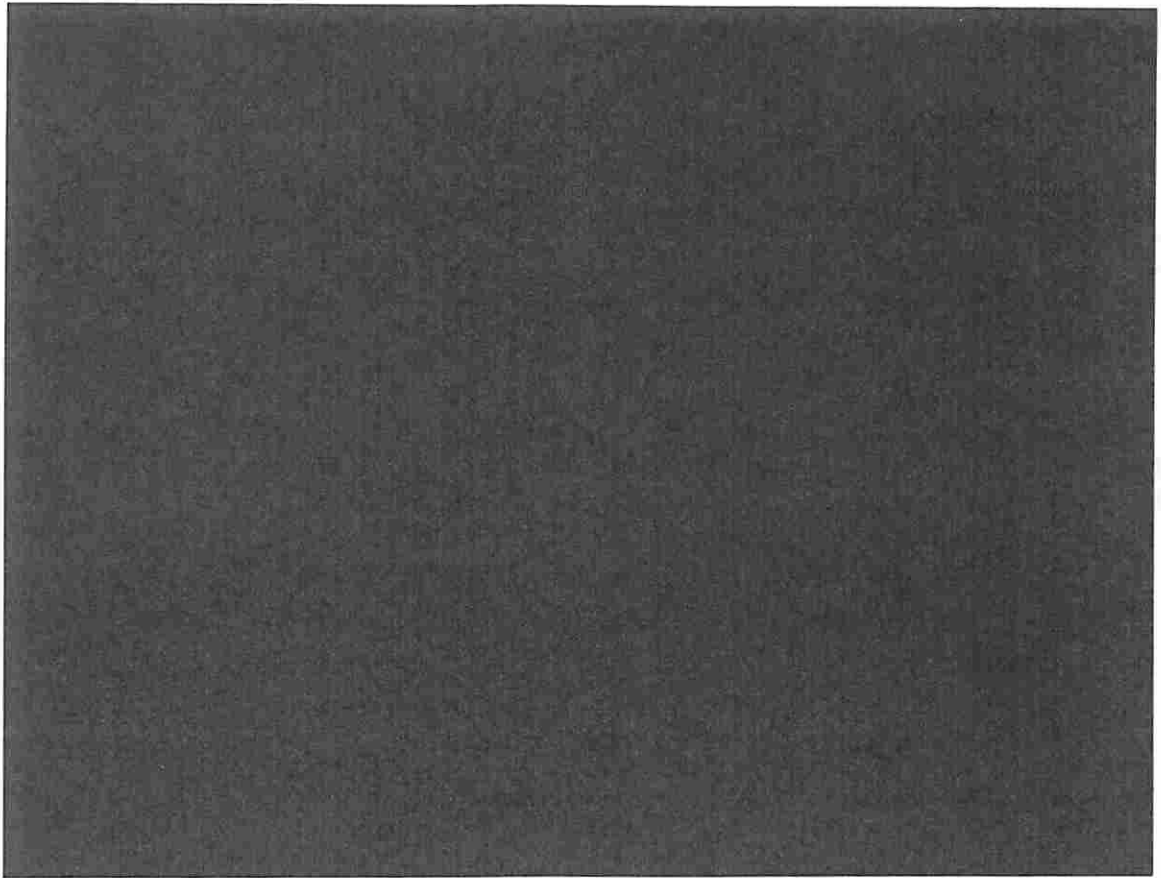
###### (1) 指導目標



これらの演習を通じ，的確な争点整理を行う上での必要な視点を提供し，これにより，法曹としての活動に共通して必要とされる汎用性のある基礎的な能力を修得させるよう努めた。

###### (2) 実施内容





2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標



(2) 実施内容



### 第3 その他の共通科目等

#### I 全科目共通

特別講義「国際人権法の理論と実践」

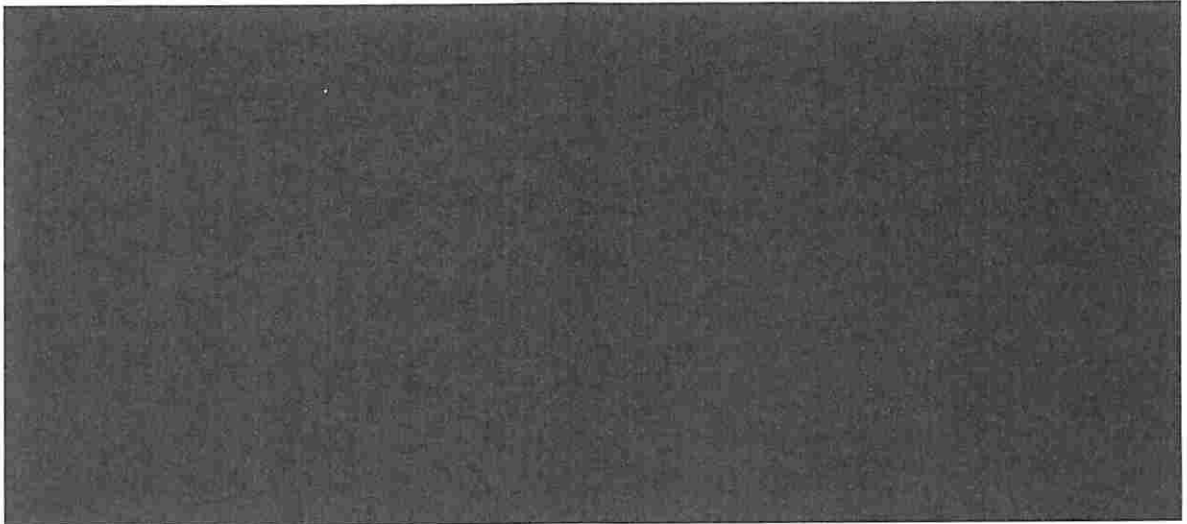
講師 弁護士（第一東京弁護士会） 上柳敏郎氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

第69期においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権が全科目共通講義となっている理由や、国際人権法の国内的・国際的实施等について、国際NGOの活動に関するロールプレイ及び講演を行った。

#### II 弁護共通

演習「弁護士倫理」



平成27年度(第69期)司法修習生

### A班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。  
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)															
29	月	民裁起案1講評			26	月	刑弁起案2講評		刑裁起案2講評															
30	火	全共特別講義	刑弁起案1講評		27	火	刑裁起案2講評	検察起案2講評																
31	水	民共演習1(口頭弁論期日)		刑共演習(証換開示等)	28	水	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評																
9/1	木	刑共演習(争点整理等)			 <b>選択型実務修習</b> 																			
2	金	刑共演習(尋問)																						
5	月	民裁起案2(即日)																						
6	火	刑共問題研究 (情状・量刑)	刑裁起案1講評																					
7	水	刑弁問題研究	民共演習2(弁論準備手続期日)																					
8	木	民共問題研究(和解)	検察起案1講評		11/18	金	考試																	
9	金	刑弁起案2(即日)			12	月	検察問題研究 (被害者保護)	民弁起案1講評		21	月	考試												
8/16	火	民裁講義		民弁講義(和解条項)	13	火	刑裁起案2(即日)			22	火	考試												
17	水	民弁問題研究1			14	水	民弁起案2(即日)			23	水	勤労感謝の日												
18	木	刑弁起案1(即日)			15	木	検察起案2(即日)			24	木	考試												
19	金	民裁起案1(即日)			16	金	民共演習3準備	民共演習(争点整理)		25	金	考試												
22	月	刑裁起案1(即日)			19	月	敬老の日			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>凡例</b> </div> <table style="font-size: small; margin-top: 5px;"> <tr> <td>民裁・・・民事裁判</td> <td>民共・・・民事共通</td> </tr> <tr> <td>刑裁・・・刑事裁判</td> <td>刑共・・・刑事共通</td> </tr> <tr> <td>民弁・・・民事弁護</td> <td>全共・・・全科共通</td> </tr> <tr> <td>刑弁・・・刑事弁護</td> <td>弁共・・・弁護共通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(即日)・・・即日起家</td> </tr> </table> <p>(28.3.15 司研企二印)</p>					民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通	刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通	民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通	刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通		(即日)・・・即日起家
民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通																							
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通																							
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通																							
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通																							
	(即日)・・・即日起家																							
23	火	刑裁問題研究	民弁演習(法律相談)		20	火	民裁演習(争点整理)	弁共演習 (弁護士倫理)																
24	水	検察起案1(即日)			21	水	民裁起案2講評																	
25	木	民共演習1準備		民弁問題研究2	22	木	秋分の日																	
26	金	民弁起案1(即日)			23	金	民共演習3(交互尋問)																	

②

(平成29・2・16)

## 第69期集合修習B班カリキュラムの概要

司法研修所

## は し が き

平成27年度(第69期)司法修習生のうち、B班(実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山以外である者)を対象とする集合修習のカリキュラムは、14クラス編成で平成28年10月4日に開始され、同年11月16日に終了した。

第69期B班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成27年度(第69期)司法修習生B班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」(司法修習生指導要綱(甲)第1章第1)を修得させる観点から、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている(要綱(甲)第3章第1)。

このような趣旨を踏まえ、第69期B班においても、修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心としつつ(同第4の1)、従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず、より実質的に、書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がされているほか、ロールプレイングも含めた民事・刑事の様々な講義、演習、問題研究や法曹倫理、国際人権等に関する演習、講演なども実施された。

司法修習生指導担当者各位におかれては、本資料を今後の実務修習における指導の参考としていただきたい。

## 第1 民事関係科目

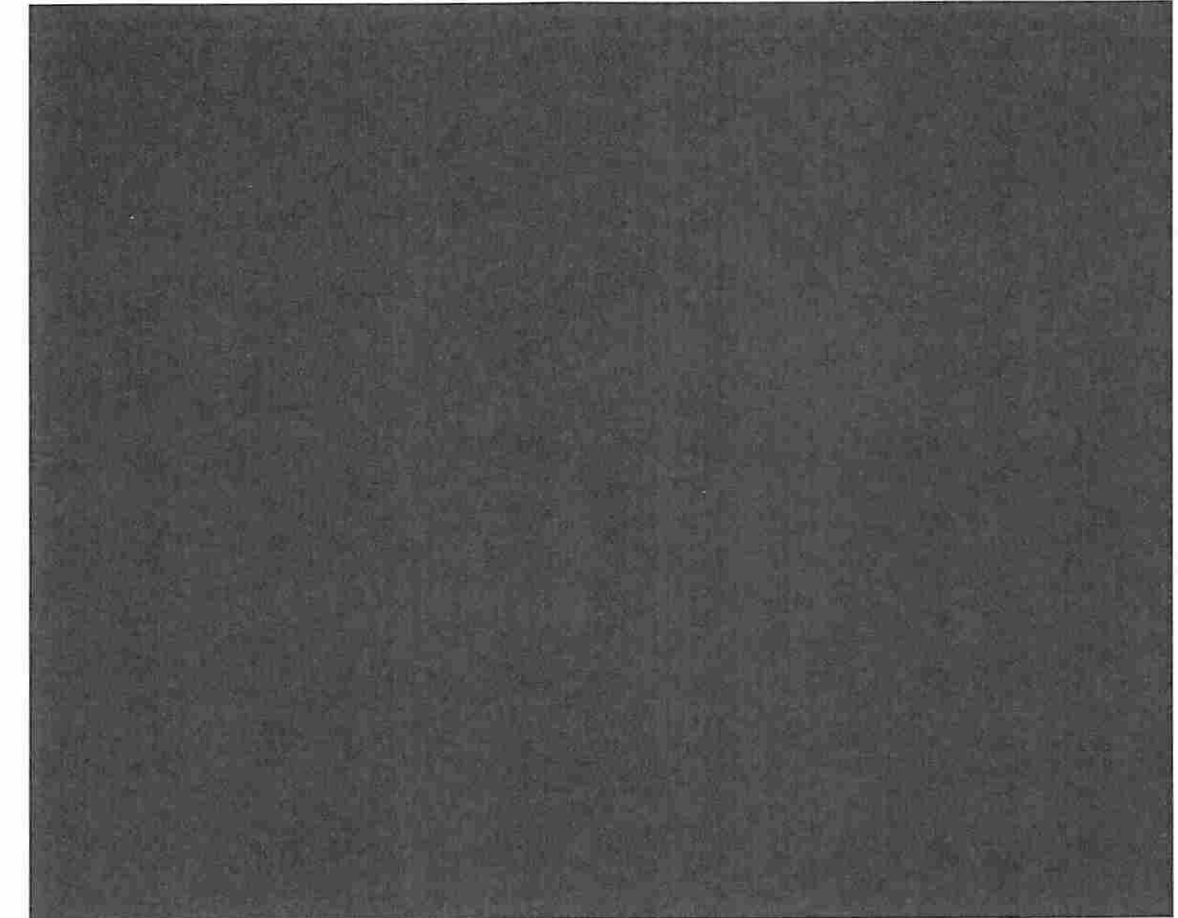
### I 民事裁判

#### 1 講義

集合修習の冒頭に、集合修習に向けてのガイダンスをし、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学修方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行った。

#### 2 起案

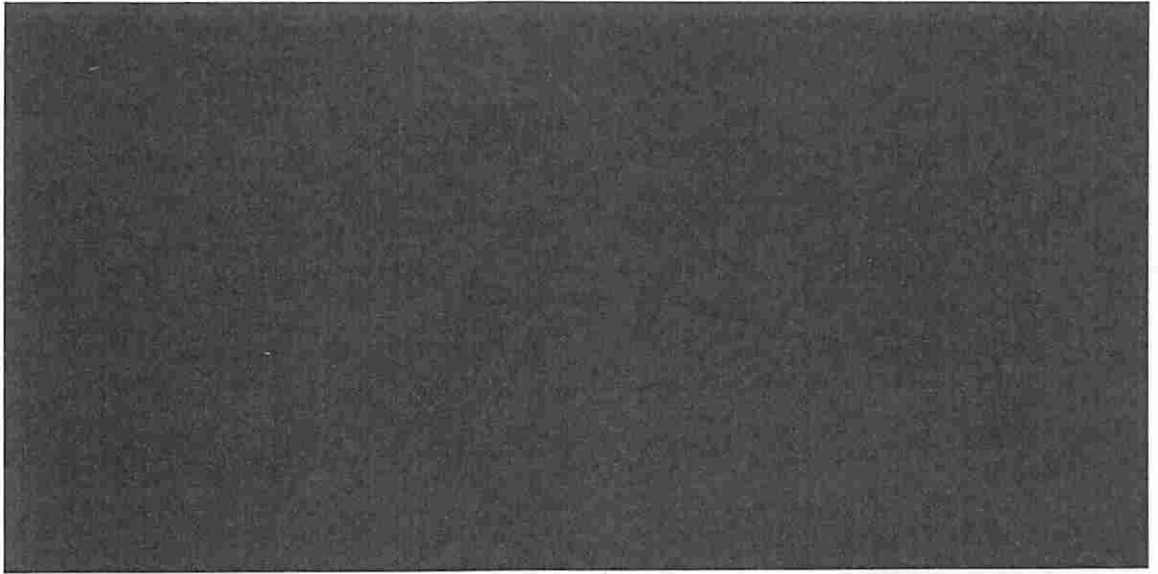
##### (1) 総説



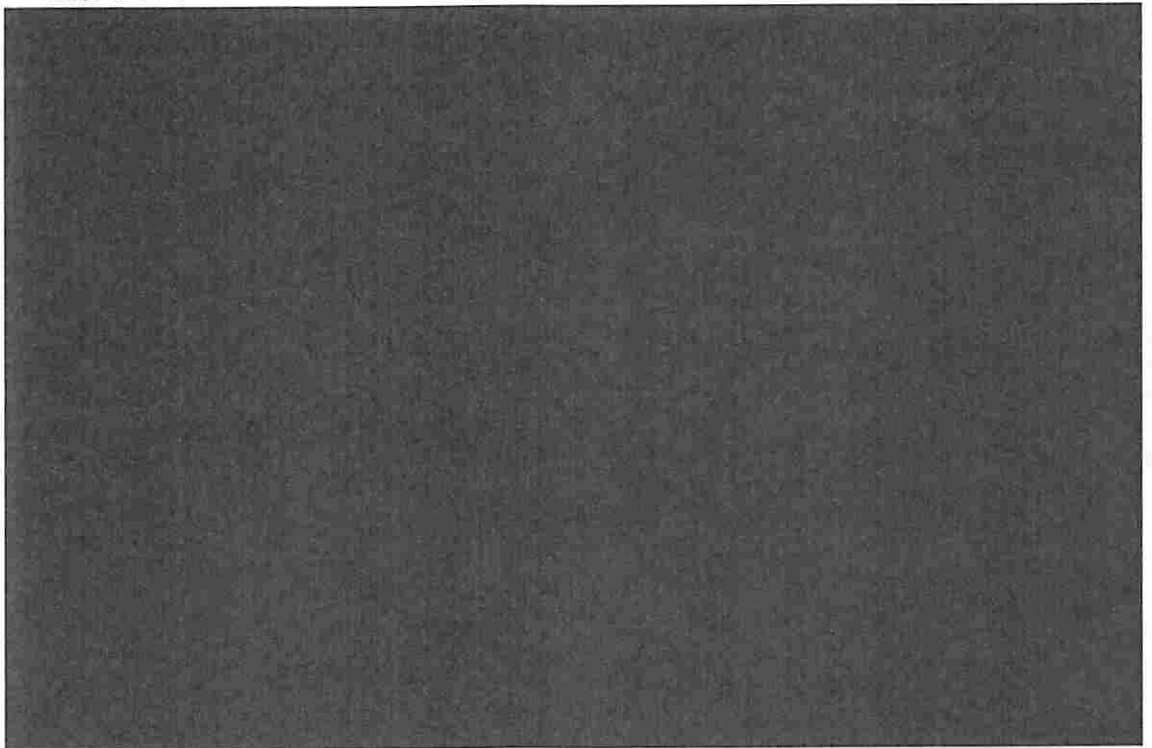
##### (2) 起案 1

###### ア 事案の概要





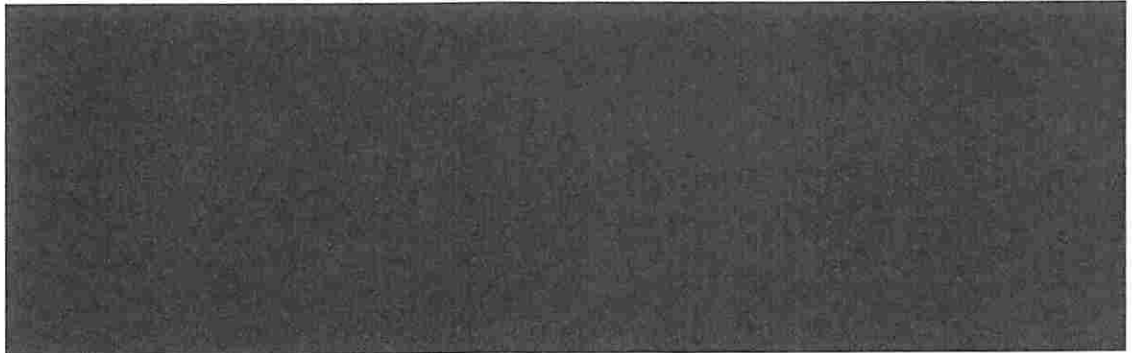
イ 起案事項等



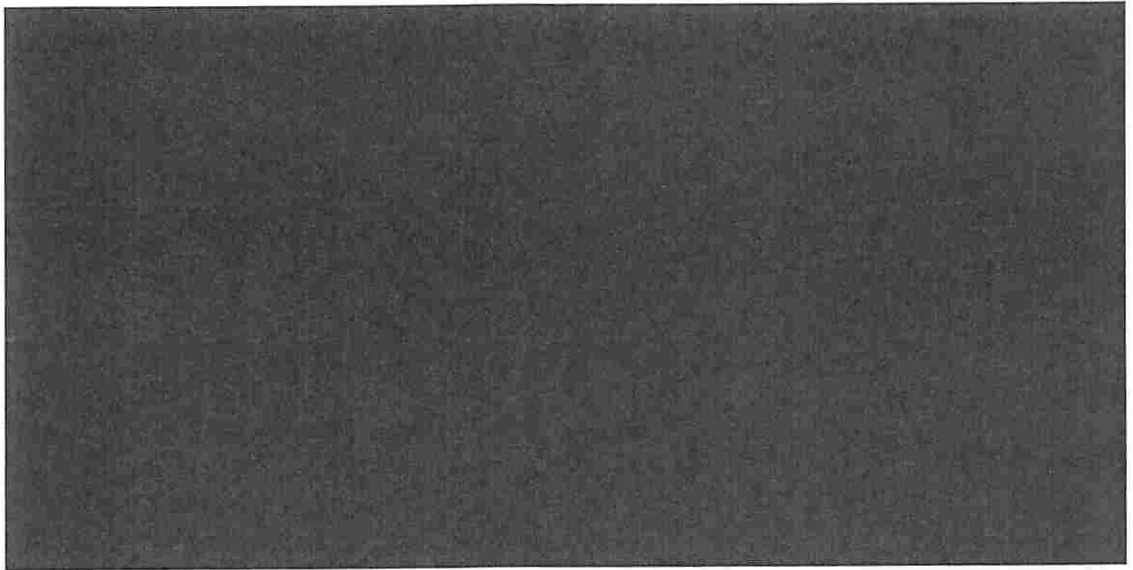
(3) 起案 2

ア 事案の概要



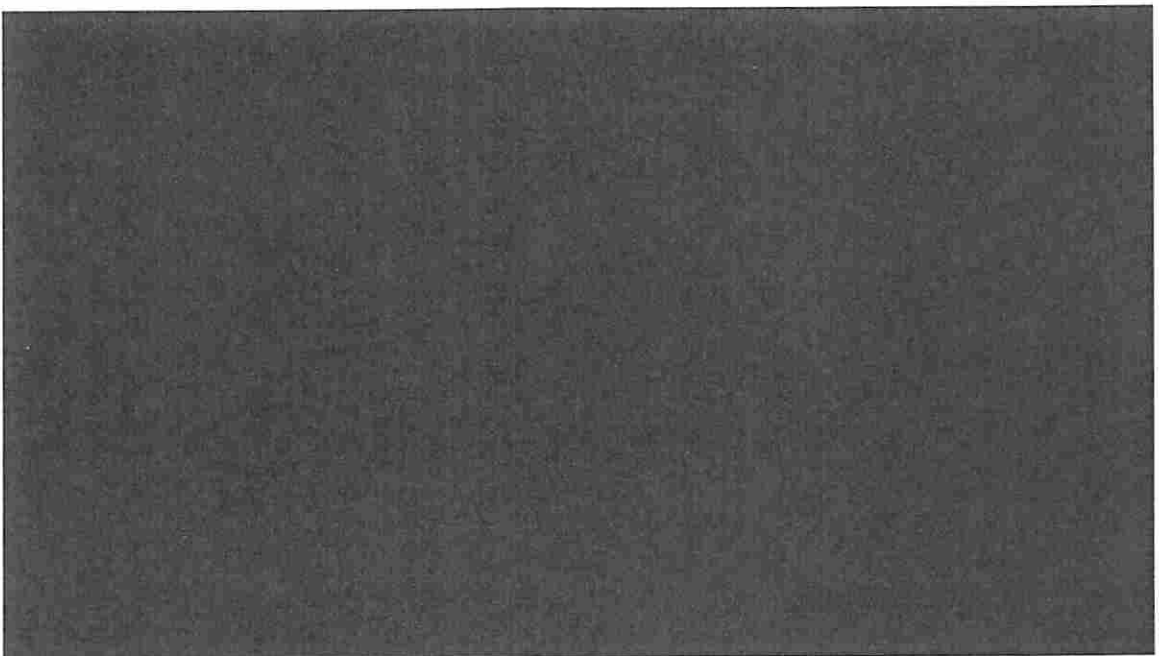


イ 起案事項等

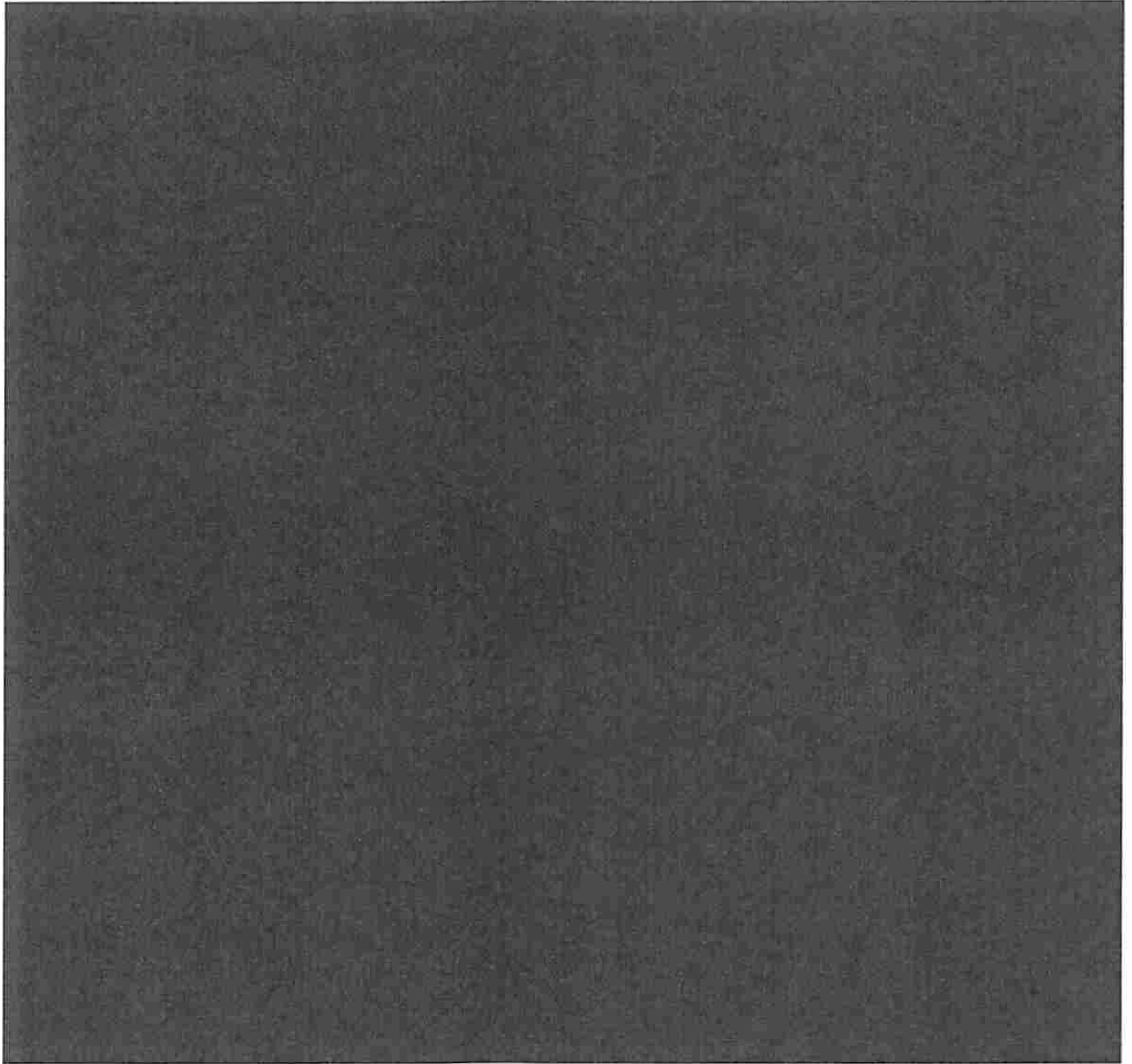


3 演習（争点整理）

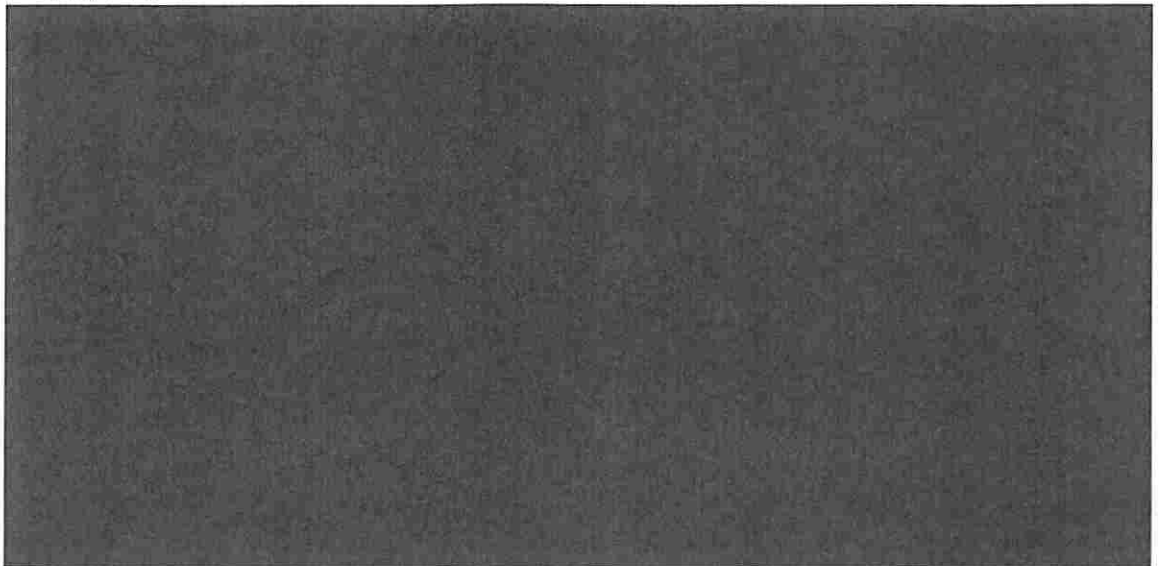
(1) 総説



(2) 事案の概要



(3) 演習内容等



このように、本カリキュラムは、  
実務家としての基礎的かつ実践的な思考力、状況に応じた問題解決能力の養成を  
目的とするものであり、法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

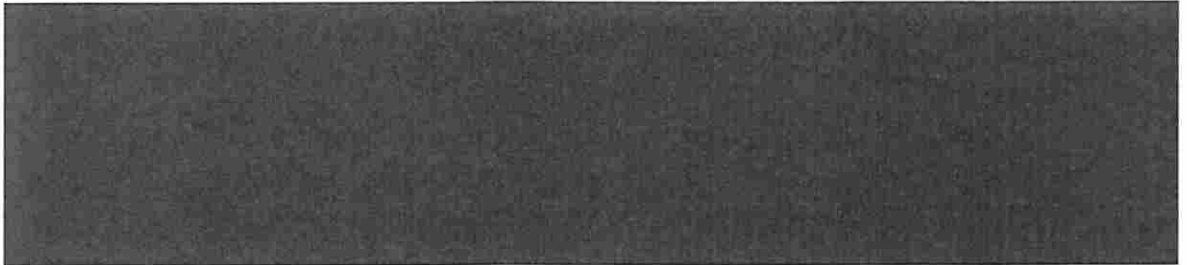
## Ⅱ 民事弁護

### 1 講義（和解条項）

#### (1) 実施の概要

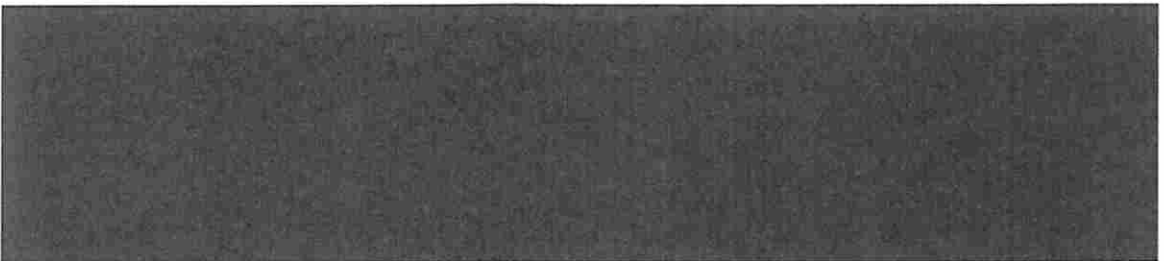


#### (2) 講義の目的



### 2 問題研究 1, 2

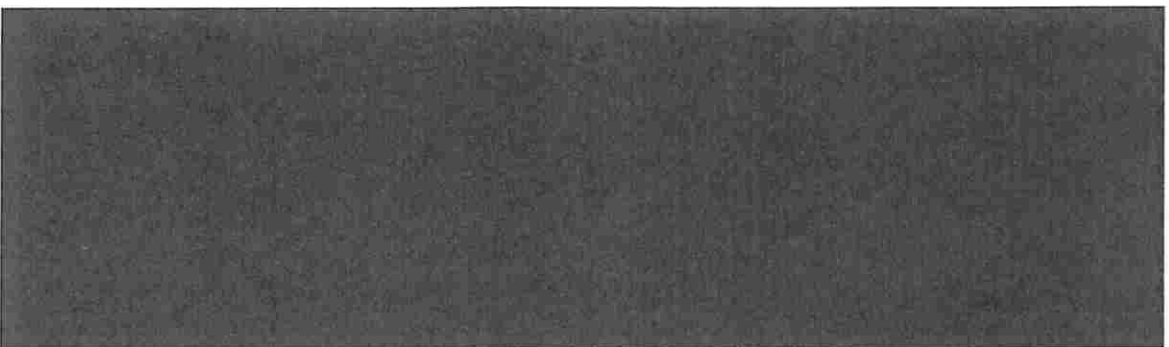
#### (1) 実施内容



#### (2) 事案の概要



#### (3) 研究事項等





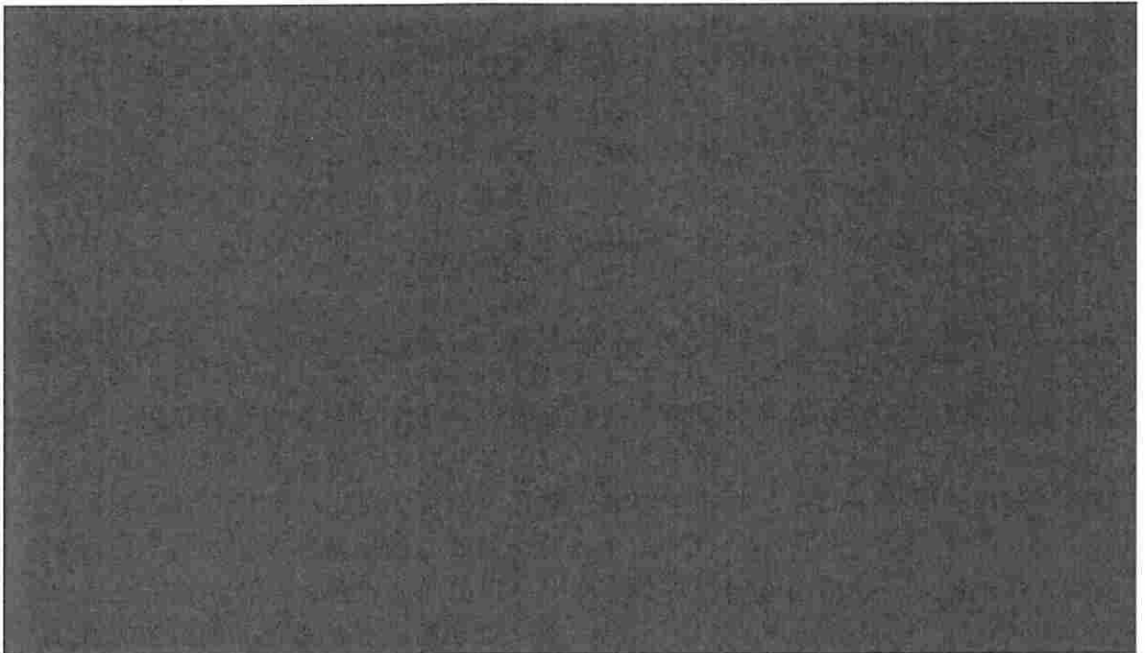
3 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要



イ 起案事項等

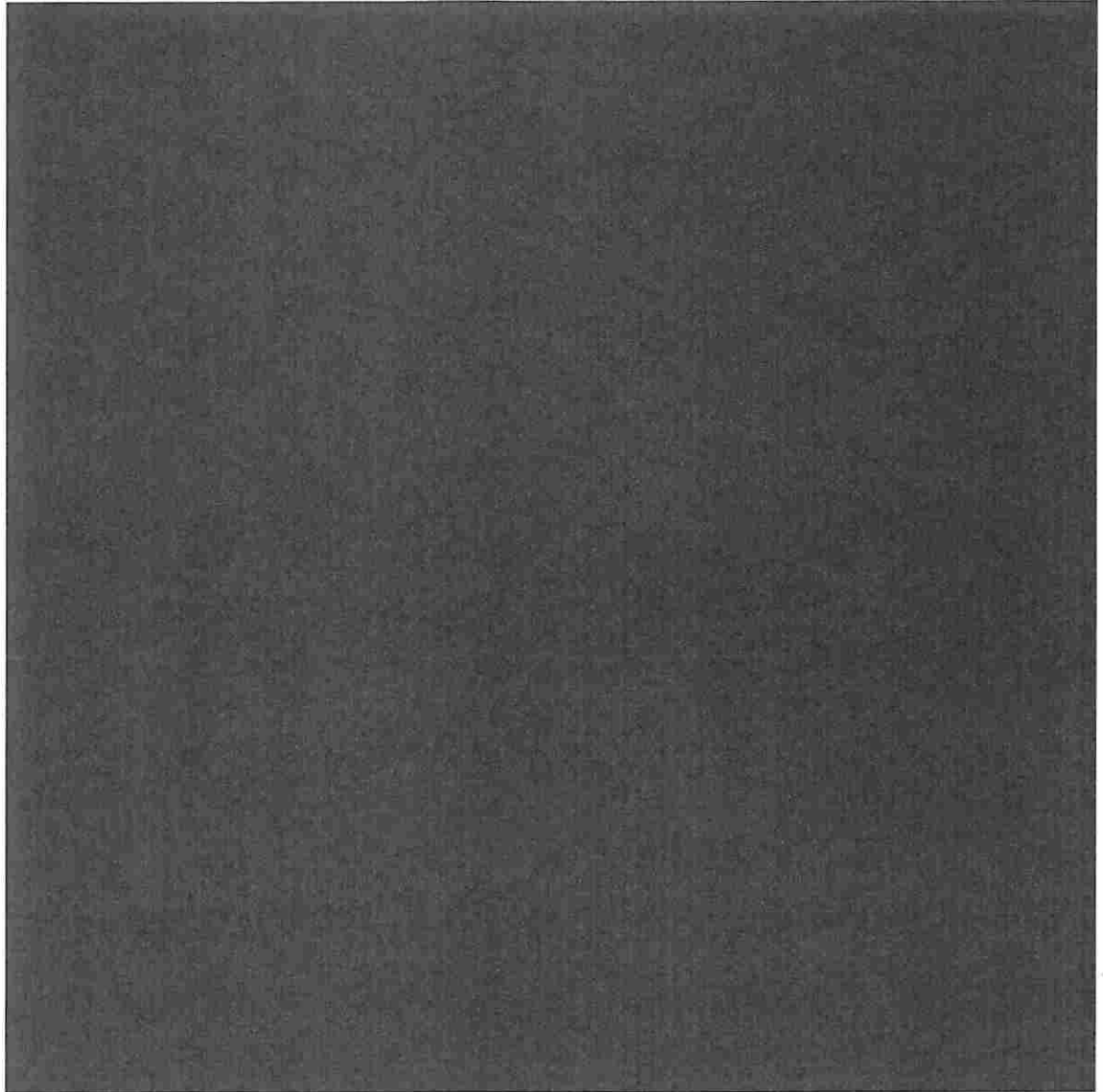


(2) 起案 2

ア 事案の概要



イ 起案事項等



4 演習（法律相談）

(1) 実施の概要



(2) 演習の目的

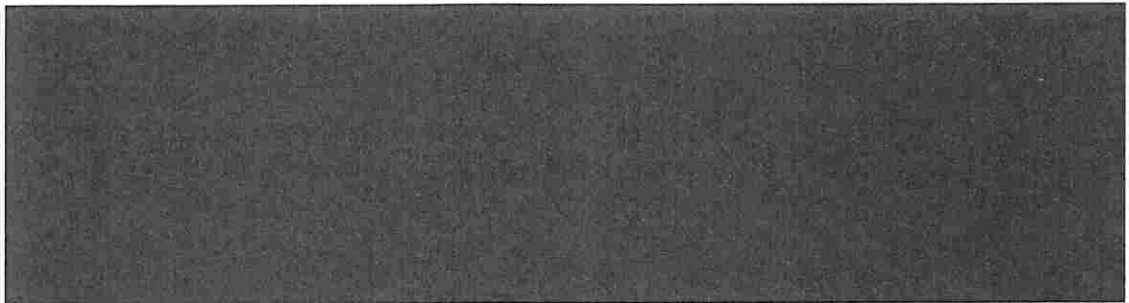
法律相談は、受任に先立つ行為として、受任の可否、事案解決の見込み、処理方針などを判断し、かつ、依頼者に対して、事案処理方針の説明、報酬等の説明をした上で、弁護士委任契約の締結などを行う重要なステージである。また、依頼者から適切に事案の本質を聴き出し、かつ、依頼者との信頼関係を醸成する重要な場でもある。



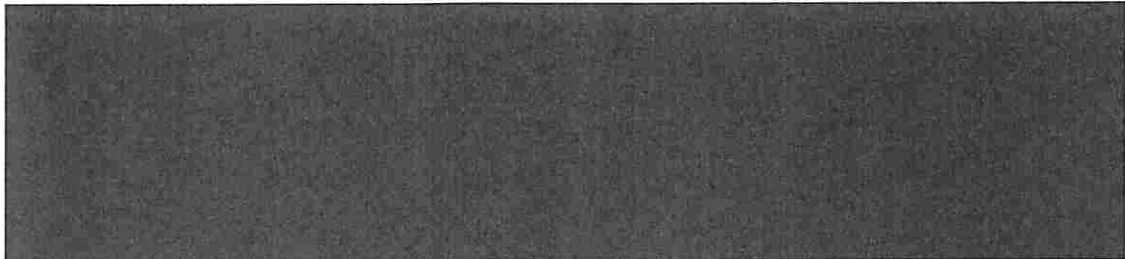


(3) 事案の概要

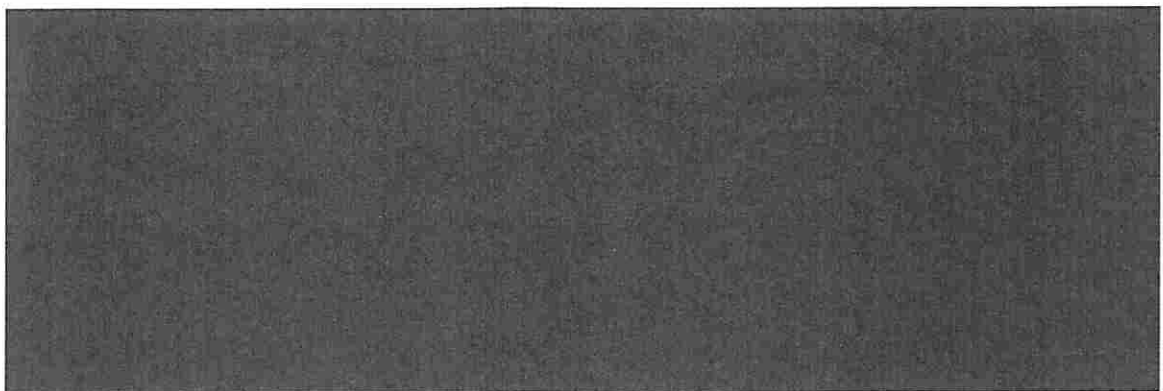
ア ケース 1



イ ケース 2



(4) 実施内容

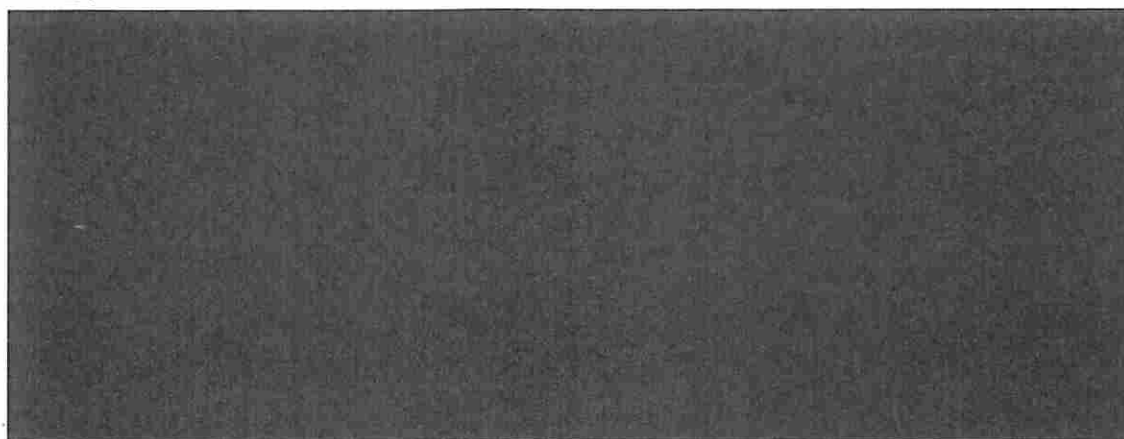


### Ⅲ 民事共通

#### 1 民事共通演習1から4まで

##### (1) 総説

###### ア 趣旨

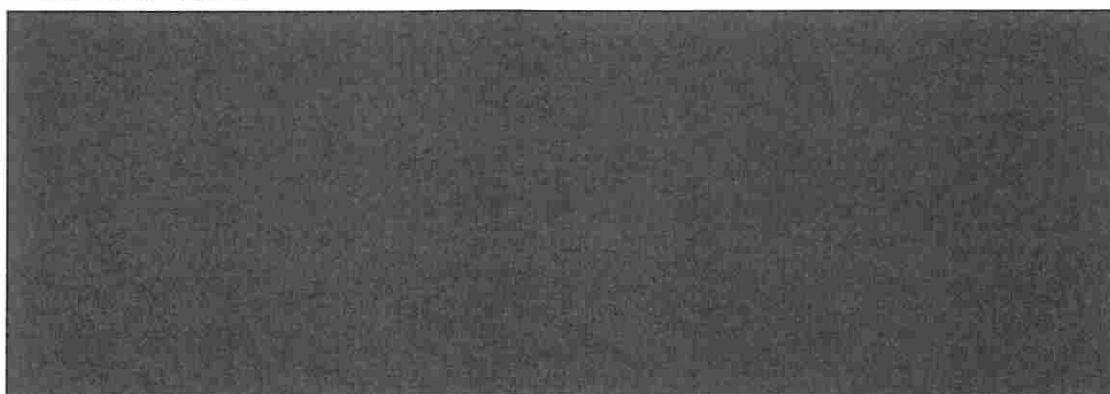


###### イ 事案の概要



##### (2) 民事共通演習1（口頭弁論）

###### ア 課題及び実演等

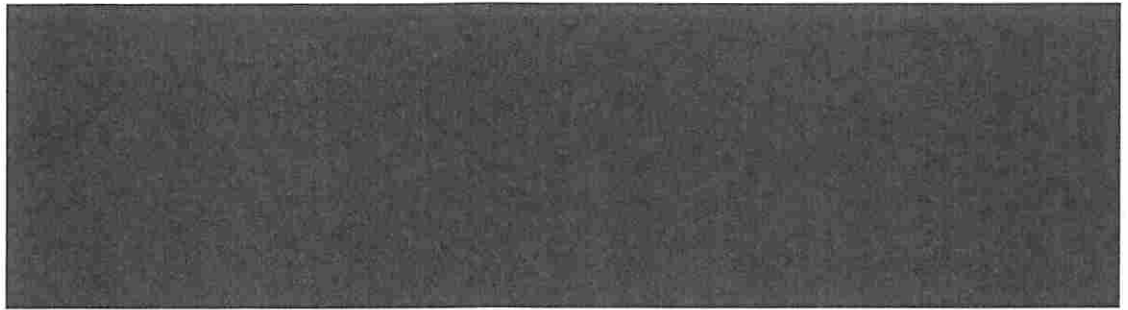


###### イ 講評



(3) 民事共通演習 2 (弁論準備手続期日)

ア 課題及び実演等



イ 講評等



(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨



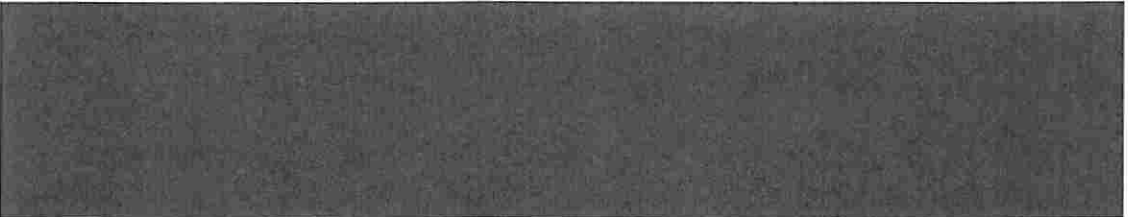
イ 事前準備等



ウ 交互尋問等



エ 講評等



(ア) 外部講師 (裁判所職員総合研修所教官) による講評



(イ) 教官による講評



(ウ) 事実認定討論





(5) 民事共通演習 4 (判決)

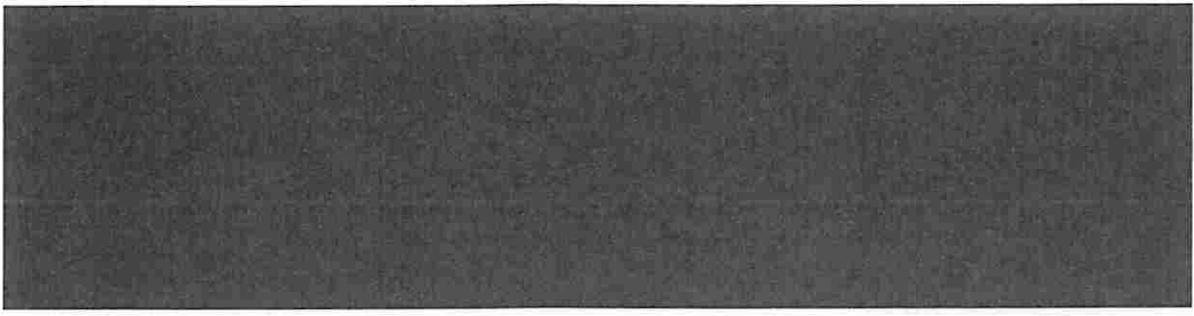
ア 判決



イ 講評



2 民事共通問題研究 (和解)

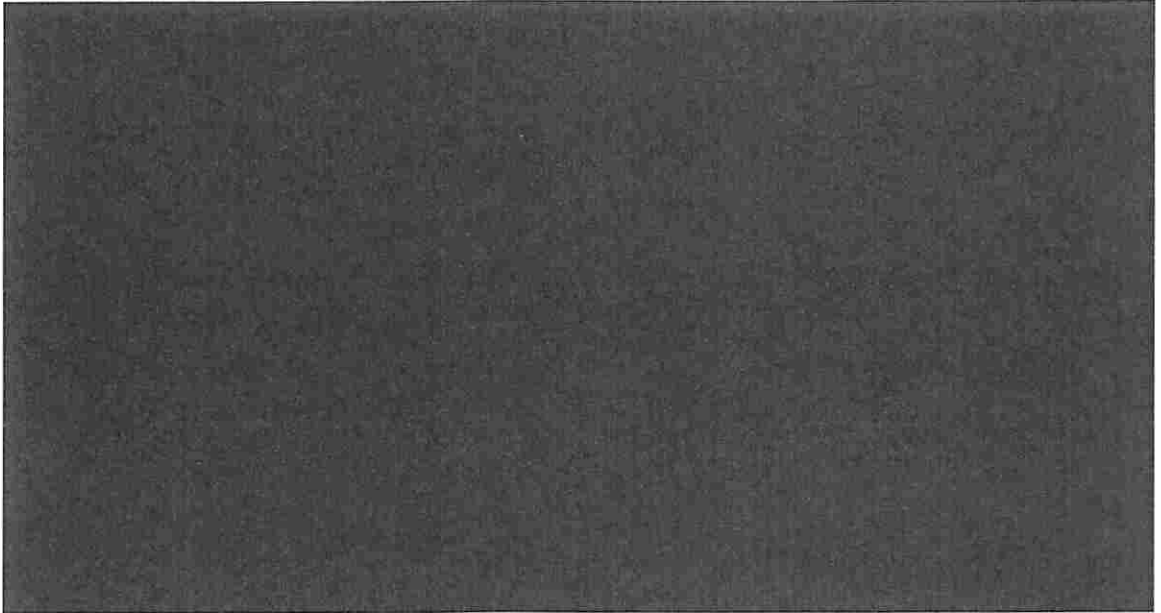


## 第2 刑事関係科目

### I 刑事裁判

#### 1 起案

##### (1) 総説



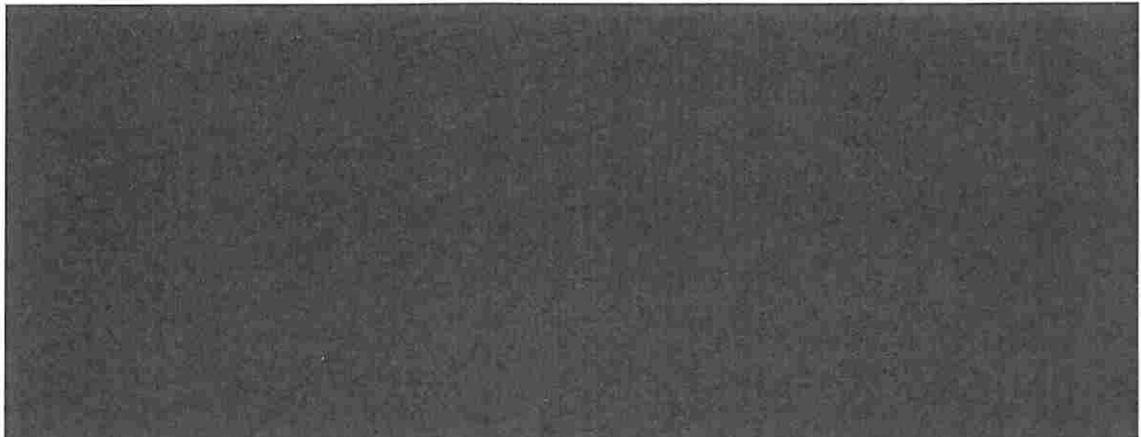
なお、いずれの設問についても、書式、形式等を要求するものではないし、単なる知識を問うものでもなく、新司法修習における指導理念に対応した、法曹としての活動に共通して必要となる汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いて出題している。

##### (2) 起案1

###### ア 事案の概要



###### イ 起案事項



[Redacted]

ウ 講評

[Redacted]

(3) 起案 2

ア 事案の概要

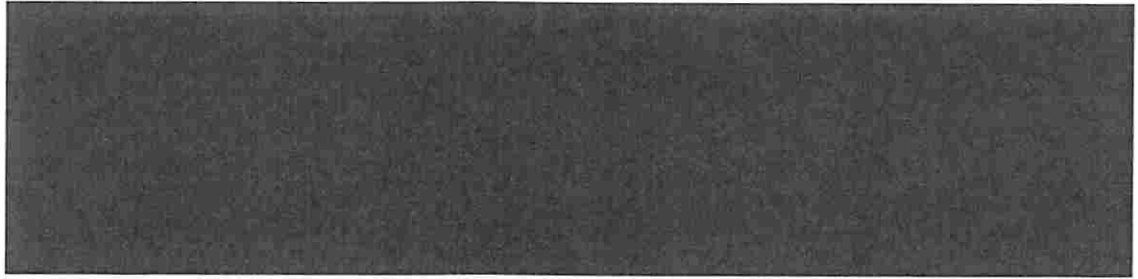
[Redacted]

イ 起案事項

[Redacted]

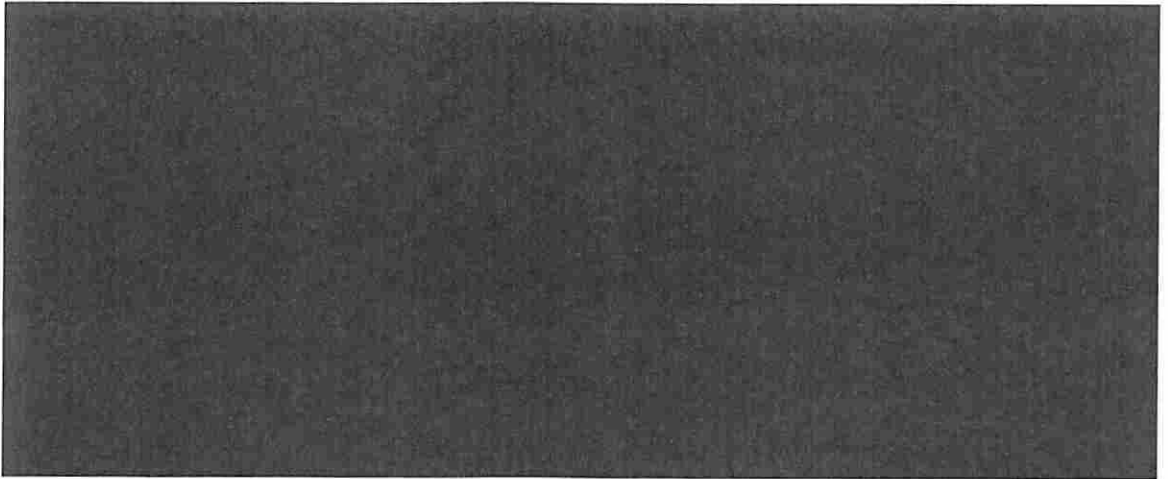
ウ 講評

[Redacted]

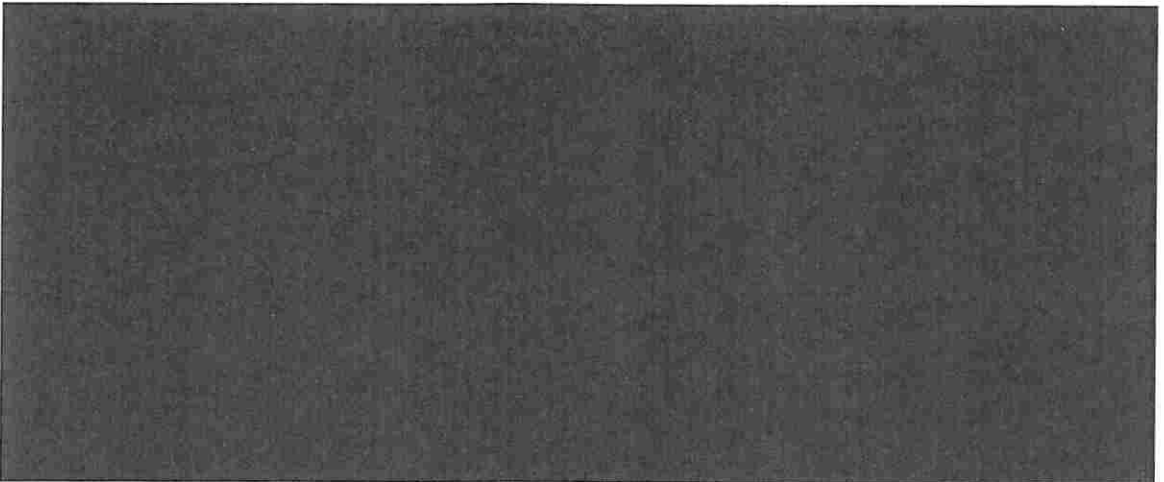


2 問題研究

(1) 指導目標



(2) 実施内容



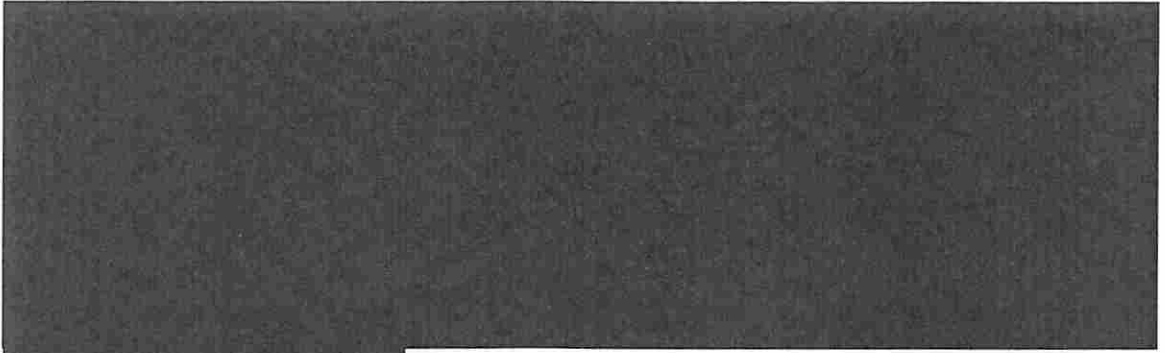
(3) 69期における変更点



## Ⅱ 検 察

### 1 起案

#### (1) 検察起案の概要



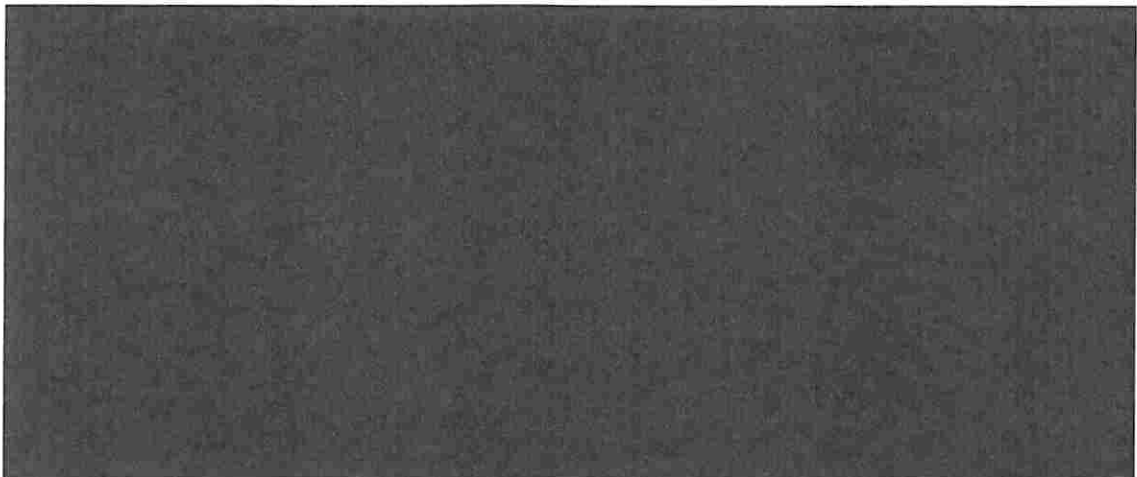
司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する問題についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

#### (2) 起案 1

##### ア 事案の概要




##### イ 起案事項等




##### ウ 講評



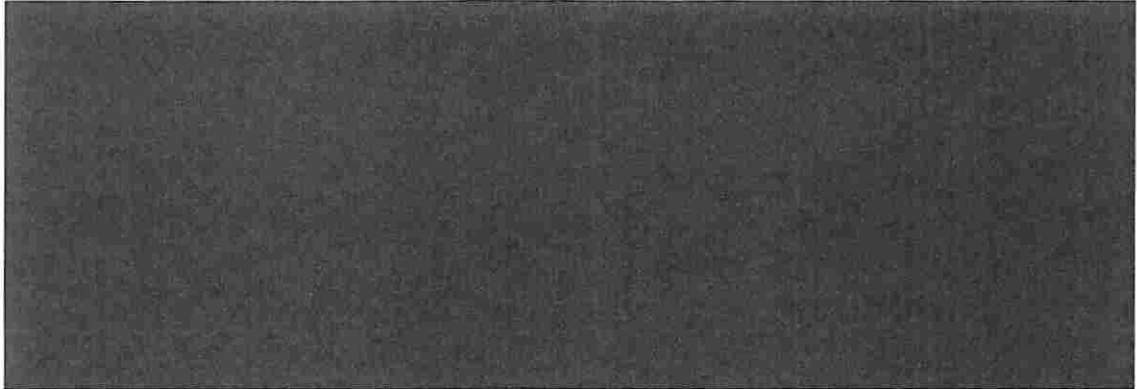


(3) 起案 2

ア 事案の概要



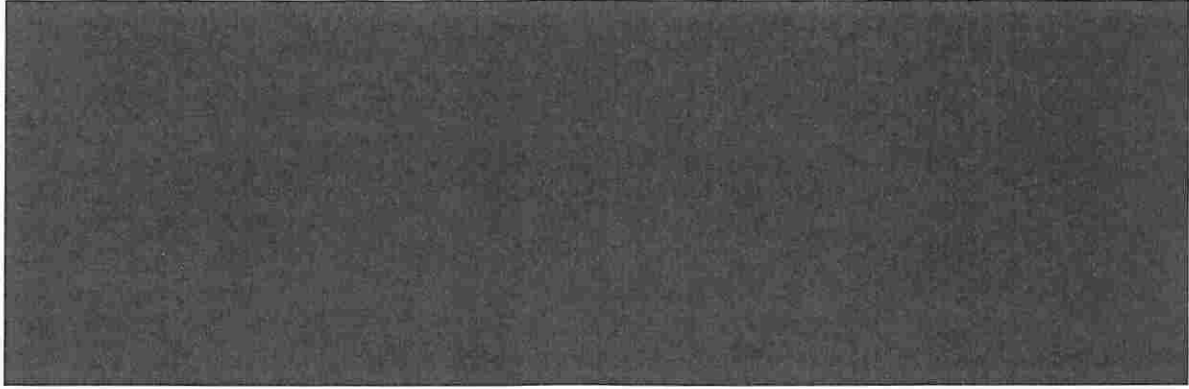
イ 起案事項等



ウ 講評



2 問題研究（被害者保護）  
指導目標及び実施内容等

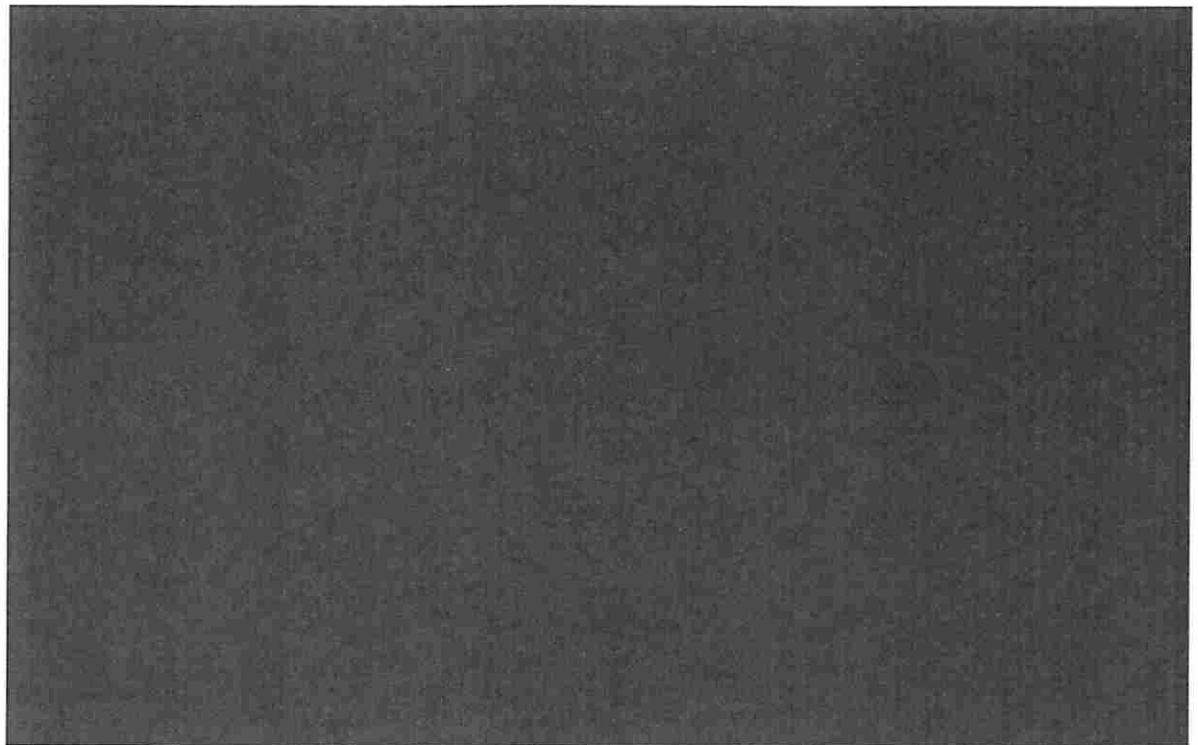


### Ⅲ 刑事弁護

#### 1 起案

##### (1) 総説

刑事弁護教官室は、修習生に対して、具体的な刑事事件に基づきケース・セオリー（弁護人の求める結論が正しいことを導く論拠）を確立する弁護活動の基本を指導し、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えさせることにより、弁護人としての基本的な能力・技術、さらには、法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得させるとともに、法曹資格取得後の自己研鑽への意識付けをさせることを指導方針としている。



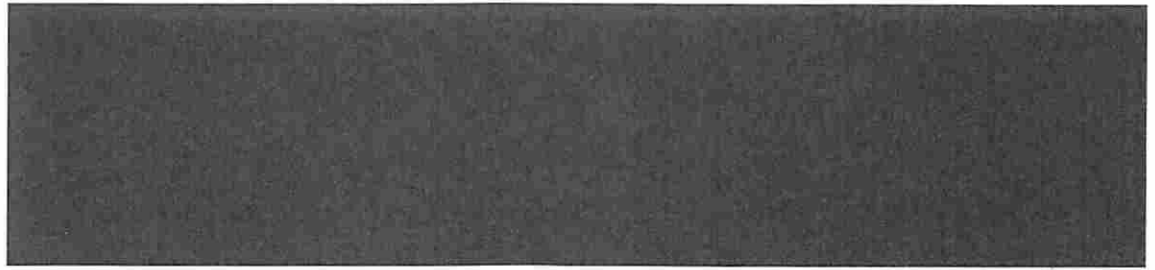
##### (2) 起案 1

###### ア 事案の概要

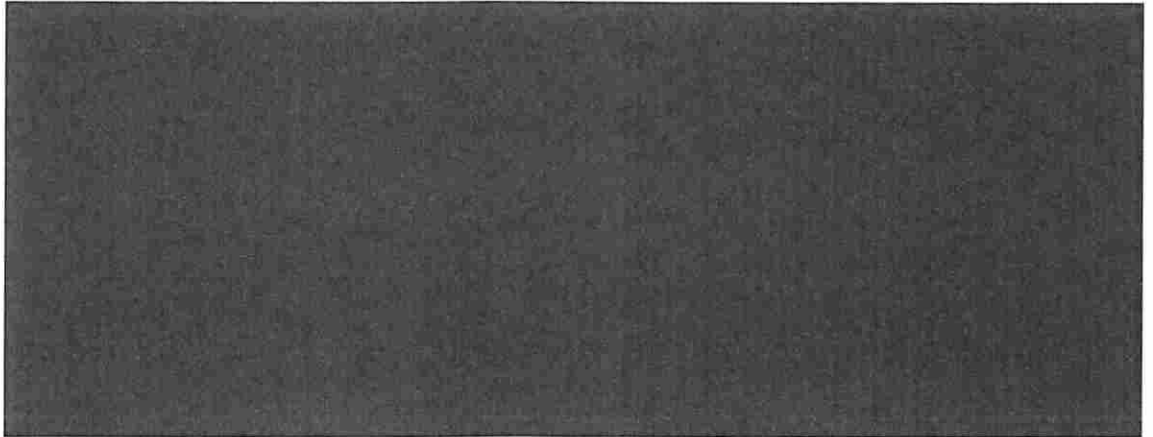


###### イ 起案事項





ウ 講評

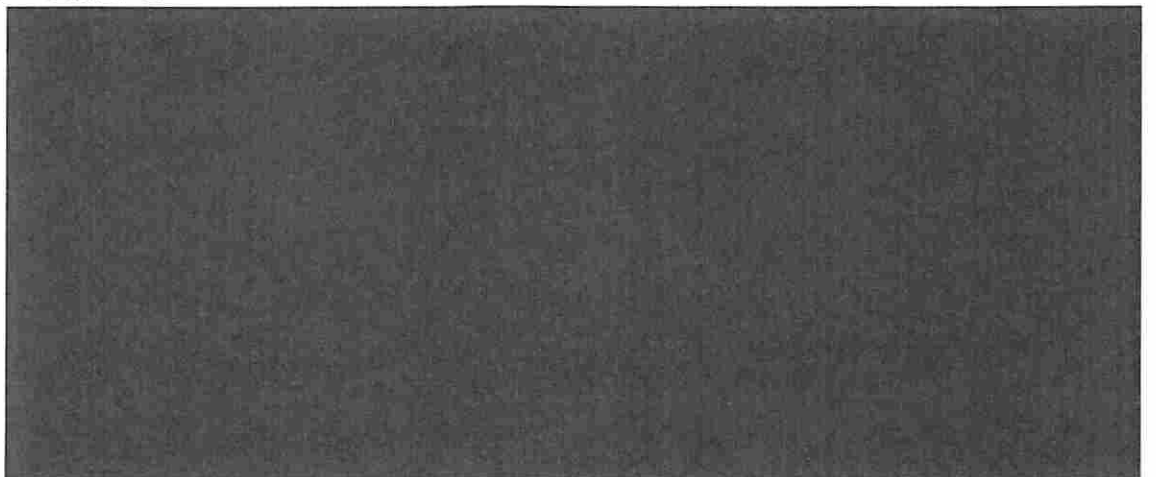


(3) 起案 2

ア 事案の概要

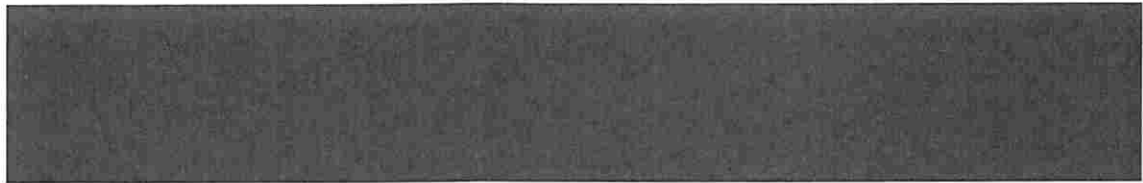


イ 起案事項



ウ 講評



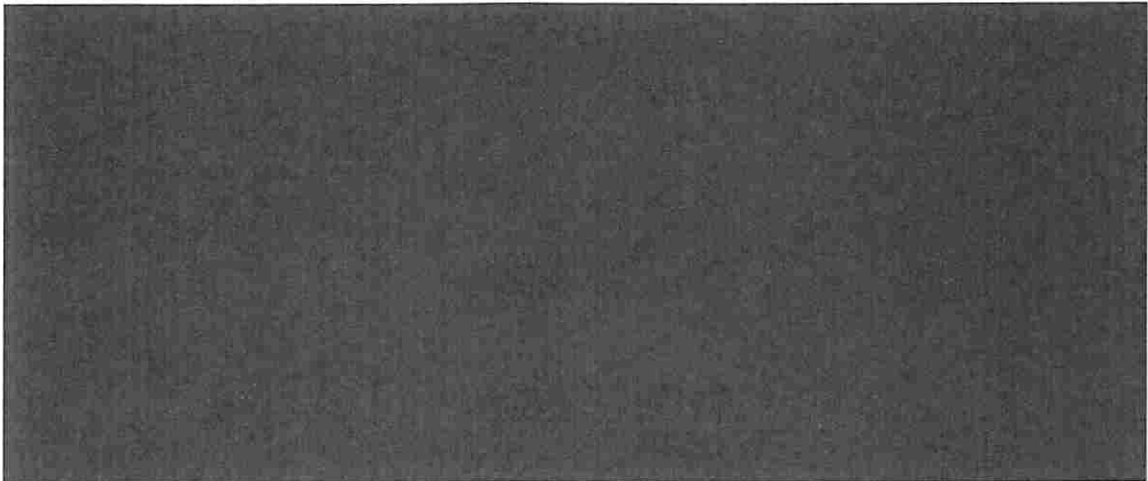


2 問題研究（量刑弁護活動）

(1) 指導目標



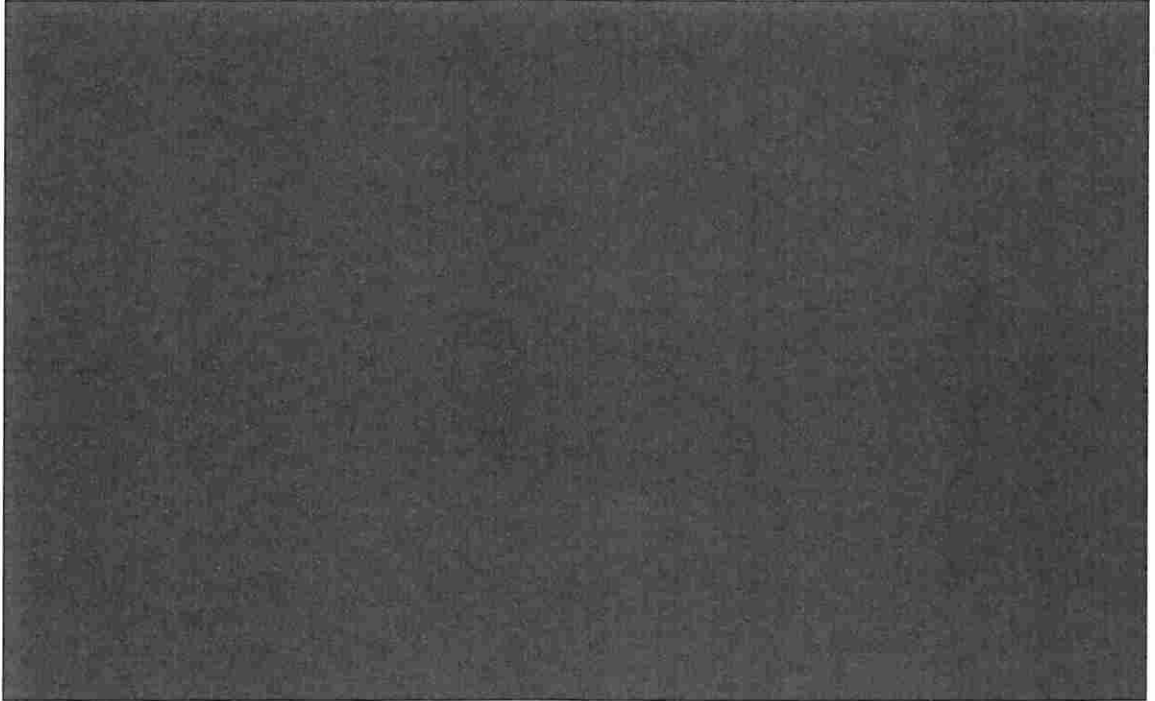
(2) 実施内容



#### IV 刑事共通

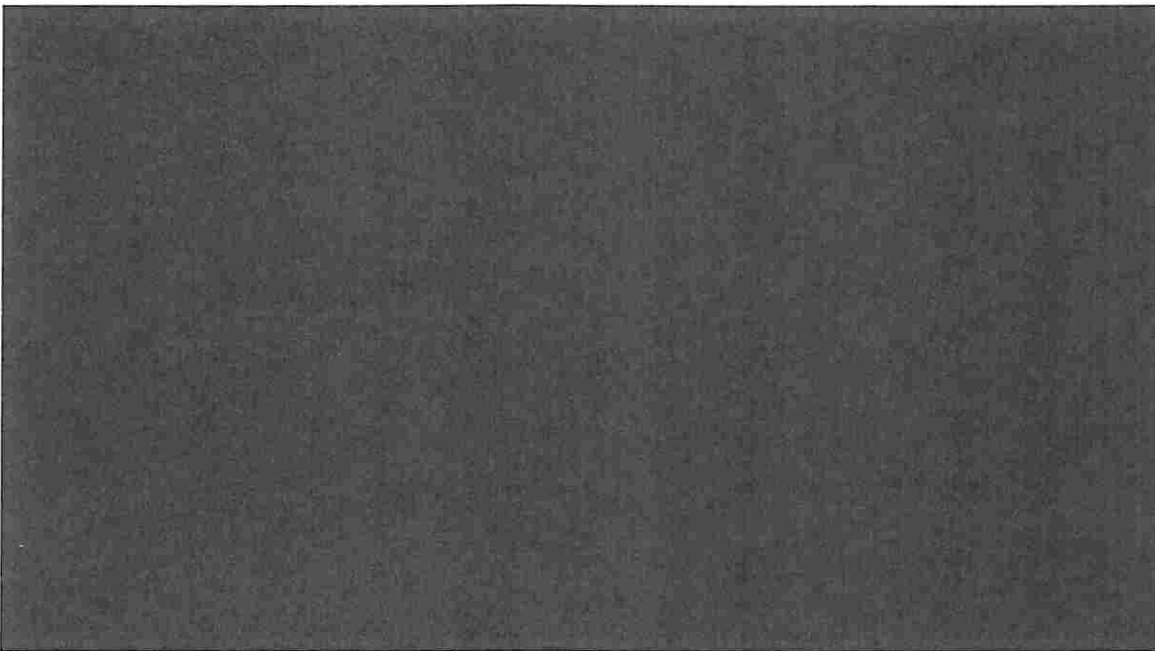
##### 1 刑事共通演習

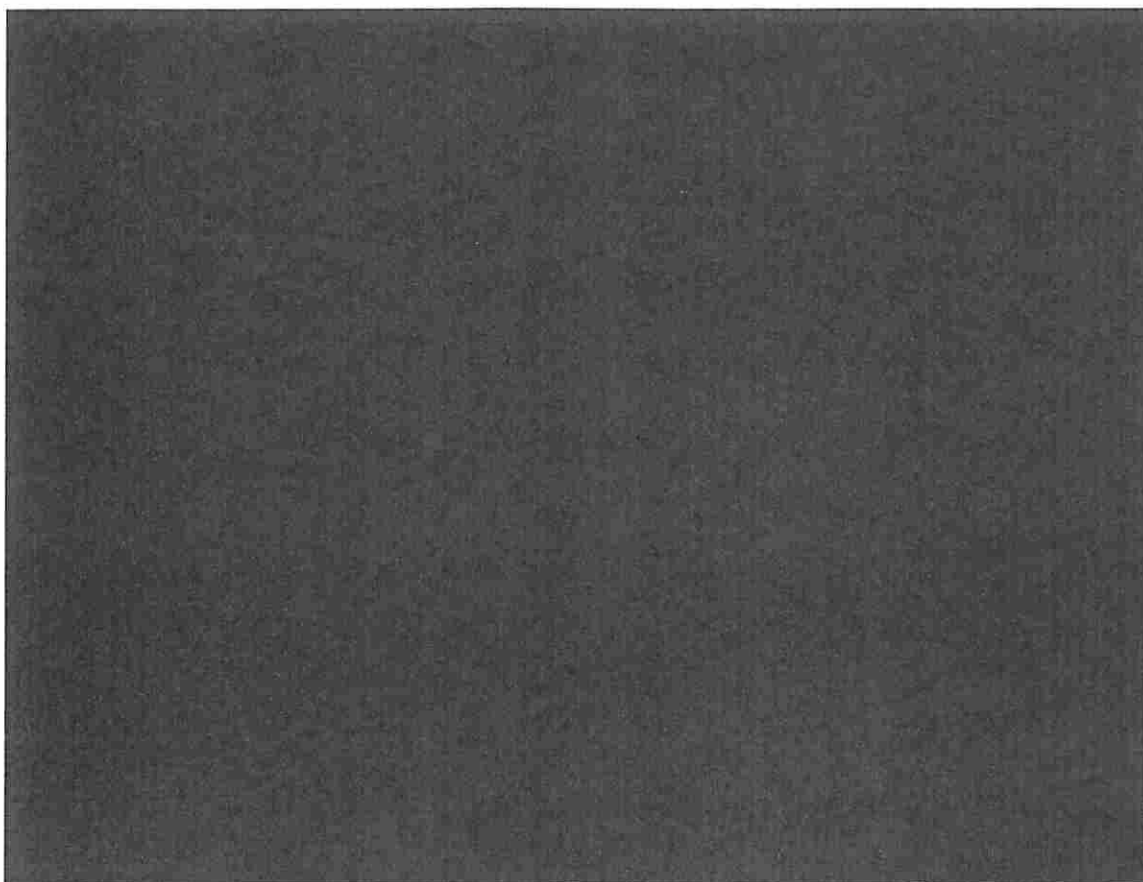
###### (1) 指導目標



これらの演習を通じ、的確な争点整理を行う上での必要な視点を提供し、これにより、法曹としての活動に共通して必要とされる汎用性のある基礎的な能力を修得させるよう努めた。

###### (2) 実施内容





2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標



(2) 実施内容



### 第3 その他の共通科目等

#### I 全科目共通

特別講義「国際人権法の理論と実践」

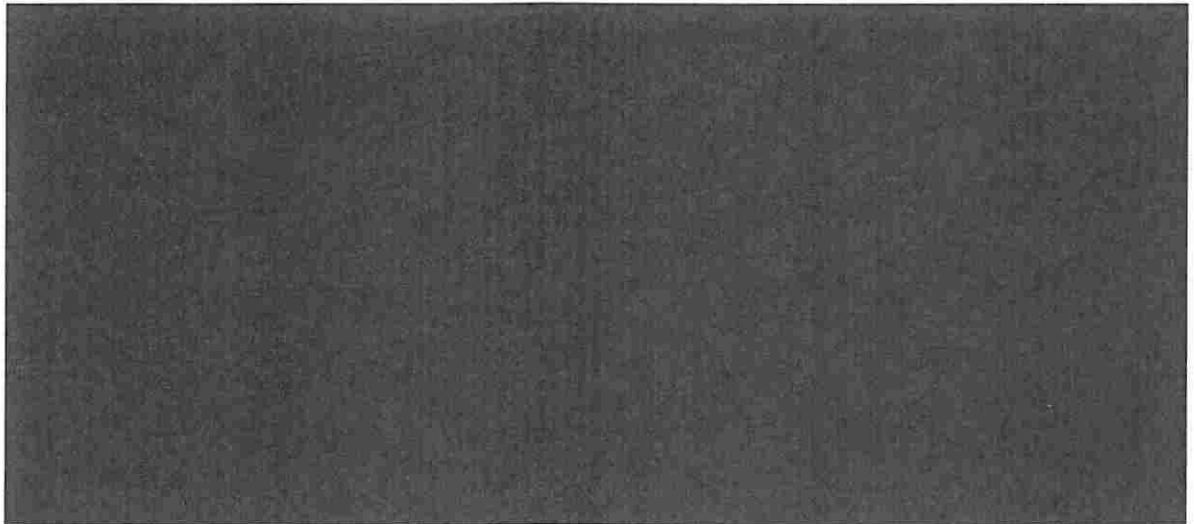
講 師 弁護士（第一東京弁護士会） 上 柳 敏 郎 氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

第69期においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権が全科目共通講義となっている理由や、国際人権法の国内的・国際的实施等について、国際NGOの活動に関するロールプレイ及び講演を行った。

#### II 弁護共通

演習「弁護士倫理」



平成27年度(第69期)司法修習生

## B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。  
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)
17	月	全共特別講義	刑弁起家1講評		14	月	刑弁起家2講評		検察起家2講評
18	火	民裁起家1講評			15	火	検察起家2講評	刑裁起家2講評	
19	水	民共演習1(口頭弁論期日)	刑共演習(証拠開示等)		16	水	民共演習4(判決・講評)	民弁起家2講評	
20	木	刑共演習(争点整理等)			17	木	自由研究日		
21	金	刑共演習(尋問)			18	金	考試		
24	月	民裁起家2(即日)			21	月	考試		
25	火	刑裁問題研究	検察起家1講評		22	火	考試		
26	水	刑弁問題研究	民共演習2(弁論準備手続期日)		23	水	勤労感謝の日		
27	木	民共問題研究(和解)	刑裁起家1講評		24	木	考試		
28	金	刑弁起家2(即日)			25	金	考試		
31	月	刑共問題研究(情状・量刑)	民弁起家1講評		11/1	火	検察起家2(即日)		
10/4	火	民裁講義		民弁講義(和解条項)	2	水	民弁起家2(即日)		
5	水	民弁問題研究1			3	木	文化の日		
6	木	刑弁起家1(即日)			4	金	刑裁起家2(即日)		
7	金	民裁起家1(即日)			7	月	民共演習3準備	民弁演習(法律相談)	
10	月	体育の日			8	火	検察問題研究(被害者保護)	民裁演習(争点整理)	
11	火	検察起家1(即日)			9	水	民裁演習(争点整理)	弁共演習(弁護士倫理)	
12	水	刑裁起家1(即日)			10	木	民裁起家2講評		
13	木	民共演習1準備	民弁問題研究2		11	金	民共演習3(交互尋問)		
14	金	民弁起家1(即日)							

凡例

- 民裁・・・民事裁判
- 刑裁・・・刑事裁判
- 民弁・・・民事弁護
- 刑弁・・・刑事弁護
- 民共・・・民事共通
- 刑共・・・刑事共通
- 全共・・・全科共通
- 弁共・・・弁護共通
- (即日)・・・即日起家

第70期 修習日程

修習区分	A班			B班			
	修習期間		移動日	修習期間		移動日	
導入修習			28.11.27(日)～ 28.12.1(木)※5日			28.11.27(日)～ 28.12.1(木)※5日	
	開始日	28.12.2.(金)		開始日	28.12.2.(金)		
	終了日	28.12.22.(木)		終了日	28.12.22.(木)		
	実日数	15		実日数	15		
			28.12.23(金)～ 28.12.28(水)※6日			28.12.23(金)～ 28.12.28(水)※6日	
分野別実務修習	第1クール	開始日	29.1.4.(水)		開始日	29.1.4.(水)	
		終了日	29.2.27.(月)		終了日	29.2.27.(月)	
		実日数	38		実日数	38	
	第2クール	開始日	29.2.28.(火)		開始日	29.2.28.(火)	
		終了日	29.4.23.(日)		終了日	29.4.23.(日)	
		実日数	38		実日数	38	
	第3クール	開始日	29.4.24.(月)		開始日	29.4.24.(月)	
		終了日	29.6.16.(金)		終了日	29.6.16.(金)	
		実日数	37		実日数	37	
	第4クール	開始日	29.6.17.(土)		開始日	29.6.17.(土)	
		終了日	29.8.10.(木)		終了日	29.8.10.(木)	
		実日数	38		実日数	38	
	選択型実務修習及び集合修習			29.8.11(金)～ 29.8.13(日)※3日			
		集合修習 開始日	29.8.14.(月)		選択型修習 開始日	29.8.11.(金)	
		終了日	29.9.25.(月)		終了日	29.9.29.(金)	
		実日数	30		実日数	34	
		29.9.26(火)～ 29.9.28(木)※3日			29.9.30(土)～ 29.10.2(月)※3日		
選択型修習 開始日		29.9.29.(金)		集合修習 開始日	29.10.3.(火)		
終了日		29.11.15.(水)		終了日	29.11.15.(水)		
実日数		32		実日数	30		
自由研究日		29.11.16.(木)		自由研究日	29.11.16.(木)		

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

(平成29・3・16)

## 第70期導入修習カリキュラムの概要

司法研修所

## は し が き

導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的としている。

第70期司法修習においても、この導入修習の目的に沿った教育効果を上げることを企図してカリキュラムを策定し、実施した。その概要は、本資料及び別添の「第70期導入修習日程表」のとおりである。

司法修習生指導担当者各位におかれては、分野別実務修習における司法修習生の指導に当たって本資料を参考にさせていただきたい。

第1 民事関係科目

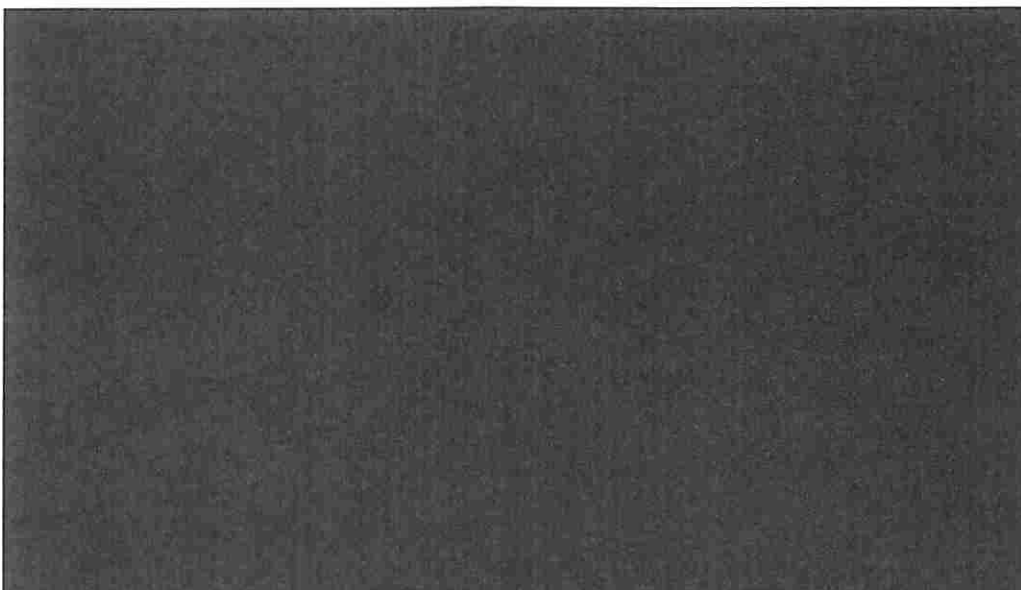
I 民事裁判

1 即日起案・解説

(1) 目的



(2) 事案の概要



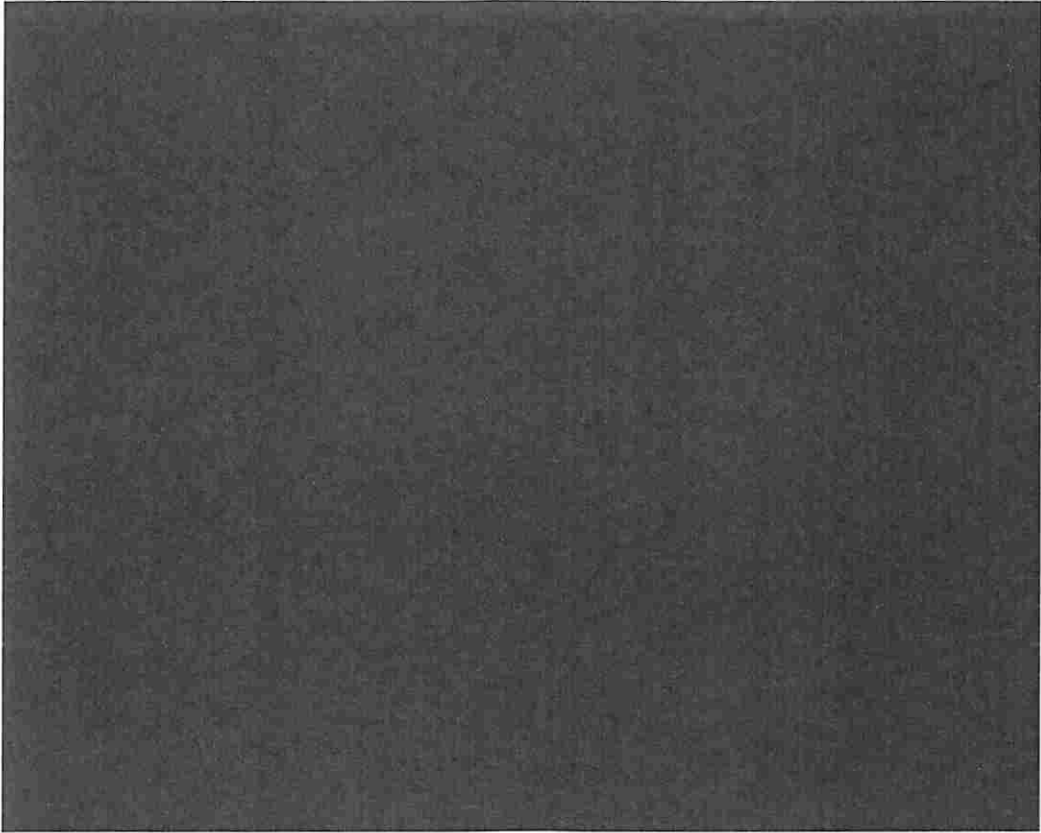
(3) 起案事項



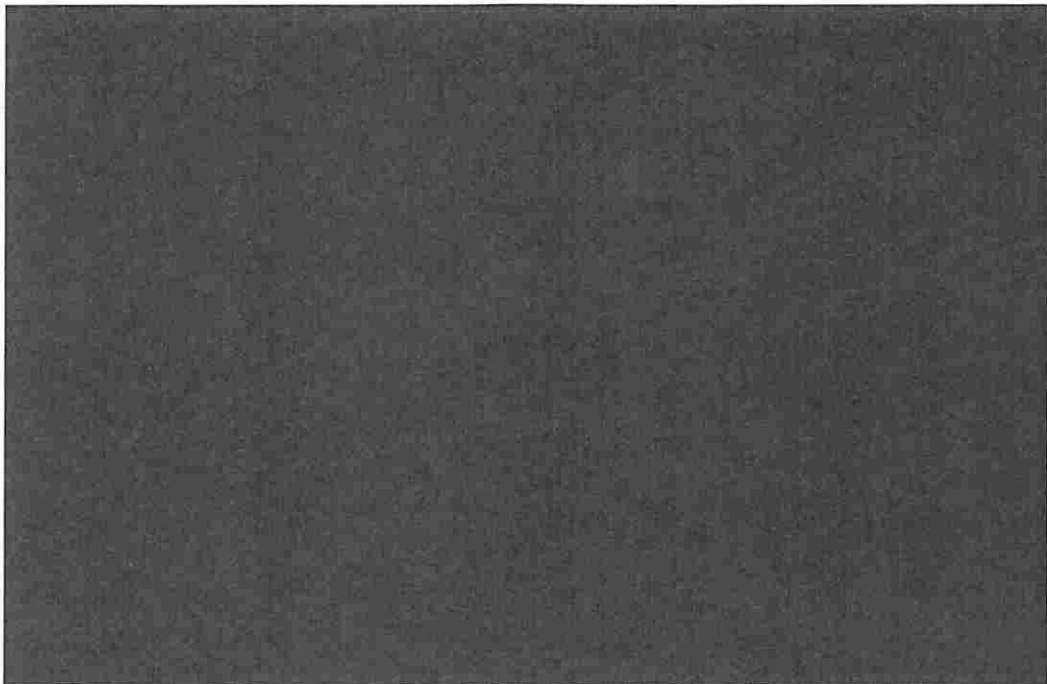
(4) 講評等

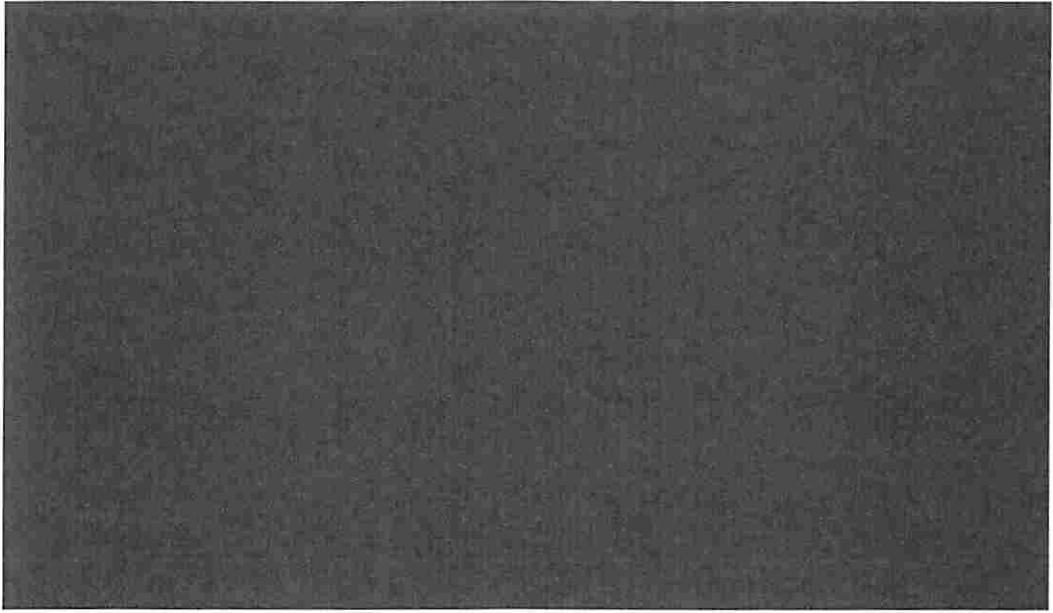


2 民事事実認定の手法と解説



3 裁判官の役割・職務，裁判修習のガイダンス（刑事裁判と共通）



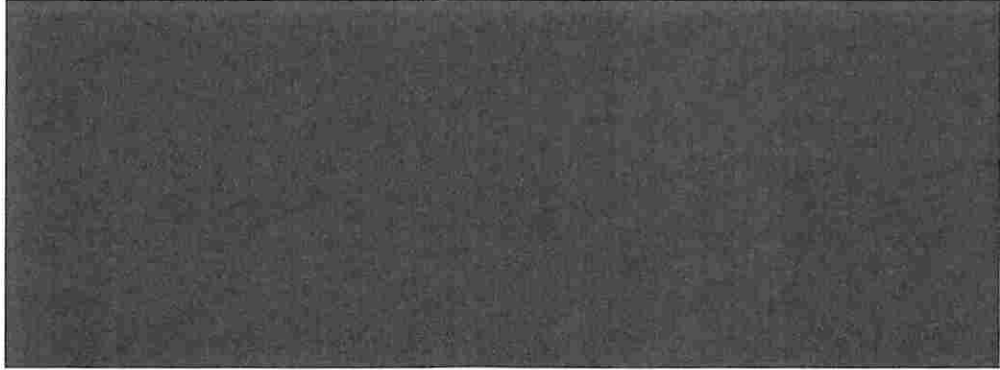


## II 民事弁護

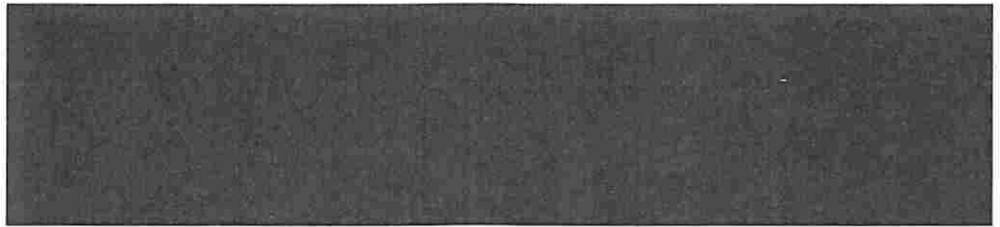
### 1 講義

#### (1) 講義1 (民事保全・民事執行)

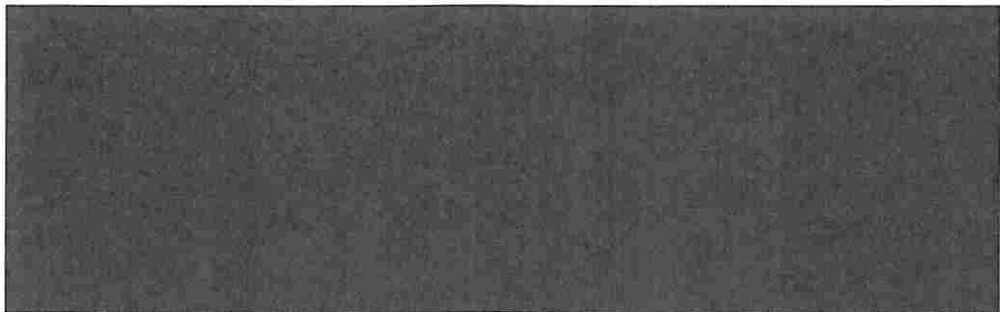
##### ア 実施の概要



##### イ DVD教材の内容



##### ウ 設問内容



#### (2) 講義2 (弁護士の職責等)



### 2 問題研究 (即日起案等)

#### (1) 目的





(2) 事案の概要



(3) 実施内容

ア 問題研究1 (事案分析・回答書作成)



イ 問題研究2 (即日起案)



ウ 問題研究3 (主張書面の書き方)



3 演習

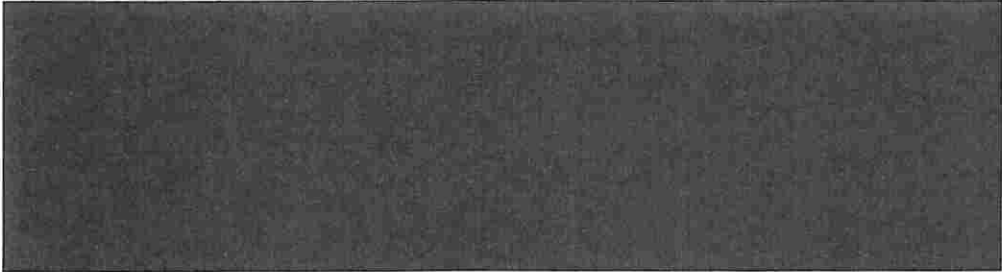
(1) 演習1 (立証)

ア 実施の概要



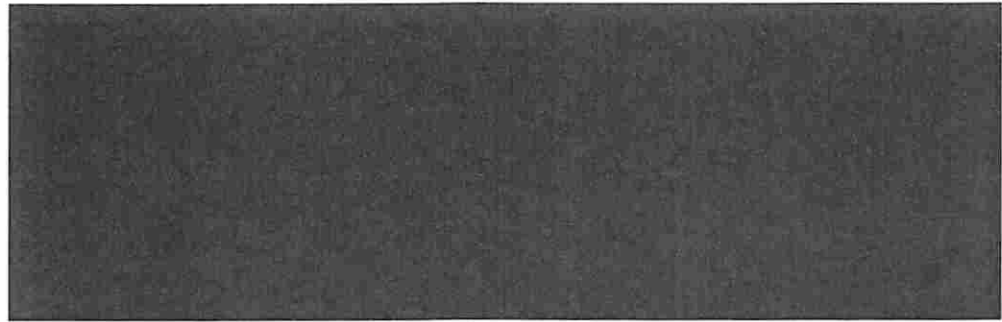


イ 設問内容

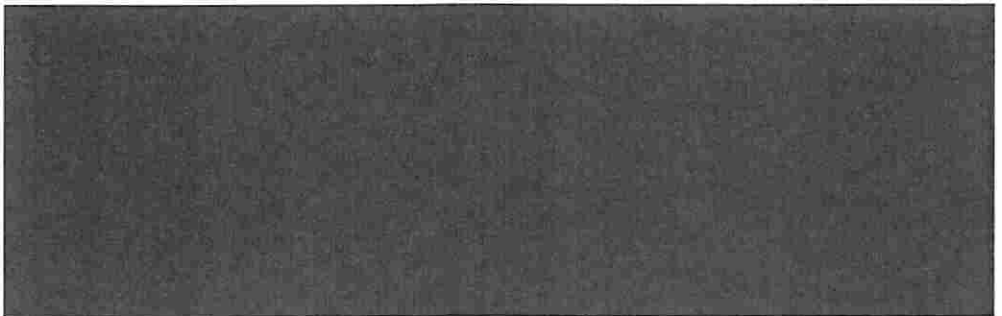


(2) 演習 2 (契約)

ア 実施の概要

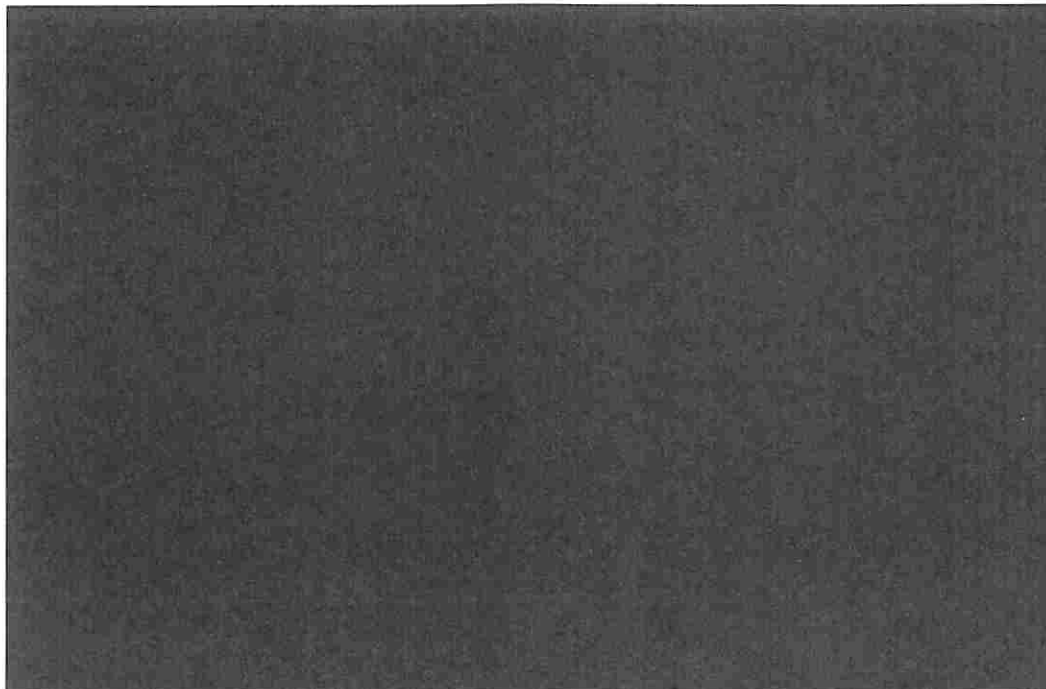


イ 題材とした事案等

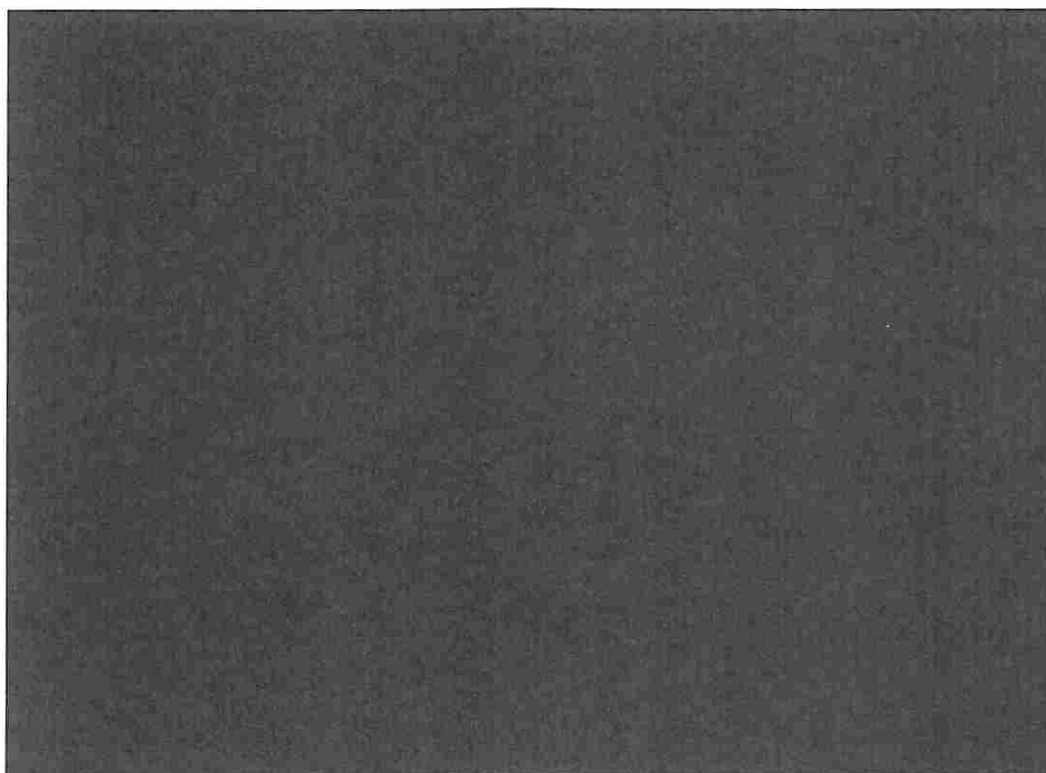


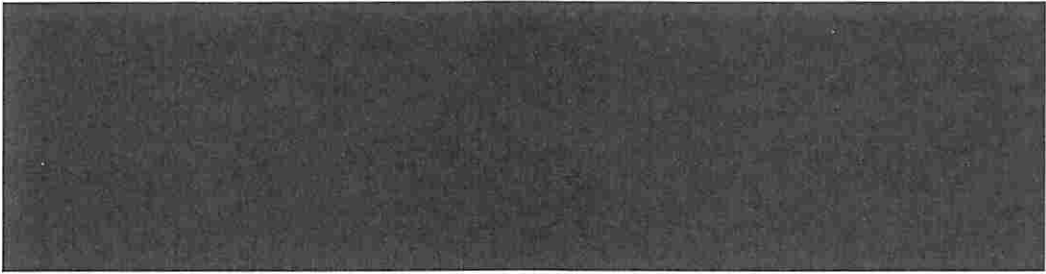
### Ⅲ 民事共通

#### 1 民事第一審手続の概説（講義）



#### 2 民事総合1・2

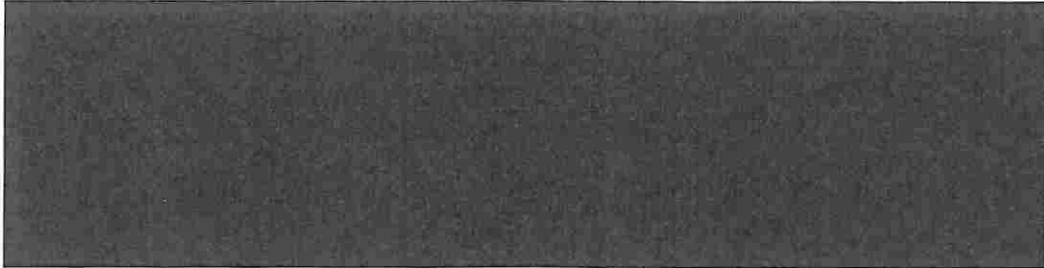




第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義（事前課題解説等）



2 即日起案・事前課題の解説

(1) 即日起案

ア 目的



イ 事案の概要



ウ 起案事項



エ 解説



(2) 事前課題の解説等





- 3 裁判官の役割・職務，裁判修習のガイダンス（民事裁判と共通）  
民事裁判の項参照

## II 検察

### 1 導入講義



### 2 即日起案

#### (1) 目的



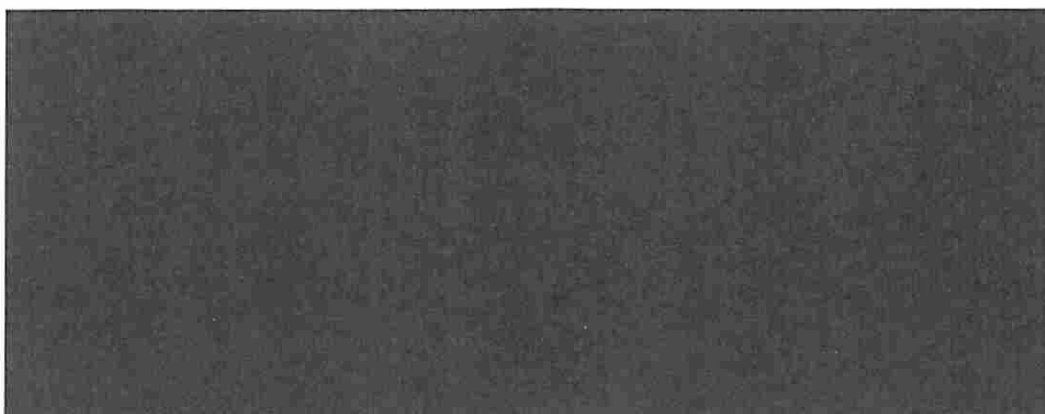
#### (2) 事案の概要



#### (3) 起案事項



### 3 捜査演習



4 即日起案講評+検察官の心構え等



### Ⅲ 刑事弁護

#### 1 刑弁演習 1 (捜査弁護)

(1) 目的

[Redacted]

(2) 事案の概要

[Redacted]

(3) 実施内容

[Redacted]

#### 2 刑弁演習 2 (即日起案の解説・否認事件)

(1) 目的

[Redacted]

(2) 事案の概要

[Redacted]

(3) 起案事項

[Redacted]

(4) 講評等

[Redacted]

### 3 刑弁演習3 (量刑事件)

(1) 目的

[Redacted text]

(2) 事案の概要

[Redacted text]

(3) 実施内容

[Redacted text]

#### IV 刑事共通

##### 1 刑事問題研究（勾留）

###### (1) 目的

[Redacted text]

###### (2) 事案の概要

[Redacted text]

###### (3) 実施内容

[Redacted text]

##### 2 刑事共通演習基礎（公判前整理手続）

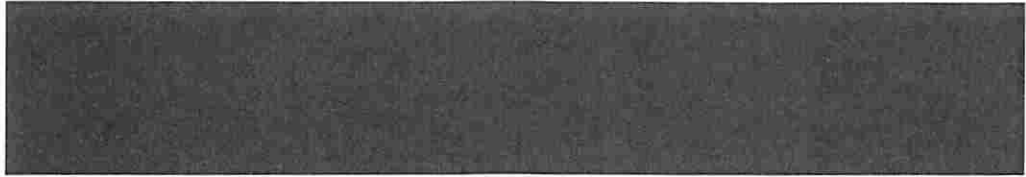
###### (1) 目的

充実した公判の審理を実現するためには、公判前整理手続において的確かつ迅速に争点整理を行うことが不可欠である。

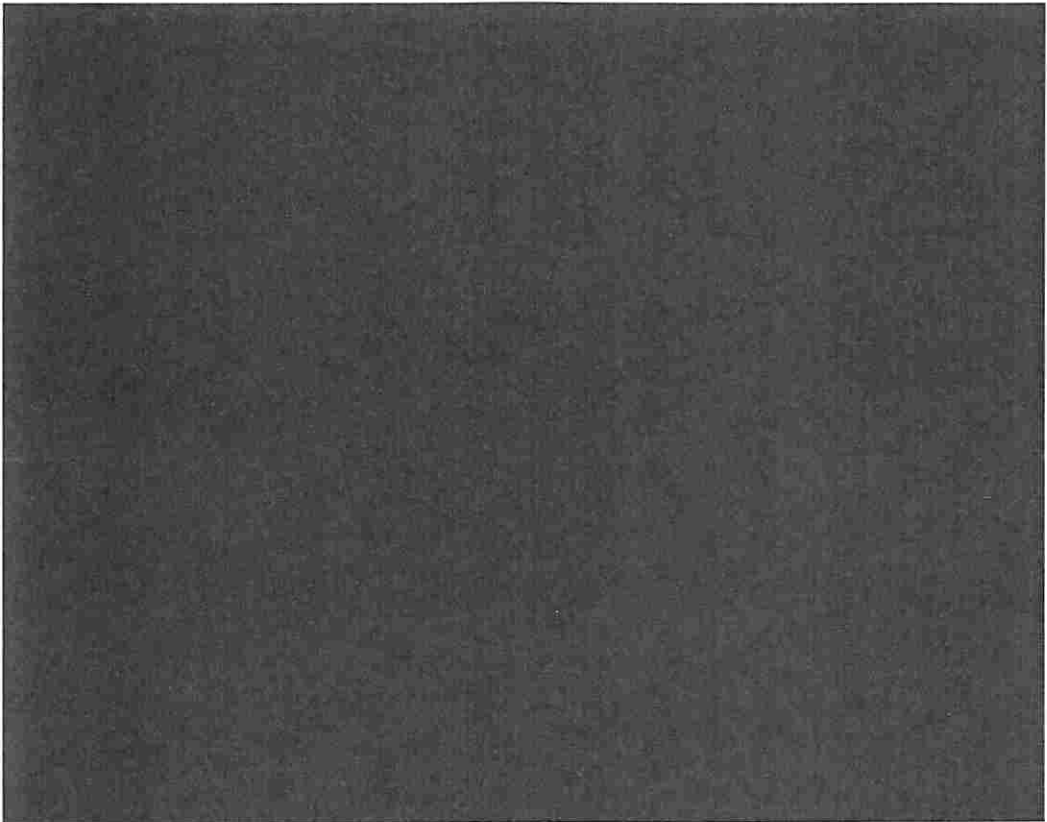
[Redacted text]

###### (2) 事案の概要

[Redacted text]



(3) 実施内容



第70期 導入修習日程表

月/日 曜	A班				B班			
12月2日 金	1限目(110分) (10:35~12:25) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (13:15~15:05) 検察導入講義		3限目(110分) (15:20~17:10) 刑弁演習1(捜査弁護)	1限目(165分) (10:35~11:55, 12:45~14:10) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)		2限目(165分) (14:25~17:10) 民弁問題研究1(事案分析)	
12月5日 A班昼食会 ① 月	1限目(165分) (10:05~11:55, 12:55~13:50) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)		2限目(165分) (14:05~16:50) 民弁問題研究1(事案分析)		1限目(110分) (10:05~11:55) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (12:55~14:45) 検察導入講義	3限目(110分) (15:00~16:50) 刑弁演習1(捜査弁護)	
12月6日 火	1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案		2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案		1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案		2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案	
12月7日 水	1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案		1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案	
12月8日 B班昼食会 ① 木	1限目(85分) (9:50~11:15) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 民事総合1 (民裁・民弁)	3限目(180分) (14:10~17:10) 刑弁即日起案		1限目(85分) (9:50~11:15) 民事総合1 (民裁・民弁)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)	3限目(180分) (14:10~17:10) 刑弁即日起案	
12月9日 B班昼食会 ② 金	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 捜査演習 (検察)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁演習1(立証)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習2(契約)	
12月12日 月	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説			
12月13日 火	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)	
12月14日 A班昼食会 ② 水	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(民事保全・民事執行①)	
12月15日 木	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁問題研究3(主張書面)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習1(立証)		(9:50~12:20, 13:20~16:50) 捜査演習 (検察)			
12月16日 金	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 民裁即日起案解説				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)			
12月19日 月	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習2(契約)		(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説			
12月20日 火	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(民事保全・民事執行①)		(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)			
12月21日 水	1限目(50分) (9:50~10:40) 民弁講義1(民事保全・民事執行②)	2限目(80分) (10:50~12:10) 民弁講義2 (弁護士の職責等)	2限目(140分) (13:10~15:30) 刑弁演習3(量刑事件)	3限目(60分) (15:50~16:50) 留意事項 事務局長	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 検察即日起案講評+検察官の心構え等		2限目(170分) (14:00~16:50) 裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス (民裁・刑裁)	
12月22日 木	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 検察即日起案講評+検察官の心構え等		2限目(170分) (14:00~16:50) 裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス (民裁・刑裁)		1限目(50分) (9:50~10:40) 民弁講義1(民事保全・民事執行②)	2限目(80分) (10:50~12:10) 民弁講義2 (弁護士の職責等)	2限目(140分) (13:10~15:30) 刑弁演習3(量刑事件)	3限目(60分) (15:50~16:50) 留意事項 事務局長

平成28年度(第70期)司法修習生

### A班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。  
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)
28	月	民裁起家1講評			25	月	民共演習4 (判決・講評)	民弁起家2講評	
29	火	刑弁起家1講評	刑共演習(証書開示等)		 <b>選択型実務修習</b> 				
30	水	刑共演習(争点整理等)							
31	木	刑共演習(尋問)							
9/1	金	民裁起家2(即日)							
4	月	刑弁起家2(即日)							
5	火	刑裁起家1講評	検察起家1講評						
6	水	検察起家1講評	民共演習2(弁論準備手続期日)						
7	木	刑裁起家2(即日)			11/17	金	考試		
8	金	検察起家2(即日)			8/14	月	民裁講義	全共特別講義	
11	月	弁共演習(弁護士倫理)	民弁起家1講評		20	月	考試		
12	火	刑共問題研究 (情状・量刑)	検察問題研究 (被害者保護)	民共問題研究(和解)	21	火	考試		
13	水	民弁起家2(即日)			22	水	考試		
14	木	民共演習3準備	民裁演習(争点整理)		23	木	勤労感謝の日		
15	金	民共演習1準備	民弁問題研究2	刑共問題研究	24	金	考試		
18	月	刑裁起家1(即日)			18	月	敬老の日		
19	火	検察起家1(即日)			19	火	民裁起家2講評		
20	水	民弁起家1(即日)			20	水	民共演習3(交互尋問)		
21	木	民弁講義(和解案項)	民弁演習(法律相談)		21	木	刑弁起家2講評	刑裁起家2講評	
22	金	民共演習1(口頭弁論期日)	刑裁問題研究	刑裁起家2講評	22	金	刑裁起家2講評	検察起家2講評	

凡例

民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通

(即日)・・・即日起家

(29.3.13 司研企二印)

平成28年度(第70期)司法修習生

## B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。  
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)										
16	月	民弁講義(和解条項)	民弁演習(法律相談)		13	月	刑弁起家2講評		刑裁起家2講評										
17	火	民裁起家1講評			14	火	刑裁起家2講評	検察起家2講評											
18	水	刑裁問題研究	刑弁起家1講評		15	水	民共演習4 (判決・講評)	民弁起家2講評											
19	木	民共演習1(口頭弁論期日)		刑共演習(証拠開示等)	16	木	自由研究日												
20	金	刑共演習(争点整理等)			17	金	考試												
23	月	刑共演習(尋問)			20	月	考試												
24	火	民裁起家2(即日)			21	火	考試												
25	水	刑弁起家2(即日)			22	水	考試												
26	木	刑裁起家1講評		検察起家1講評	23	木	勤労感謝の日												
27	金	検察起家1講評	民共演習2(弁論準備手続期日)		24	金	考試												
30	月	刑裁起家2(即日)			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     凡例                 </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">民裁・・・民事裁判</td> <td style="width: 50%;">民共・・・民事共通</td> </tr> <tr> <td>刑裁・・・刑事裁判</td> <td>刑共・・・刑事共通</td> </tr> <tr> <td>民弁・・・民事弁護</td> <td>全共・・・全科共通</td> </tr> <tr> <td>刑弁・・・刑事弁護</td> <td>弁共・・・弁護共通</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(即日)・・・即日起家</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(29.3.13 司研企二印)</p>					民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通	刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通	民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通	刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通	(即日)・・・即日起家	
民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通																		
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通																		
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通																		
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通																		
(即日)・・・即日起家																			
10/3	火	民裁講義		検察問題研究 (被害者保護)						31	火	民共問題研究(和解)	民弁起家1講評						
4	水	民裁起家1(即日)								11/1	水	検察起家2(即日)							
5	木	民弁問題研究1								2	木	民弁起家2(即日)							
6	金	刑弁起家1(即日)								3	金	文化の日							
9	月	体育の日			6	月	民共演習3準備	民裁演習(争点整理)											
10	火	刑裁起家1(即日)			7	火	民裁演習(争点整理)		刑共問題研究 (情状・量刑)										
11	水	検察起家1(即日)			8	水	全共特別講義	刑弁問題研究	弁共演習(弁護士倫理)										
12	木	民共演習1準備		民弁問題研究2	9	木	民裁起家2講評												
13	金	民弁起家1(即日)			10	金	民共演習3(交互尋問)												

# 裁判所法の一部を改正する法律案の概要

## 立法の目的

法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。

## 法律案の概要

### 1 修習給付金の支給等（第67条の2及び3関係）

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、以下の修習給付金を支給するものとする。

（種類）

- ① 基本給付金（一律支給）
- ② 住居給付金（住宅を借り受け、家賃を支払っている場合）
- ③ 移転給付金（修習に伴い住所・居所を移転する必要が認められる場合）

※ [ 基本給付金：月額13.5万円，住居給付金：月額3.5万円  
移転給付金：旅費法の移転料基準に準拠して支給 ] を予定

なお、現行の貸与制については、貸与額を見直した上で上記制度と併存させる。

### 2 懲戒に関する規定の整備（第68条関係）

最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、罷免以外に修習の停止又は戒告の処分をすることができるものとする。

## 施行期日

平成29年11月1日

## 裁判所法（抜粋）

（裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）に関連する部分）

第67条の2（修習給付金の支給）司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

- ② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。
- ③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であって、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。
- ④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。
- ⑤ 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。
- ⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第67条の3（修習専念資金の貸与等）最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

- ② 修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

- ③ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難となったとき、又は修習専念資金の貸与を受けた者について修習専念資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第26条の規定は、適用しない。
- ④ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなったときは、その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第68条（罷免等）最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

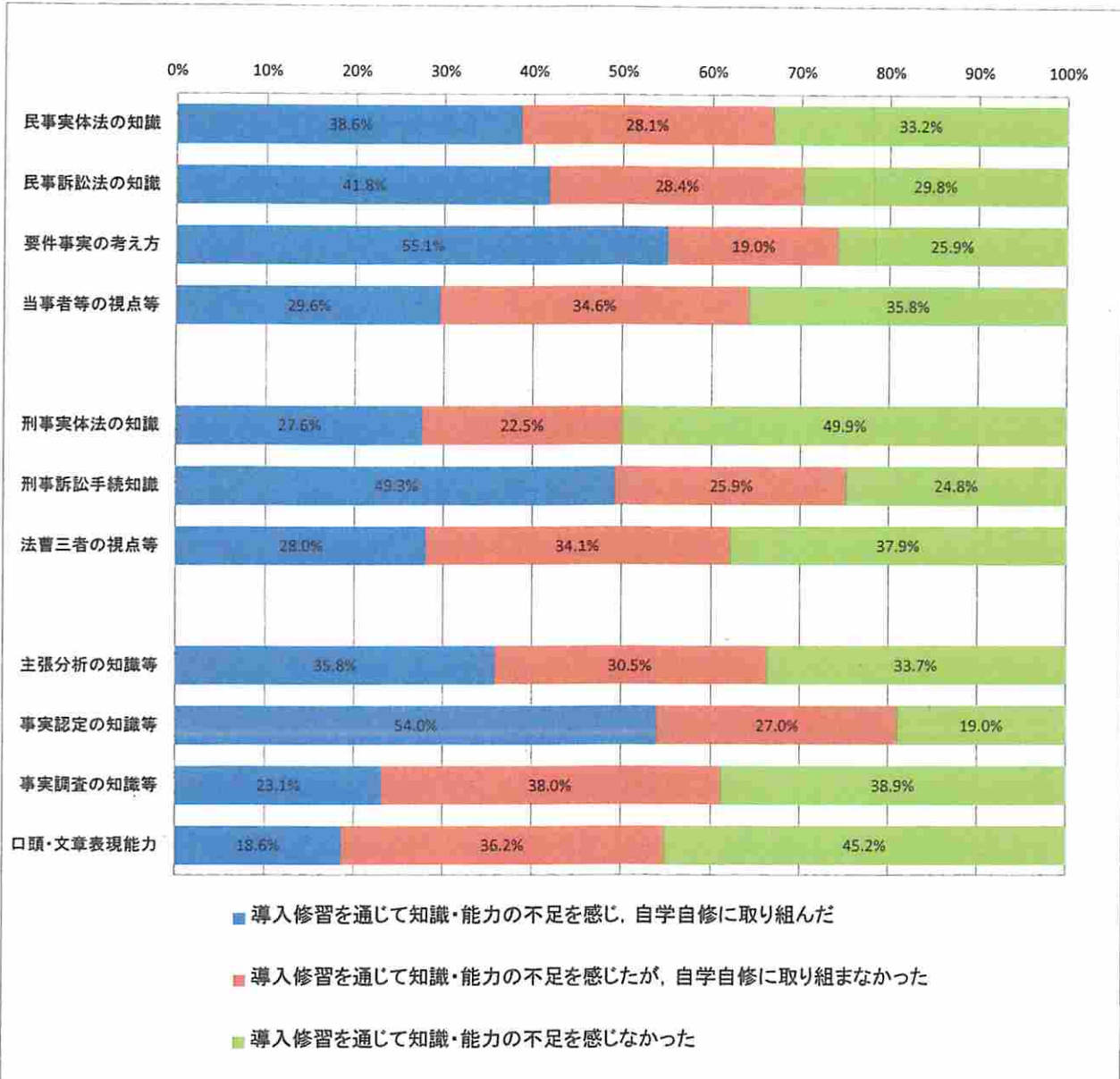
- ② 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

以 上

## 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

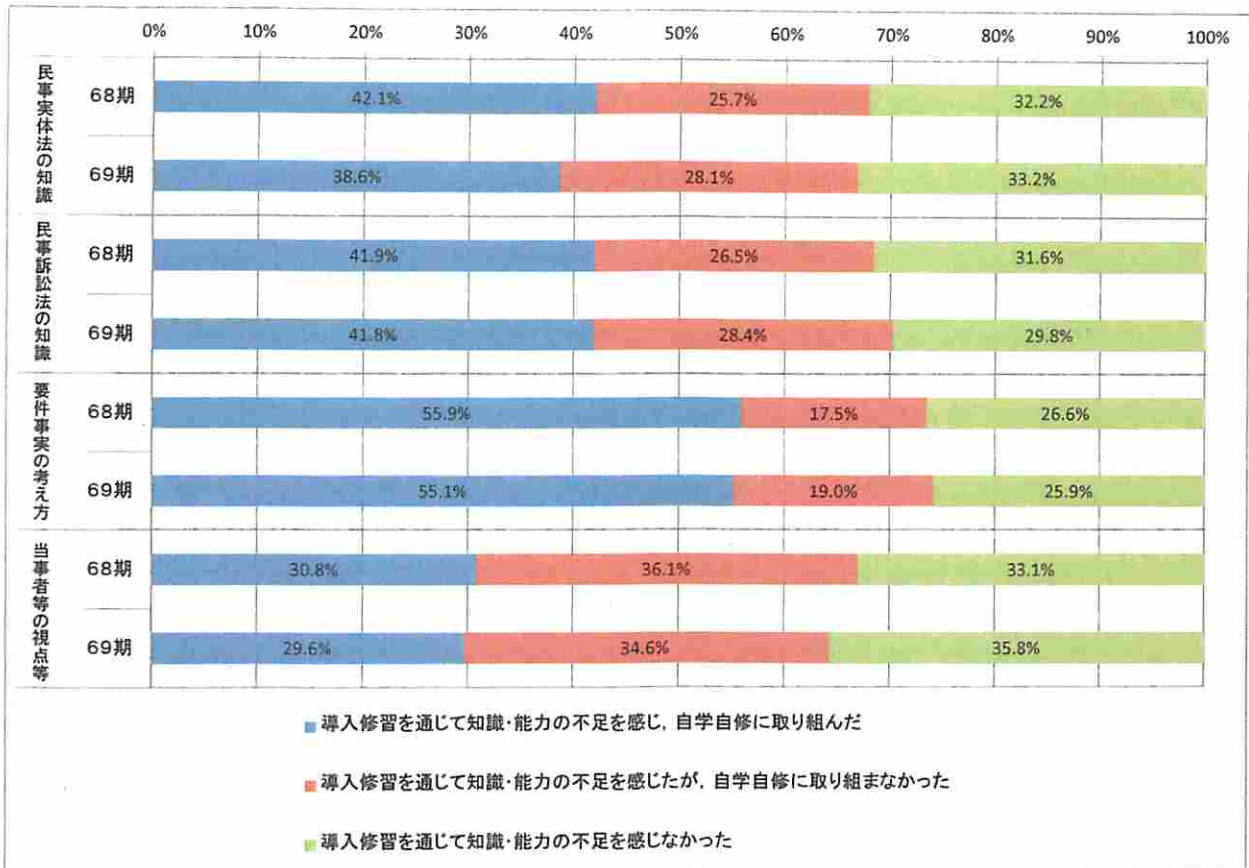
○ 第69期司法修習生に対し、集合修習開始時にアンケート調査を実施した。  
司法修習生1785人中1556人が回答(回答率87.2%)。

○ 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じた者と、分野別実務修習中に自学自修に取り組んだ者の割合  
(図表1-1-1)

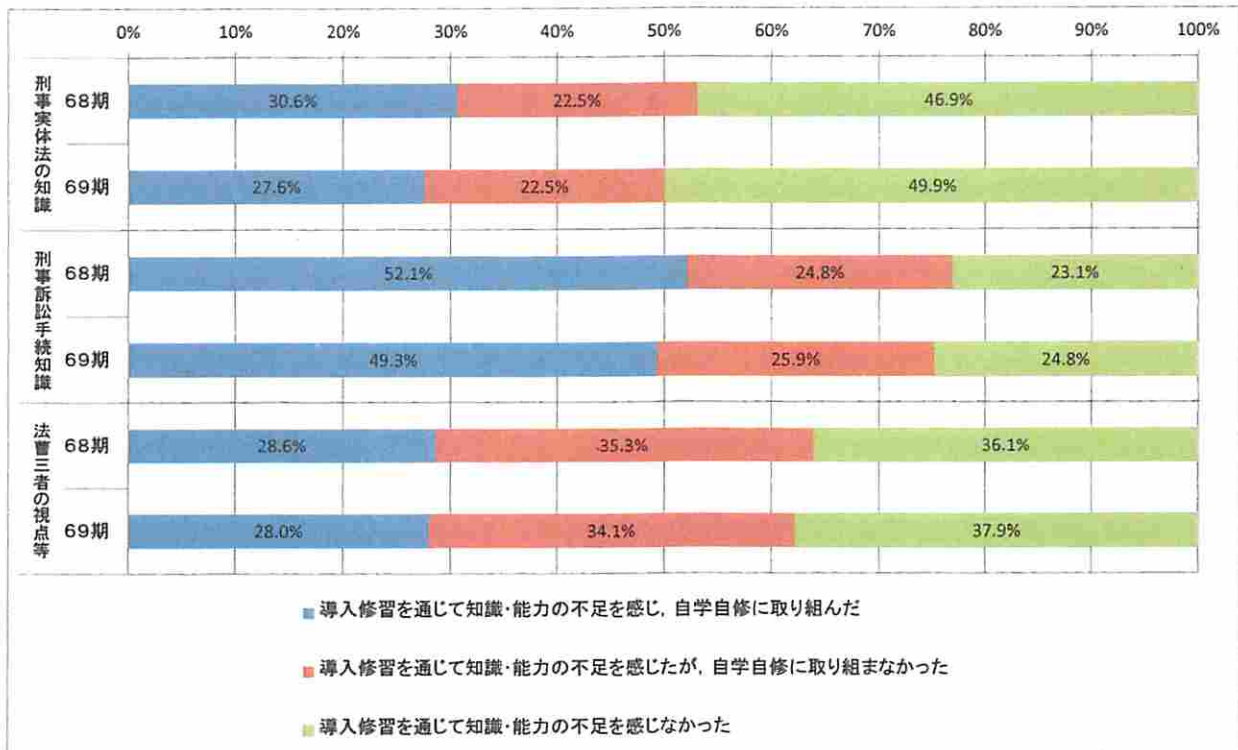


○ 68期との比較

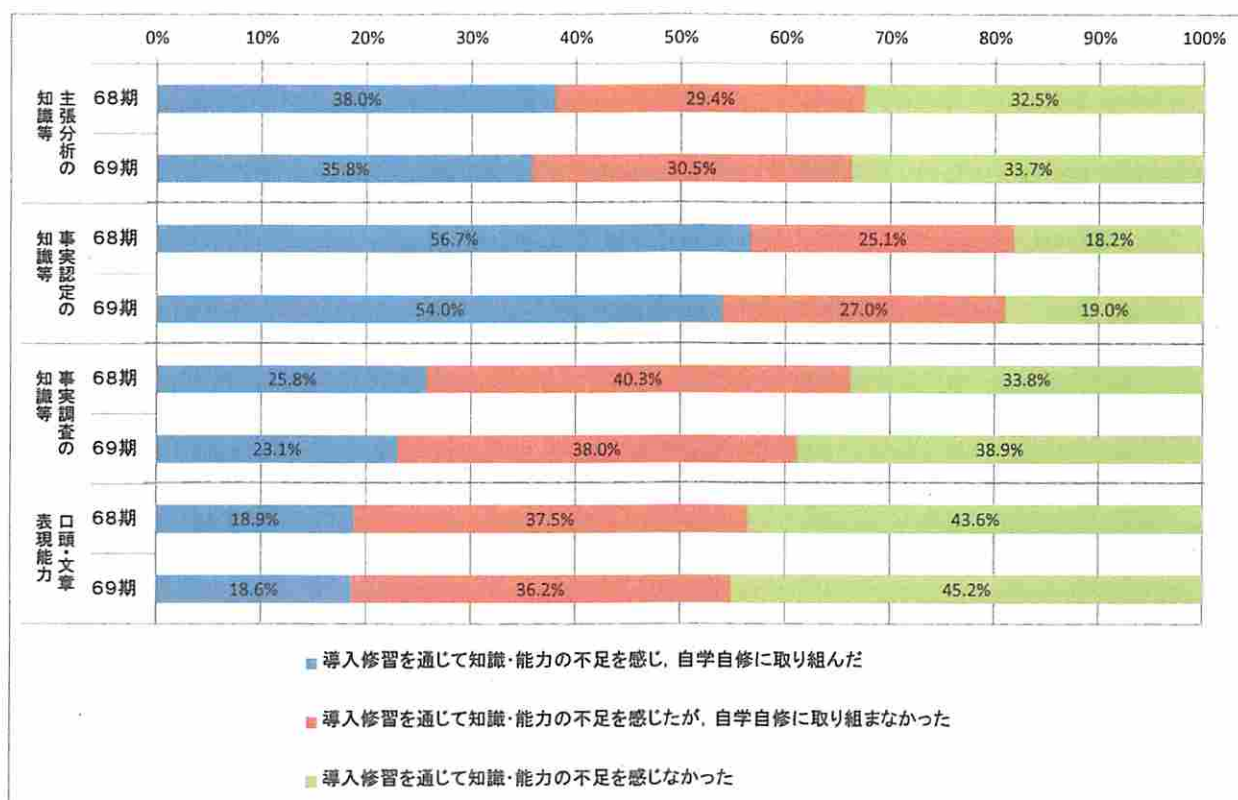
(図表1-1-2)



(図表1-1-3)



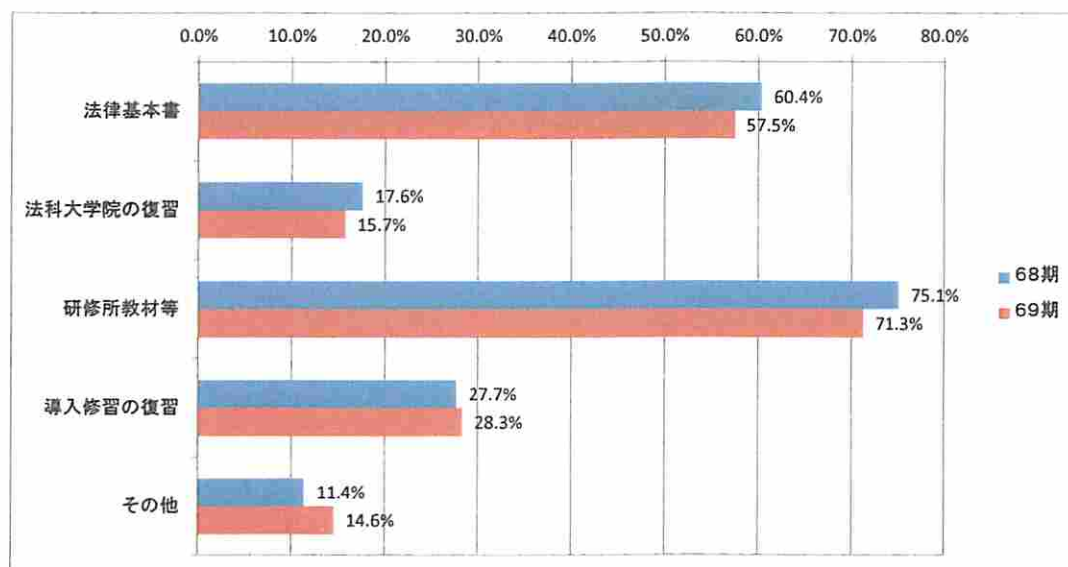
(図表1-1-4)



○ 自学自修の内容

(図表1-2)

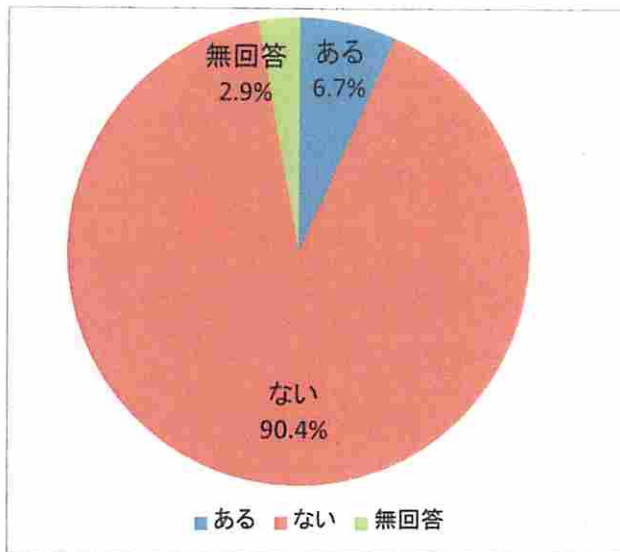
※ 自学自修の内容に係る各選択肢に1項目でもチェックを付けた人数の割合



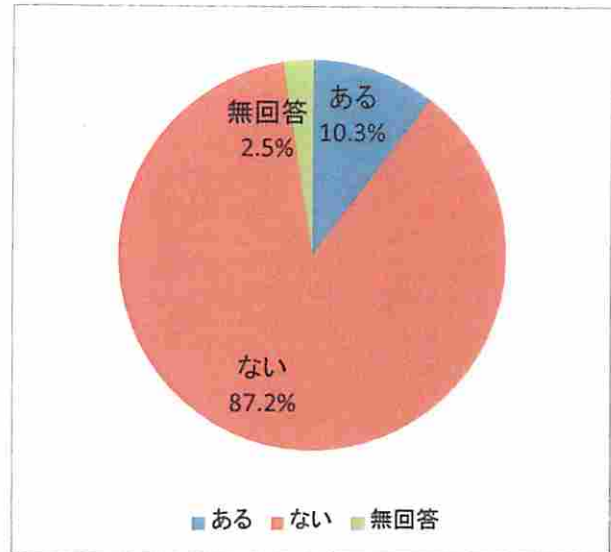
○ 導入修習のカリキュラムがどの程度役に立ったか(全体)  
(図表2-1)

※ カリキュラムの中に「役に立たなかった」ものがあると答えた者の割合

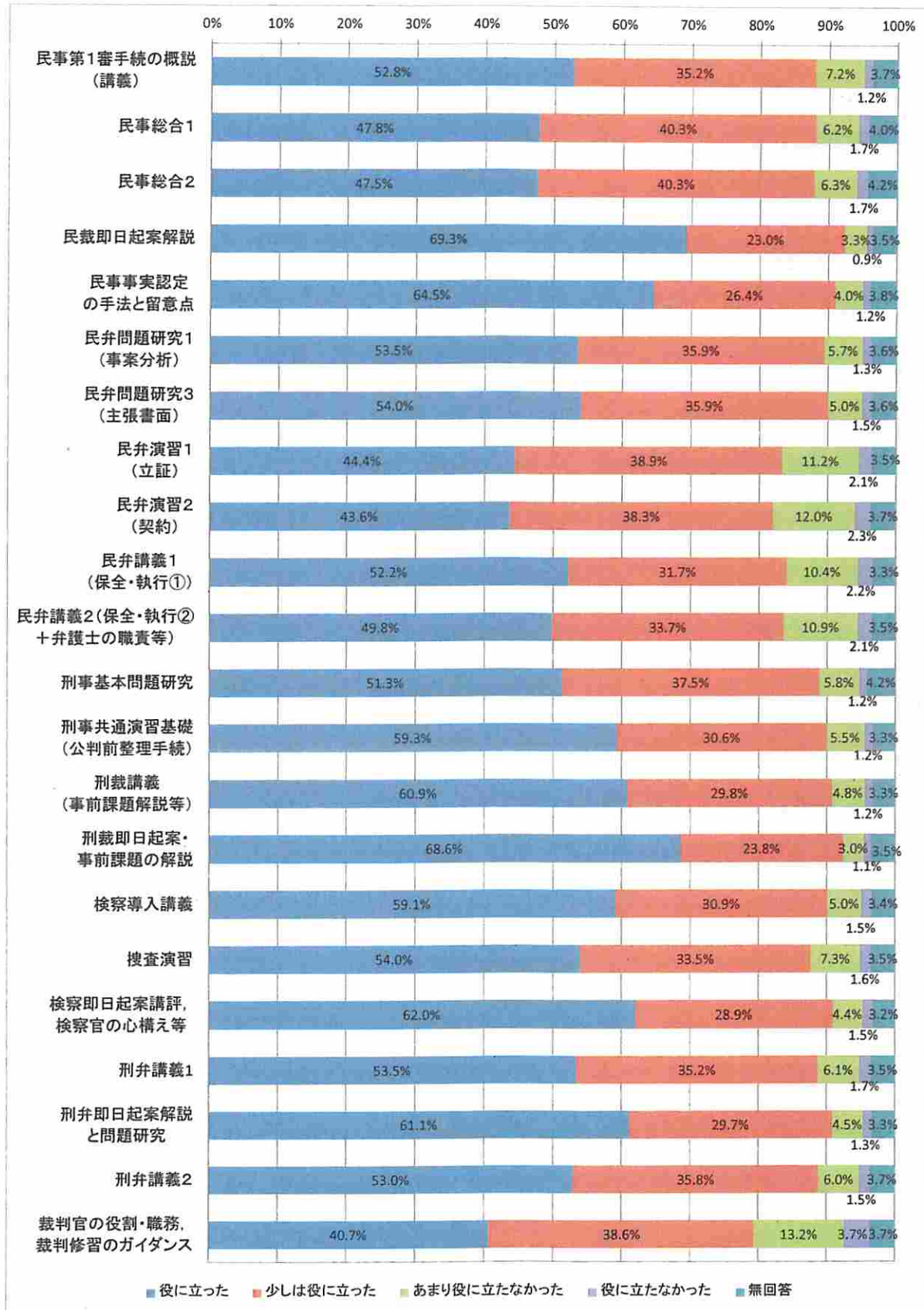
【69期】



【68期(参考)】

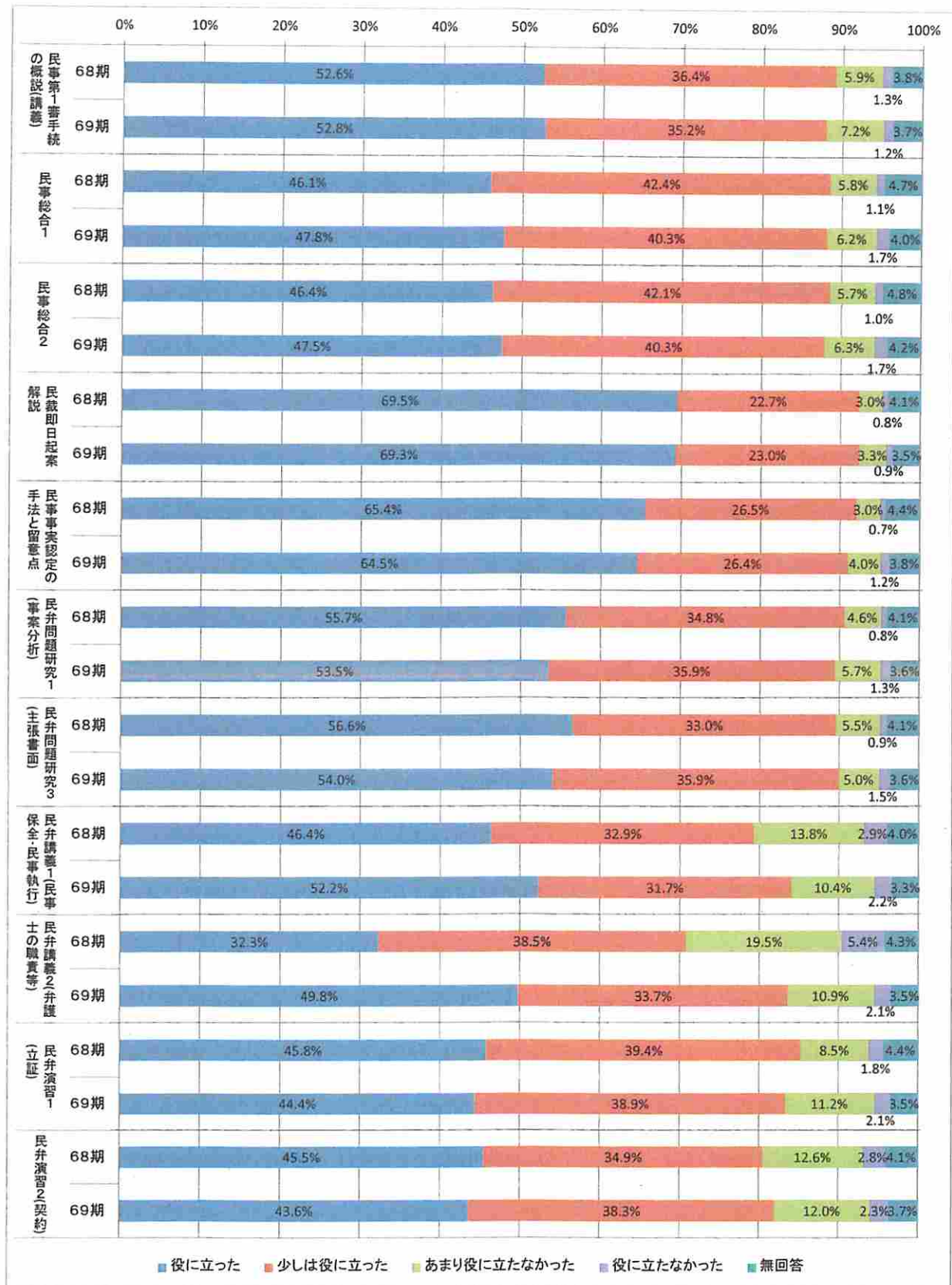


○ 導入修習のカリキュラムがどの程度役に立ったか(項目別)  
(図表2-2-1)

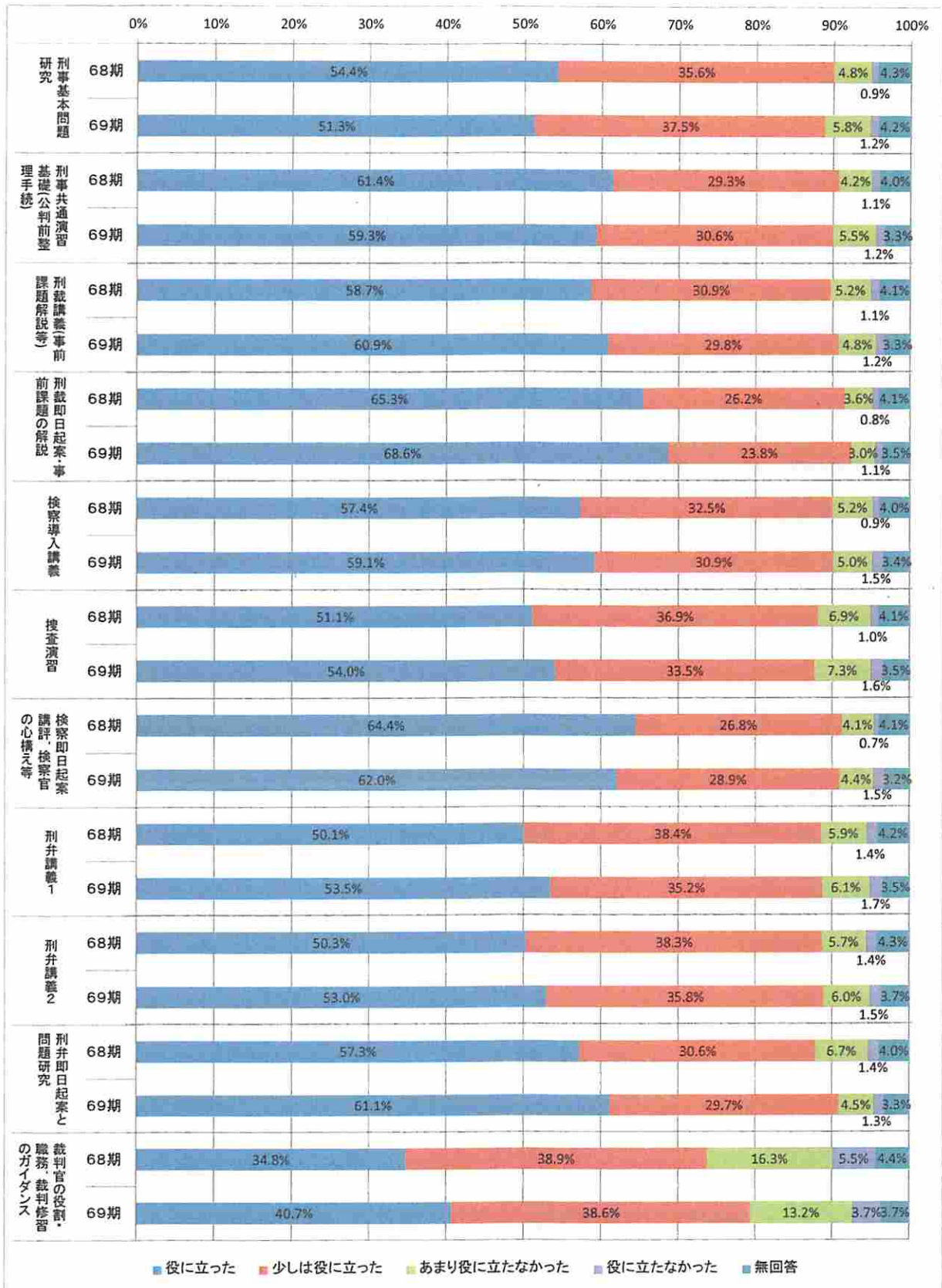


○ 68期との比較

(図表2-2-2)



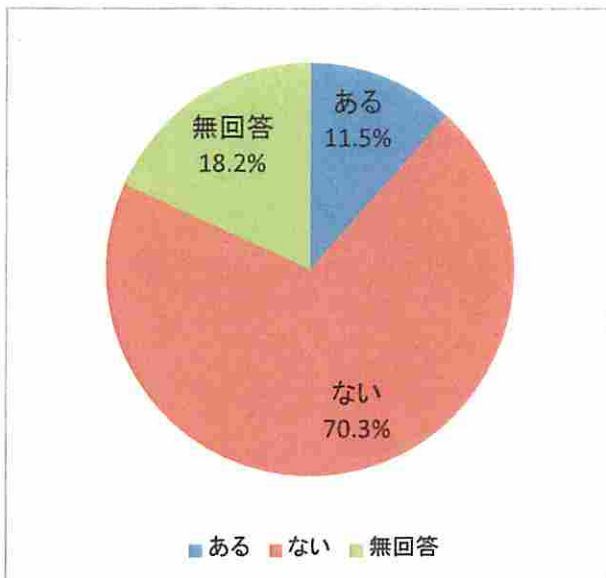
(図表2-2-3)



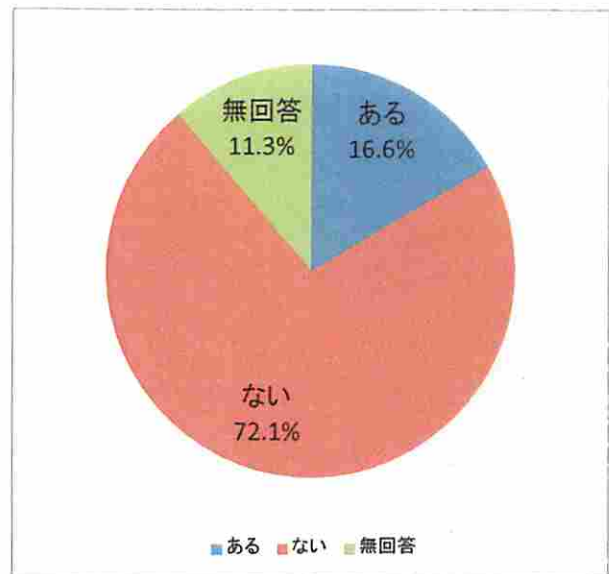
○ 分野別実務修習を円滑に行うため、導入修習の段階で学んでおきたかったことはあるか

(図表3)

【69期】



【68期(参考)】



【自由記載欄の回答状況】

・ 179人が「ある」と回答(全回答者中約11.5%)

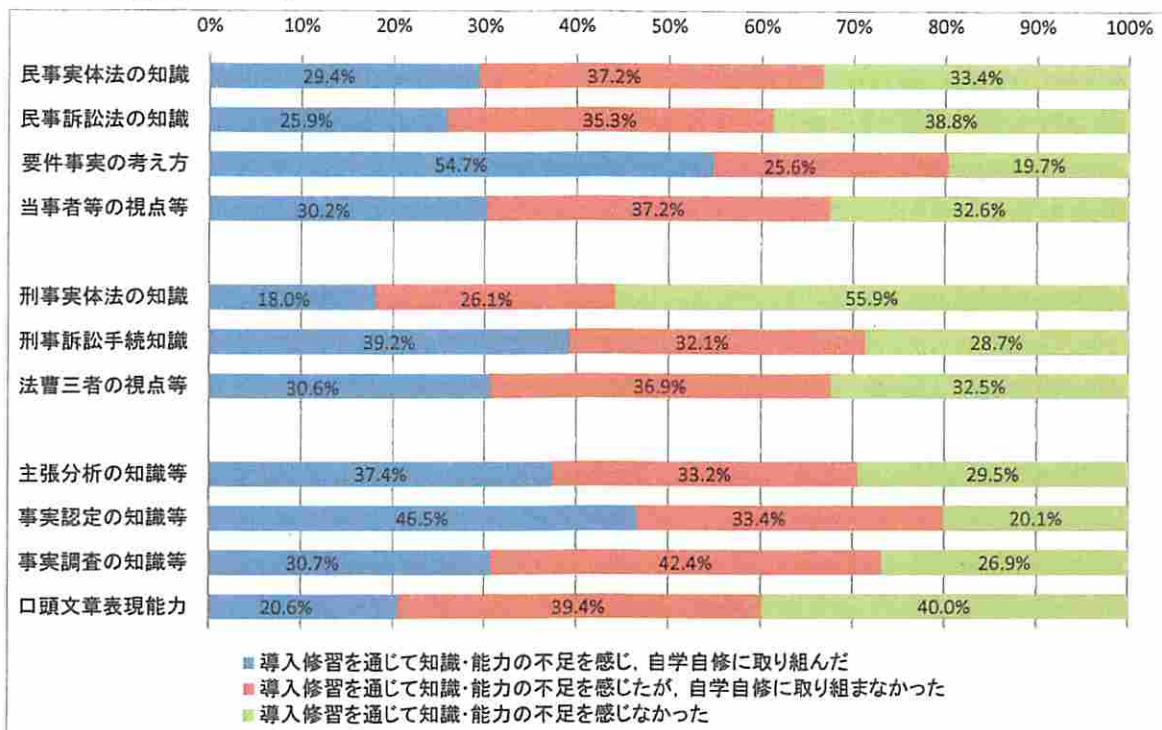
・ 回答数(のべ人数)が多かった項目

- ① 起案・書面の書き方 28人
- ② 倒産法の知識 20人
- ③ 事実認定の手法 16人
- ④ 和解・示談に関する知識・技法 11人
- ④ 訴訟手続一般 11人
- ④ 家事事件の知識 11人
- ⑦ 執行・保全の知識 10人
- ⑦ 取調べの手法 10人
- ⑨ 法律相談・受任の手続 9人

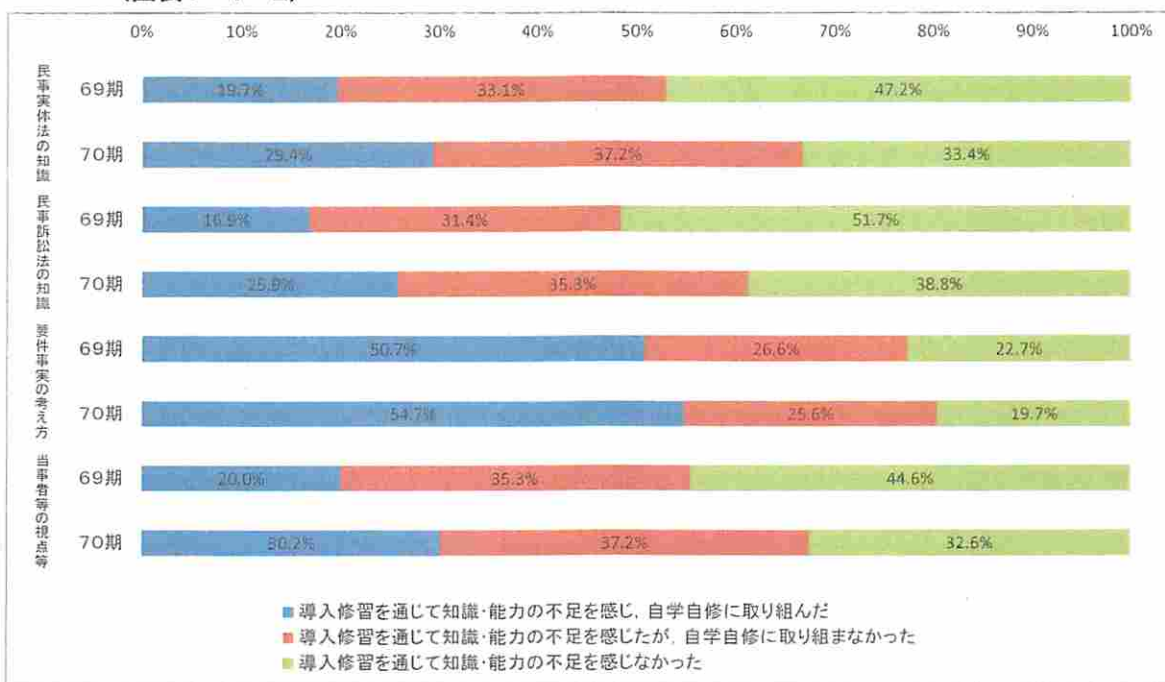
## 導入修習に関するアンケート集計結果

- 第70期の司法修習生に対し、導入修習終了時にアンケート調査を実施した。  
司法修習生1528人中1496人が回答(回収率97.9%)。

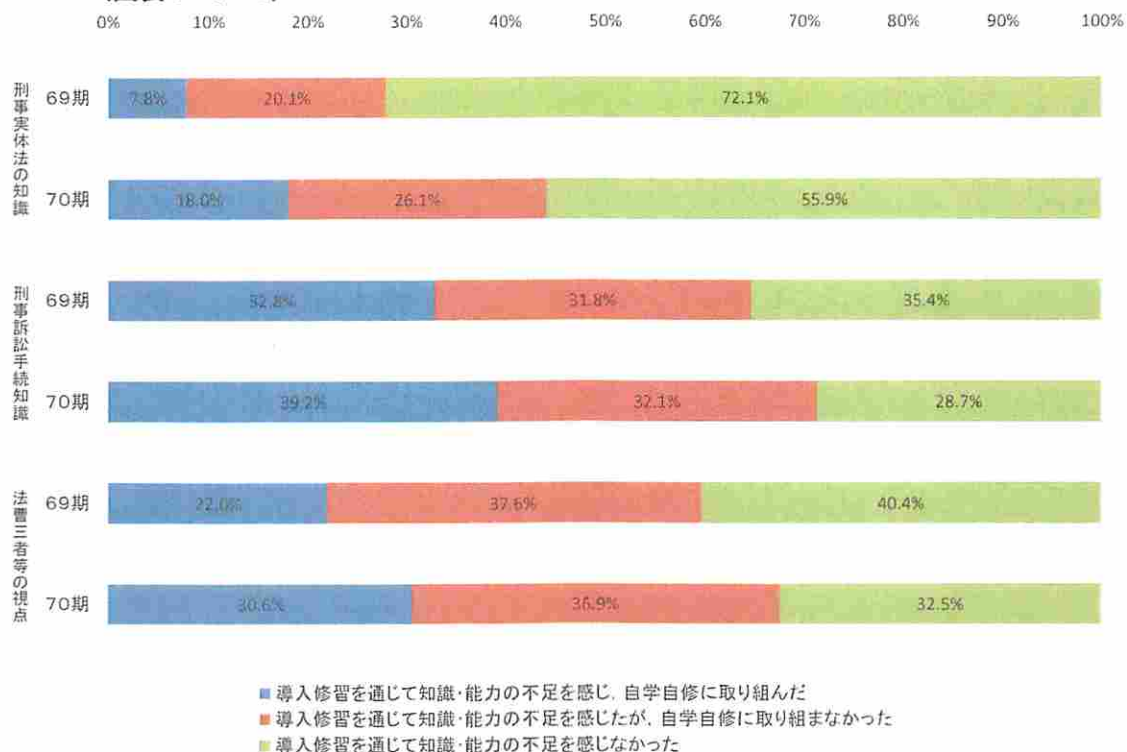
- 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じた者、自学自修に取り組んだ者の割合  
(図表1-1-1)



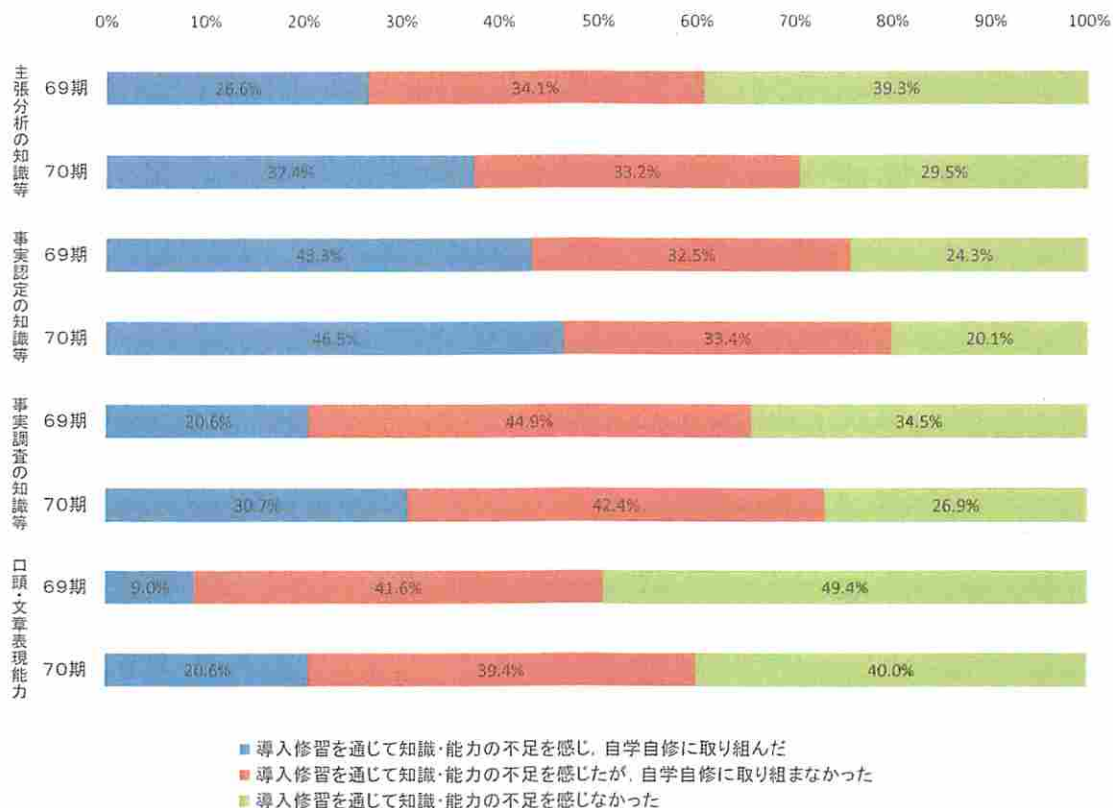
- 69期との比較(1)  
(図表1-1-2)



○ 69期との比較(2)  
(図表1-1-3)



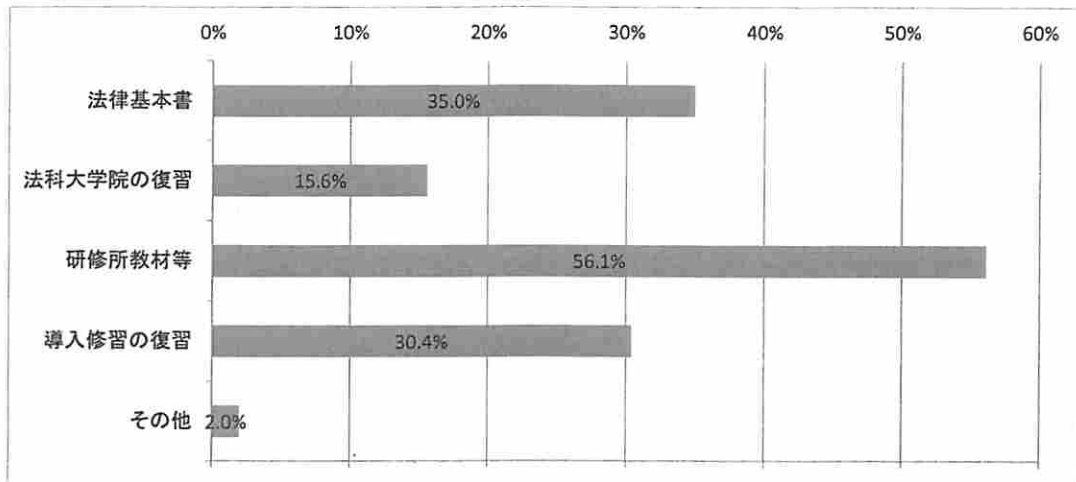
○ 69期との比較(3)  
(図表1-1-4)



○ 自学自修の内容

(図表1-2)

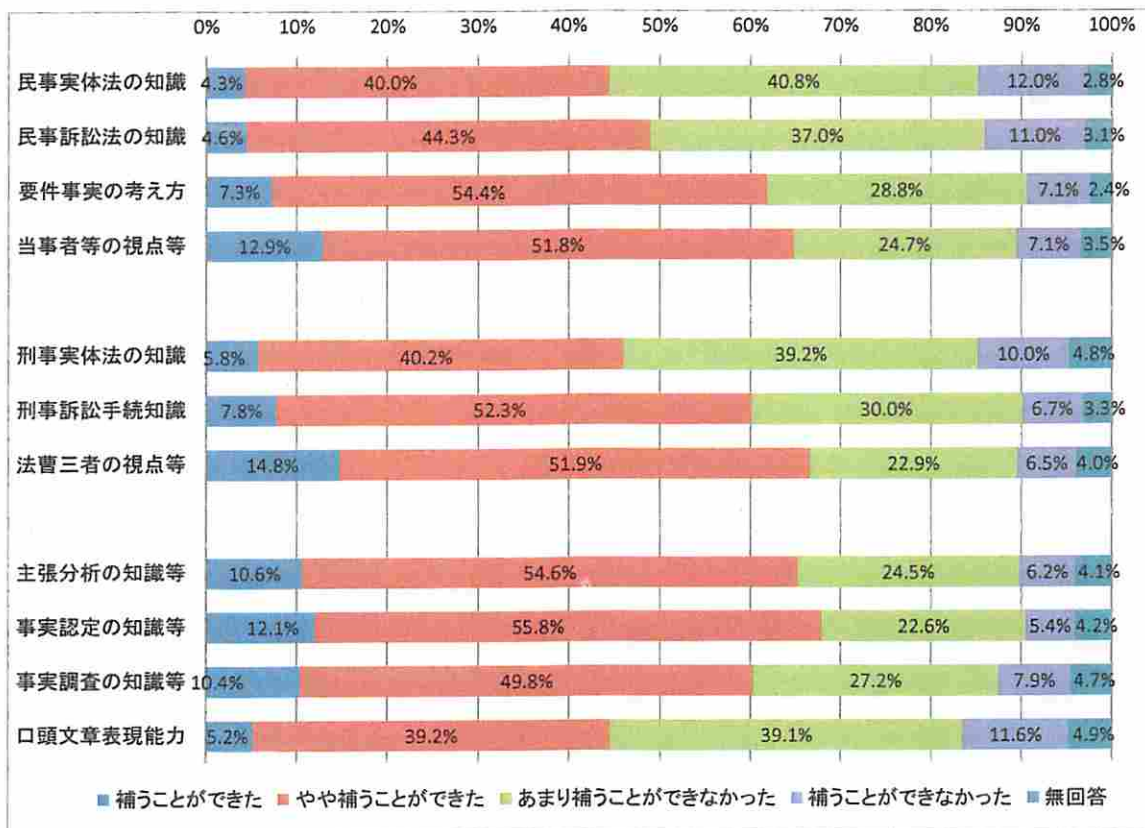
※ 自学自修の内容に係る各選択肢に1項目でもチェックを付けた人数の割合



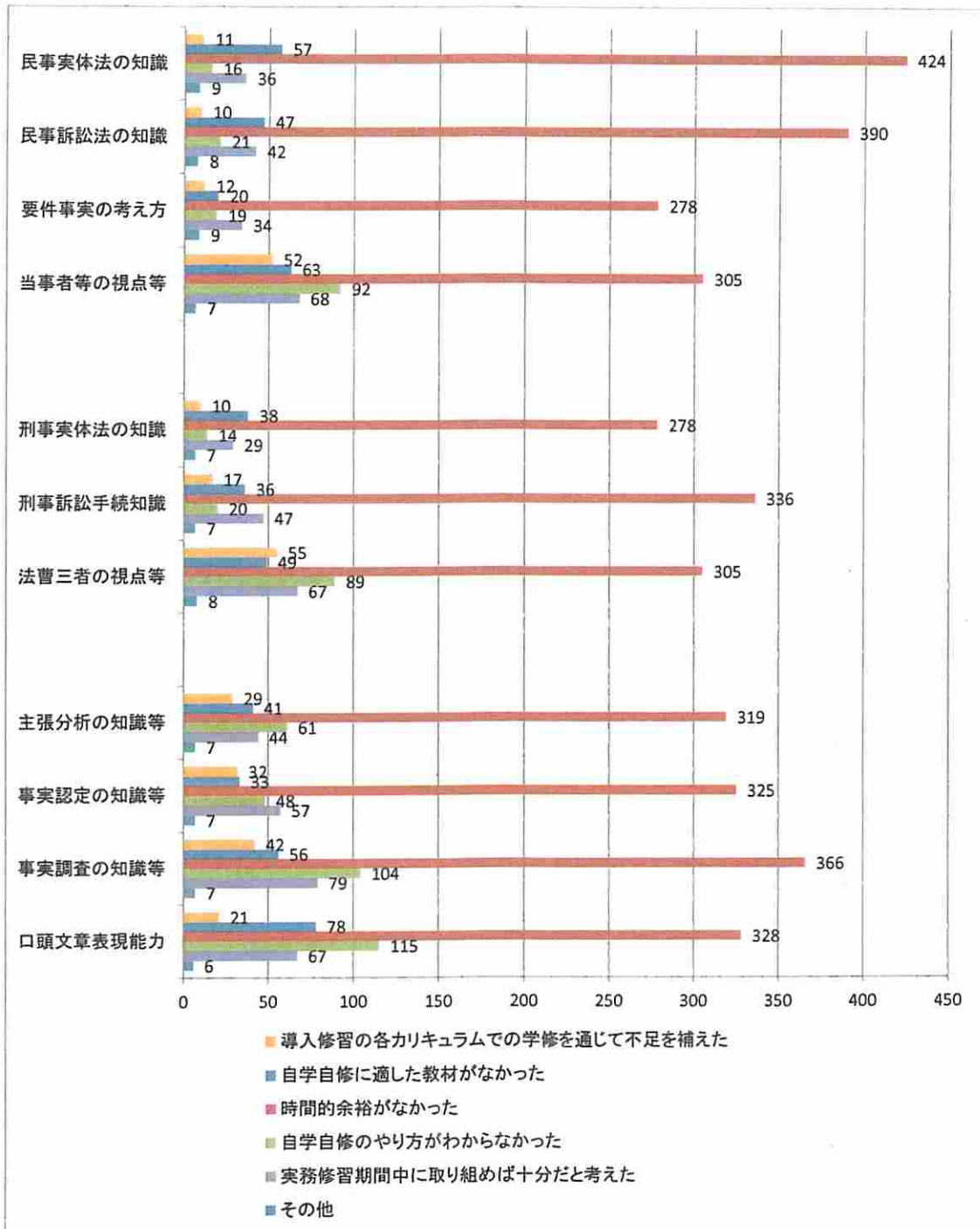
○ 導入修習を通じて不足していた知識・能力をどの程度補うことができたか  
(図表1-3-1)



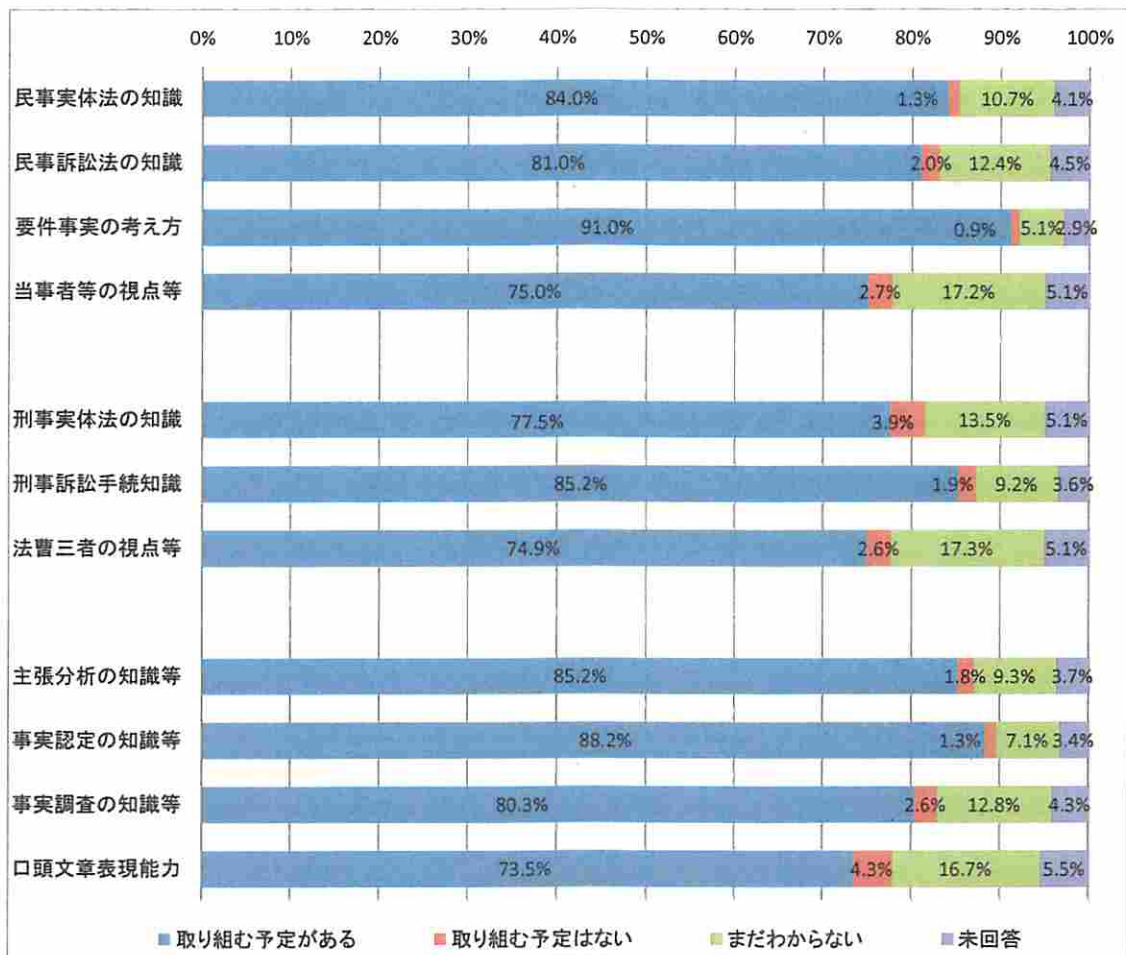
(図表1-3-2) ※母数:不足を感じた者



○ 導入修習中に自学自修に取り組まなかった理由  
 (図表1-4) ※理由別の回答者数(延べ人数)

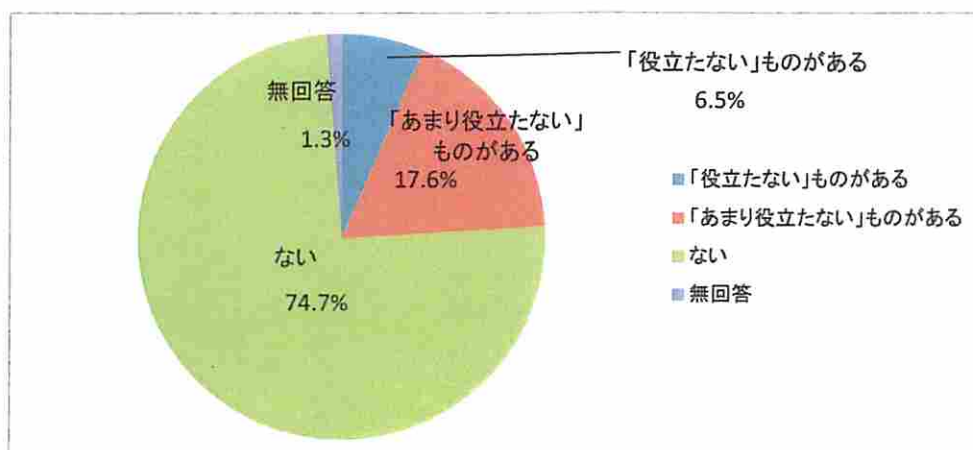


○ 実務修習中に自学自修に取り組む予定はあるか  
(図表1-5)

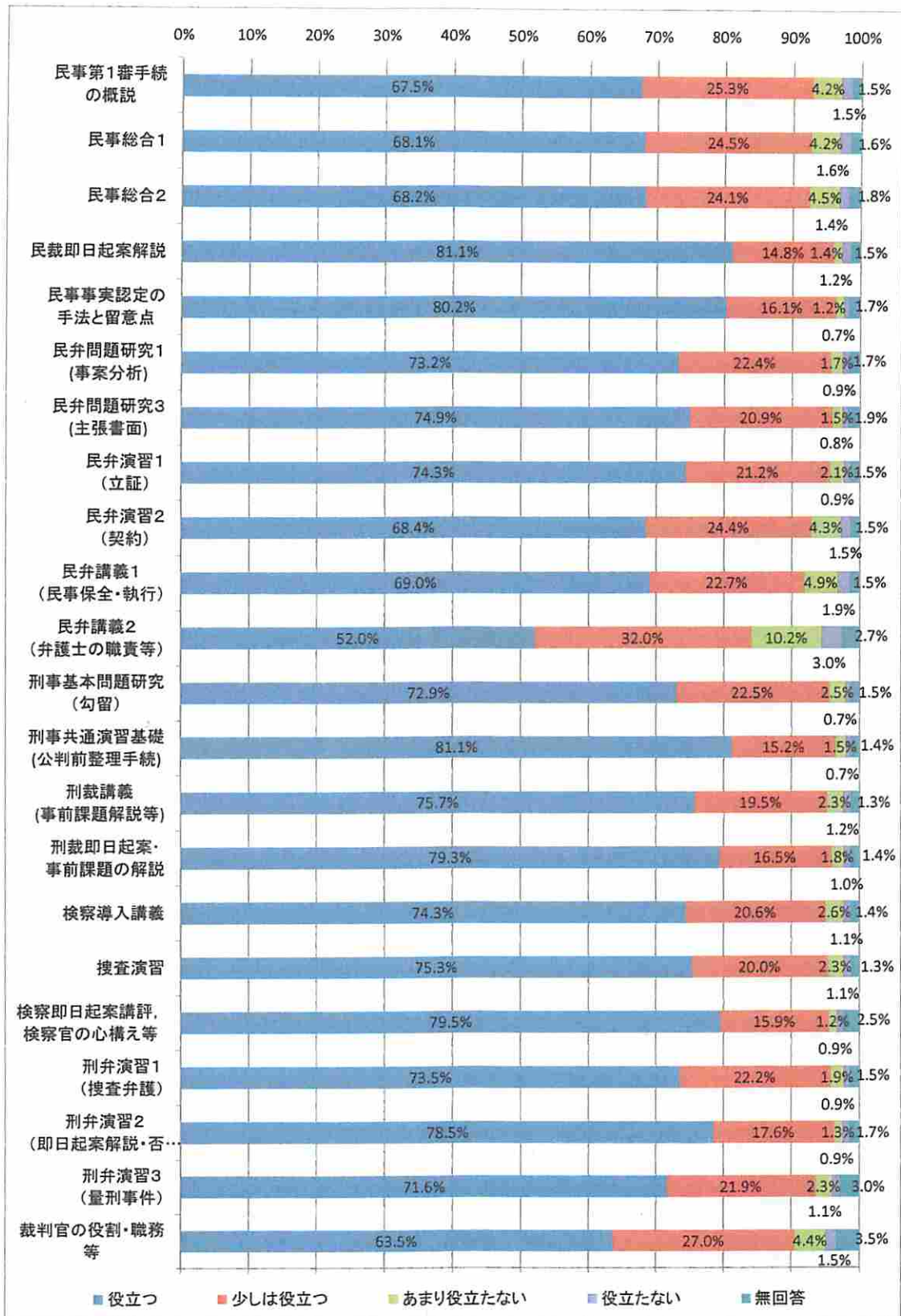


○ 導入修習のカリキュラムがどの程度役立つと思うか【全体】  
(図表2-1)

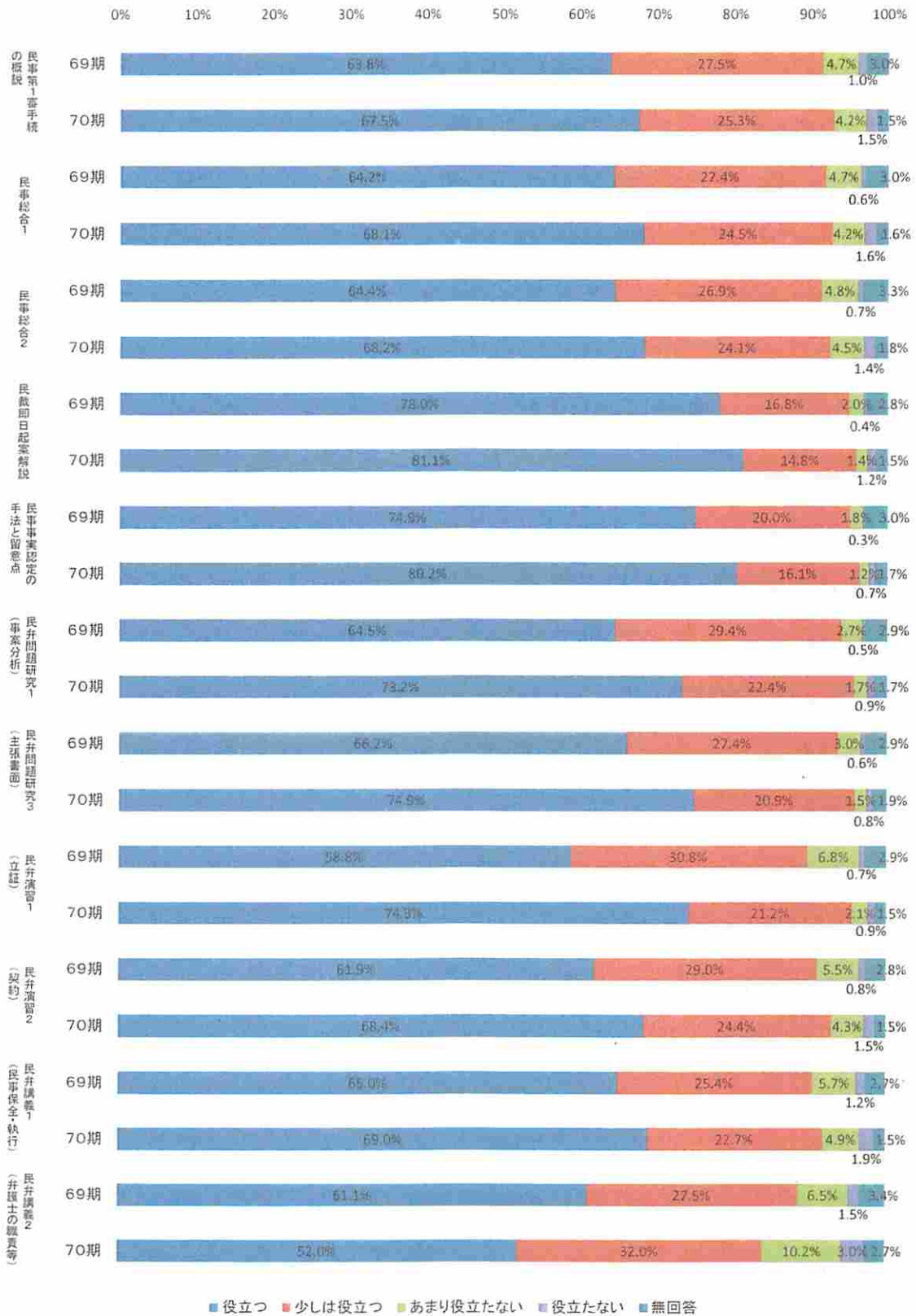
※ カリキュラムの中に「役立つ」と答えた者の割合



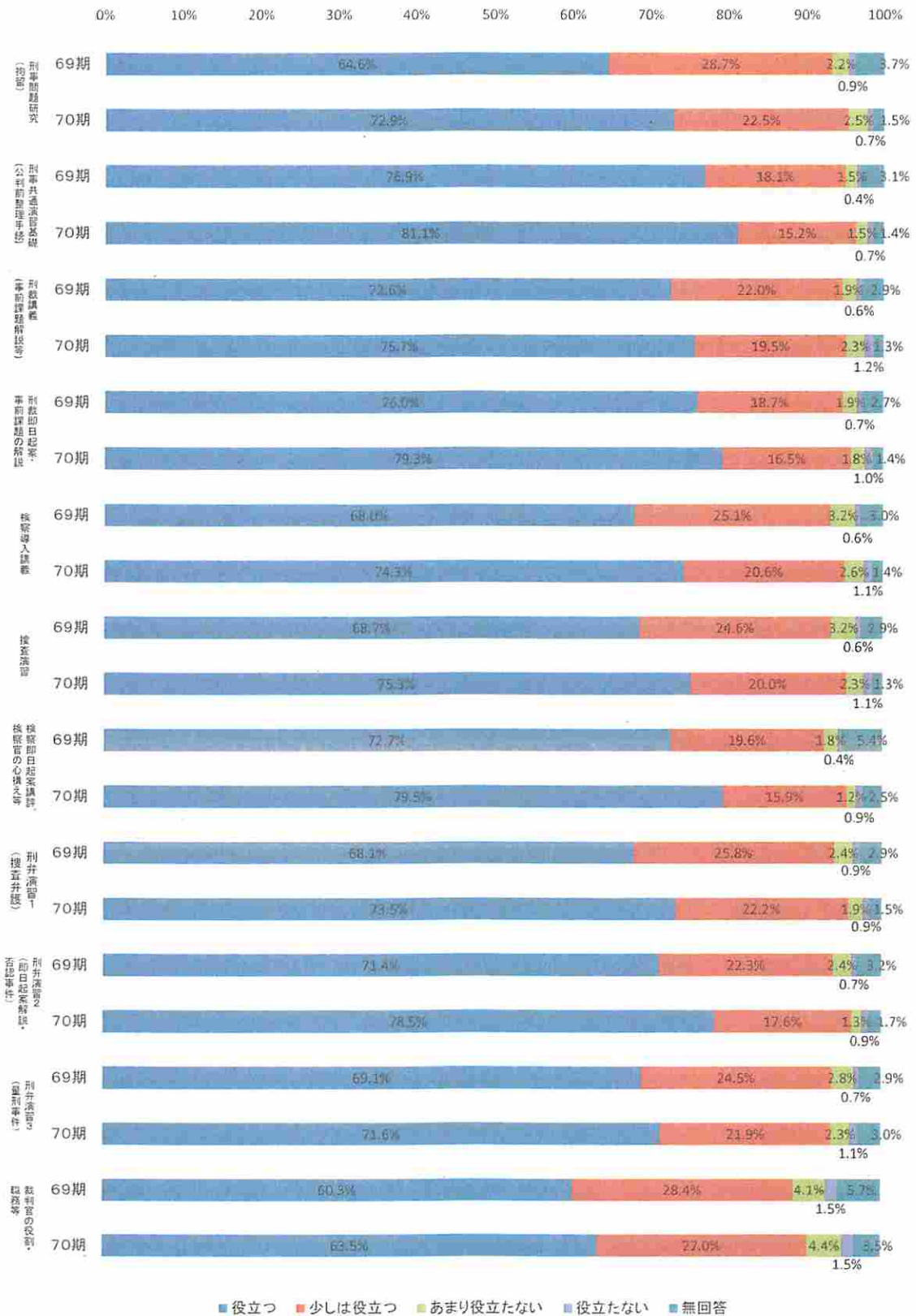
○ 導入修習のカリキュラムがどの程度役立つと思うか【項目別】  
(図表2-2)



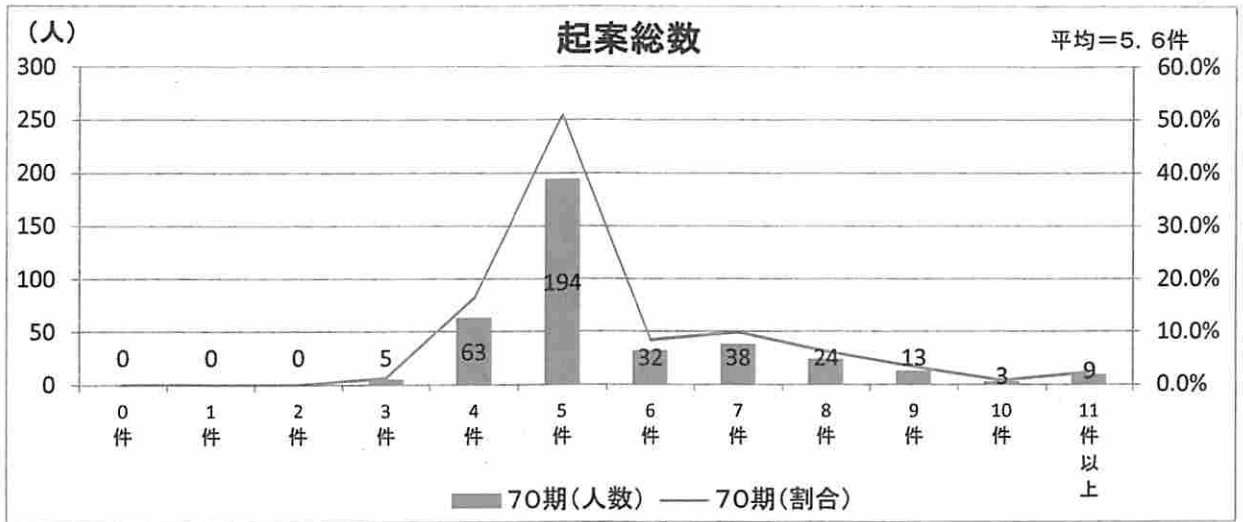
○ 69期との比較  
(図表2-2-2)



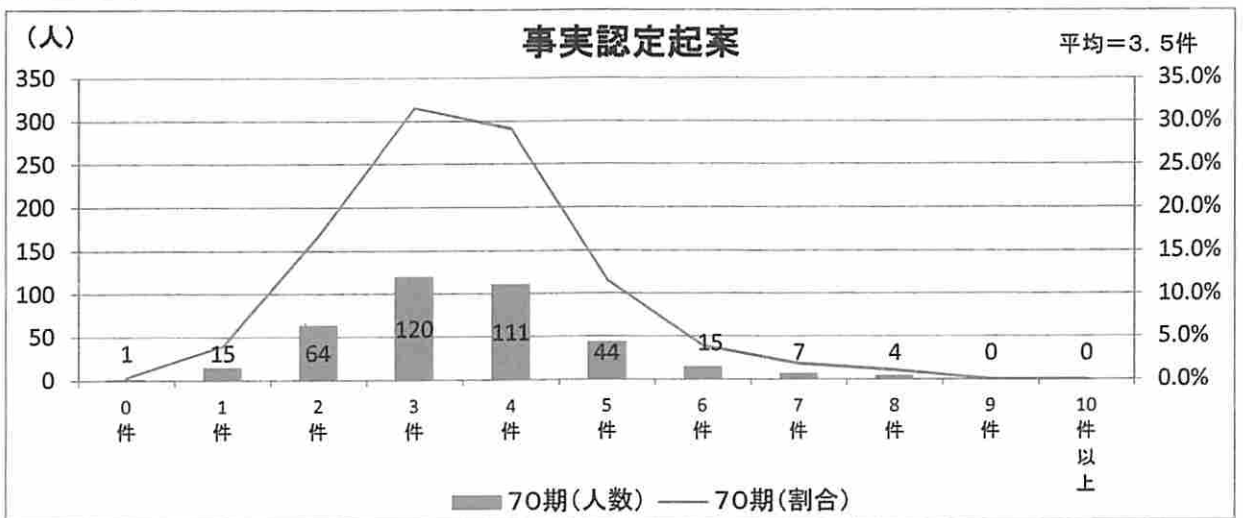
(図表2-2-3)



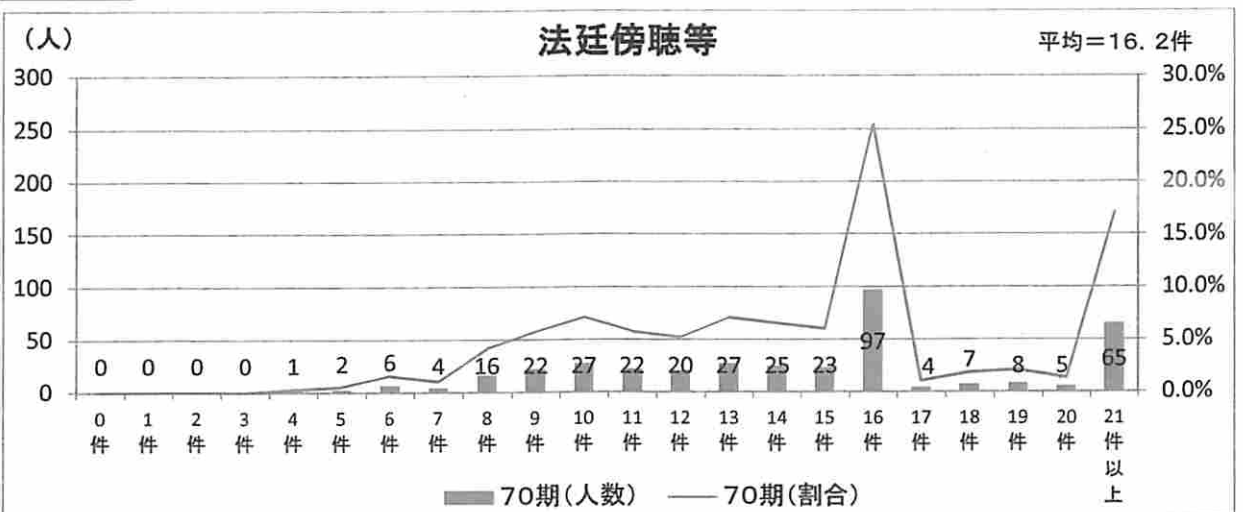
グラフ1



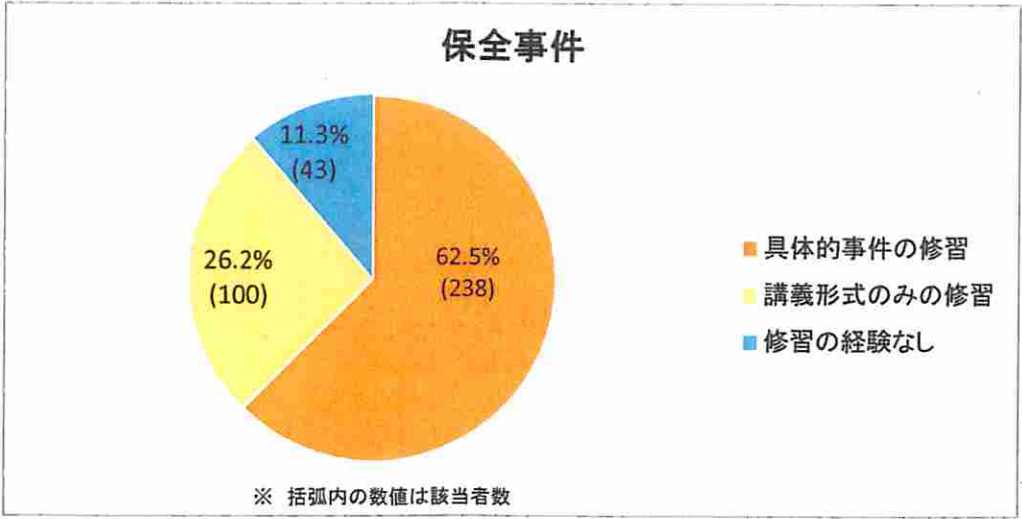
グラフ2



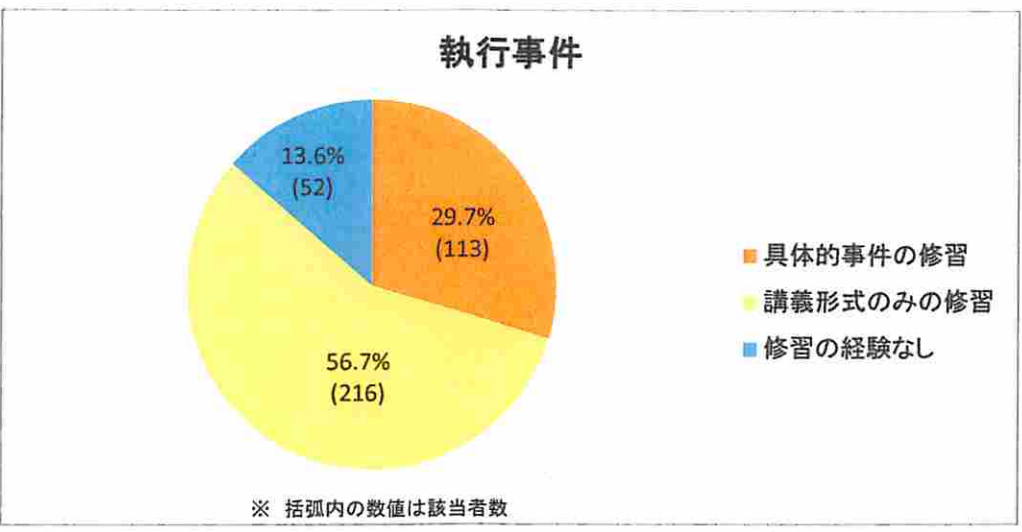
グラフ3



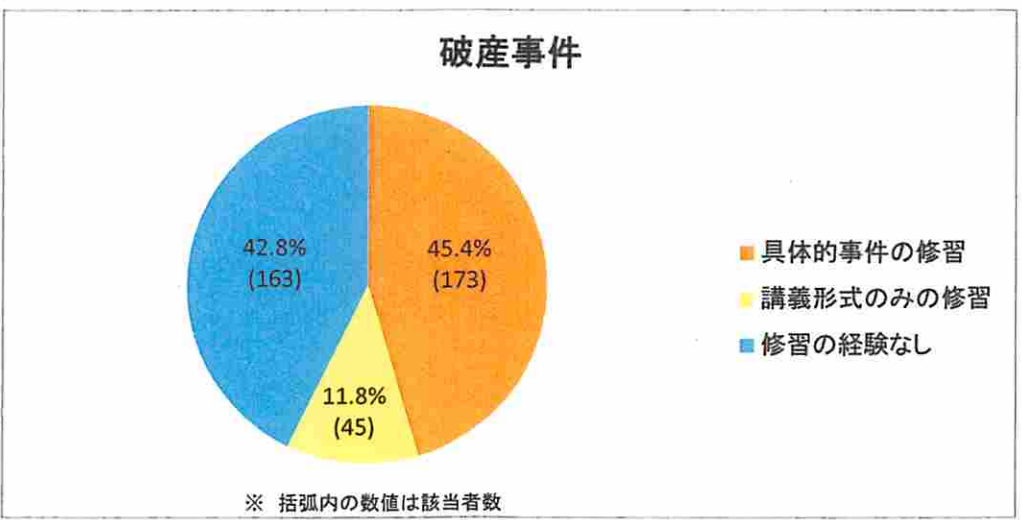
グラフ4



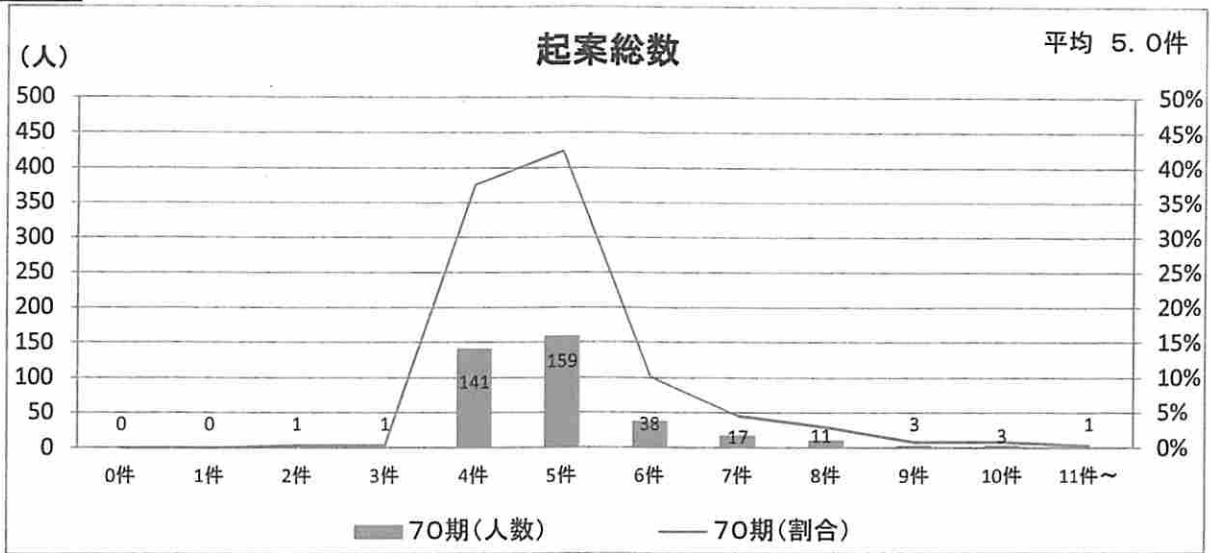
グラフ5



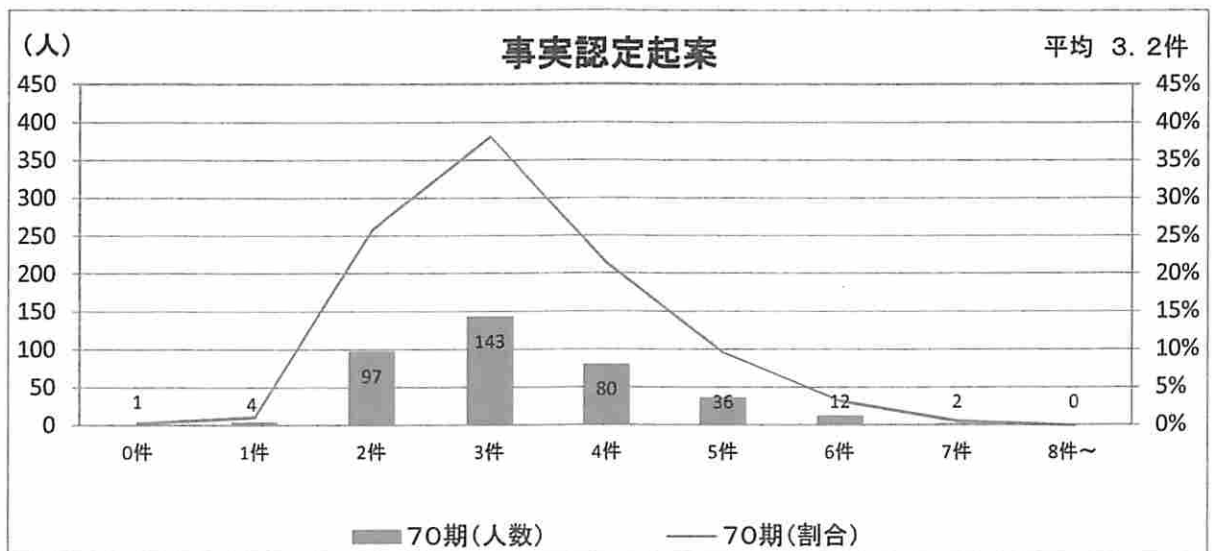
グラフ6



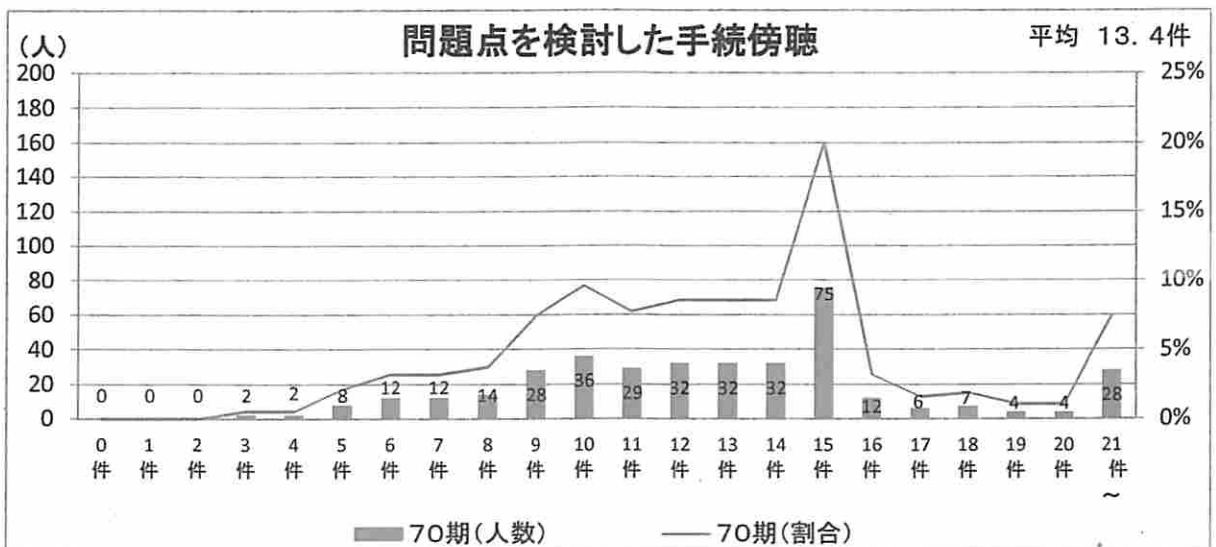
グラフ1



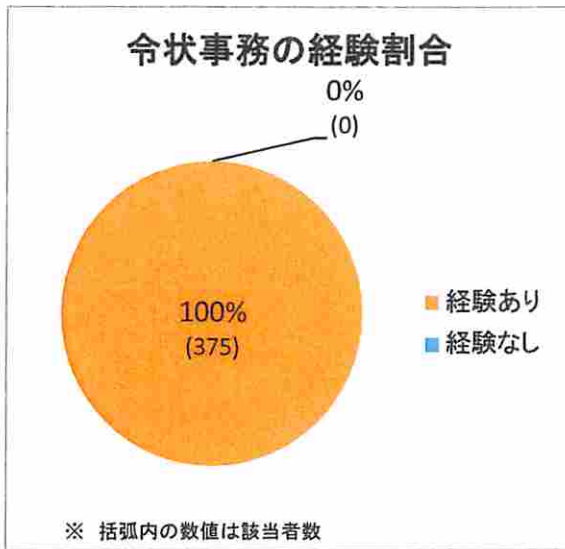
グラフ2



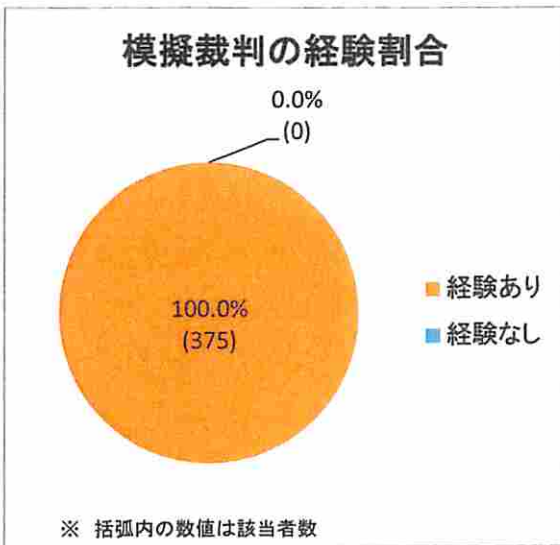
グラフ3



グラフ4

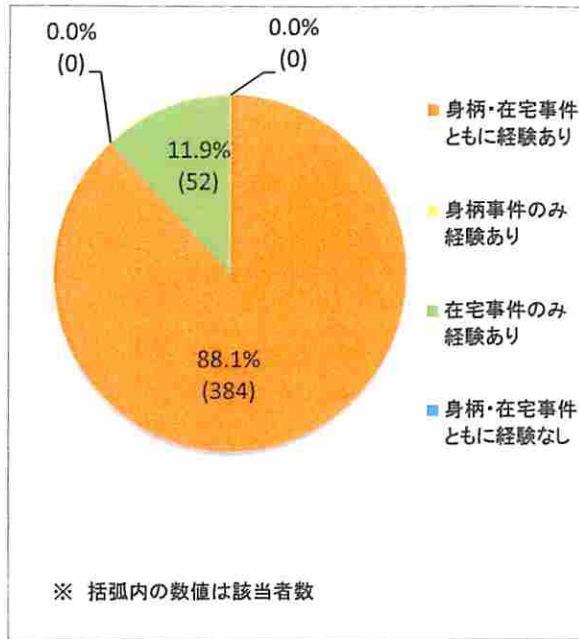


グラフ5

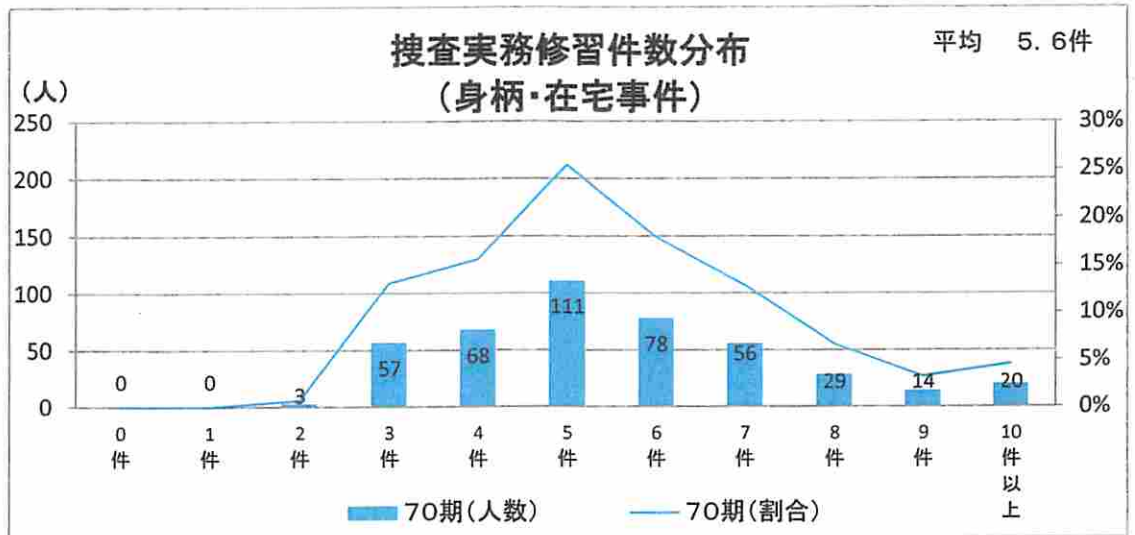


【70期】 修習結果簿集計結果(検察修習:第1クール)

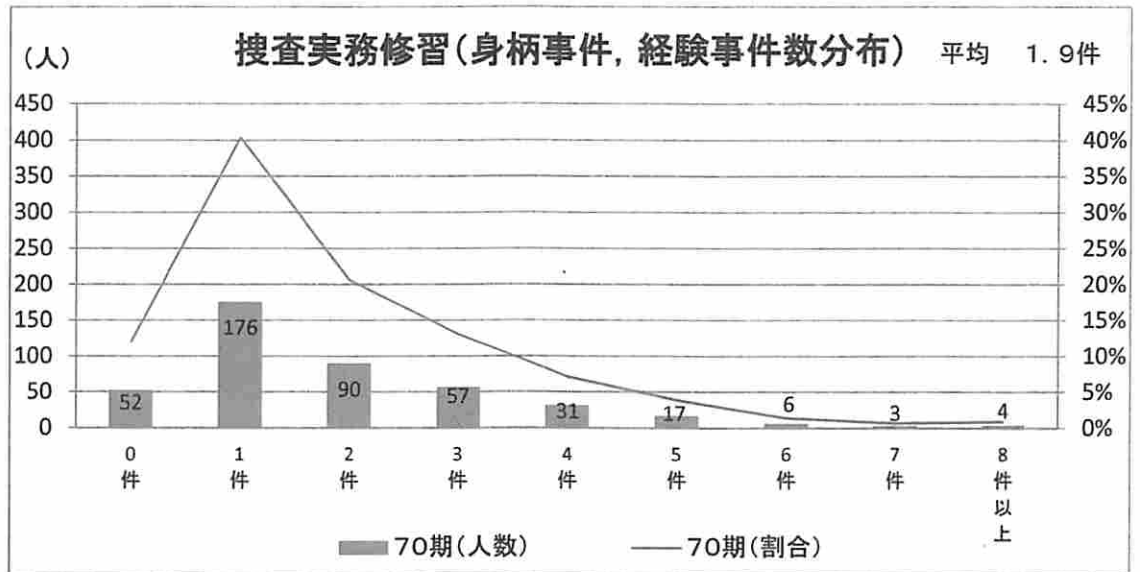
グラフ1 捜査実務修習(身柄・在宅事件の経験割合)



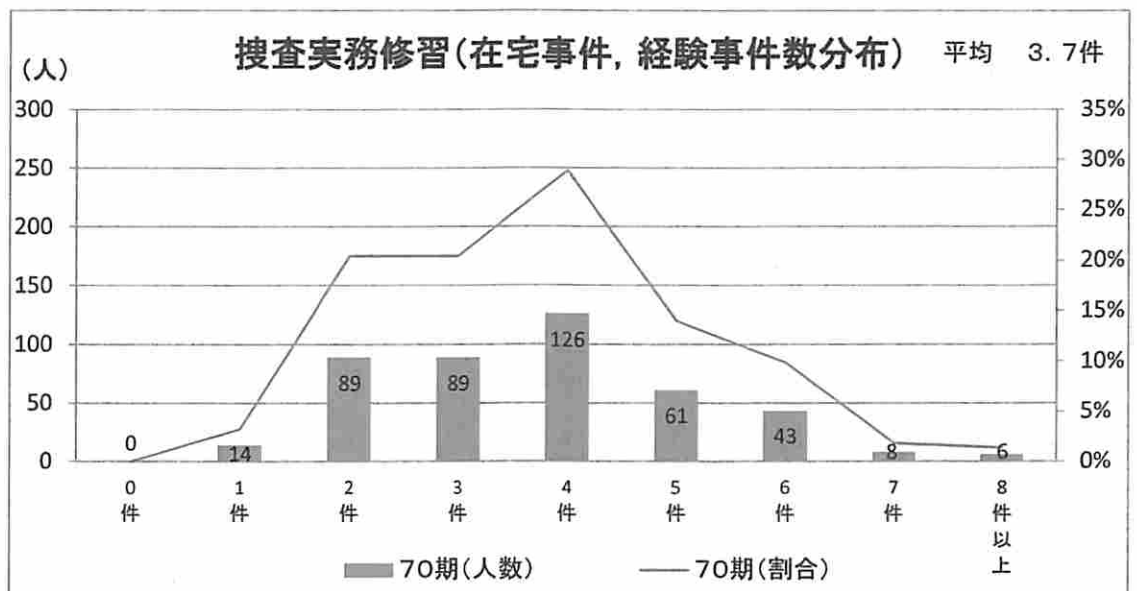
グラフ2



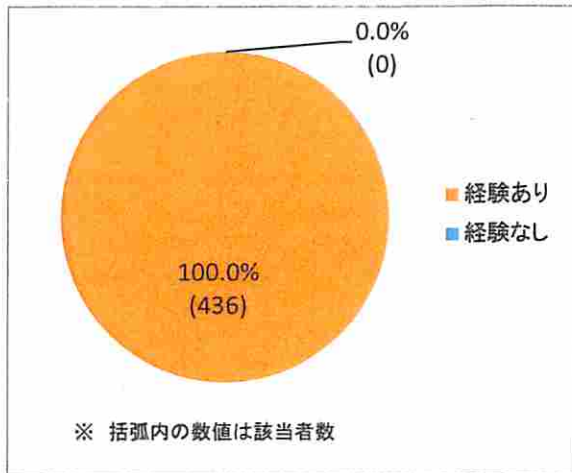
グラフ3-1



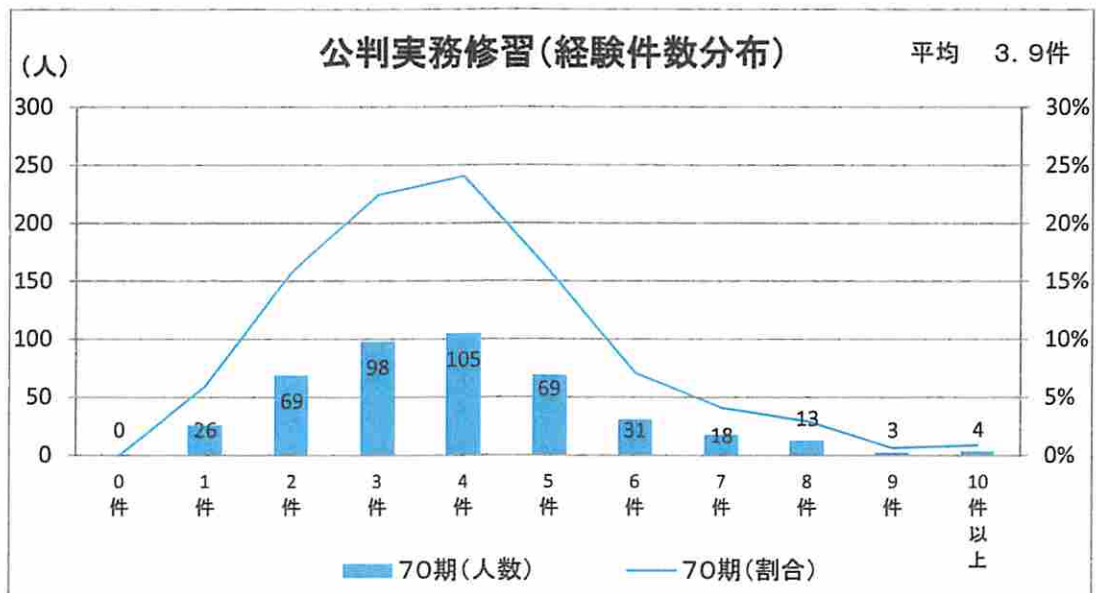
グラフ3-2



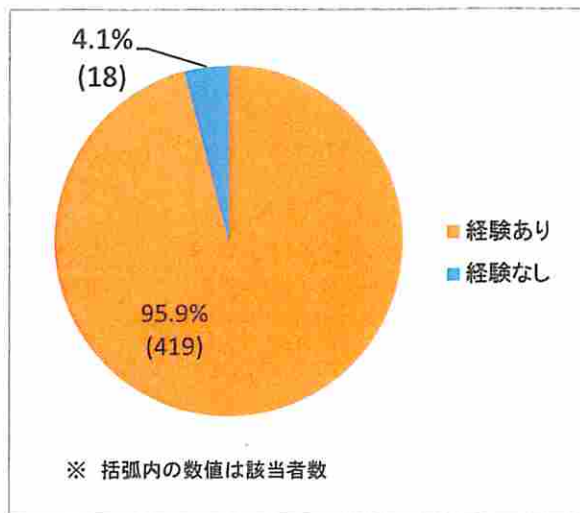
**グラフ4** 公判実務修習の経験



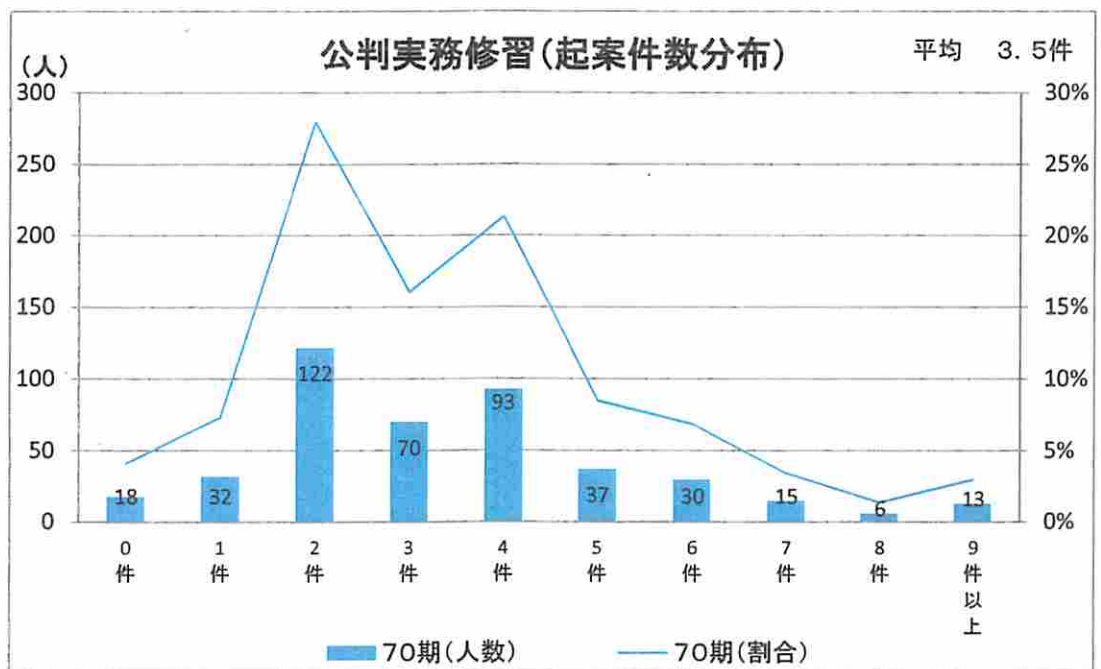
**グラフ5**



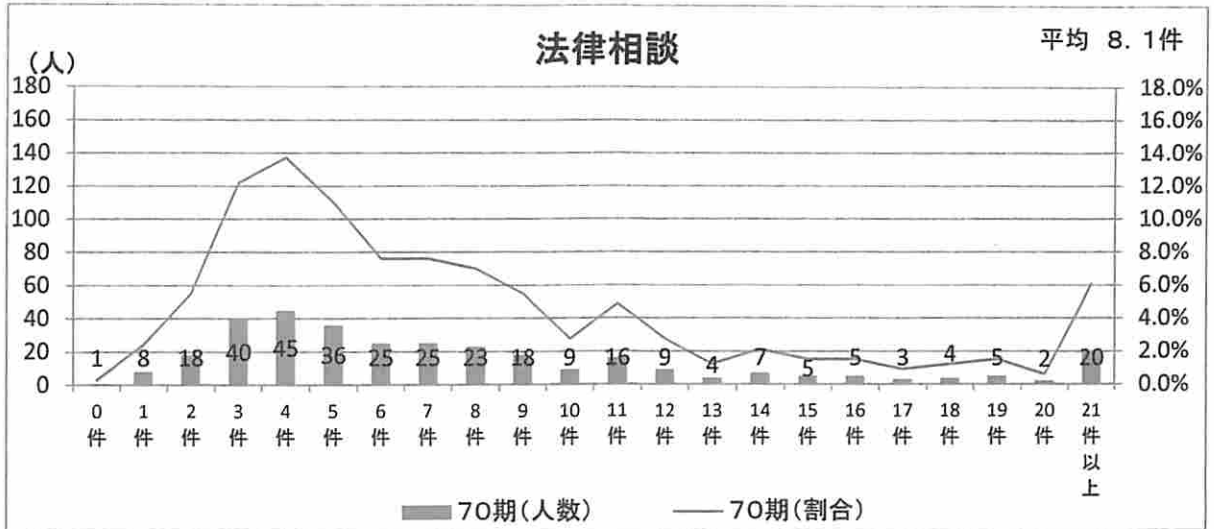
**グラフ6** 公判実務修習(起案の経験)



**グラフ7**

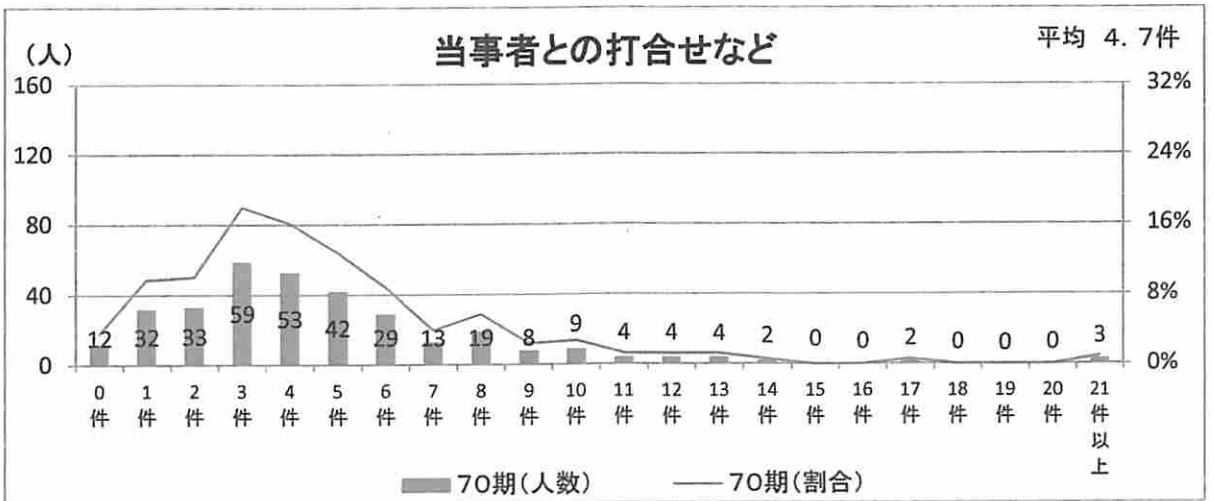


グラフ1-1

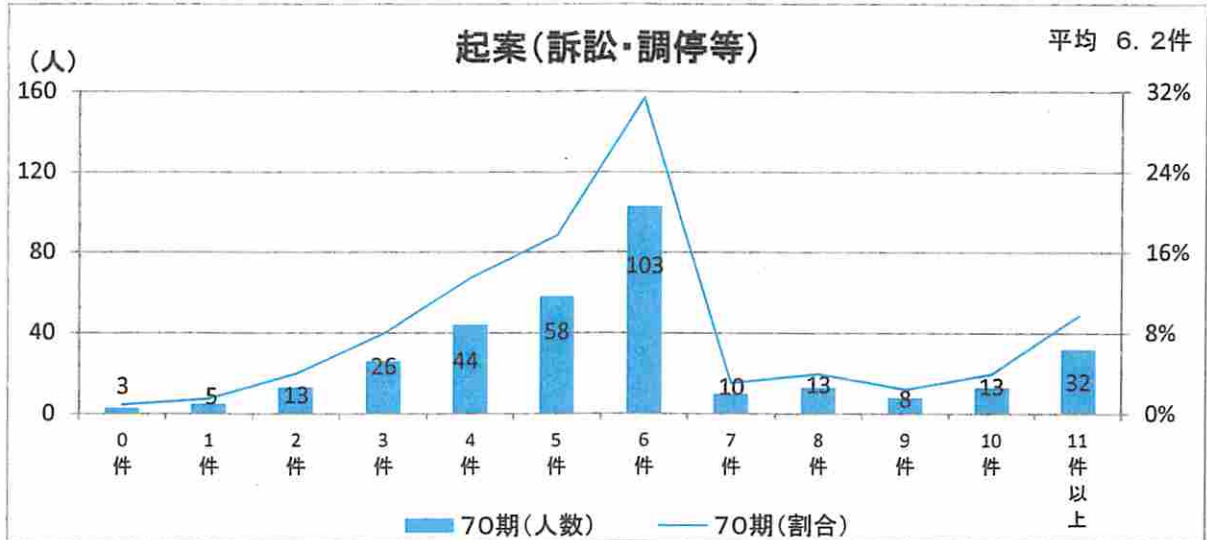


※ 法律相談(弁護士会、自治体及び事務所等におけるもの)、交渉、受任等の立会傍聴

グラフ1-2

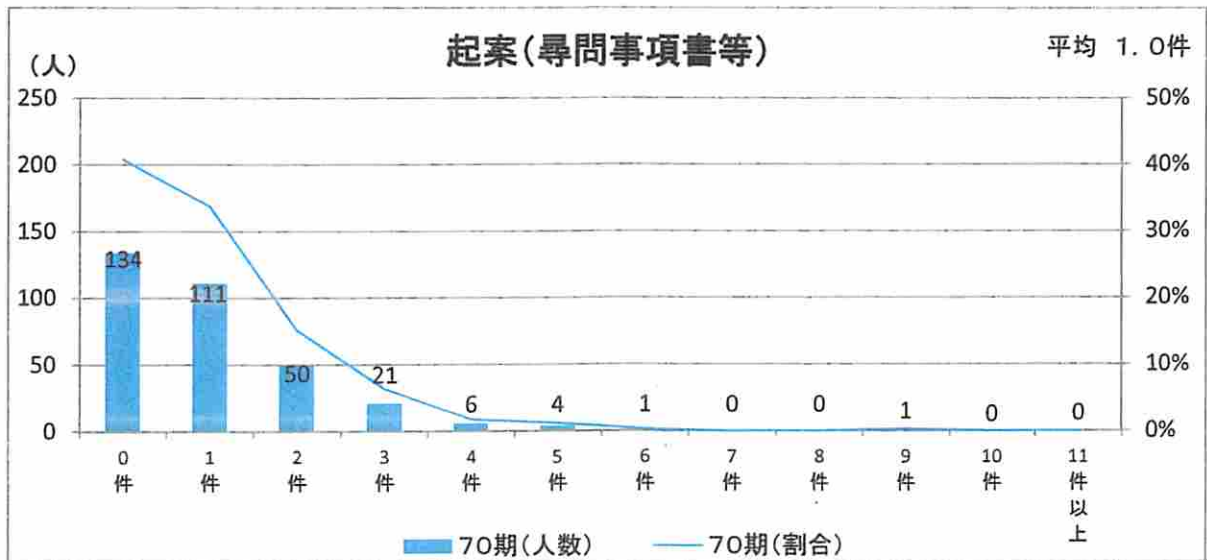


グラフ2-1



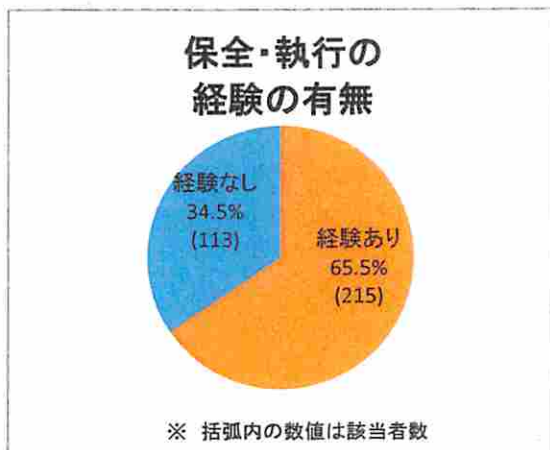
※ 訴訟、調停[民事・家事]、ADR等の訴状、申立書、準備書面、内容証明等の起案

グラフ2-2

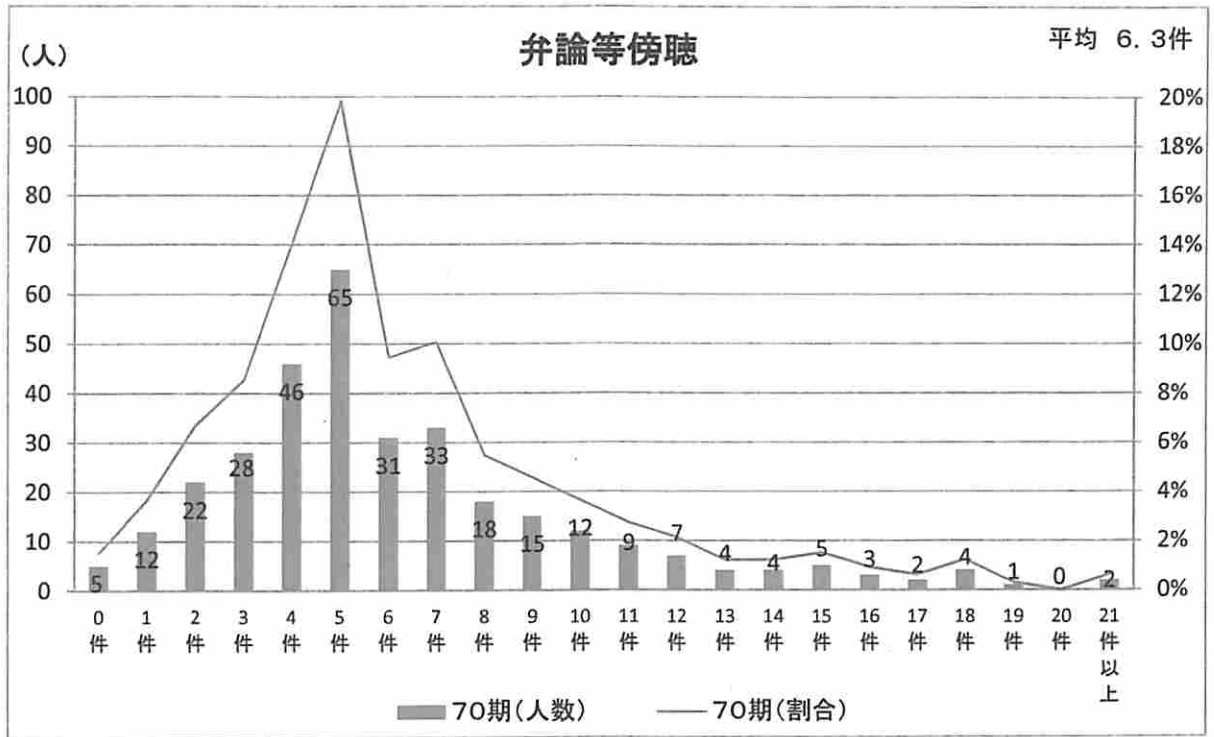


※ 尋問事項書・陳述書等の起案

グラフ3

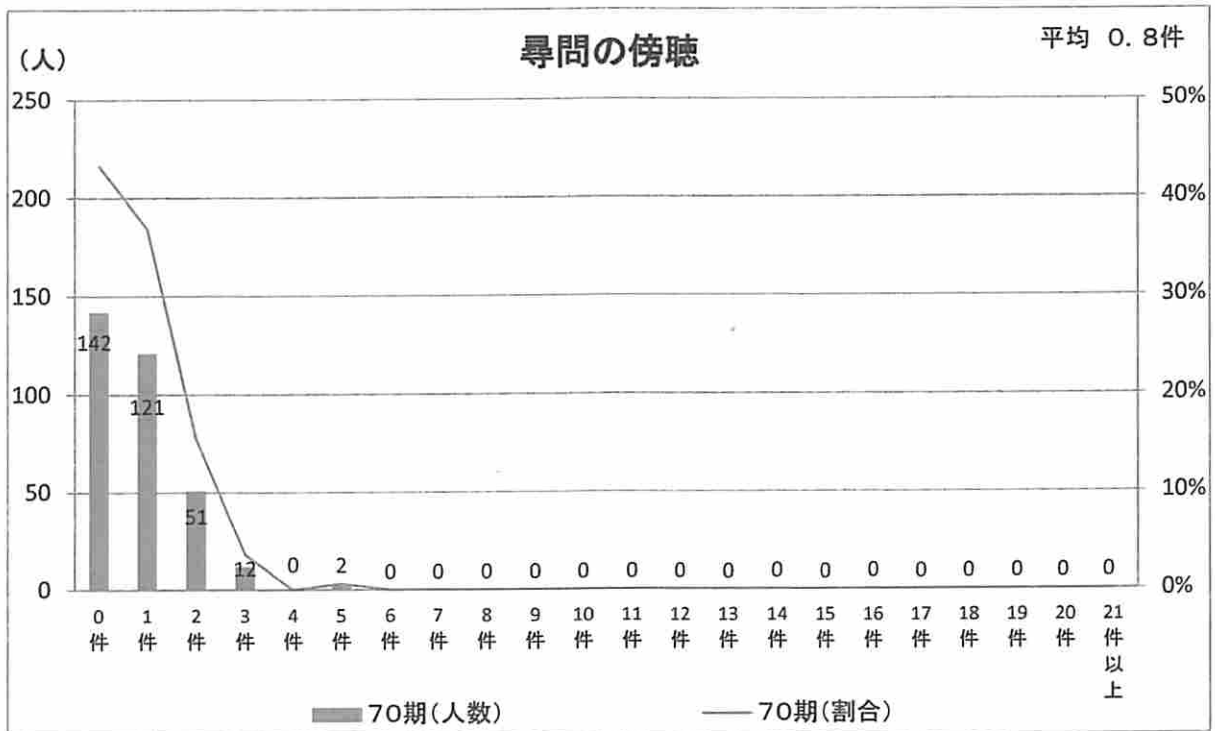


グラフ4-1

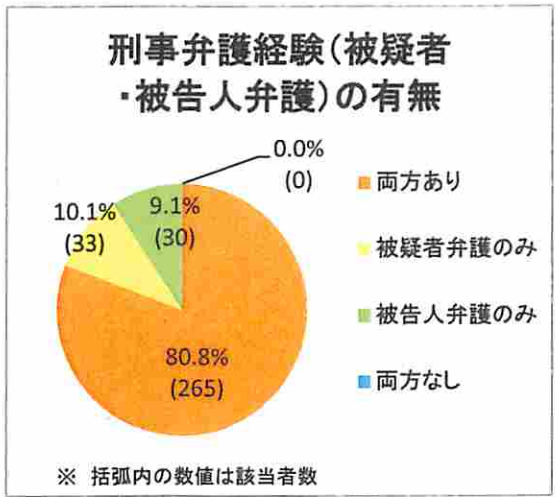


※ 口頭弁論, 弁論準備, 和解, 調停, 審判, 審尋, 裁判官面接等

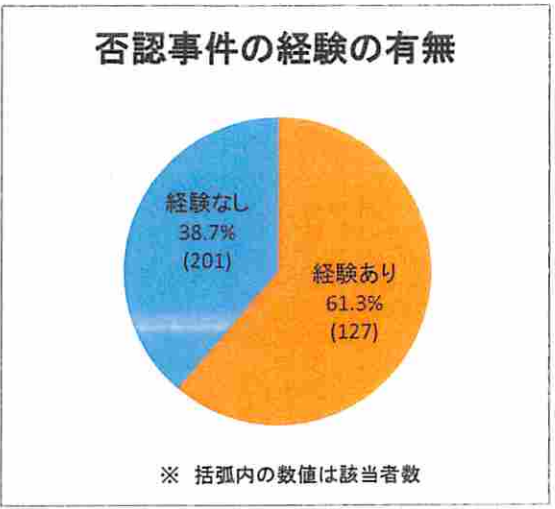
グラフ4-2



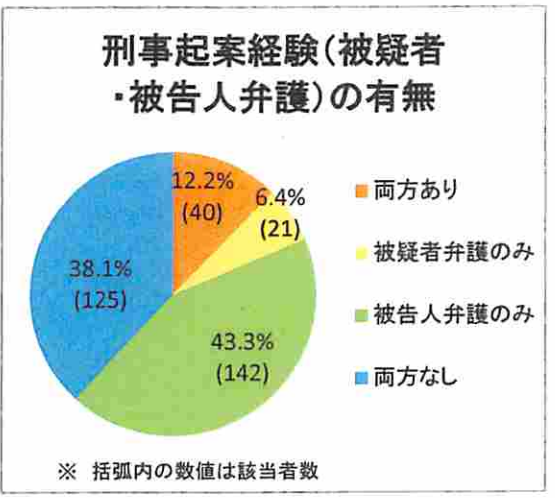
グラフ5



グラフ6



グラフ7



選択型実務修習 全国プログラム集計(第69期)

選択型実務修習 全国プログラム集計(第70期)

【資料6】

既存プログラム	庁会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数
	裁判所	東京地裁	知財	4	80	91
		大阪地裁	知財	4	32	20
	検察庁	法務省	法務行政	2	60	155
	弁護士会	東京三会	大規模事務所	7	20	20
			渉外	5	5	4
			知財	2	4	5
			企業法務	2	2	2
		大阪	渉外	20	30	24
			知財	11	13	6
法テラス			69	100	149	
外務省			1	1	8	
UNHCR			2	4	12	
IOM			1	1	1	
JICA			2	4	22	
日弁連国際室			2	2	8	
計			134	358	527	

既存プログラム	庁会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数
	裁判所	東京地裁	知財	4	80	59
		大阪地裁	知財	4	32	18
	検察庁	法務省	法務行政	2	70	136
	弁護士会	東京三会	大規模事務所	6	15	9
			渉外	7	7	14
			知財	2	4	1
			企業法務	2	2	3
		大阪	渉外	22	33	17
			知財	10	11	2
法テラス			69	111	166	
外務省			1	1	8	
UNHCR			2	2	12	
IOM			1	1	2	
JICA			2	4	22	
ILO			2	2	8	
日弁連国際室			2	2	7	
計			138	377	484	

新規プログラム	国		4	5	62
	地方自治体		10	10	43
	福祉機関		10	12	66
	民間企業		16	16	264
	公設事務所		10	10	41
	計		50	53	476

新規プログラム	国		3	6	22
	地方自治体		6	7	24
	福祉機関		9	12	34
	民間企業		15	16	221
	公設事務所等		9	9	35
	計		42	50	336

合計		184	411	1,003
----	--	-----	-----	-------

合計		180	427	820
----	--	-----	-----	-----

〔注〕人数はA班とB班の合計

〔注〕人数はA班とB班の合計

日弁連法1第143号  
2016年(平成28年)8月8日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会  
事務総長 出井直樹  
(公印省略)

司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ  
対策について(依頼)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、近時の情報セキュリティを巡る諸情勢や個人情報保護に係る厳しい社会的要請に鑑み、弁護士のみならず、司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティ対策について取り組む必要があります。

当連合会では、かねてから弁護士実務における情報セキュリティの重要性の認識を高め、2013年(平成25年)12月19日付けで「弁護士情報セキュリティガイドライン」を作成し、弁護士の情報セキュリティ対策を支援してきたところ、今般、司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報に関し、必要な情報セキュリティを確保するための対策として、別添1のとおり「司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール」を策定しました。なお、裁判修習においては既に同様のルール化と取組が図られております。

今後、貴会に配属される司法修習生に対しては、別添1及び[REDACTED]を配布いただくとともに、別紙様式の申請書兼誓約書を提出させるなどの適宜の方法により、所要の措置を講じていただくようお願いいたします。また、貴会の司法修習委員会委員長、個別指導担当弁護士及び選択型実務修習におけるプログラム担当弁護士・外部担当者に対しても、情報セキュリティ確保の重要性や個人情報保護の観点から、本ルールを周知いただきますようお願い申し上げます。

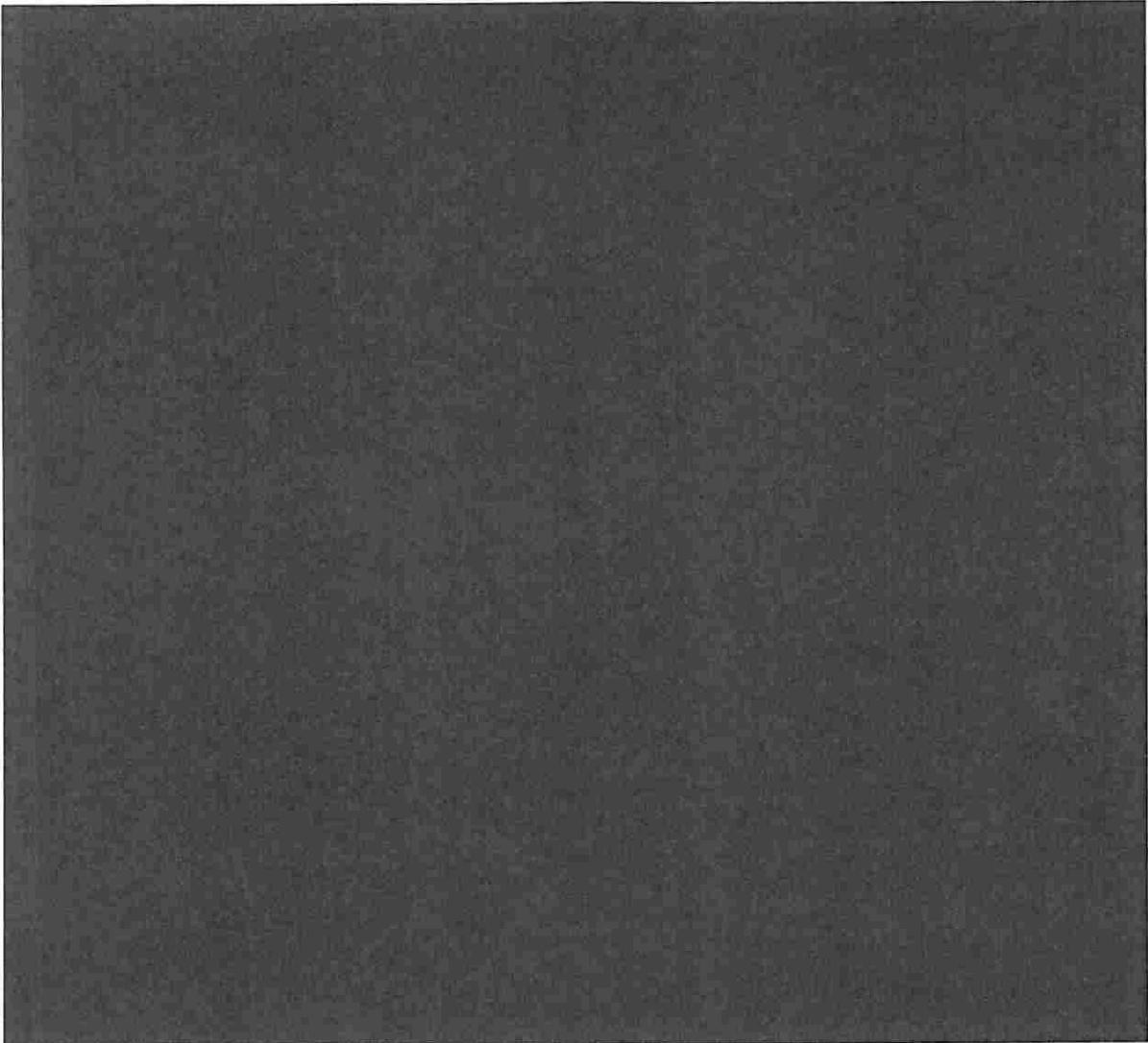
添付資料

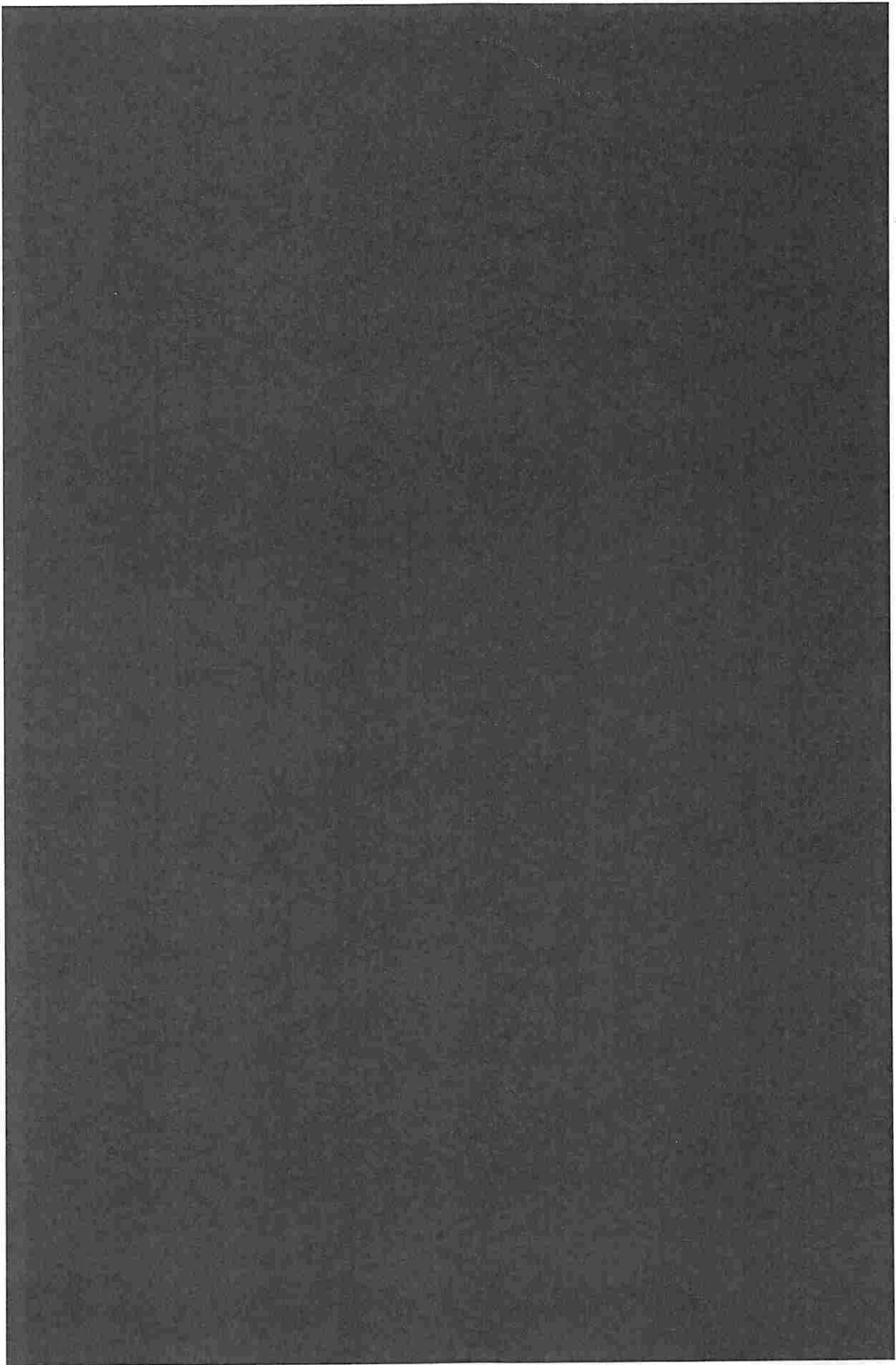
別添1 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール

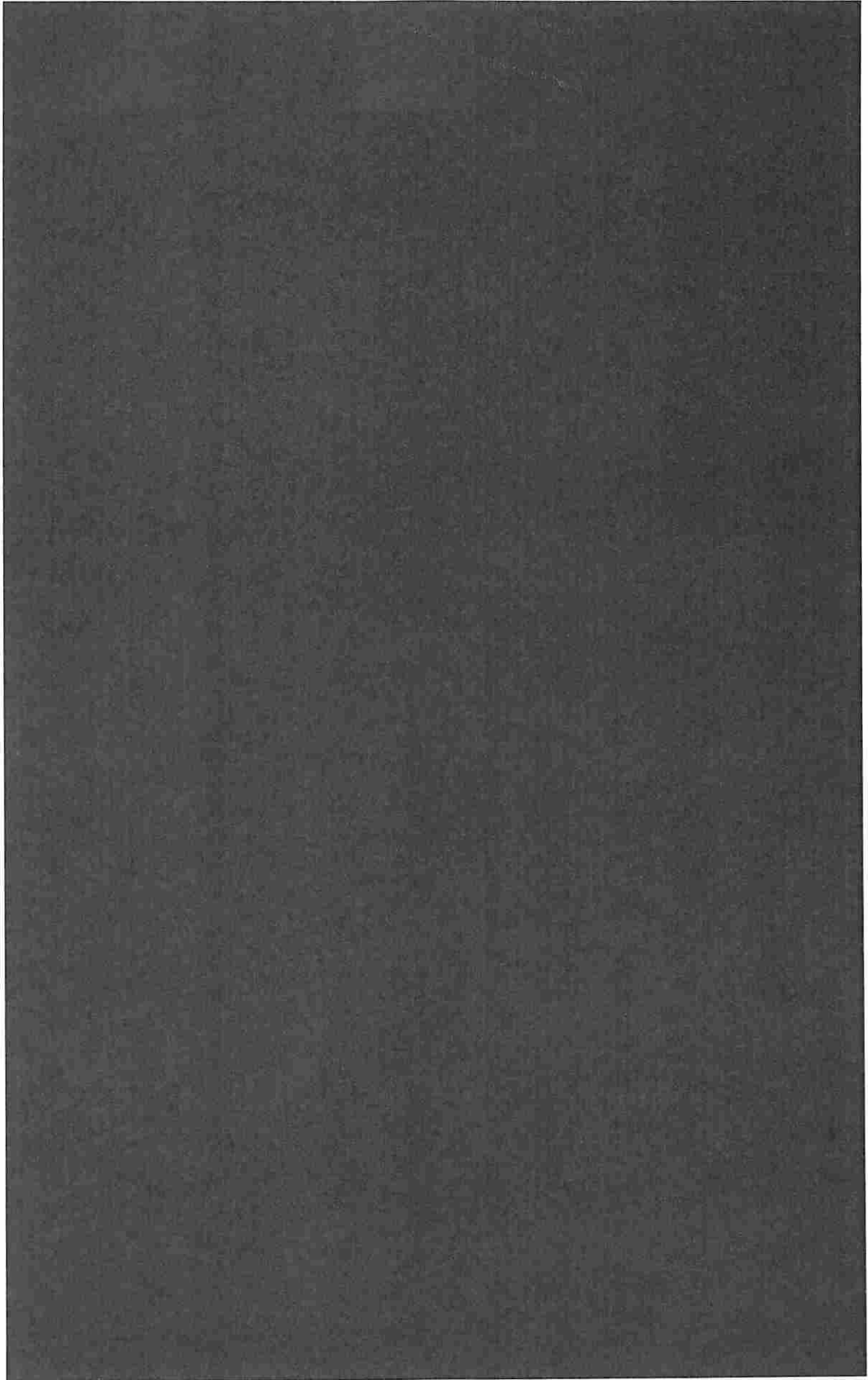
[REDACTED]

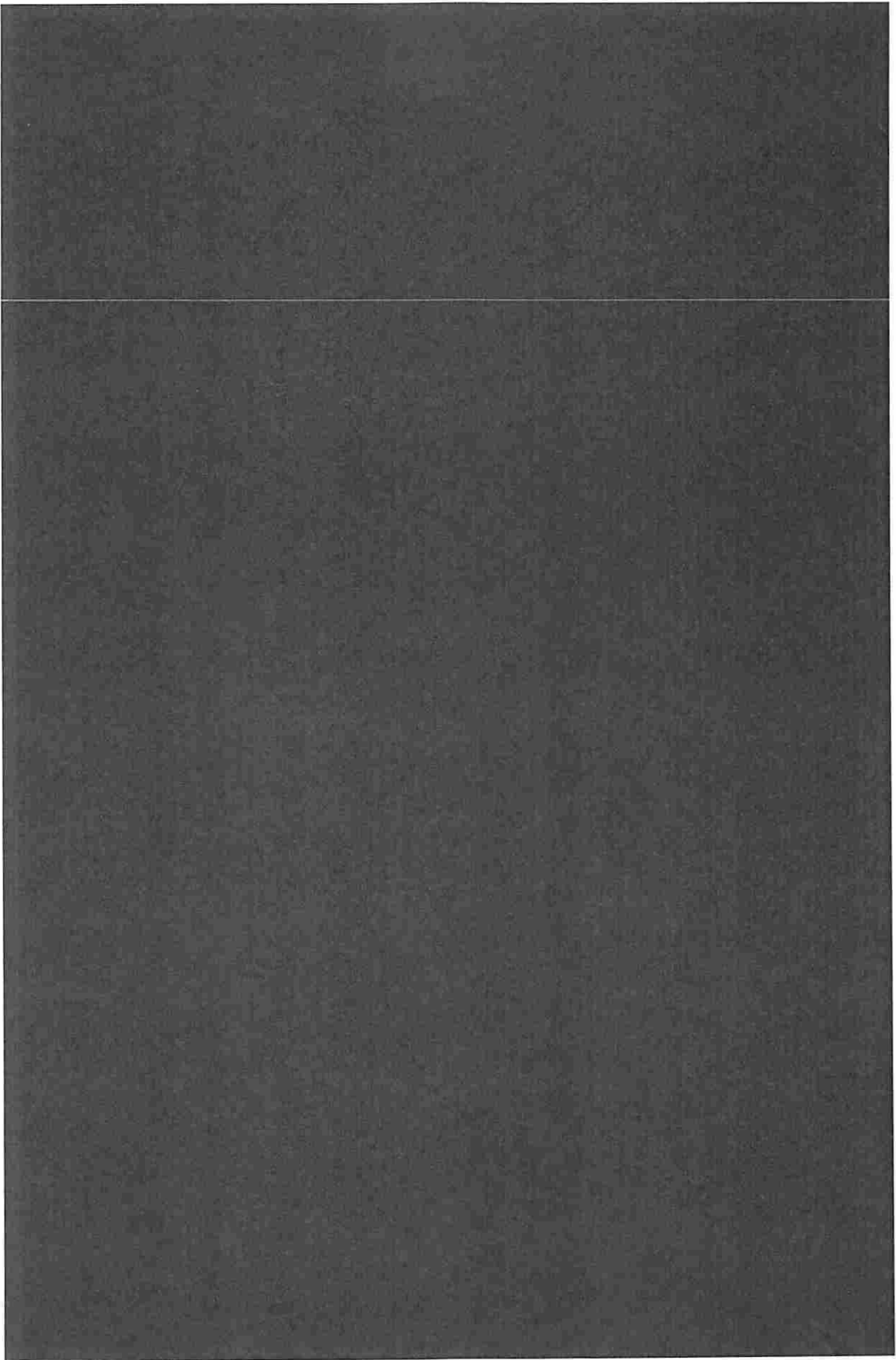
## 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール

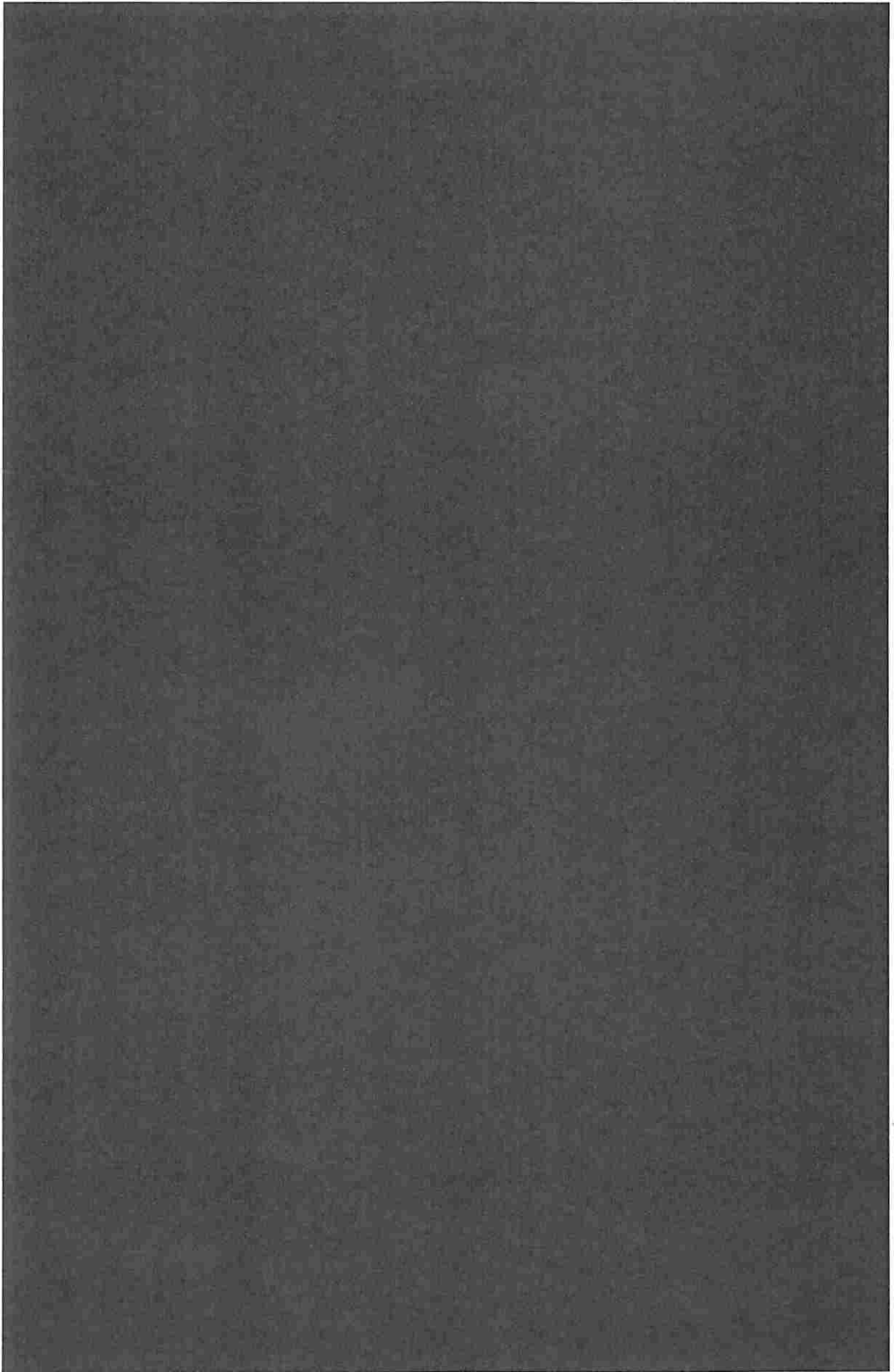
近時、情報化社会の進展に伴う情報セキュリティを巡る諸情勢や個人情報保護に係る厳しい社会的要請に鑑みると、司法修習生が取り扱う弁護修習に関する情報についてセキュリティ対策を講じる必要がある。殊に、弁護修習中、司法修習生は個別指導担当弁護士などが取り扱う生の事件に関する情報に接することとなるが、このような情報が流出・漏洩した場合には、事件の当事者等の関係者に取り返しのつかない損害を与えることとなることはもちろん、当該司法修習生や個別指導担当弁護士にとどまらず、弁護士会や司法研修所の責任が問われることとなり、ひいては、司法に対する国民の信頼も損なわれることとなりかねない。そこで、司法修習生が弁護修習中に取り扱う情報、特に生の事件に関する情報について、その流出・漏洩を防止するとともに、将来法曹となる司法修習生に情報セキュリティの重要性に関する自覚を促すため、以下のとおりルールを定めるものとする。

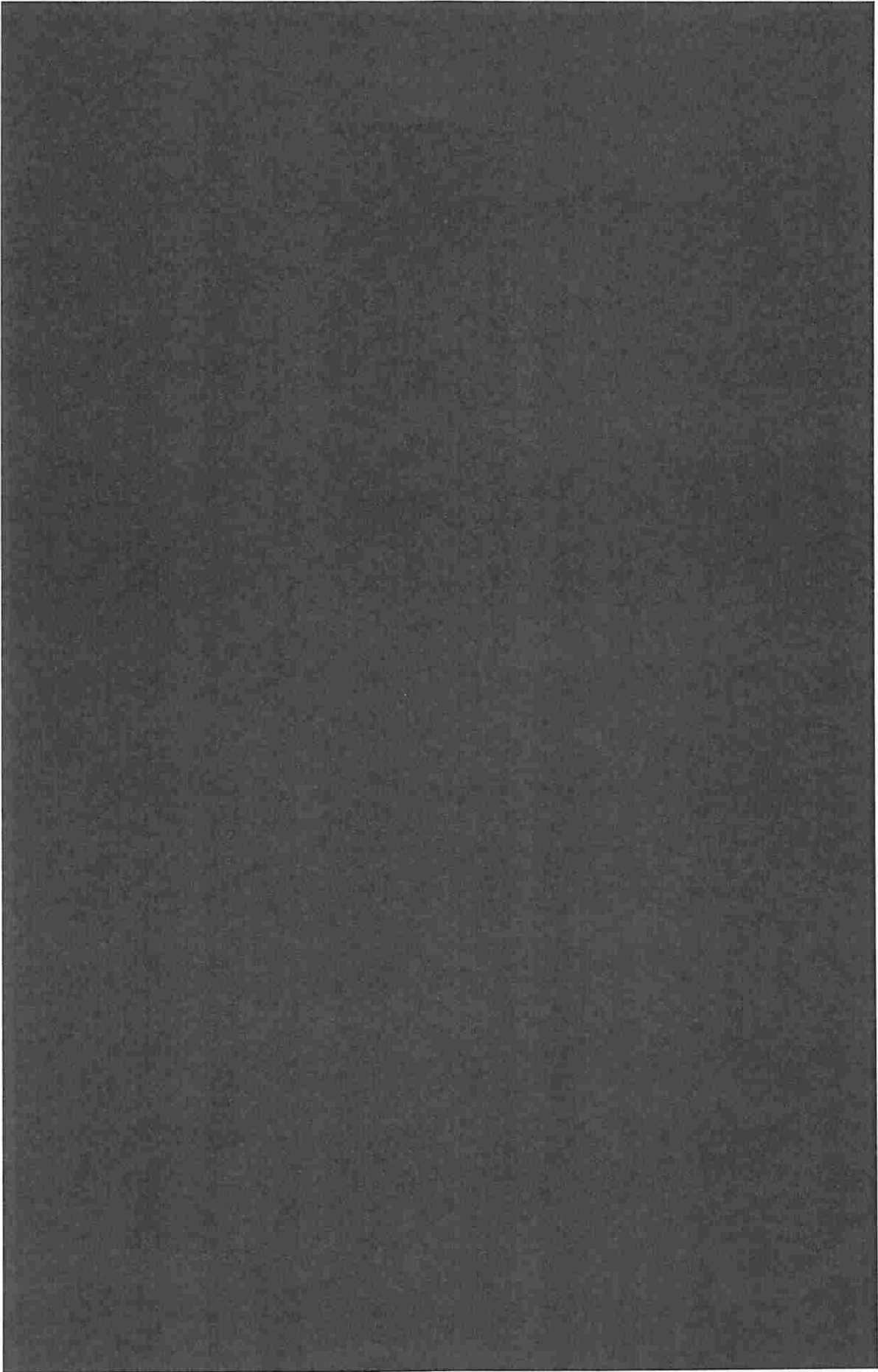


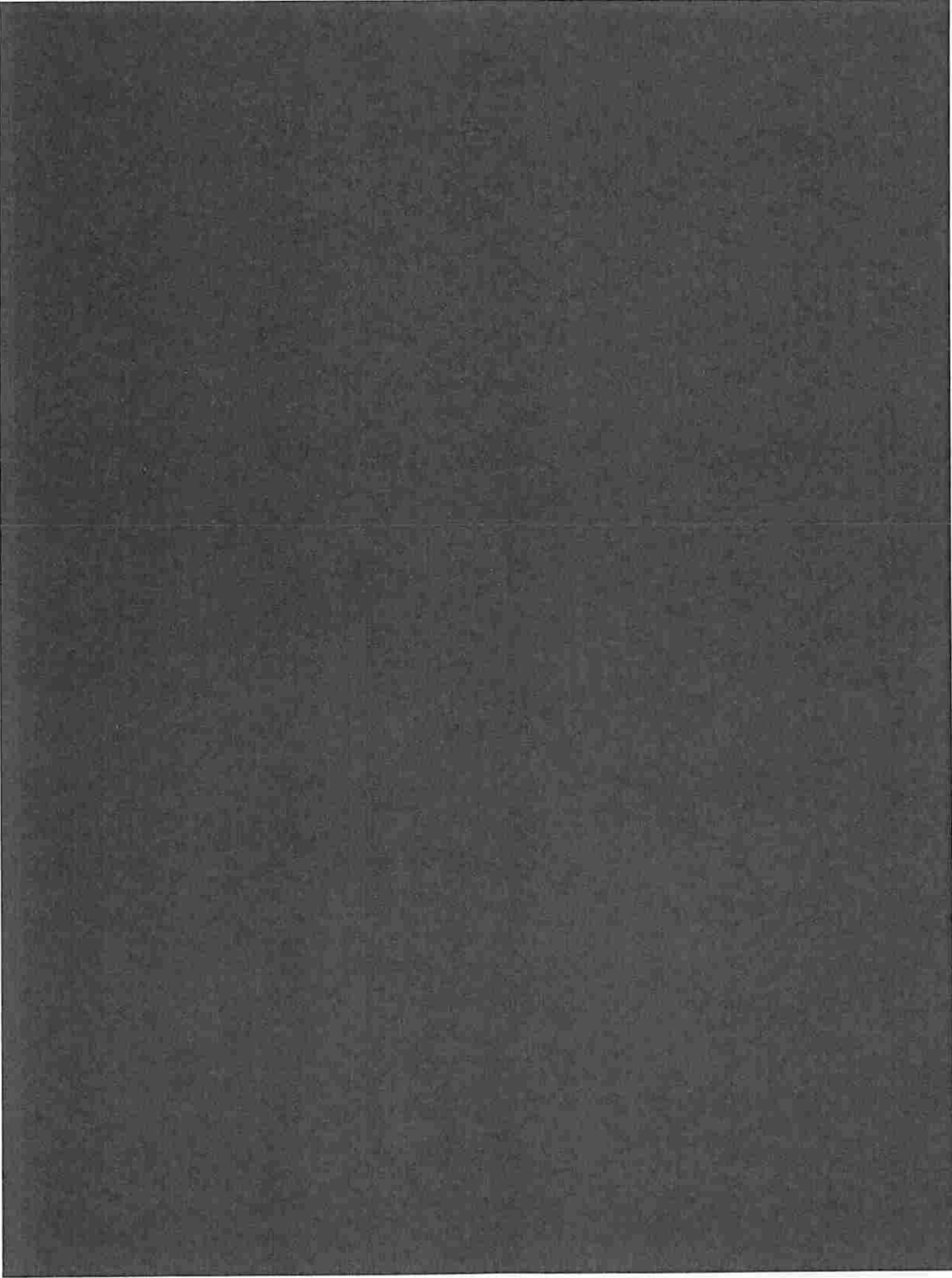


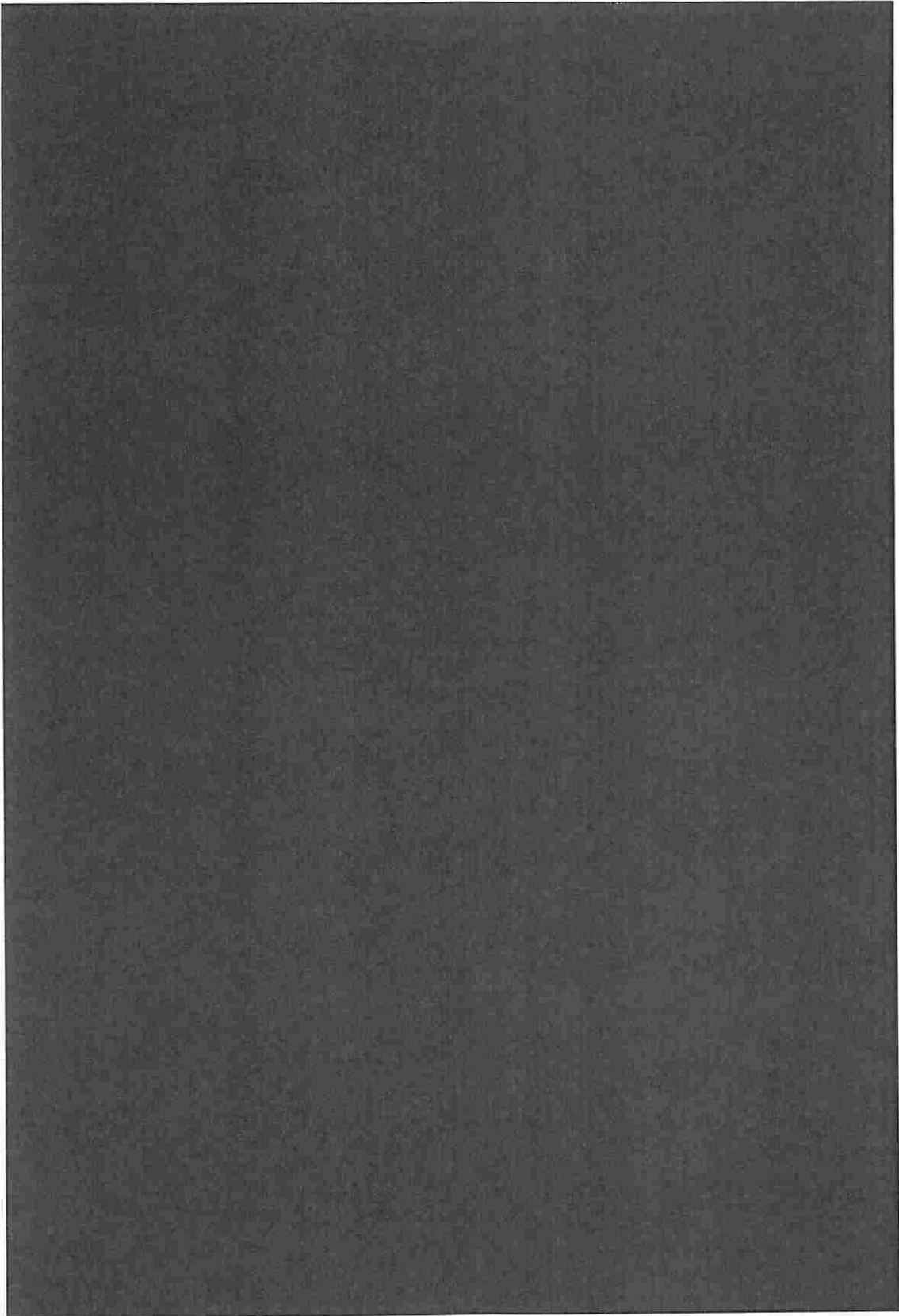


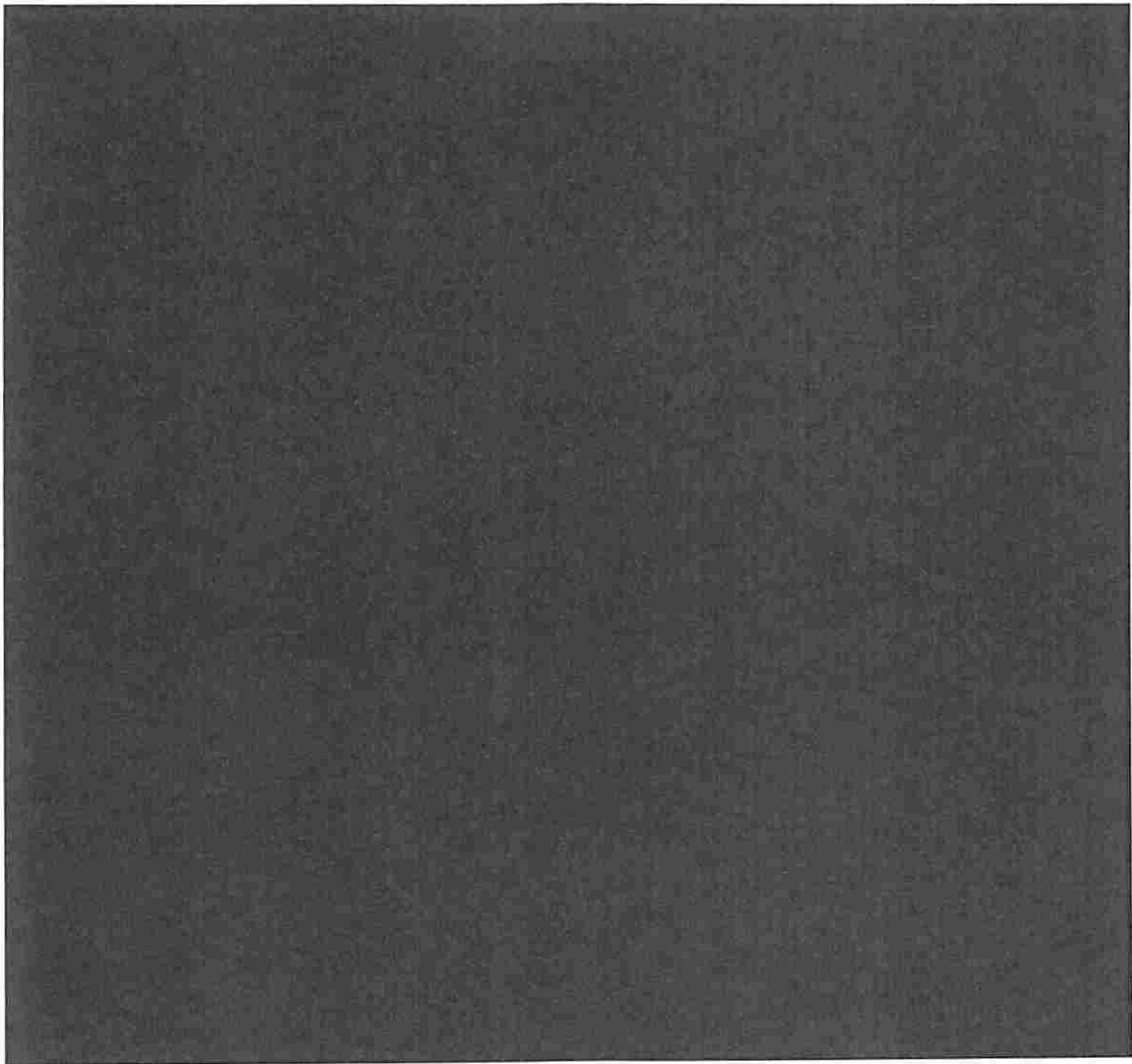


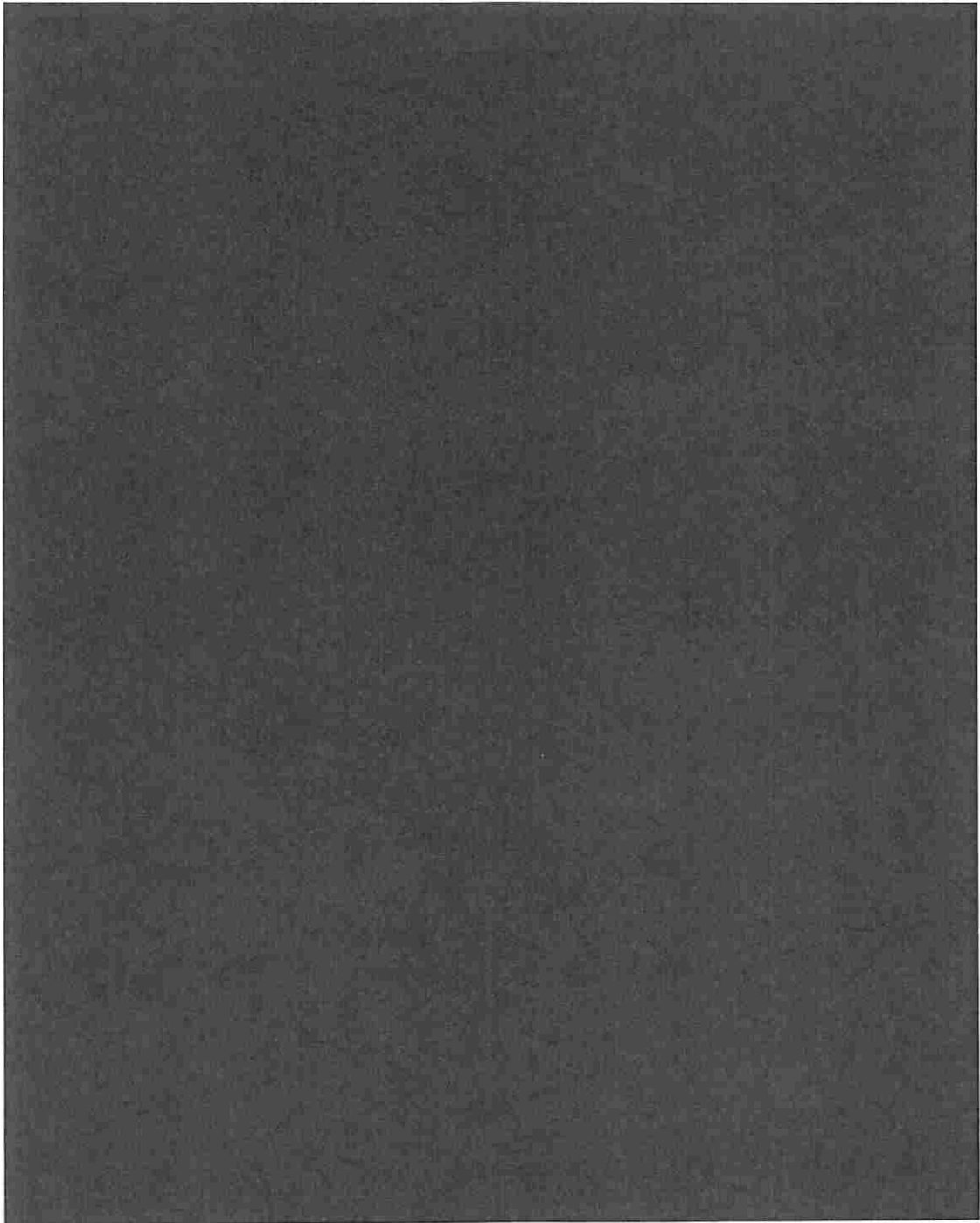


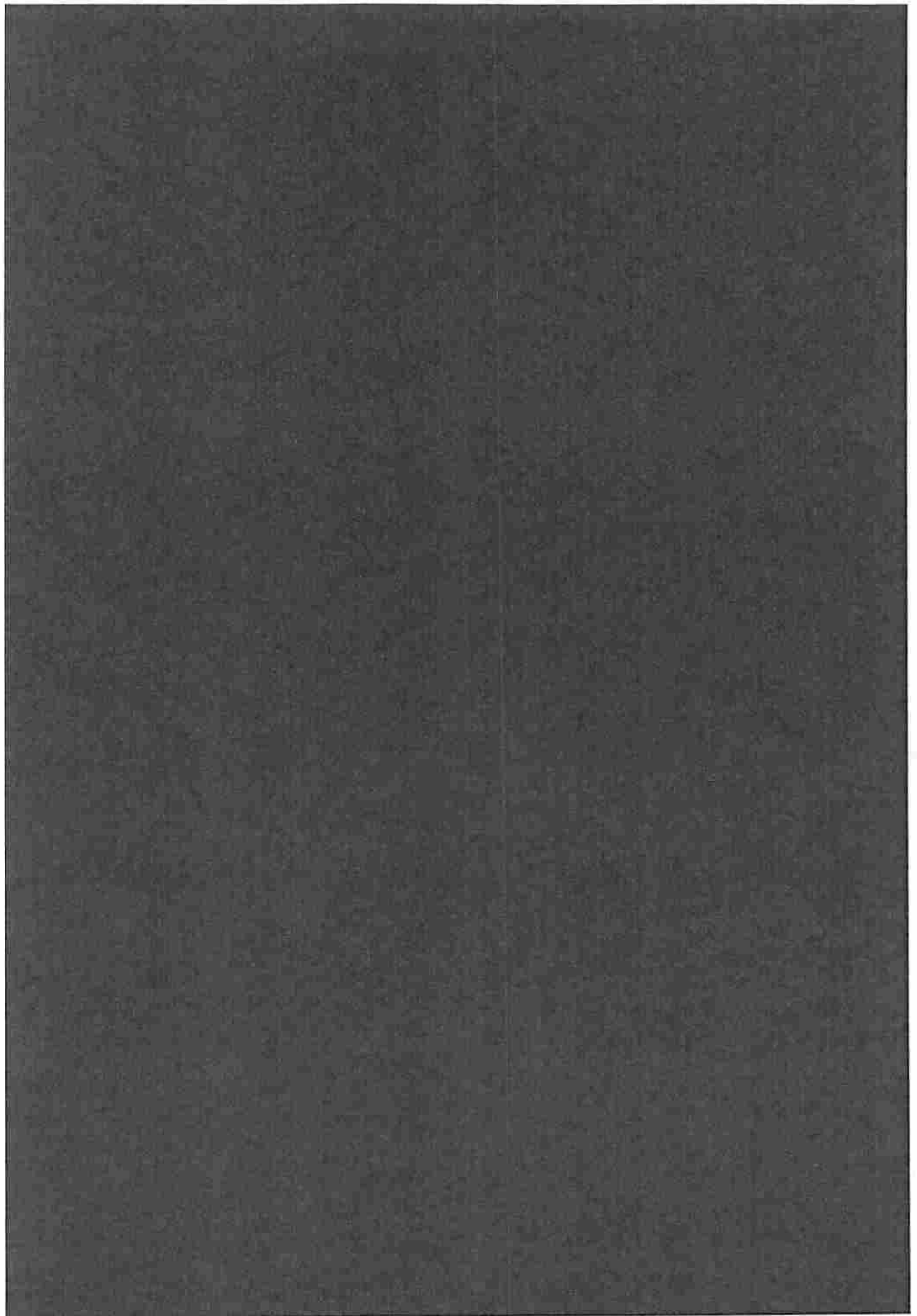


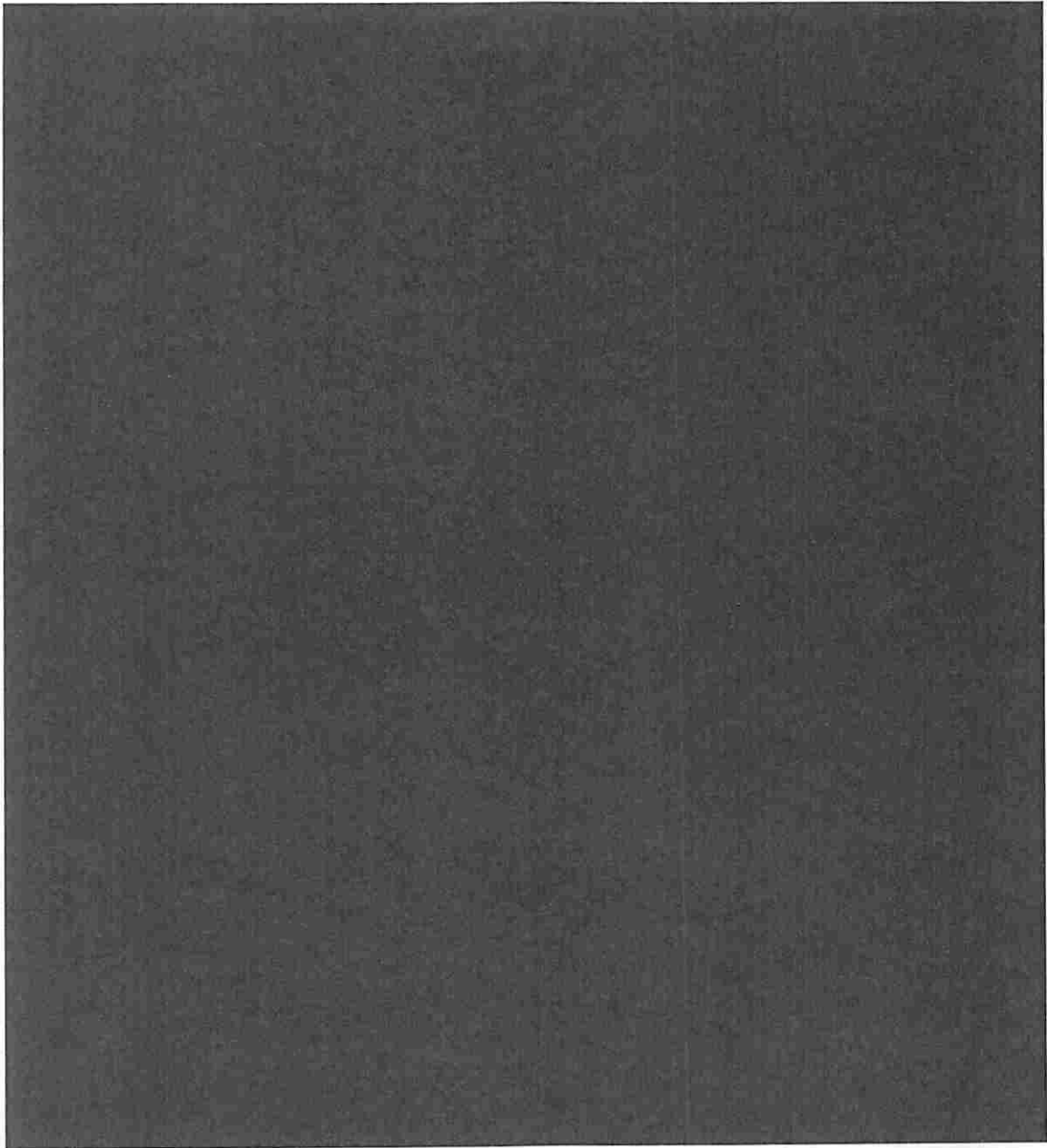


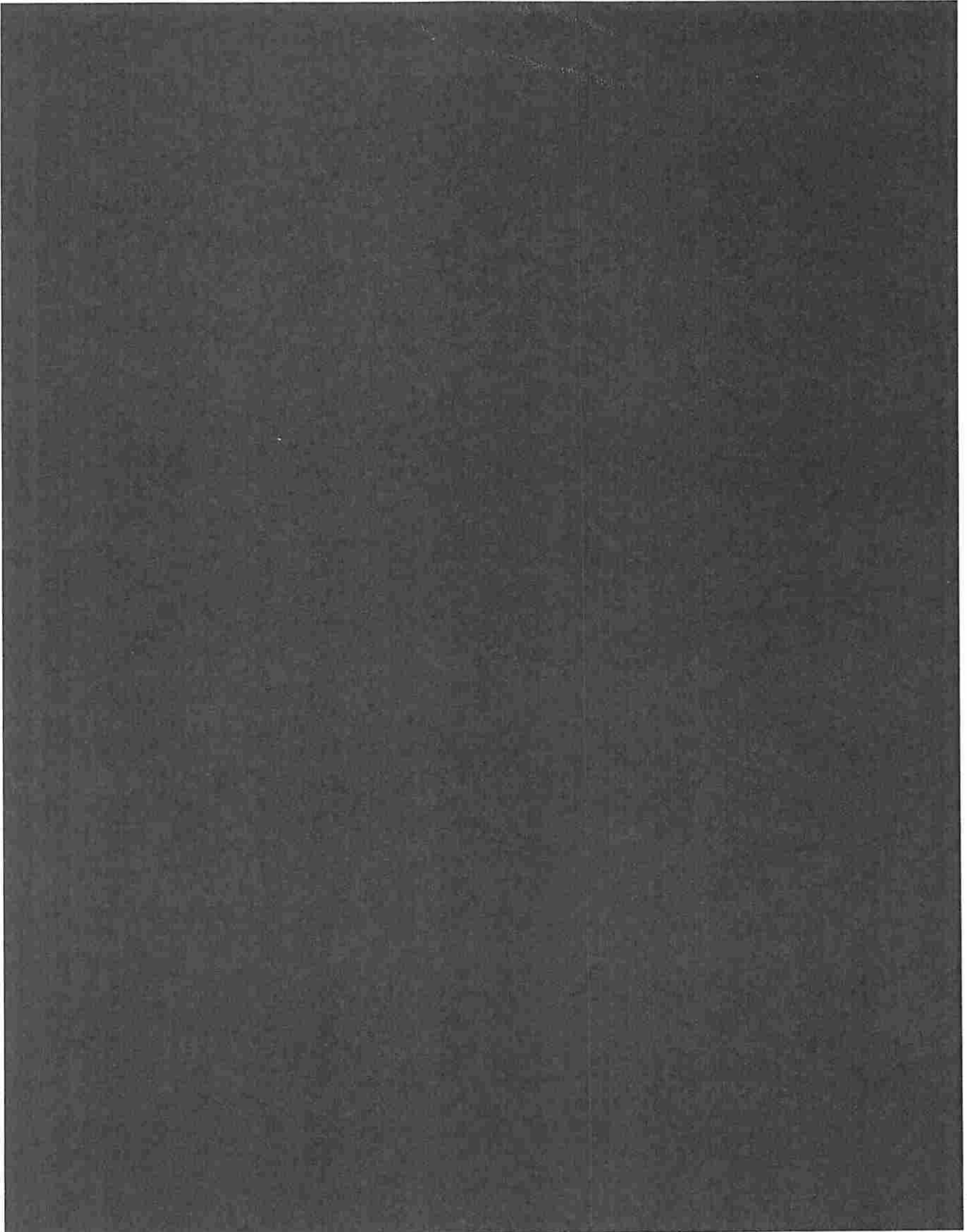


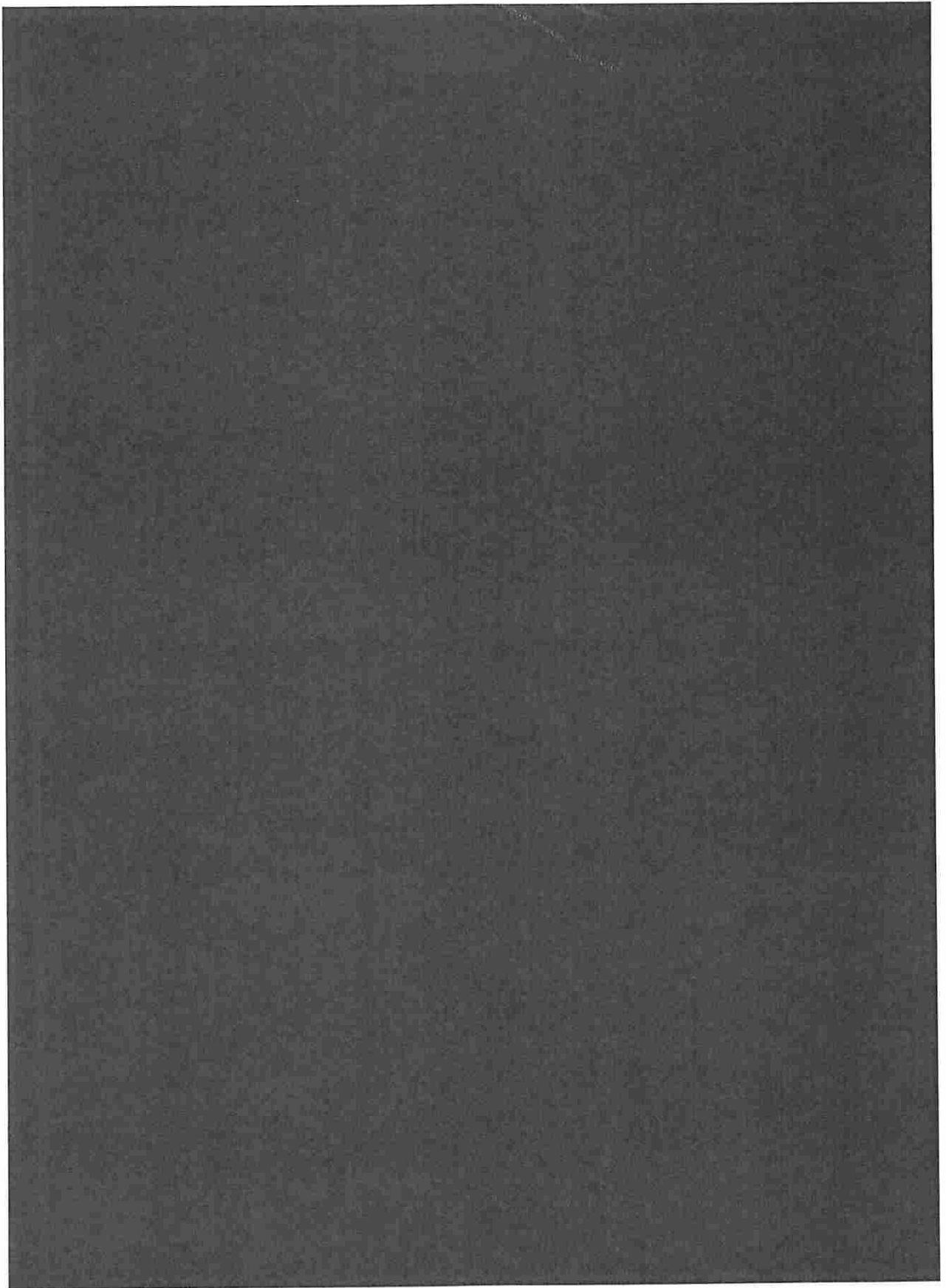


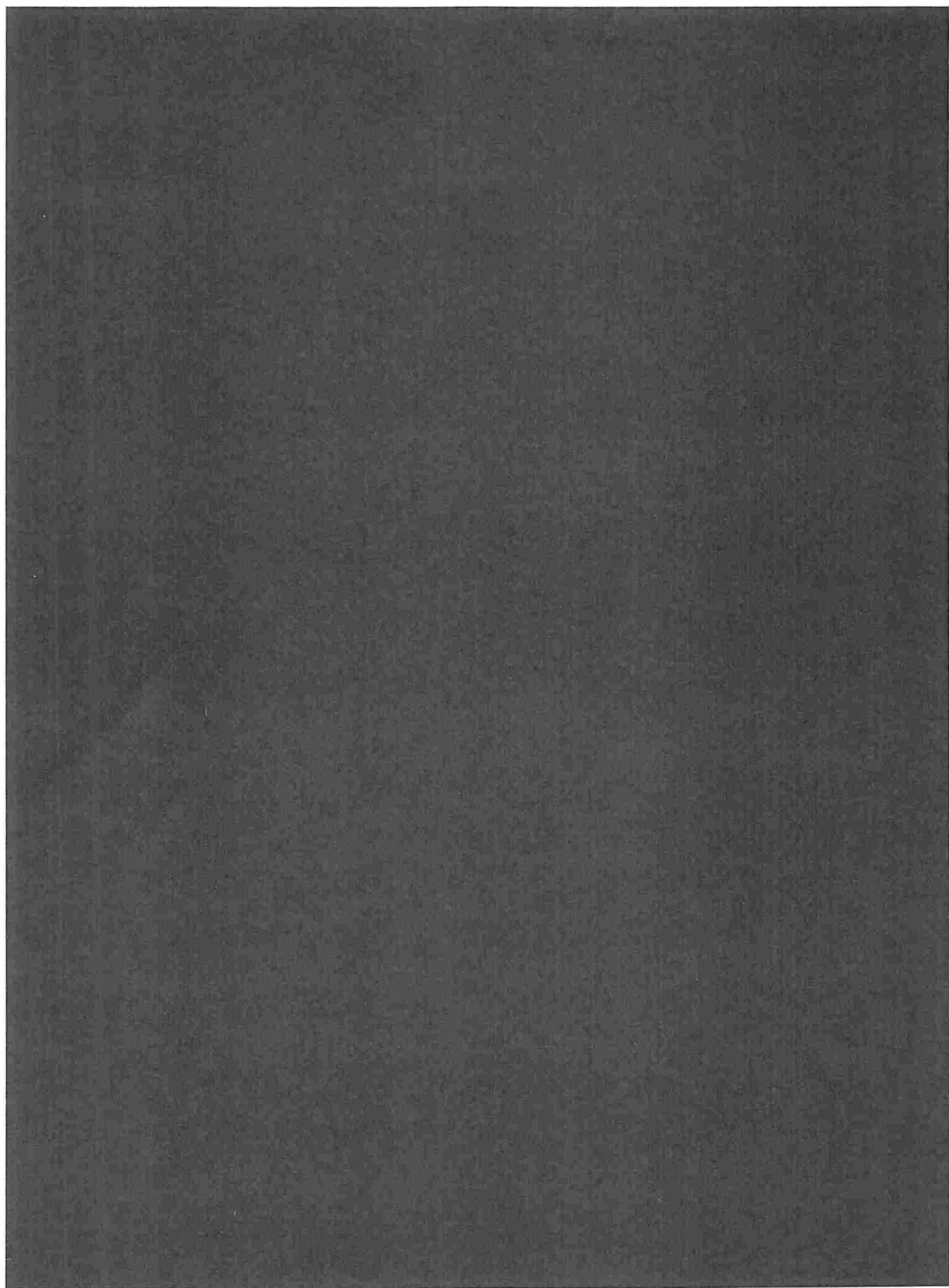












## 資料目録

(事務局長説明関係)

- ① 第69期集合修習A班カリキュラムの概要
- ② 第69期集合修習B班カリキュラムの概要
- ③ 第70期修習日程
- ④ 第70期導入修習カリキュラムの概要
- ⑤ 第70期A班集合修習日程予定表
- ⑥ 第70期B班集合修習日程予定表
- ⑦ 裁判所法の一部を改正する法律案の概要
- ⑧ 裁判所法(抜粋)
- ⑨ 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果(第69期)
- ⑩ 導入修習に関するアンケート集計結果(第70期)
- ⑪ 修習結果簿(70期第1クール:民事裁判修習)集計結果
- ⑫ 修習結果簿(70期第1クール:刑事裁判修習)集計結果
- ⑬ 修習結果簿(70期第1クール:検察修習)集計結果
- ⑭ 修習結果簿(70期第1クール:弁護修習)集計結果
- ⑮ 選択型実務修習 全国プログラム集計(第69期,第70期)
- ⑯ 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ対策について
- ⑰ 第69期導入修習の評価の概要

(注) 下線を付した資料は、同協議会当日配布いたします資料です。

その他の資料は事前に送付させていただいております。

平成29年6月

## 第69期導入修習の評価の概要

司法研修所

## 1 総評

導入修習は、修習開始段階で司法修習生（以下「修習生」という。）に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的として、第68期司法修習から新たに実施された。司法研修所では、第68期導入修習により上記の目的がどの程度達成され、どのような課題があったかを把握した上で、その課題を克服してより充実した導入修習を実施するため、各教官室において、修習生に対するアンケートの結果、配属庁会の指導担当者や司法研修所教官の所感等も踏まえ、第68期導入修習についての評価を行った。その結果は、いずれの教官室も、第68期導入修習は、その二つの目的に照らして一定の効果が認められたと評価しており、分野別実務修習に円滑に移行するために必要な事項はほぼカバーし、また、導入修習の期間が現状の規模であれば分野別実務修習期間の短縮による格別の支障は生じていないが、なお、カリキュラムの工夫、事前学修の充実、科目間連携等を一層進めるべきであるというものであった。

第69期導入修習は、第68期で確認された課題を踏まえ、カリキュラム内容を一部見直して実施された（カリキュラムの概要は別紙のとおり）。司法研修所では、第68期と同じ目的及び方法で、第69期導入修習の評価を行った。その結果は、以下のとおり、総じて、第69期導入修習についても、第68期と同様に、導入修習の二つの目的に照らして一定の成果が認められたと評価するとともに、現状の規模であれば分野別実務修習期間の短縮による格別の支障も生じていないというものである。以下、今後の課題も併せて、その概要を述べる。

## 2 第69期導入修習の評価

## (1) 第69期導入修習におけるカリキュラムの見直し等

第69期においては、分野別実務修習を見据えて、修習生が法科大学院で経験していない争点整理手続に主眼を置き、カリキュラム間の連携を意識したり（民事裁判）、事実認定につき、事前課題から導入修習の各カリキュラムを通じて段階的な学修ができるよう工夫したり（刑事裁判）、法科大学院で履修していない者もいる民事保全・執行につき、講義時間を拡大して基礎的内容から実務的内容までカバーするようしたり（民事弁護）、修習内容の効率的な実現及び修習生の負担軽減の観点から同一の事案を異なるカリキュラムで連続して使用するほか、主に量刑が問題となる事件の弁護を新たに取り上げる（刑事弁護）などした。

教官としては、いずれの見直しも所期の成果を上げたと見ており、導入修習の結果、分野別実務修習における学修に向けた素地が整ったといえる。

## (2) 修習生アンケートの結果

第69期導入修習の終了時に実施したアンケートでは、導入修習の各カリキュラムの中で、一つでも「役に立たない」ものがあると回答した者は4.3%にとどまり、その割合は第68期より減少した。また、集合修習開始時に実施したアンケートでは、多くのカリキュラムで「役に立った」、「少しは役に立った」との肯定的な評価が約9割に達したほか、第68期では比較的肯定的な評価の少なかった一部のカリキュラムについても、肯定的な評価の割合が高まっている（民弁講義2（弁護士の職責等）：70.8%→83.5%、裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス：73.7%→79.3%）。また、事実認定の知識や実体法・手続法の知識等の各項目について、ほぼ5割ないし6割以上の者が導入修習を通じて不足を感じ、その多くの項目について不足を感じた修習生の6割から7割程度の者が分野別実務修習中に自学自修に取り組んでおり、第68期と同様の傾向を示している。

## (3) 配属庁会の指導担当者の所感等

配属庁会の指導担当者からは、第68期と同様、修習に対する姿勢や実務的知識等の点で肯定的な所感が多く見られ、また、分野別実務修習の期間が短縮された影響について、大きな弊害が生じているとの意見はなかった。具体的には、「第68期以降は、第67期までの修習生と比べて、分野別実務修習で学修すべき内容についてのイメージを持って修習に臨んでいた」（民事裁判）、「刑事手続の全体的な流れや、証拠構造、事実認定の手法等の実務的な知識、考え方をある程度理解しており、分野別実務修習をスムーズに始めることができた」（刑事裁判）、「修習開始当初から、実際の事件を配点したり、実務的な内容の演習を実施できるようになり、実践的な修習の機会が増えた」、「修習開始直後から、犯人性や犯罪の成否といった検討順序、間接事実の拾い上げとその意味付け、客観証拠からの認定といった基本的な検討手法が身についていた」（検察）、「実務修習で何を学ぶべきかなどの目的意識をもって修習に臨んでいた」、「当事者の視点に立って検討するという意識をもって修習をしていた」（民事弁護、刑事弁護）などの意見が見られた。

## (4) 集合修習以降からみた導入修習の評価

集合修習における教官の所感等について、「要件事実の基本的理解を全く欠く起案は相当程度少なくなり、また、事実認定についても動かし難い事実に着目し、認定すべき事実に積極方向、消極方向それぞれに働く間接事実の双方に配慮し、事実認定を行う起案が増加した」（民事裁判）、「多くの修習生が争点整理の結果・当事者の主張を踏まえた事実認定を行うようになり、当事者間の実質的な争いを意識しない総花的な起案は減少した」、「事案のポイントを見出し、三者で共有することについての理解等が深まっており、争点整理の意義についての理解を欠くような起案が少なくなった」（刑事裁判）などは第68期と同様である。また、「多くの修習生が、犯人性及び犯罪の成否について証拠を的確に検討して妥当な結論を導くことができるようになっていた」（検察）、「第67期以前と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が引き続き見られた」（民事弁護、刑事弁護）などの肯定的な所感が多く見られた。これらの効果につい

て、実務修習における指導等によるところも大きいものの、導入修習の実施により、修習生が問題意識を持って分野別実務修習に臨んだことなどの影響もあったと考えられることは、第68期と同様である。

### 3 今後の導入修習について

#### (1) 個別カリキュラムにおける課題と第70期導入修習における見直し

各教官室では、導入修習の一層の充実を図るため、第70期導入修習においてカリキュラム内容を更に見直した。例えば、民事裁判・民事弁護では、民事第1審手続を解説する講義で、講義内容を絞り込んで争点整理手続に更に時間を割くとともに、模擬争点整理の実演を行うなどし、刑事裁判では、事実認定につき、より分かりやすく基本的能力を身に付けられるように教材を改訂したり、刑事訴訟手続について修習開始前に復習しておくべき事項をまとめた新教材を作成して配布するなどした。また、刑事弁護では、事前課題を導入修習初回の演習の準備をさせるものに改めるなどした。

導入修習のカリキュラム内容については、これらの見直しの効果等も踏まえて、今後も引き続き検討していくことが必要である。

#### (2) 今後の課題

導入修習の課題としては、次のものがあり、導入修習の一層の充実に向け、引き続き検討していく必要がある。

##### ① 事前学修の充実

修習生がより主体的・積極的に導入修習に取り組むようにするため、導入修習のイメージと事前準備の重要性を理解させるための工夫や、自学自修をサポートする教材の作成を検討する必要がある。

##### ② 実体法・手続法の基本的理解と自学自修の重要性の強調

教官や配属庁会の指導担当者からは、実体法・手続法の基本的知識が不足している修習生が一部に見られるとの指摘があり、また、修習生アンケートによれば、自己の知識・能力の不足を感じたにも関わらず、自学自修に取り組まなかった修習生が一定割合存在することから、実体法・手続法の基本的理解の重要性や、自学自修の重要性を強調する必要がある。

##### ③ 科目間の連携

限られたコマ数の中で有効なカリキュラムとするために、引き続き、刑事系3科目の連携の一層の強化やコラボ講義の充実を検討する必要がある。

##### ④ 指導担当弁護士との連携

導入修習の内容を踏まえた形で分野別実務修習が実施されるように、弁護教官と各単位会の指導担当弁護士との意見交換の場を有効活用するなどして、弁護教官室と各地の弁護士会の指導担当弁護士との連携を深める必要がある。

以上

## **H 2 9 指担協・民事裁判分科会**

### **配布資料一覧**

- 1 新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について【H 2 0】**
- 2 分野別実務修習（民事裁判）について－補足－【H 2 2】**
- 3 分野別実務修習における指導のガイドライン【H 2 6. 8改訂】**
- 4 民事裁判教官室からのガイダンス（事前課題付き）【H 2 8】**
- 5 第70期導入修習カリキュラムの概要（民裁関係全7頁）**
- 6 分野別実務修習のイメージ（図）**
- 7 集合修習のイメージ（図）**
- 8 実務修習結果簿民事裁判用（全9頁）**

平成20年5月

新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について

民事裁判教官室

1 指導の理念・目標

新しい法曹養成制度においては、基本的な法理論や実務の基礎的素養を修得させる法科大学院教育、これを生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する臨床教育としての実務修習、これらの成果を確認し、理論的、体系的に整理、深化させる集合修習、法曹三者それぞれに特有の専門的知識・技法を修得、発展させる法曹資格取得後の継続教育が、相互に連携して、プロセスによる法曹養成を行うものとされ、法科大学院が法曹養成制度の中核と位置付けられて、前期修習が廃止され、修習期間も短縮された。また、法曹養成数の大幅な増加が図られ、その多くが弁護士になるとともに、活動領域が法廷に限らず幅広く拡大していくことが想定されている。

したがって、司法修習においては、他のプロセスとの役割分担を明確に意識するとともに、法曹活動の多様化をも念頭においた指導をしていく必要があり、専門的な知識・技法自体の修得というより、法曹としての基盤となる基礎的な能力の修得が指導の目標となるものである。分野別実務修習の裁判修習においても、従前のような「裁判官を疑似体験する修習」という発想を改めて、裁判の場を通じた指導ではあるものの、その指導目標は、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることを十分に理解することが重要であり、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等のかん養に重点を絞った指導を行うのが相当である。

また、上記のように、法科大学院を法曹養成制度の中核と位置付けた上で、これに続く司法修習、継続教育というプロセスによる法曹養成を行い、多様で多数

の法曹を生み出すことになった新しい法曹養成制度の趣旨からすると、司法修習における指導の目標は、法科大学院での教育を前提にした標準的な修習生を念頭に置いて、実務のミニマムスタンダードを修得させることにあるというべきである。

## 2 指導の基本的方向性

### (1) 法科大学院教育を踏まえた指導

法科大学院における教育は実体法、手続法に関する法理論教育が中心であり、実務基礎教育は、その法理論が具体的な問題解決の場面でどのような意義、機能を有しているかを認識させ、これによって理論と実務の架橋を図りつつ、法制度の体系的な理解を一層深めさせることを目指すものであって、現行修習の前期修習と同様の実務教育が目的とされているものではない。要件事実や事実認定に関する教育も、実体法と手続法の交錯する実務の場面で法理論が実際にどのように展開されているかを認識させて、その法理論の立体的な理解を得させることに主眼があり、基本的な事柄の教育が予定されているにすぎない。したがって、司法修習の冒頭に実施される分野別実務修習での指導の内容、方法は、そのような法科大学院教育の内容、程度を踏まえて検討されるべきであり、現行修習の前期修習を経た後の実務修習とは異なる配慮、工夫が必要となる。

### (2) 法曹資格取得後の継続教育との役割分担

法曹資格取得後の継続教育との役割分担に照らすと、分野別実務修習の裁判修習においては、法律実務家として最低限備えておくべき実務の基本的考え方を修得させることに重点を置いた指導を行うのが相当であり、裁判実務における技術的、形式的事項については、法曹として理解しておくべき基本的事項にとどめるのが相当である。

### (3) 修習生の増加、修習期間短縮への対応

修習生が増加し、更には修習期間が短縮された中で、従前と同様の質を維持した司法修習を実現するためには、指導上の工夫が不可欠で、形式より実質に

重点を置いた指導への移行が肝要である。また、修習生の意欲と能力に応じてメリハリのきいた指導を行うことも大切である。

#### (4) 集合修習との連携

司法修習は、法科大学院における法理論教育を前提に、それを生の紛争に適用して具体的事案に応用する能力を養成する課程であり、生の紛争に直接接する実務修習を中心とするものであるが、その実務修習での指導を補完し、これを体系的に整理するとともに、標準的な知識・技法の教育を受ける機会を保証するものとして司法研修所における集合修習が行われる。したがって、司法修習は、実務修習と集合修習とが有機的に結びついてより効果を上げるものであって、両者間には密接な連携と一体的な継続性が求められており、換言すれば、実務修習は集合修習を見すえ、集合修習は実務修習を踏まえたものでなければならぬといえよう。

### 3 指導の内容・方法

#### (1) 指導の内容

以上を踏まえると、民事裁判の分野別実務修習においては、実務上比較的多く見受けられる事件を選択して、次のような点を中心に指導し、これらの指導を通じて書面や口頭による表現能力のかん養をも図るのが相当である。

##### ア 主張分析に関する基本的能力

当事者の提示した具体的な請求や訴訟物を的確に把握し、実体法の解釈を踏まえて、当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張立証責任の所在を前提に的確に主張を整理する基本を修得させる。

特に、混沌とした事実関係の中から、裁判官が当事者とともに法的な争点整理を行う過程を学ばせることが重要である。

なお、要件事実は、当事者の主張を整理し、争点及び証拠を整理するためのツールにすぎず、それ自体が独立の指導目標となるものではない。また、類型的事案における典型的主張の要件事実を覚えるよりも、実務上の様々な

事件の主張分析を通して、いかなる事案においても、実体法の解釈を踏まえて自分で要件事実を考えうる思考力、応用力を養うことが重要である。

※集合修習や考試においては、個々の修習生の応用力の到達度を検証する観点から、基本的なもののほか応用力を試すにふさわしいものも含んだ事案の主張分析を課題としているが、考試において不合格となる答案は基本法の理解が不十分なために最低限求められる基本的な主張分析すらできていないものであるから、民事裁判の分野別実務修習における主張分析の指導としては、前記のような法科大学院における実務教育の程度をも踏まえて、実務上の基本的な事件における主張分析を確実に理解させることで十分である。

#### イ 事実認定に関する基本的能力

争点に関する判断枠組みを踏まえた上で、具体的な証拠に基づいて間接事実を認定し、その各認定事実の意味合いを意識しながら総合的に考察して的確な判断を導き、更にこれを論理的、分析的に説明する基本を修得させる。

事実認定能力が、法律実務家にとって最も基礎的で不可欠な能力であり、これを実践的、効果的に養えるのが生きた事件を扱う実務修習であることは言うまでもない。

※集合修習における修習記録を用いた指導ではおのずと限界もあることから、事実認定能力を養うためには、実務修習においてできるだけ多くの事件、記録に接し、裁判官や他の修習生と議論をすることが最良であると修習生に指導している。

#### ウ 紛争解決に関する基本的能力

個々の紛争における争点や証拠、その背景事情等を踏まえて、事案に沿った妥当な紛争解決策を考え、そのための適切な手順を考える基本を修得させる。

多種多様な事件と様々な代理人に接する民事裁判の実務修習は、紛争解決の在り方や代理人としての活動の当否を考えさせる絶好の機会である。また、民事裁判の実務修習において直接体験することになる訴訟運営の技法や思考

方法は、単に訴訟技術にとどまるものでなく、訴訟以外の方法で紛争解決を図る場合にも有用であって、法的紛争の解決に携わる法曹全般に汎用的で不可欠なものである。

※様々な事件や代理人に接する民事裁判の実務修習は、弁護士になる者にとっても極めて有益な修習であり、得がたい機会であることから、その自覚を持って積極的に修習に取り組むよう修習生に指導している。

※裁判官が、主体的、能動的に熱意を持って適切な紛争解決に取り組む姿を示すことは、裁判官の職務を正しく理解させる意味でも大切である。

## (2) 指導の方法

具体的な指導方法については、上記の観点を踏まえ、次のような点に特に留意すべきである。

ア 個々の修習生の理解度を確認しながら効果的に修習の実を上げるためには、かつてのように書面作成とその指導に重点を置くのではなく、記録検討や法廷傍聴等において現れる実体法、手続法上の問題点について、裁判官が折にふれて修習生と質疑応答したり、同一の事件について複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせ、又は共同して起案させた上、これを題材にして修習生に討論させて指導するなどの工夫が肝要である。事件によっては、修習生に事前の検討をさせた上で裁判官の合議を傍聴させることも効果的である。

イ 口頭弁論期日等の傍聴については、全件傍聴を原則とせず、修習生毎に事件を選択して傍聴させるなどの工夫が必要である。

ウ 書面作成については、基本的に判決全文起案はさせず、部分起案や、判断の要点を記載したサマリーペーパー、事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、その調査、検討結果を記載したりサーチペーパーの作成を中心とすべきである。

エ 民事裁判修習の冒頭に、指導官により、修習に当たっての心構えや注意事項のほか、起案方法を含めた民事裁判修習の一般的な説明を行うのが相当で

ある。その際、司法研修所が各庁に配布したDVD教材「民事訴訟第一審手続の解説」を用いて、民事訴訟第一審手続の流れを再認識させることは、その後の修習をスムーズに進めるために有用である。

#### 4 集合修習における指導の変容

最近の集合修習における民事裁判の指導は、上記の新修習における指導目標等を踏まえて、次のような点で変容しているので、民事裁判の分野別実務修習においてもこれを念頭に置いた指導を考慮すべきである。

- (1) 司法研修所における民事裁判の指導において、かつては主張整理の指導に重点を置きすぎるきらいがあったが、法律実務家にとって、主張分析能力とともに、的確に事実を認定し、事案に沿った適切な紛争解決を図る能力もまた同じく重要な基本的・汎用的能力であることから、集合修習においても事実認定や紛争解決の在り方に関する指導のウエイトを大幅に高めている。
- (2) 事実認定の指導においては、事実認定用の修習記録を主張整理用記録とは別の記録とし、実在の事件にできるだけ近似した記録を作成して、より実務に即した指導をしている。起案事項としては、特定の争点について、どのような点を中心に判断すべきか（判断の枠組み）を記述させた上、証拠に基づいて認定できる間接事実やその事実の有する意味（経験則）を記載させ、さらにそれらを踏まえてどのような結論になるのか、その判断過程を記載させており、判決書の形にはこだわらず、自由に論述させて実質面を重視した指導をしている。
- (3) 主張分析の指導に関しても、起案において従前のような判決書の実情摘示の形を用いず、各主張の主要事実を簡潔に記載させた上、その主張の実体法上の効果や訴訟上の意味を記載させることとして、形式よりも、実体法の定める要件、効果の確実な理解という実質面に重点を置いた指導をしている。
- (4) 主張の分析としては、混沌とした事実関係、雑然とした主張の中から、実体法の理解に基づいて適切に法的主張を構成し、必要な事実を抽出する能力が法律実務家として基本的・汎用的な能力であることから、修習記録上にあえて法

的に意味のない主張や誤った法的見解に基づく主張を混在させて、かかる能力のかん養を図っている。

- (5) 要件事実に関しては、その意義、目的を十分に理解させた上、結論よりも結論に至る理由（それはすなわち実体法の解釈である。）が重要であることを強調し、要件事実の知識を問うのではなく、それを考える道筋に重点を置いて指導している。また、講義においては修習生に求められる標準的なレベルの解説を中心として、細かく技巧的な点や難解な点は大きく取り上げないこととしている。

※集合修習における起案の内容、方式については、司法研修所民事裁判教官室において「民裁起案のガイド」を作成して修習生に配布し、即日起案や考試に際してもこれを参照させている。

平成22年10月28日

## 分野別実務修習（民事裁判）について－補足－

民事裁判教官室

## 1 本書面の趣旨

新しい法曹養成制度のもとでは、法理論及び実務基礎の修得を中心とした法科大学院教育、それを具体的な事案に応用する臨床教育としての実務修習、その成果を確認し、理論的体系的に深化させる集合修習、その後の継続教育が相互に連携してプロセスによる法曹養成を行うものとされている。そして、司法修習生の多くが弁護士となり、法廷実務のみならず、幅広い分野で活動することが予定されていることから、分野別実務修習における指導目標も、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることは、平成20年5月に配布した「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」において既に確認されているところである。本書面は、法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力の修得という点に関し、今後の民事裁判修習のより一層の充実を図る観点から、集合修習も含めた指導の在り方等を踏まえて、その内容を補足するものである。

## 2 民裁修習における指導の内容等

民裁修習における指導目標は、主張分析（争点整理）に関する基本的能力、事実認定に関する基本的能力、紛争解決に関する基本的能力の修得にあるところ、特に、前二者については次のように考えている。

## (1) 主張分析（争点整理）

当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張立証責任の所在を前提に的確に主張及び争点を整理するための基本的な能力の修得を求めているところである。とりわけ、社会の幅広い分野で活動する法律実務家としては、錯綜する事実関係に適用されるべき法規範を選択した上、これに当てはまる具体的事実を的確に抽出することができる能力を修得させ

ることが肝要であり、今後は、このような点に重点をおいて指導していく必要がある。このように、的確に事実を分析、抽出した上で、証拠を踏まえて紛争の実態を早期に把握し、真の争点を解明していくという主張分析、争点整理の能力は、法廷における訴訟活動のみならず、社会に生起する様々な法的課題の解決や紛争の予防等の側面においても不可欠な汎用的な能力である。

集合修習では、これまで以上に、実務的によく見られる事案をもとに、事実の分析、抽出、当てはめに力を入れた汎用性の高い主張分析（争点整理）能力の修得に努めていく必要がある。このような観点から、分野別実務修習においても、集合修習を見据えて同様な能力を養うことが肝要である。

\* なお、新第64期からは、形式にこだわらず、起案の実質的な内容をより充実させるように指導する観点から、「民裁起案のガイド」を修習生に配布しない扱いとする。

## (2) 事実認定

事実認定能力は、法律実務家として最も基礎的で不可欠な能力であり、これを実践的に養えるのが実務修習であることは従前から指摘されているところである。

集合修習では、新第64期以降は、一層、事実認定能力の修得に力を傾注し、事実認定用の修習記録にはできる限り現代的な社会の実相を反映した内容のものを取り上げた上で、記録に表れた事実を多角的な視点から分析して検討を加え、必要な事実を認定して判断するという思考過程を身に付けさせることにより、当該事案に限定されない、汎用性のある能力を修得させるようにしている。そのような観点から、事実認定の対象は、一定の事実の存否に限らず、法規範に対して適切に事実を当てはめる能力を前提に、規範的な要件や評価を基礎付ける事実なども取り上げ、より幅広く応用的なものも盛り込んでいる。

分野別実務修習においても、集合修習を見据えて、実務修習ならではの生

きた素材を活かして、事実認定能力の涵養に重点を置く必要がある。

- \* 集合修習における事実認定起案では、要証事実を認定判断する際にポイントとなる事実は何かという観点から、個々の事実の重要性を意識させながら認定事実やその有する意味（経験則）を記載させ、その上で、重要な事実相互の関係も考慮しながら判断過程を説得的に論述させるようにしている。なお、どのような点を中心に判断すべきか（判断の枠組み）については、事案に応じて記載すれば足りるものとしている。

平成23年5月

平成26年8月改訂

## 分野別実務修習における指導のガイドライン

司法研修所民事裁判教官室

### 1 趣旨

本文書は、当教官室作成にかかる「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」（平成20年5月）及び「分野別実務修習（民事裁判）について－補足－」（平成22年10月28日）に記載された指導理念に基づき、各庁において司法修習生の指導をするに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

### 2 具体的指導における留意点

#### (1) 指導の態勢

- ア 各修習生が、修習期間内に部総括を含む複数の裁判官の期日に立ち会えるよう、裁判官と修習生の組合せに配慮していただきたい。
- イ 原則として、期日の全件を傍聴させるのではなく、修習生ごとに適切な事件を選択し、当該事件の記録を検討させて立会させていただきたい（ただし、修習の当初は、期日全体の流れを理解させるため、全件を傍聴させることも考えられる。）。
- ウ 記録の検討や法廷傍聴などにおいて現れる実体法・手続法上の問題点について、修習生と質疑応答・解説の機会を設けていただきたい。質疑応答・解説に際しては、訴訟手続の進行や事件の見込み等を意識した指導となるよう配慮していただきたい。また、各庁に配布済みの「民事訴訟手続に関する司法修習生への質問事項集」の活用も有益である。
- エ 起案については、判決全文起案（判決書の形式で全文の起案を求めるもの）を中心とせず、部分起案やサマリーペーパーを中心としていただきたい。件数については、修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとし、主張分析と事実認定のバランスにも配慮した上で、事実認定について少なくとも2件、リサーチペーパー等も含めて全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい。
- オ 複数の修習生に同一の記録に基づく起案をさせ、その修習生らに討論をさせて指導する方法も有益である（裁判官も交えた討論により、起案の講評に代えることも考えられる。）。
- カ 各庁の実情に応じて、証拠保全、保全、執行等の特殊事件の修習を適宜実施していただきたい（ただし、より深化した修習は選択型実務修習に委ねることになる）。

う。)

## (2) 主張分析 (争点整理)

主張分析に関しては、要件事実の考え方についての基本的理解を前提として、適用されるべき法規規を選択し、これに当てはまる具体的事実を的確に抽出した上で、適切な争点整理を行う能力を修得させることに十分に意を用いていただきたい。その際には、争点整理が終わった段階の主張整理だけでなく、争点が定まっていない事件をどのように審理していくかという争点整理の過程にも重点を置いた指導をお願いしたい。

### 【指導方法の具体例】

- ア 訴状審査 (訴訟物が特定されているか、訴訟要件や請求原因が足りているか等を検討させ、主たる争点は何かを考えさせながら、今後の訴訟進行を検討させる。)
- イ 期日における求釈明事項の検討 (裁判官が期日でどのような求釈明をし、どう訴訟を進行させていくかを考えさせる。)
- ウ 立証計画の検討 (争点は何かを踏まえて、どの人証から何を聴くかを検討させる。)
- エ リサーチペーパーの作成 (事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、調査をさせ、その検討結果を記載させる。)
- オ 主張分析 (争点整理) についての起案
- カ 争点整理DVD (民事訴訟における争点整理—ある損害賠償請求事件を題材として—) の視聴及びそれに基づく議論 (上記DVDを視聴させ、その内容について裁判官と修習生が議論をする機会をできるだけ設けていただきたい。また、民裁クールの中間あたりまでに上記DVDを視聴させるようお願いしたい。)

## (3) 事実認定

事実認定に関しては、処分証書や重要な報告文書の成立が争われている事件のみならず、できる限り、証拠構造や証拠評価が問題となるものや現代的な社会の実相を反映した内容のものを取り上げ、記録に表れた事実を多角的な視点から分析させることに重点を置いた指導をお願いしたい。

### 【指導方法の具体例】

事実認定についての起案 (適切な記録がない場合には、事件全体ではなく特定の争点についてだけ起案をさせたり、確定記録をコピーしておいて起案をさせるなどの工夫も有益である。)

## (4) 紛争解決

紛争解決に関しては、和解手続や和解条項に関する知識だけでなく、当該事案に適した紛争解決方法を的確に見通せる能力を修得させられるような指導をお願いしたい。

### 【指導方法の具体例】

弁論準備手続終結段階や証拠調べ終了段階での和解案の検討（結論の見通しや、紛争の背景事情等を踏まえて、適切な落ち着きどころはどこかを検討させる。）

## (5) 合同修習

### ア 講義

- (ア) 民裁修習の冒頭に、各庁の実情に応じ、指導官により、分野別実務修習に当たっての心構えや注意事項等に関する講義を行っていただきたい。その際は、実務修習の位置付けや内容・方法など一般的な説明も行うこととする。
- (イ) 書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねるが、弁護士になった際に書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

### イ 問題研究

- (ア) 各クールに一度、民裁修習中の者を対象に、全国統一的な即日起案方式による問題研究を行うこととする。この問題研究は、各実務修習庁が主催し、司法研修所教官がこれに協力するもので、基本的な手順は次のとおりである。
  - ① 司法研修所民事裁判教官室が修習記録及び起案要領を作成して各庁に送付し、全国同一日、同一時刻に、各庁において、3時間程度の即日起案を行う。
  - ② 司法研修所教官は、各庁から起案の送付を受け、担当修習生の起案を検討した上、起案受領から2週間後を目途に各庁に出張し、起案の講評を行う。
- (イ) 上記の問題研究のほかに、各庁独自の問題研究（主張分析起案、事実認定起案等）を実施するかは、各庁の実情に委ねる。

### ウ その他

意欲のある修習生を対象に、判事補を活用するなどして、任意参加の勉強会を定期的に実施することも考えられる。

## 民事裁判教官室からのガイダンス

### 1 民事裁判修習の目的

民事裁判修習では、主張分析（争点整理）能力と事実認定能力を体系的に修得するとともに、紛争解決能力を修得することを目的として、2に記載するような内容の修習を行います。

### 2 民事裁判修習の流れ

#### (1) 導入修習

導入修習では、法科大学院で修得した要件事実及び事実認定の基礎についての理解を確認するとともに、分野別実務修習の効果を高めるため、以下のカリキュラムを実施します。

最初に、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いて、民事訴訟第一審手続の要点について修習生の皆さんと対話しながら解説する講義（民事第一審手続の概説）を行います。その後、修習記録を用いた即日起案とその講評、主張と証拠を分析し争点を整理する演習（民事総合1, 2）、「対話で考える民事事実認定－教材記録－」を用いた民事事実認定の手法について理解を深めるための講義（民事事実認定の手法と留意点）を行います。最後に、分野別実務修習に向けて、裁判官の役割、職務、裁判実務修習の留意点等についてのガイダンスを行います。

#### (2) 分野別実務修習

##### ア 一般

修習生は、地方裁判所民事部のいずれかの裁判部に配属されます。配属された裁判部の裁判官室において、訴訟記録を検討し、合議等に立ち会うほか、法廷等において、口頭弁論、弁論準備手続、和解等を傍聴します。また、訴

訟記録に基づいて、主張分析や事実認定に関する書面の起案をしたり、実体法・手続法上の問題点の調査・検討結果をまとめた書面の起案等をしたりします。修習に当たっては、裁判官に対して質問したり、意見を述べたり、修習生同士で討論したりするなど、積極的、主体的な取組が求められます。

#### イ 問研起案

各配属庁での民事裁判修習における合同修習の一環として「問研起案」が実施されます。「問研起案」は、事実認定についての基本的な考え方を修得することなどを目的としており、修習記録を用いて、午後半日をかけて行うことが予定されています。

起案の講評は、司法研修所教官が各配属庁に出張するなど適宜の方法で行います。

#### (3) 選択型実務修習

配属庁において、民事裁判の分野別実務修習の深化と補完を図るためのカリキュラムが用意されており、修習生の主体的な選択により、その修習を行うことができます。

#### (4) 集合修習

集合修習は、分野別実務修習の成果を確認するとともに、これを深化・発展させることを目的としています。集合修習では、修習記録を用いて、主張分析や事実認定に関する起案を行うほか、争点整理や交互尋問等の演習を行います。

### 3 修習開始に備えての準備

#### (1) 民事実体法及び手続法についての理解

主張分析（争点整理）能力、事実認定能力及び紛争解決能力を修得するには、民事実体法及び手続法についての十分な理解が必要です。各種カリキュラムは、修習生が、民事実体法及び手続法について、法科大学院の課程を経て既に実務を意識した体系的な理解をしているものとして、作成されています。したがって、再度、実務を意識しながら体系的な教科書等を熟読し、更にその理解を深

めておくようにしてください。

## (2) 民事訴訟実務の基本的理解

民事裁判修習に当たっては、法科大学院における民事訴訟実務の基礎で修得した要件事実、事実認定及び民事訴訟手続についても十分に理解しておくことが必要です。したがって、修習開始前に、これらについても、よく復習をしておいてください。また、後述する事前課題にしっかり取り組んでおいてください。

なお、配布教材のうち、「新問題研究要件事実」は要件事実についての基本的な考え方を、「事例で考える民事事実認定」は、事実認定の基礎的知識の理解を確認するとともに、民事事実認定に関する一般的かつ基本的な手法を修得するための思考方法や検討の視点などを、それぞれ提示したものであり、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」は、争点整理及び集中証拠調べを基軸とする民事訴訟手続に関して解説を加えたものです。民事訴訟実務の基礎の復習をする際にはこれらの教材をよく読み、理解を確かなものにしてください。また、「10訂 民事判決起案の手引」は、民事の判決書を作成する際の必要事項を網羅的に解説したもので、民事裁判実務を理解する上で参考になりますから、目を通しておいてください。

## 4 事前課題

3の準備を前提とし、別紙第2-2「民事裁判事前課題」の冒頭の指示に従って、各設問についてそれぞれ検討するとともに、指示された起案をしてください。起案の作成方法や提出方法については、別紙第1の指示に従ってください。

また、前述のとおり、導入修習の最初のカリキュラムとして、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いた対話形式の講義（民事第一審手続の概説）が予定されています。修習生の皆さんに質問をしながら講義を進めますので、導入修習開始前に、これらを熟読しておいてください。

配布教材のうちの「民事総合資料」と「実施要領」は、民事総合1、2で使用

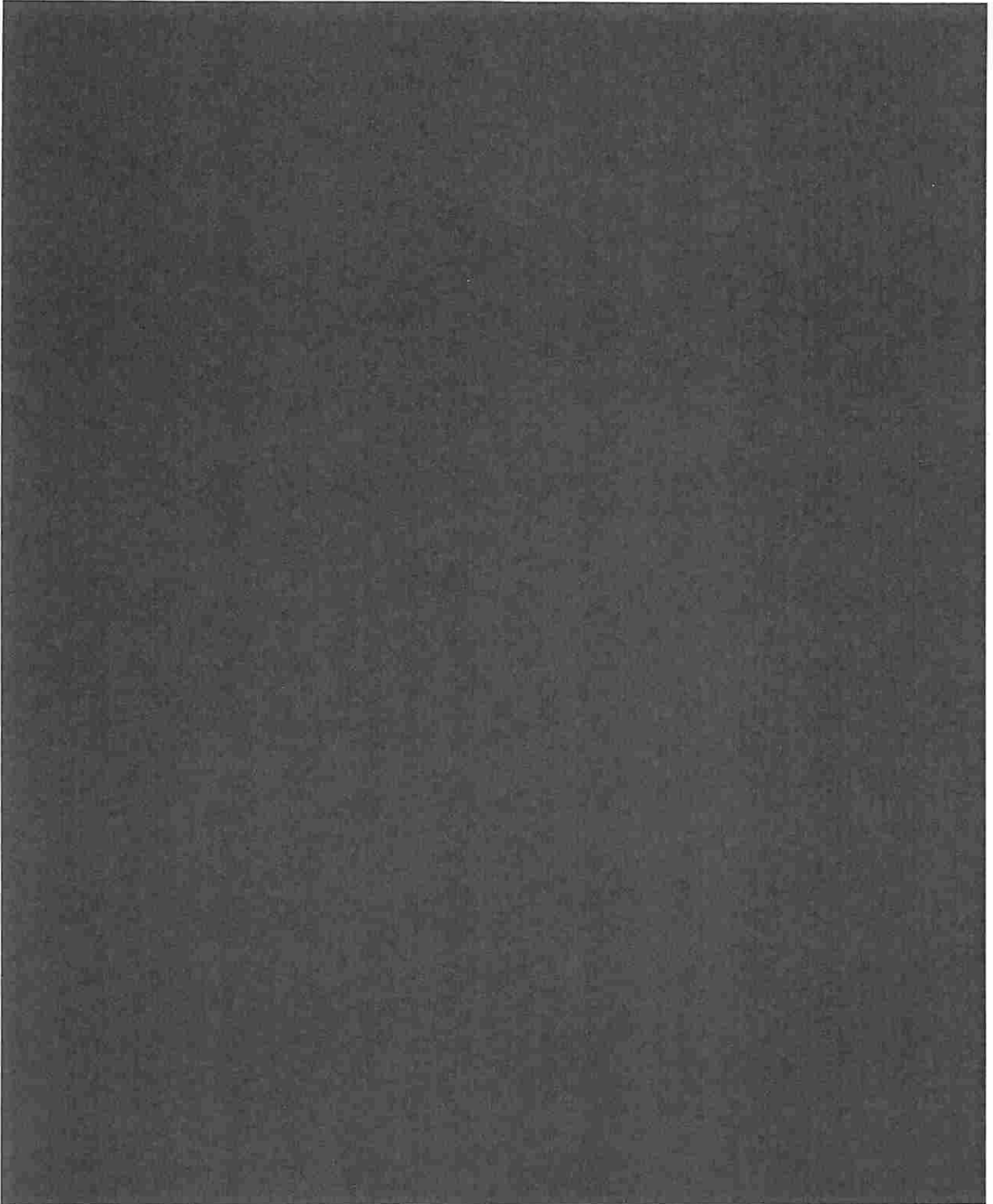
するものです。あらかじめよく読んでおいてください。

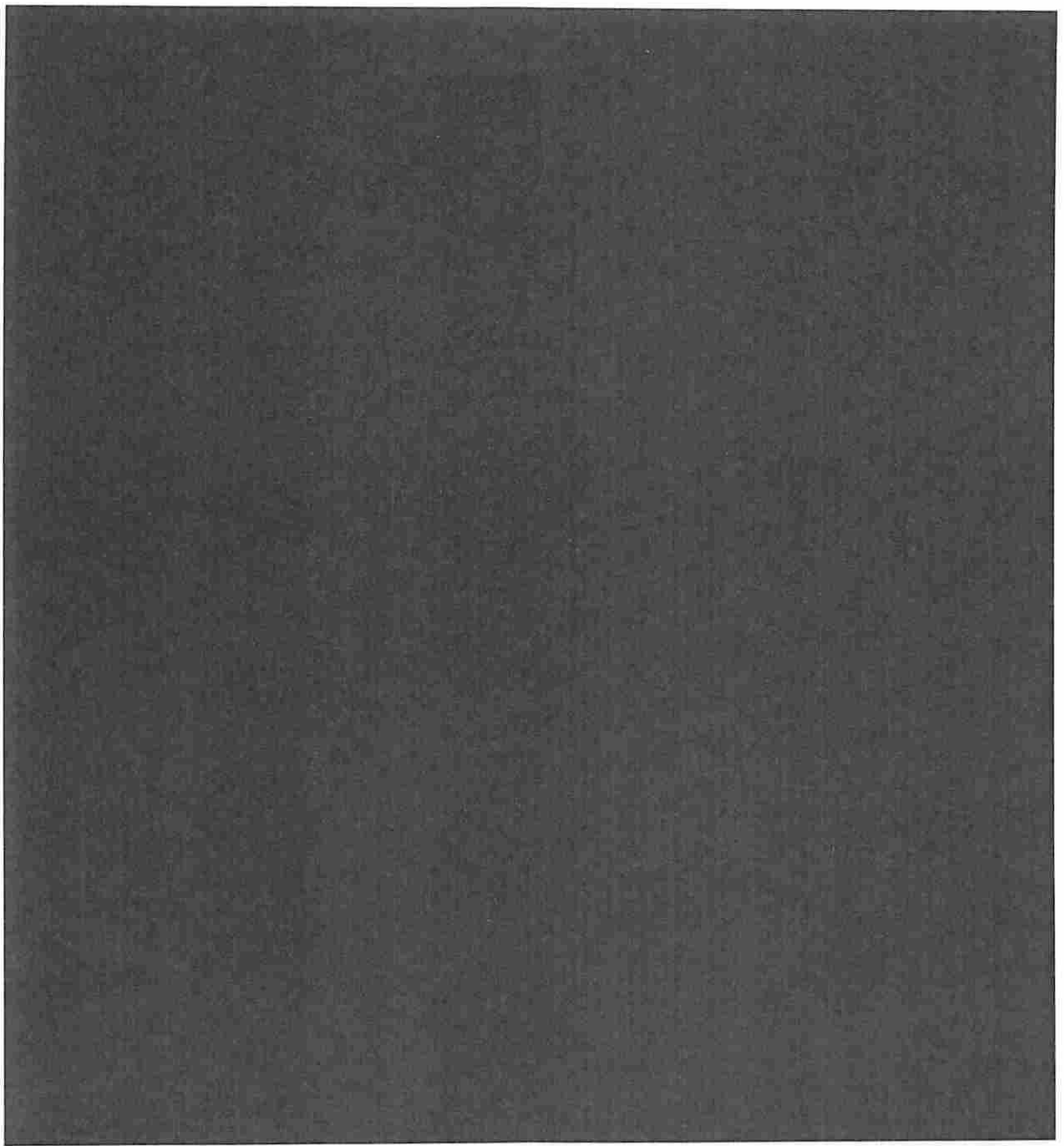
#### 5 アンケート用紙への記入と提出

法科大学院における民事実務の基礎科目の履修状況等について、アンケートを実施します。本冊子末尾に綴じ込まれている民事裁判アンケート用紙に所要の事項を記入して、別紙第1の指示に従って提出してください（法科大学院修了者以外の方も、法科大学院で同科目を履修している場合は、アンケートに回答してください。）。

以 上

民事裁判事前課題





資料 5

(平成29・3・16)

## 第70期導入修習カリキュラムの概要

司法研修所

## は し が き

導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的としている。

第70期司法修習においても、この導入修習の目的に沿った教育効果を上げることを企図してカリキュラムを策定し、実施した。その概要は、本資料及び別添の「第70期導入修習日程表」のとおりである。

司法修習生指導担当者各位におかれては、分野別実務修習における司法修習生の指導に当たって本資料を参考にさせていただきたい。

第1 民事関係科目

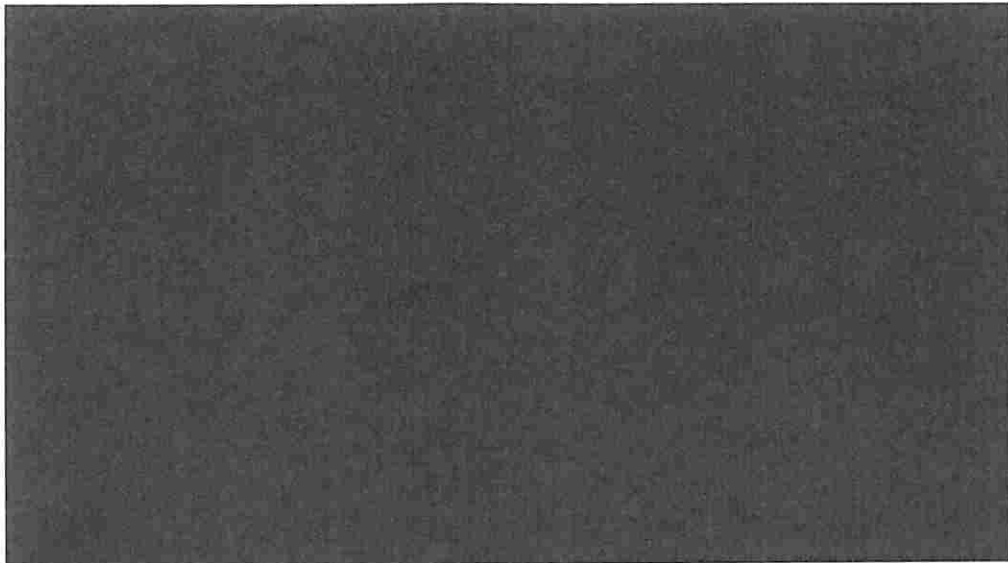
I 民事裁判

1 即日起案・解説

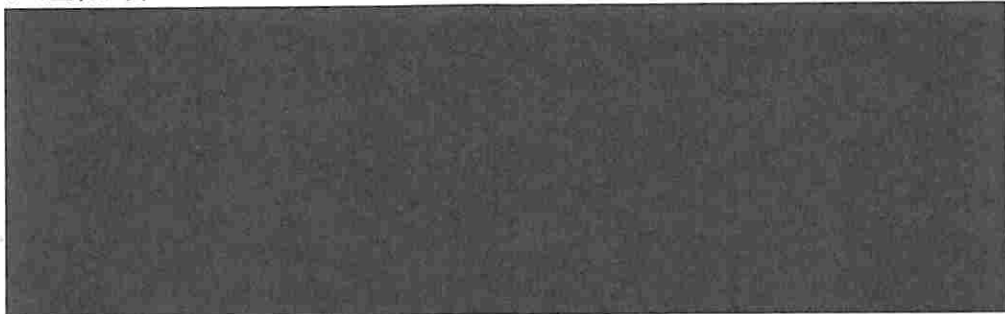
(1) 目的



(2) 事案の概要



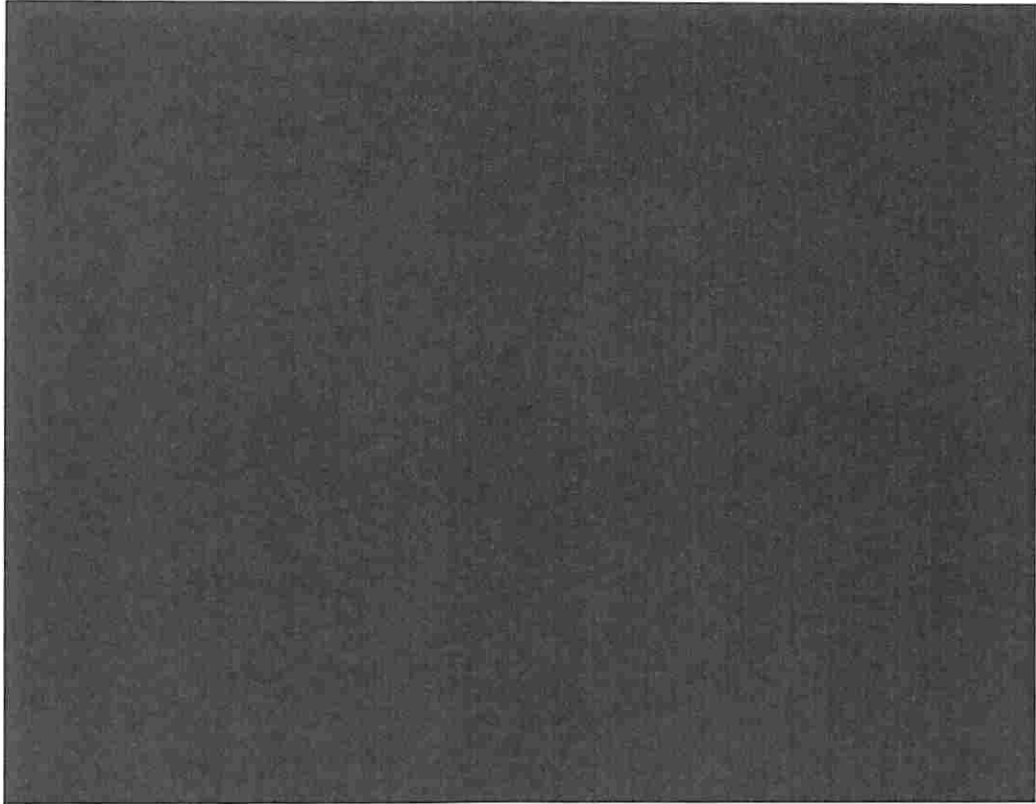
(3) 起案事項



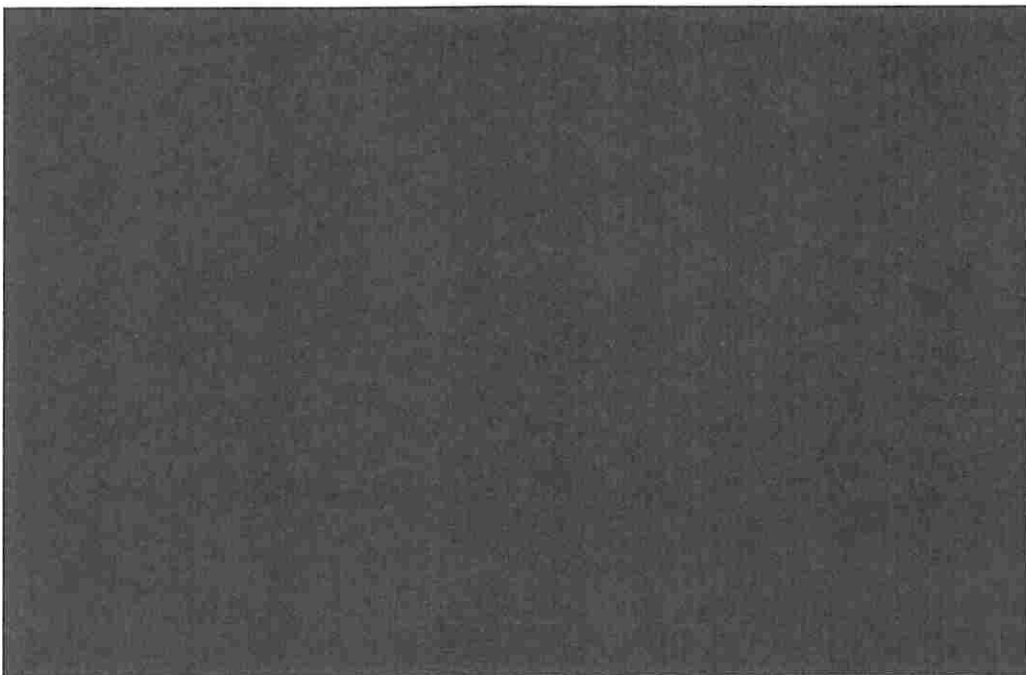
(4) 講評等

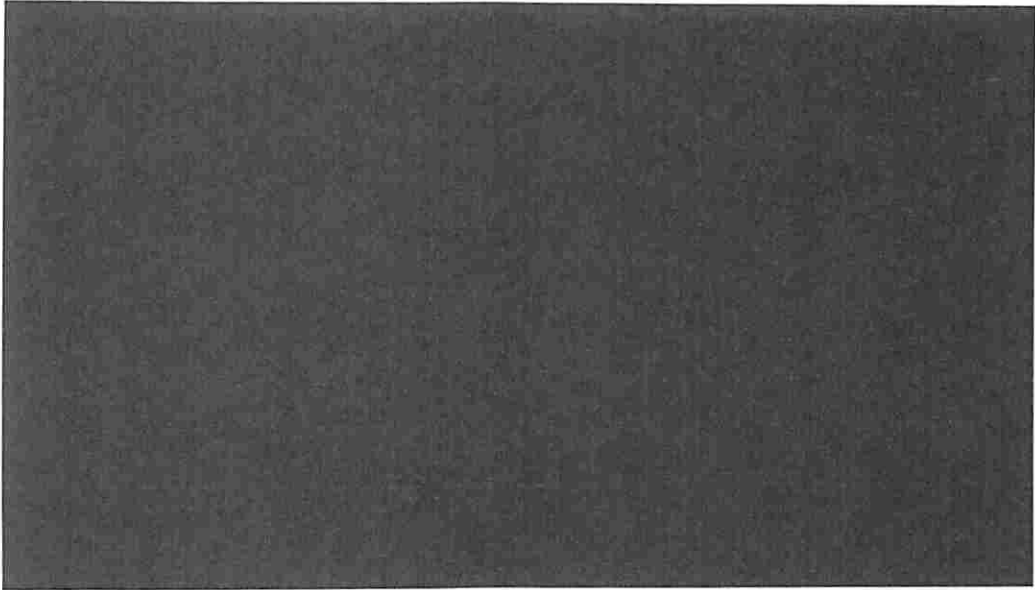


2 民事事実認定の手法と解説



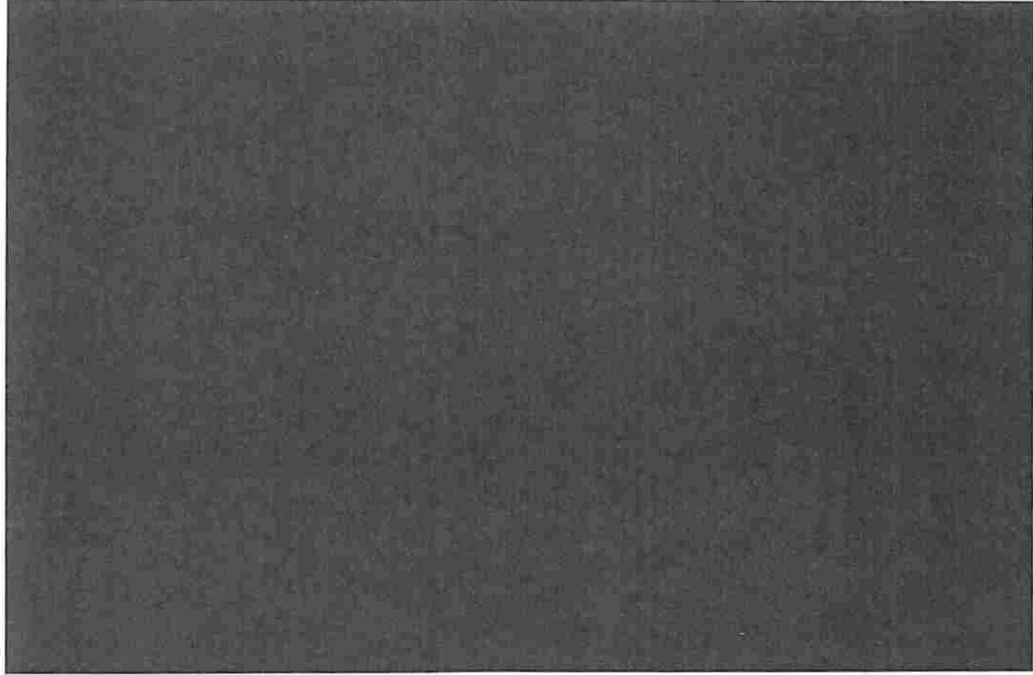
3 裁判官の役割・職務，裁判修習のガイダンス（刑事裁判と共通）



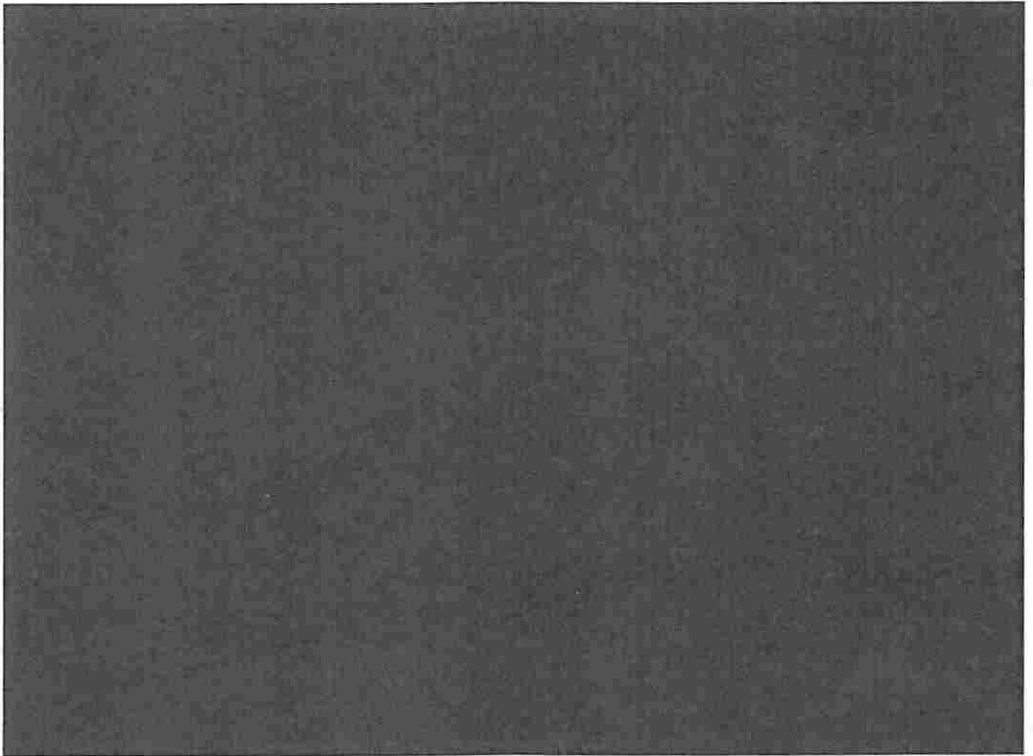


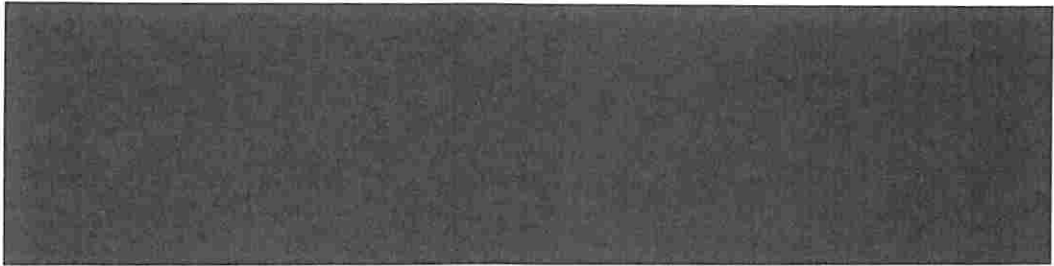
### Ⅲ 民事共通

#### 1 民事第一審手続の概説（講義）

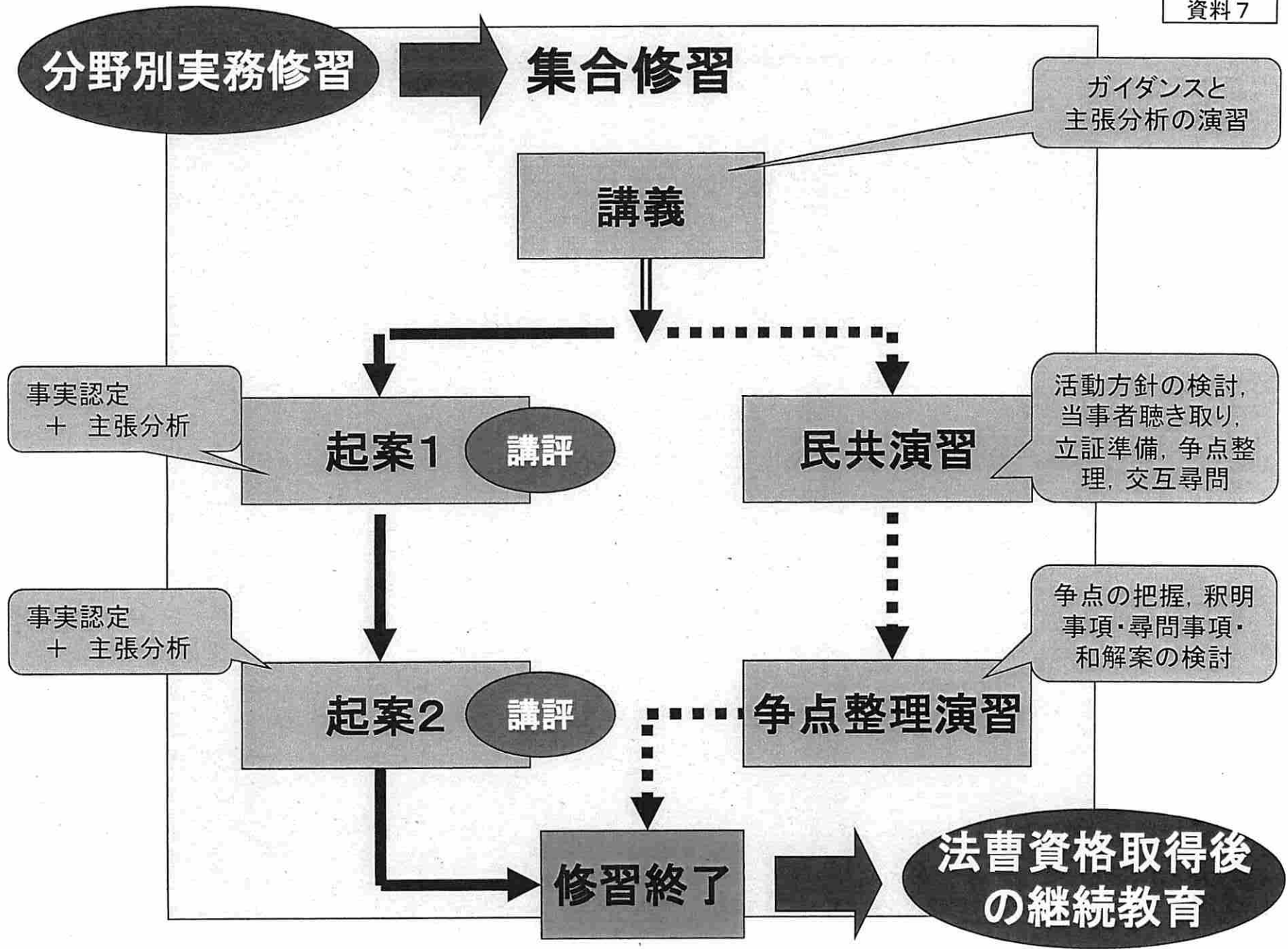


#### 2 民事総合1・2









平成28年度（第70期）	
配属地	修習順序 ~ ~ ~
氏名	研修所 組 番

## 実務修習結果簿

### 記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
  - 2 指導担当官（者）への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
  - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官（者）に提出して検印をもらい、回収すること（指導担当官（者）の氏名欄も、修習生各自が記入する。）。
  - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
  - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官（者）又は担当教官に質問すること。
  - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
  - 7 余白がなくなったときは、適宜A4の紙（コピー用紙等）を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し（例：10-1, 10-2）、ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。
- なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合があります。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護

# 民事裁判修習

配 属 部 指 導 担 当 裁 判 官 検 印	
----------------------------------	--

修習期間  平成    年    月    日 から 平成    年    月    日 まで	欠席日数  日
配 属 部 指 導 担 当 裁 判 官 氏 名	

## 1 起案

番号	事件名／起案の種類	検討事項及びその結果概要
1	事件名：  <input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 <input type="checkbox"/> 判決起案 <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <input type="checkbox"/> 和解条項	検討事項：  検討結果：
	<input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	

<p>事件名：</p> <p><input type="checkbox"/>サマリー・ライティング  <input type="checkbox"/>争点整理/<input type="checkbox"/>事実認定  <input type="checkbox"/>判決起案  <input type="checkbox"/>争点整理/<input type="checkbox"/>事実認定  ( <input type="checkbox"/>対席/<input type="checkbox"/>欠席/<input type="checkbox"/>公示送達 )  ( <input type="checkbox"/>全文/<input type="checkbox"/>一部 )  <input type="checkbox"/>リサーチ・ペーパー  <input type="checkbox"/>和解条項</p> <p><input type="checkbox"/>既済記録・修習記録を使用</p>	<p>検討事項：</p> <p>検討結果：</p>
<p>事件名：</p> <p><input type="checkbox"/>サマリー・ライティング  <input type="checkbox"/>争点整理/<input type="checkbox"/>事実認定  <input type="checkbox"/>判決起案  <input type="checkbox"/>争点整理/<input type="checkbox"/>事実認定  ( <input type="checkbox"/>対席/<input type="checkbox"/>欠席/<input type="checkbox"/>公示送達 )  ( <input type="checkbox"/>全文/<input type="checkbox"/>一部 )  <input type="checkbox"/>リサーチ・ペーパー  <input type="checkbox"/>和解条項</p> <p><input type="checkbox"/>既済記録・修習記録を使用</p>	<p>検討事項：</p> <p>検討結果：</p>
<p>事件名：</p> <p><input type="checkbox"/>サマリー・ライティング  <input type="checkbox"/>争点整理/<input type="checkbox"/>事実認定  <input type="checkbox"/>判決起案  <input type="checkbox"/>争点整理/<input type="checkbox"/>事実認定  ( <input type="checkbox"/>対席/<input type="checkbox"/>欠席/<input type="checkbox"/>公示送達 )  ( <input type="checkbox"/>全文/<input type="checkbox"/>一部 )  <input type="checkbox"/>リサーチ・ペーパー  <input type="checkbox"/>和解条項</p> <p><input type="checkbox"/>既済記録・修習記録を使用</p>	<p>検討事項：</p> <p>検討結果：</p>
<p>事件名：</p> <p><input type="checkbox"/>サマリー・ライティング  <input type="checkbox"/>争点整理/<input type="checkbox"/>事実認定  <input type="checkbox"/>判決起案  <input type="checkbox"/>争点整理/<input type="checkbox"/>事実認定  ( <input type="checkbox"/>対席/<input type="checkbox"/>欠席/<input type="checkbox"/>公示送達 )  ( <input type="checkbox"/>全文/<input type="checkbox"/>一部 )  <input type="checkbox"/>リサーチ・ペーパー  <input type="checkbox"/>和解条項</p> <p><input type="checkbox"/>既済記録・修習記録を使用</p>	<p>検討事項：</p> <p>検討結果：</p>

(注) 問研起案は、「5 その他」に記入すること。

2 法廷傍聴等

番号	手続	検討事項	検討結果等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			


(注) 傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや、傍聴後に問題点について検討したものに限って記入すること。「検討結果等」欄には、検討結果や指導担当裁判官から指導された内容等を記入する。

### 3 特殊事件・特殊手続等

#### (1) 保全・執行・倒産

##### ① 保全

<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件 ( 件)	講義・修習した事件の内容・検討結果等
---	--------------------

##### ② 執行

<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件 ( 件)	講義・修習した事件の内容・検討結果等
---	--------------------

##### ③ 倒産

<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件 ( 件)	講義・修習した事件の内容・検討結果等
---	--------------------

(注) ①～③について、講義等において事件記録の検討を行った場合には、「講義」と「事件」の両方をチェックし、検討を行った事件記録の件数を記入すること。

(2) 特殊事件 (行政, 労働, 商率, 手形, 知的財産権等)

事件の種類	検討事項及び検討結果等

(3) 特殊手続 (検証, 裁判外での証人尋問, 証拠保全, 審記官事務等)

手続の種類	検討事項及び検討結果等

4 研究, 講義, 見学等

項目	検討事項及び検討結果等

5 その他

項目	修習内容等

- (注) 1 修習内容等の欄には、具体的な修習内容、感想等を記入する。  
2 適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。

平成25年11月

平成28年 8月改訂

## 分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン

司法研修所刑事裁判教官室

### 1 ガイドラインの趣旨等

刑事裁判実務修習（以下「刑裁修習」という。）については、各庁において、指導態勢や事件の係属状況等を踏まえて、一定水準の指導を行うための工夫等がされているところであるが、各庁の実情に応じた指導上の工夫等をする前提として、司法修習生（以下「修習生」という。）に対する指導の内容・方法に関する指針を明確化しておくことが必要であると考えられる。

本ガイドラインは、各庁の刑事裁判実務修習において修習生を指導するに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

本ガイドラインの内容は、部総括裁判官だけではなく、修習生の指導に当たる陪席裁判官にも周知していただきたい。

### 2 指導の方針

「法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させる」との指導目標を踏まえ、法曹資格取得後の継続教育との役割分担も考慮して、指導の内容を吟味していただきたい。特に、技術的・形式的事項については、司法修習段階における指導内容として適切かという観点から、指導の是非を吟味していただきたい。

また、司法修習は、法科大学院において修得した基本的な法理論や実務の基礎的素養（これらが不十分な修習生には、自学自修を促していただきたい。）を生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する実践的教育であるから、できる限り具体的事件に即して実践的かつ動的な思考力を涵養することに意を用いていただきたい。

### 3 具体的指導における留意点

#### (1) オリエンテーション

刑裁修習の冒頭に、指導官から、修習に当たっての心構えや注意事項（評議の傍聴に関するものを含む。）等に関するオリエンテーションを行っていただきたい。その際、後記(2)イを踏まえた公判前整理手続に関する修習の視点を伝えることも考えられる。

#### (2) 公判前整理手続及び公判手続（評議を含む。）

##### ア 全般

公判前整理手続や公判審理を傍聴させる場合は、その前後の適宜の時期に、当該事件に即した手続進行上の問題点について、修習生と質疑応答の機会を設けたり、

レポートを課したりしていただきたい（他の場面にも応用できる汎用的能力を修得させる観点から、基本的な手続の根底にある考え方にも目を向けた指導を行うことも考えられる。）。その際、手続の進展など動的な観点を意識するとともに、当事者の活動にも留意した指導を行っていただきたい。

#### イ 公判前整理手続

公判前整理手続（法曹三者による打合せを含む。）については、適切な事件を選択して積極的に傍聴させていただきたい。

基本的な条文や手続の流れに関する知識・理解を前提として、争点整理の意義と目的を、具体的事件に即して理解させることに意を用いていただきたい。その際、事件毎の手続進行段階に応じた指導も行っていただきたい。なお、自白事件の公判前整理手続についても、これを指導の題材として、量刑判断の構造を意識した指導を行うことが考えられる。

##### 【指導方法の具体例】

- i 公判前整理手続期日（初回の打合せ等を含む。）を傍聴させ、当該事件に即して、当該期日の意義・目的やそこで行うべき事項を理解させるとともに、今後の当事者の活動（どの時点までに行うべきかという点を含む。）を具体的に考えさせる。
- ii 手続が相当程度進行している事件については、修習生に、証明予定事実記載書、予定主張記載書面等を段階的に交付し、交付する毎に課題を与えてレポートを作成させるなどして、手続の進行を主体的に考えさせる（適切な事件がない場合に備え、公判前整理手続の指導用に事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。
- iii 裁判員裁判が終了した後、その審理等を傍聴した修習生と質疑応答をする際、当該事件の公判前整理手続の在り方にも立ち返った指導を行う。  
（このほか、ミニ模擬裁判等の簡易な模擬裁判において、公判前整理手続についても準備・実演をさせ、この点も含めて裁判官が講評することも考えられる。）

#### ウ 公判手続（評議を含む。)

公判審理の傍聴については、漫然と全件を傍聴させるのではなく、事件の類型や争点を意識して適切な事件を選択し、計画的に傍聴させ、公判手続の流れの通覧的理解はもちろん、段階ごとの手続の意義・目的、証拠法の実務、的確な心証形成のための証拠調べの在り方（尋問や異議の在り方を含む。）等についての理解を深めさせていただきたい。その際、可能な範囲で、各修習生が、裁判員裁判の審理及び評議を傍聴する機会が得られるよう配慮していただきたい。なお、傍聴に先立ち、各修習生に対し、評議の傍聴に関する注意を徹底していただきたい。

傍聴させた場合には、適宜の時期に事実認定や手続進行上の問題点に関する質疑応答やレポート課題を課すなどするほか、特に裁判員裁判においては、当事者の訴訟活動が裁判員にどのように受け止められたかという観点からの質疑応答もしていただきたい。

### (3) 起案

ア 起案については、サマリーペーパーを中心としていただきたい。起案の件数は、各修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとしていただければよいが、文章による表現能力の観点から、事実認定について少なくとも2件、具体的事件に現れた手続上の問題点や量刑について検討した結果をまとめたレポートなど（ただし、適条表など法令の適用に関する起案を除く。）も含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい（適切な事件がない場合に備え、事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

また、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせた上、その修習生らに討論をさせながら、裁判官が指導することも考えられる（これにより起案の講評に代えることができる。）。

イ 事実認定起案については、争点が法律概念にかかわるもので、実務上比較的多く見られる事案も取り上げていただきたい（複数の争点がある事件については、争点の内容等を考慮し、一部の争点についてだけ起案をさせることも考えられる。）。

ウ 起案の講評等においては、起案が、①争点判断のポイントをとらえたものになっているか（事実や証拠の重要性についての意識が乏しく、総花的な検討をただけのものになっていないか）、②認定事実と要証事実との結び付きについて、論理的かつ説得的な論述ができているか、③供述の信用性判断については、必要な限度で、かつ、判断指標の意味合いを理解して論述しているか（判断指標を機械的・総花的に検討しただけのものになっていないか）、という観点も意識して指導を行っていただきたい。

#### (4) 簡易な模擬裁判

配属部毎に実施する簡易な模擬裁判については、実施時期等は各庁の実情に委ねるが、特段の事情がない限り、これを実施して指導を行っていただきたい。

#### (5) その他

##### ア 問題研究等

合同修習として問題研究等を実施するかは、各庁の実情に委ねるが、これを実施する場合は、法科大学院教育を経た上での刑裁修習における指導内容に相応しいものかという観点から、課題等を吟味していただきたい。

##### イ 令状等

令状や保釈について、実際の事件を題材とした指導を行っていただきたい。

##### ウ 書記官事務

書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねる（講義等を行う場合は、過度に細目的・技術的な事項にわたらないよう留意が必要である。）が、修習生が書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

##### エ その他

修習生の自学自修を支援するため、修習生が自主的に行う勉強会に左陪席裁判官等が協力することも考えられる。

# 刑事裁判修習

配属部 指導担当 裁判官 検印		令状事務 指導担当 裁判官 検印	
--------------------------	--	---------------------------	--

修習期間				欠席日数	
平成	年	月	日	から	
平成	年	月	日	まで	日
配属部 指導担当 裁判官 氏名					
令状事務 指導担当 氏名					

## 1 起案

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
1	事件名：          <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：     <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他  検討結果：

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
	事件名：    <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：
	事件名：    <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：
	事件名：    <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：
	事件名：    <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：

- (注) 1 該当する□をすべてチェックすること。  
 2 刑事修習記録に基づく問題研究起案は、「5 その他」に記入すること。







### 3 令状事務

項目	検討事項及びその結果概要

- (注) 1 項目欄には、「令状事務に関する講義」「勾留請求記録の検討及び勾留質問手続の傍聴〇件」などと、修習の種類を具体的に記入する。ただし、勾留質問手続の傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや傍聴後手続等の問題点について検討したものに限り、その件数を記入する。
- 2 項目により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 3 令状事務に関して起案を行った場合には1に記入する。

### 4 模擬裁判

事件名／手続の種類	役割及び問題となった事項の概要
事件名：   <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他  問題となった事項：
事件名：   <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他  問題となった事項：

- (注) 1 該当する□をすべてチェックすること。
- 2 選択型修習における模擬裁判プログラムはここに記入しないこと。

## 5 その他

項 目	検討事項及びその結果概要

- (注) 1 項目欄には、「問題研究」「書記官事務に関する講義」など、修習の内容が分かるように記入する。
- 2 項目により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 3 修習生が自主的に行う勉強会において裁判官から協力・指導等を得た場合には、その旨が分かるように記入する。

事 務 連 絡  
平成26年3月24日

高等検察庁総務部長 殿 (参考送付)  
地方検察庁次席検事 殿

法務省刑事局総務課長 神 村 昌 通

検察における分野別実務修習のガイドラインについて

検察における分野別実務修習については、これまでも、各庁において、司法研修所検察教官室とも連携の上、指導目標の達成に向けて、質、量共に修習の実が上がるよう取り組まれてきたところですが、法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議による平成25年6月26日付け「法曹養成制度検討会議取りまとめ」において、より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう、司法修習生に対する導入的教育を更に充実させること、及び司法修習をより密度の濃いものとする工夫が求められました。これを受け、今般、司法修習委員会において議論・検討がなされた結果、新たに、分野別実務修習開始前に、司法研修所において集合形式で導入修習を実施することとされるとともに、各分野別実務修習における指導内容を充実させるための方策として、別添のとおり、ガイドラインを設けることとなり、当局において、検察における分野別実務修習のガイドラインを作成しました。

各庁におかれては、本ガイドラインに基づき、検察の分野別実務修習がより一層充実したものとなるよう、引き続き、指導内容や指導態勢の工夫を継続していただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの内容については、最高検察庁及び司法研修所検察教官室にも御了解いただいております。

## 分野別実務修習のガイドライン

### 1 検察の分野別実務修習における指導目標・指導方法

- (1) 司法修習においては、法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させることに重点をおいて指導するものとされ（司法修習生指導要綱（甲）第1章第2）、検察の分野別実務修習の指導目標は、具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させることとされている（同第2章第1・4(2)ア）。
- (2) 検察の分野別実務修習における指導方法は、事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及び取調べの要領を中心に指導し、事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とし、公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導すること等とされている（司法修習生指導要綱（甲）第2章第1・4(2)イ、分野別実務修習における各分野の指導準則第2・2(2)ないし(6)）。

### 2 捜査実務修習について

- (1) 司法修習生に対し、少なくとも3件の具体的な事件について、捜査実務修習を行わせるように努める。
  - ア 前記1(1)の指導目標を達成するには、できるだけ多くの実際の事件に基づいて、流動的な証拠関係を前提とした捜査方針の策定、証拠収集及びその結果を踏まえた事実認定上・法律上の問題点の検討等を体験的に学ばせることが、効果的である。

そのため、司法修習生に対し、少なくとも3件の具体的な事件について、捜査実務修習を行わせるように努める。
  - イ 修習生には、進行中の事件（在宅、身柄を問わない）の取扱いを可能な限り体験させるよう努めることとするが、各庁の実情に応じて、以下の(ウ)又は(エ)の方法で指導することにより、具体的な事件についての捜査実務修習を行うことができる。
    - (ウ) 同一の事件につき、複数の修習生に合同で捜査実務修習を行わせる方法
    - (エ) 確定事件の記録を用いる方法（例えば、手続の各段階における捜査方針の検討、事実認定上・法律上の問題点の検討、模擬取調べを実務に即して行わせるなど。）
- (2) 捜査実務修習における指導の内容として、司法修習生に対し、具体的な事件

について、以下の点に留意しつつ、事案の真相解明のための捜査方針（証拠収集及び取調要領）の検討、捜査（証拠収集、取調べ）の体験、終局処分の在り方（事案の真相の把握、予想される争点を見越した証拠の評価・事実認定、法令の適用、事件報告、起訴・不起訴処分の決定等）の検討等を行わせる。

ア 前記1(1)記載の指導目標に照らして、当該事件で実施するのが相当と考えられる事項について指導を行う（各事件につき全ての事項の指導を行う必要はない。）。

イ 身柄事件について捜査実務修習を行わせる場合は、被疑者の逮捕・勾留をめぐる問題点等、身柄事件に伴う捜査上の留意点についても検討等をさせるように配慮する。

ウ 修習生に、少なくとも1回は、指導係検事等の指導の下、進行中の事件の被疑者又は参考人の取調べにおいて、取調事項の全部又は一部について、自ら発問を行うことを体験させるように努める。

エ 各庁の実情に応じ可能であれば、指導係検事又はいわゆる里親検事が行う捜査に立ち合わせ、その指導を受けさせるように努める。

### 3 公判実務修習について

(1) 各司法修習生に対し、少なくとも1件の具体的な事件について、公判実務修習を行わせる。

ア 前記1(1)の指導目標を達成するには、実際の事件に基づいて、公判における争点に即した立証方針の策定、証拠整理・証拠開示、証人尋問の準備等の公判準備、冒頭陳述・論告等の主張検討等を体験的に学ばせることが、効果的である。

そのため、司法修習生に対し、少なくとも1件の具体的な事件について、公判実務修習を行わせるように努める。

イ 修習生には、公判係属中の事件の取扱いを可能な限り体験させるように努めることとするが、各庁の実情に応じて、以下の(ウ)又は(イ)の方法で指導することにより、具体的な事件についての公判実務修習を行うことができる。

(ウ) 同一の事件につき、複数の修習生に合同で公判実務修習を行わせる方法

(イ) 確定事件の記録を用いる方法

(2) 公判実務修習における指導内容として、司法修習生に対し、具体的な事件について、証拠整理・証拠開示、裁判所提出書面（証拠等関係カード、証明予定事実記載書面、冒頭陳述、論告等）の起案、公判準備（裁判員裁判の公判リハーサル、証人テスト等）への立会い、公判前整理手続、公判手続の傍聴、控訴審査等への立会い等を行わせる。

なお、捜査実務修習の指導の場合と同様、前記1(1)記載の指導目標に照らして、当該事件で実施するのが相当と考えられる事項について指導を行う（各事件につき全ての事項の指導を行う必要はない。）。

平成28年度（第70期）	
配属地	修習順序 ~ ~ ~
氏名	研修所 組 番

## 実務修習結果簿

### 記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
  - 2 指導担当官（者）への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
  - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官（者）に提出して検印をもらい、回収すること（指導担当官（者）の氏名欄も、修習生各自が記入する。）。
  - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
  - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官（者）又は担当教官に質問すること。
  - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
  - 7 余白がなくなったときは、適宜 A4 の紙（コピー用紙等）を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し（例：10-1, 10-2）、ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。  
なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合があります。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護



事 項	時間数	修習内容等

(注) 処理済みの事件記録（確定した事件や不起訴処分とした事件の記録を含む。以下同じ。）等を用いた演習等のうち、導入教育として実施されたものを記入する。

## 2 捜査実務演習

### (1) 捜査及び事件処理等

例	罪 名 強 盗	被疑者数 2	身柄区分 勾 留	処分内容 公判請求	関与形態 修習生2名共同捜査
	事案の概要及び問題点 2人組により連続路上強盗事件(3件)。 強取金額合計15万円。 強盗と恐喝の区別が問題になった。		修習の内容 強盗と恐喝の区別につき裁判例を調査し、事件検討メモの作成と起訴状の起案。 Vのうち1名の取調べを担当。		
例	罪 名 強盗殺人	被疑者数 1	身柄区分 勾 留	処分内容 公判請求	関与形態 確定事件記録を用いた演習
	事案の概要及び問題点 コンビニで万引きをしたAが、これに気づき捕まえようとした店員を、所持のナイフで刺殺した事案。 殺意の有無が問題となった。		修習の内容 確定記録のうち、送致段階の記録の配布を受け、争点の把握、補充捜査事項等を検討し、その後、追送された記録の配布を受け、殺意等についての事件検討メモ、起訴状を作成。		

1	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
2	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
3	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
4	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
5	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		

6	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
7	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
8	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
9	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		

- (注)
- 1 処分内容欄には、起訴の場合、公判請求、即決裁判手続、略式請求の別等を、不起訴の場合、裁定主文を記入する。
  - 2 関与形態欄には、「単独」、「修習生〇名の共同捜査」等と記入する。
  - 3 修習の内容欄には、当該事案に関して行った捜査方針の検討、取調べその他の証拠収集活動、終局処分の検討、起訴状や決裁メモの起案等について記入する。
  - 4 修習の内容欄に、取調べについて記入する場合、取調べの対象者（被疑者、被害者等）が分かるように記入する。また、取調べについては、発問全てを行った場合に限らず、発問の一部を行った場合であっても、修習の内容欄に記入して差し支えない。
  - 5 処理済みの事件記録等を用いた演習について記載する場合には、関与形態欄に「確定事件記録を用いた演習」などと記入する。

(2) その他

事項	修習日数	修習内容等

(注) この欄には、捜査実務に関する修習のうち、2(1)に該当しないもの、例えば、検察演習問題等の検討・討論、各修習生が処理した事件についての発表会のほか、捜索・差押え、検証、実況見分、検視、司法解剖等の各立会い等について記入する。

3 公判実務修習

罪名及び事案の概要	修習・起案の内容
(例) 覚せい剤取締法違反 暴力団員である被告人が、覚せい剤を営利目的で輸入した事案。	<ul style="list-style-type: none"><li>・証拠整理、証拠等関係カードの起案</li><li>・冒頭陳述要旨の起案</li><li>・譲受人の証人テストの立会い及び尋問事項書の起案</li><li>・裁判員裁判のリハーサルへの参加（発問等）</li><li>・事件記録を検討し、当該事件の公判前整理手続/公判手続を傍聴</li></ul>

罪名及び事案の概要	修習・起案の内容

(注) 処理済みの事件記録等を用いた演習について記載する場合には、罪名及び事案の概要欄の罪名に続けて「(確定事件記録を用いた演習)」などと記入する。

#### 4 その他

事項	修習日数	修習内容等

(注) この欄には、検察一斉起案及びその講評のほか、1に該当しない講義、講話、見学、研究会等を記入する。

## 【弁護実務修習ガイドライン】

### 1 弁護実務修習のねらい及び目標

分野別実務修習の眼目は、司法修習生が、多数の様々な関係者が絡み合う「生の紛争」に対峙し、指導担当弁護士の指導下ではあるが、プロを目指す者としての自覚と困難さを意識しつつ、当該事案を分析し、紛争解決の糸口を探り、依頼当事者の正当な利益を最大限生かすべく、最終的な解決に至るための方策を選択していくといった体験を通じ、弁護士に求められる基礎的な能力と技術を習得させることにある。また、「生の事案」に適応する契約書や意見書の作成作業を通じ、弁護士に求められる予防司法面での基礎的な能力と技術を修得させるべきである。

そして、そのためには、単に多数・多種の事案に触れるだけでなく、一つ一つの事案に丁寧に取り組ませるとともに、修習生が、指導担当弁護士の指導の下で、自ら弁護士業務の一端を担っていると感じられるくらいの気概をもって、主体的、積極的に弁護修習に取り組ませることにより、当事者法曹としての基礎を身につけさせるよう指導していくことが重要である。

このような観点から、この分野別弁護修習のガイドラインは、事件の数や種類を求めるのではなく、司法修習生に指導担当弁護士の業務を通じて、弁護実務を体得させるための方法を示すものである。

なお、このガイドラインは、弁護実務修習の方法を例示的に示すものであり、上記目標を達成できる他の手法を実践することを何ら拒むものではない。

### 2 指導方法についてのガイドライン

指導担当弁護士は、刑事、民事ともに、以下の(1)～(7)の各項目を、偏ることなく、少なくとも1件ずつ行うよう努めるものとする。

#### (1) 事実調査と証拠収集

法律相談、事情聴取（契約締結等の訴訟外業務における事実調査を含む。）、被疑者・被告人との接見等に立ち合わせる際には、聴取すべき事項、収集すべき証拠等について事前に検討させるなどする。

なお、修習生に発問させる場合には、指導担当弁護士が立ち会い、その指導のもとで発問をさせるなどして、修習生の発問を契機とするトラブルが発生しないよう心がけるべきである。

#### (2) 事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談等で聴取した内容を整理させ、法的分析（要件事実に基づく法的構成）、立証上の問題点（現状での事実認定及び不足証拠の把握等）及び被聴取者

が訴える背景事情，解決手段の選択，解決の見込み等について，最初に意見を述べさせた上で，指導担当弁護士と意見交換を行う。

### (3) 裁判所提出書類の起案

訴訟手続を行う場合には，主張書面，陳述書，弁論要旨等の法律文書を起案させ，指導担当弁護士が添削し，添削理由等について修習生と意見交換をすることにより指導する。なお，その際の意見交換は，最初に司法修習生に，自らが作成した起案について発表させてから行う。この場合，指導担当弁護士が所属する事務所が複数の弁護士で構成されている場合には，事務所内打ち合わせの際に当該事件を担当する弁護士全員の前で発表させ，各弁護士と意見交換をさせることはより効果的である。

指導は，民事の場合であれば，ことに要件事実の構成，簡潔明瞭な間接事実の記載によるストーリーの展開，主張する事実と証拠との関連性を明らかにすることに重点を置いた内容とする。その後，可能な限り，司法修習生に，指導担当弁護士とともに依頼者への確認作業や依頼者の要望等を踏まえた修正を行って起案を完成させるプロセスも経験させる。指導担当弁護士は，司法修習生の修習意欲を高める観点から，裁判所に提出する書面の作成に際し，司法修習生の作成した起案を参考にするといった工夫も考えられる。

なお，係属事件の状況により裁判所提出書類を起案する機会がない場合は，修習生が弁護修習中に立ち会った法律相談をもとにする訴状，答弁書等の起案や，既済事件の記録に基づく準備書面，弁論要旨等の起案をさせることが考えられる。

### (4) 尋問事項書の起案と証拠取調べの傍聴

記録の精査，及び可能であれば指導担当弁護士の指導のもと依頼者からの聞き取りを行わせるなどして，尋問事項書を起案させ，指導担当弁護士が添削し，意見交換を行う。このときも，まずは司法修習生から説明をさせる。

なお，指導に際しては，尋問事項と要証事実との関係を明確にさせ，不利益な証拠の評価や反対尋問を予測した内容の尋問事項書になるよう意識させ，完成させる。指導担当弁護士は，修習生が完成した尋問事項書を，可能であれば活かして尋問し，これを傍聴する司法修習生に自己が考えた尋問事項が法廷でどのような形で利用されるのかを経験させる。その後，再び，この尋問を巡って意見交換を行う。

### (5) 契約書類等訴訟外法律文書の起案

法律相談に基づき請求書，回答書，示談書，契約書等の法律文書案を起案させる。指導担当弁護士は，修習生の起案を添削し，記載内容が当該事案に適切

に対応しているかどうかや条項の過不足，訴訟になった場合の条項の効力や機能を意識した意見交換を行う。その上で，司法修習生は起案を完成させ，指導担当弁護士は，これについて最終チェックを行う。司法修習生の修習意欲を高める観点から，自己が実際に使用する文書の作成に際し，可能であれば司法修習生の起案を参考にし，完成した起案を司法修習生に示すことが考えられる。

#### (6) 刑事弁護実務修習についての指導方法

刑事事件については，最低1件（可能であれば起訴前，起訴後とも各1件以上）体験させるよう努めるものとし，指導担当弁護士の立会い及び指導の下，手続きの進行段階に応じた弁護活動の技術・能力・マインドを，適宜の起案等を行わせ，意見交換を行うなどして修得させる。

なお，起訴前弁護においては，被疑者の身柄を解放すべく，勾留に関する意見書や準抗告申立書を原則起案させ，同起案を元に，身体拘束の重大さ及びその解放の重要性を理解させるよう意見交換する。

因みに，指導担当弁護士が受任の機会を持っていない場合に備え，他の弁護士との協力体制を構築し，他の弁護士が受任する刑事弁護についてその指導を受けながら修習することができるようにする。ただし，この場合は，守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

#### (7) その他の事件

例えば，民事保全，執行，倒産事件，家事事件，少年事件など弁護士の基礎能力として重要なケースについても，新件あるいは係属中のものについては，上記(1)から(4)の方法で参加させ，体得させる。新件あるいは係属中の事案が無い場合は，既済記録に基づき修習生に申立書等の起案をさせ，それを元に意見交換する。なお，他の弁護士との協力体制を構築し，他の弁護士が受任している「生の事件」を修習させる方法もありうる。ただし，この場合は，守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

以上

司研企二第966号

(組ろ-04)

平成28年9月28日

日本弁護士連合会司法修習委員会

委員長 野 辺 博 殿

司法研修所事務局長 染 谷 武 宣

「弁護実務修習に対して望むこと」について（通知）

司法修習の中核は実務修習であり、弁護修習においても、とりわけ配属された弁護士事務所で指導担当弁護士から実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ個別修習を一層充実したものとすることが重要であり、そのためには、各単位弁護士会の指導担当者と、民事弁護教官室及び刑事弁護教官室との間で共通の理解に立ち、相互に連携協力しながら司法修習生の指導に当たっていく必要があります。

司法研修所の両弁護教官室は、このような観点から、平成20年11月に、教官室として弁護実務修習における指導に当たり御考慮いただきたい点をまとめた「弁護実務修習に対して望むこと」と題するペーパー（以下「平成20年ペーパー」という。）を発出しました。現時点においても、平成20年ペーパーに記載されている指導の基本理念にいささかも変更はありませんが、その理念をより推し進める形で、両教官室の指導の内容も変化しています。また、平成20年ペーパーの発出後、導入修習の実施や分野別実務修習ガイドラインの策定など、分野別実務修習の更なる充実を図るための施策が実施されています。

そこで、今般、両教官室において平成20年ペーパーを改訂し、現時点において弁護実務修習における指導に当たり御考慮いただきたい点を改めてお示しすることとしました。別添1は民事弁護教官室からの、別添2は刑事弁護教官室からの要望

事項であり、いずれも、今後の弁護実務修習の実施の際に参考にしていただきたいと考えています。

引き続き、司法修習生指導担当者協議会（指担協）などの機会を利用して、分野別実務修習の在り方について議論を深めるなど、相互の連携協力関係を更に高めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本ペーパーの配布範囲につきましては、その性格上、各単位弁護士会の指導担当者、指導担当弁護士その他司法修習生の指導に携わる関係者限りとしていただきますよう、御配慮をお願い申し上げます。

以 上

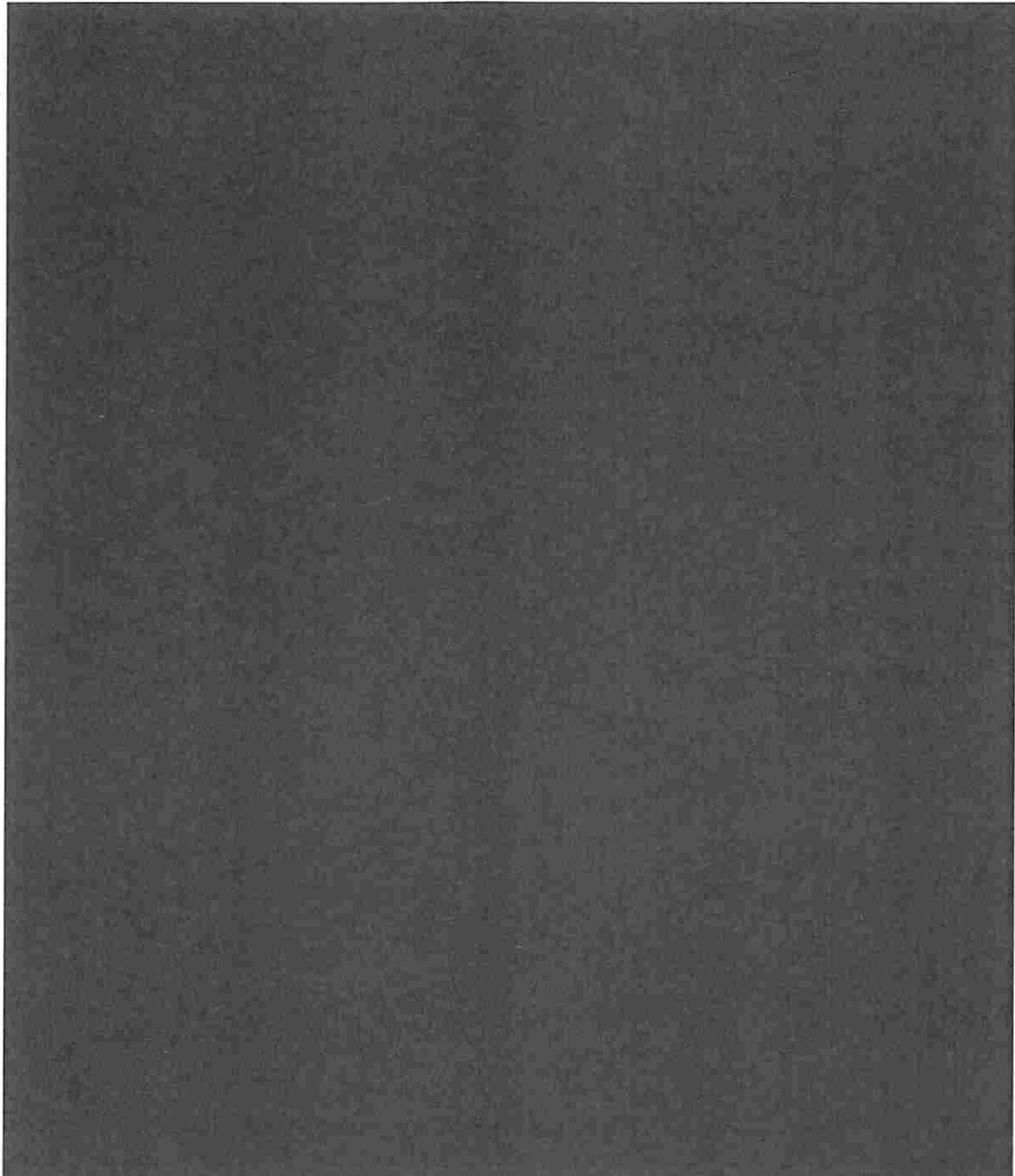
(別添1)

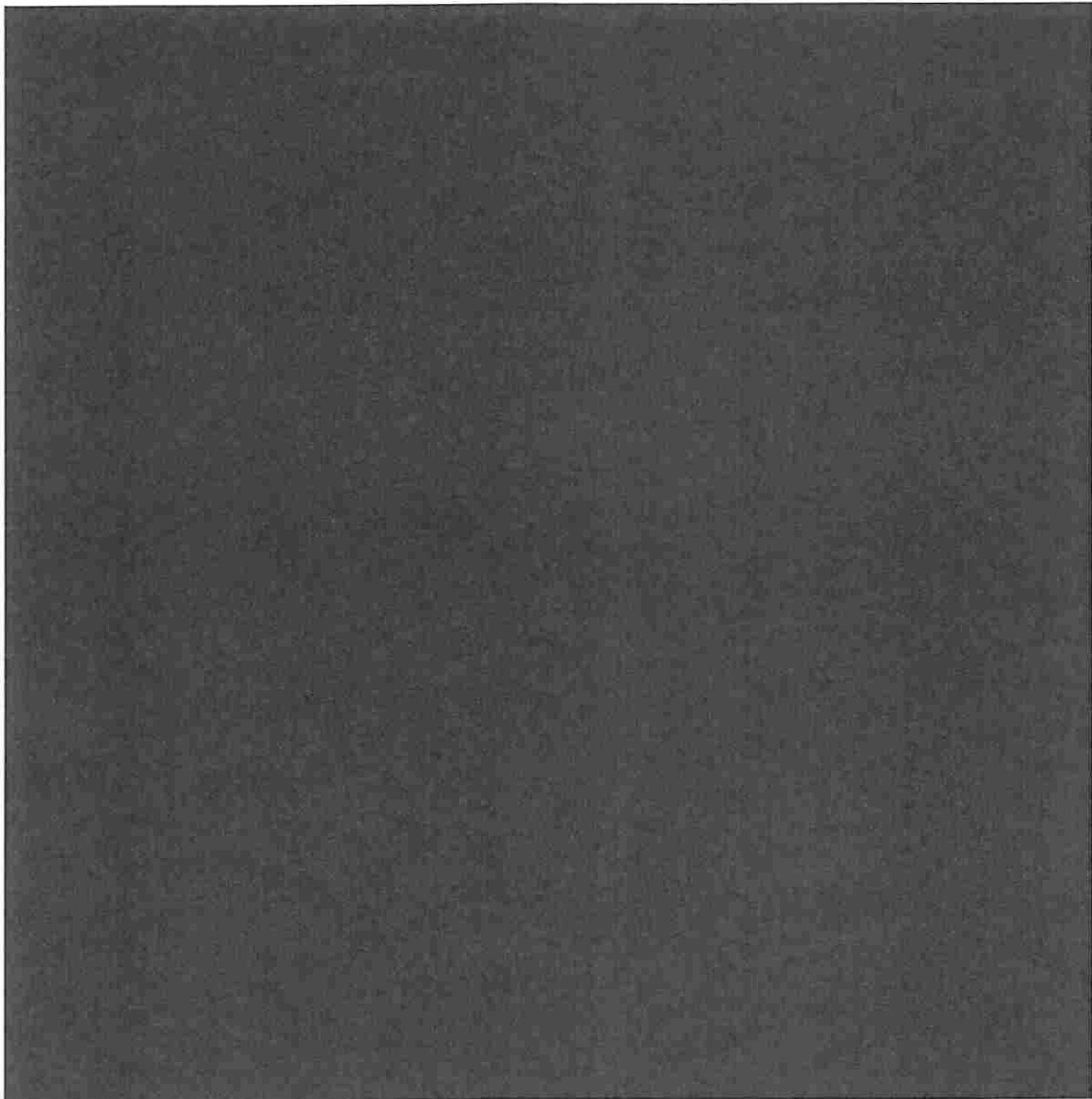
平成28年9月28日

弁護実務修習に対して望むこと

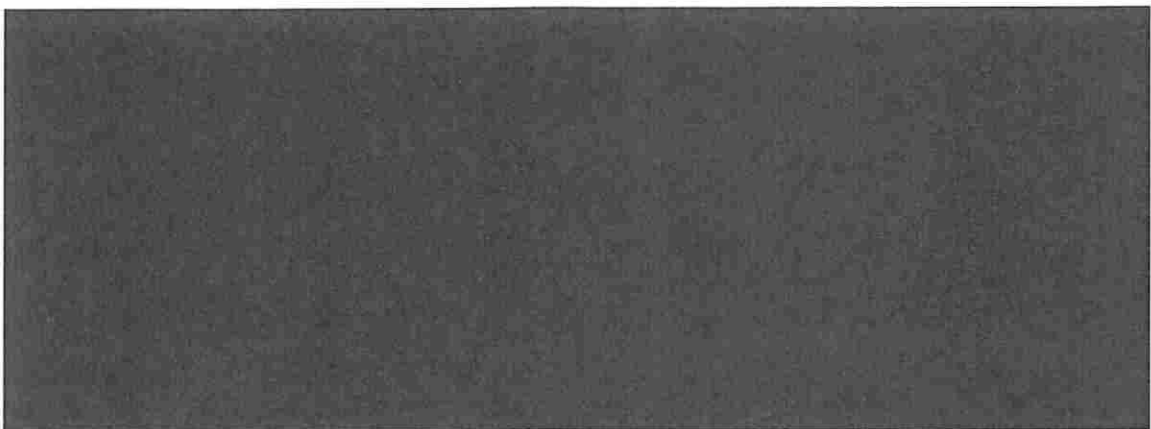
民事弁護教官室

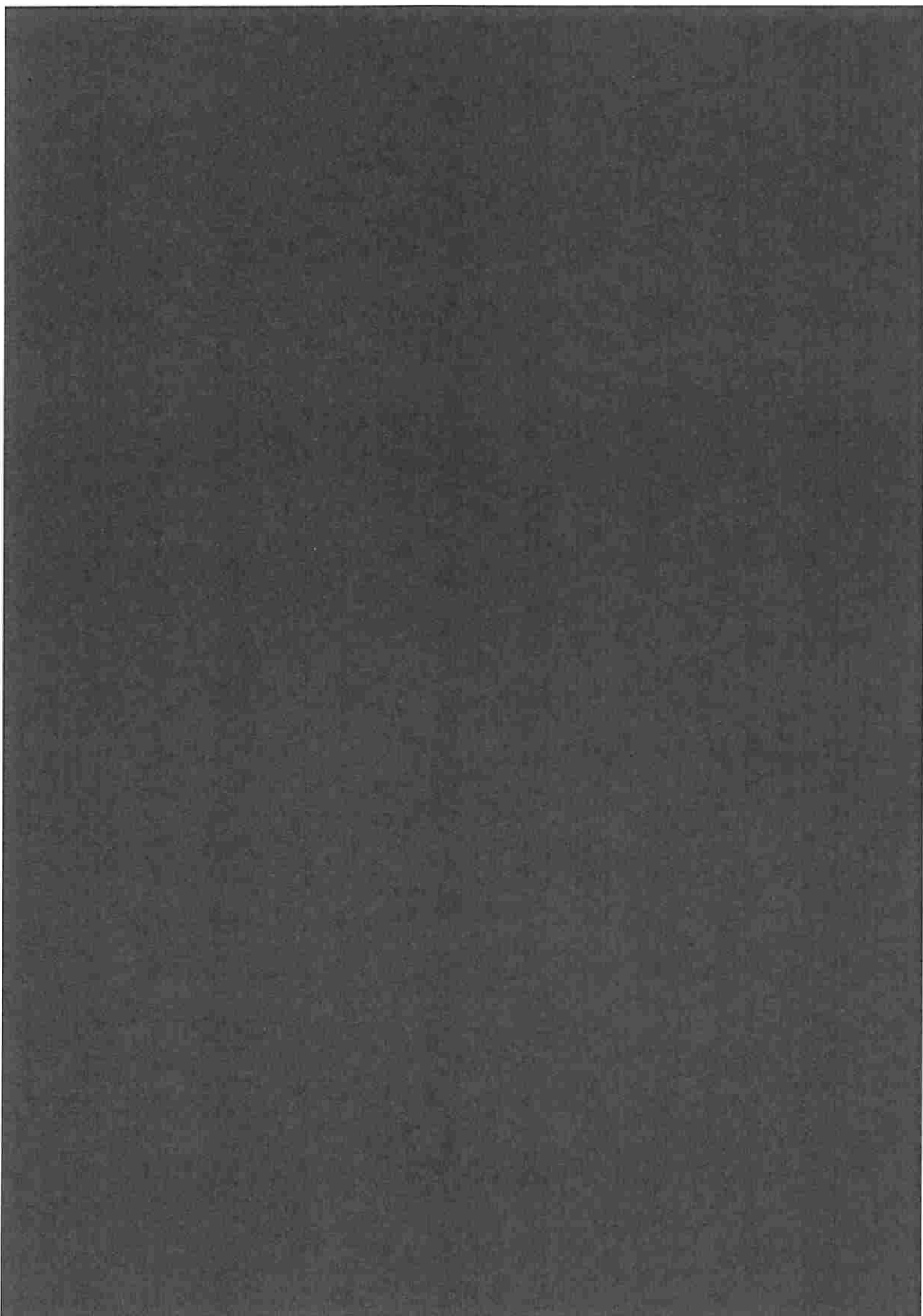
1 民事弁護修習についての民事弁護教官室の指導方針

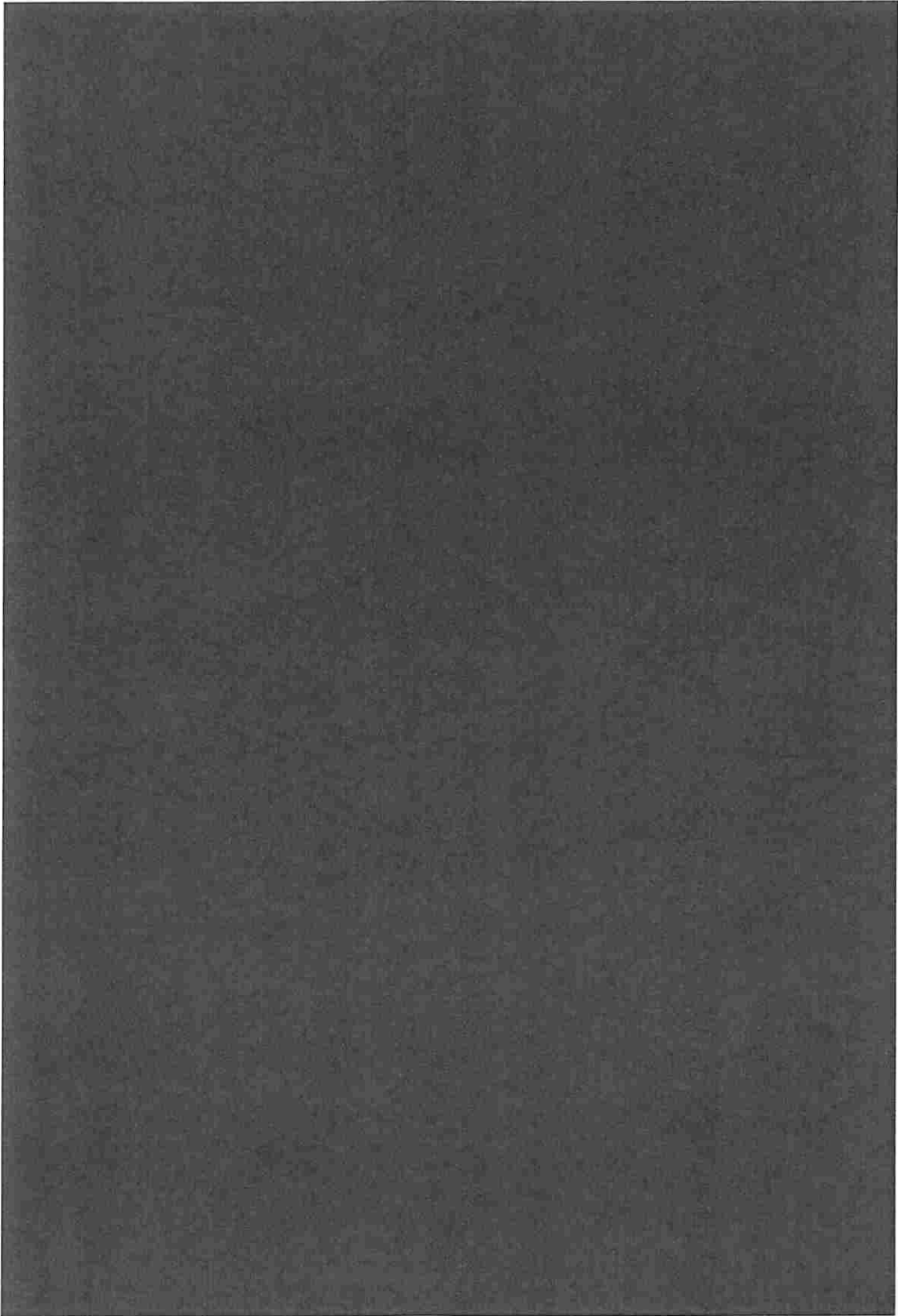


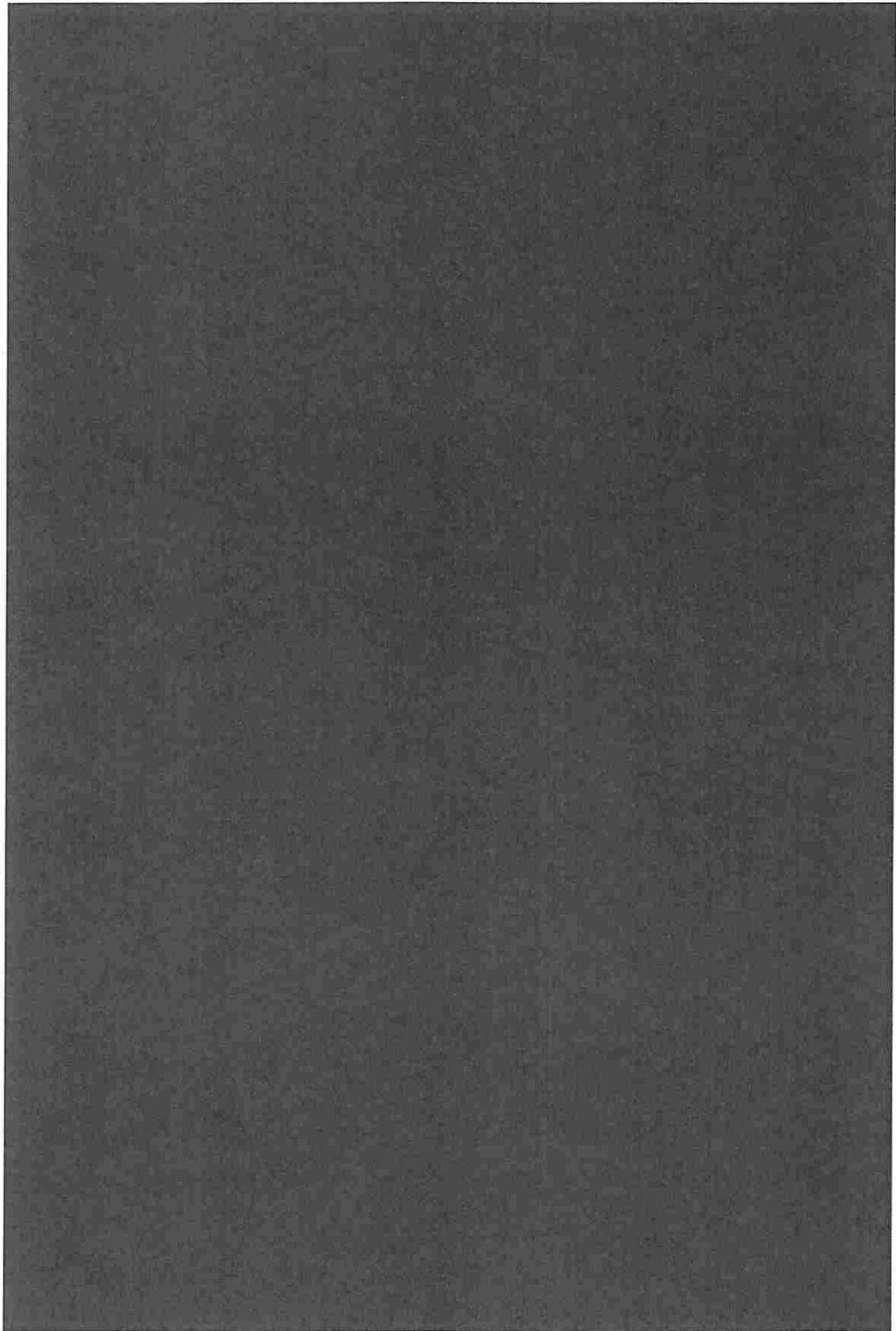


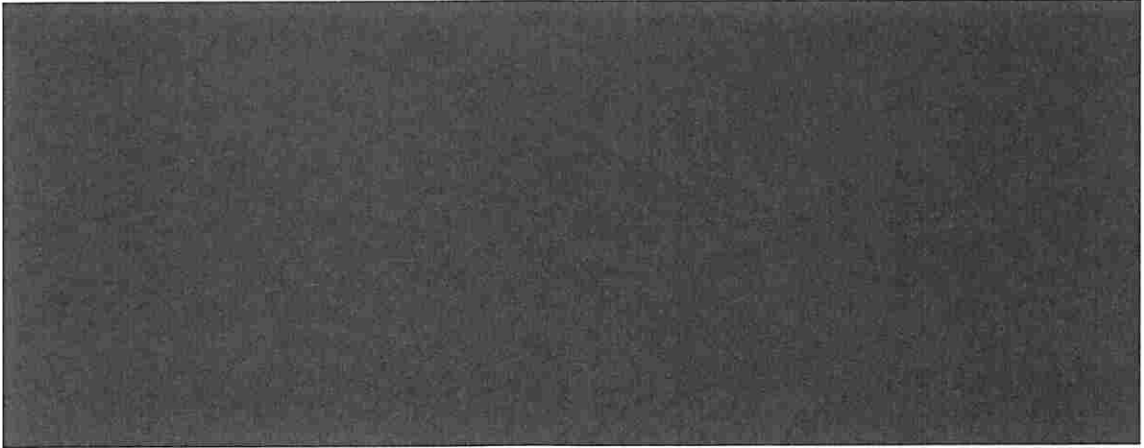
2 弁護実務修習に対して望むこと











以上

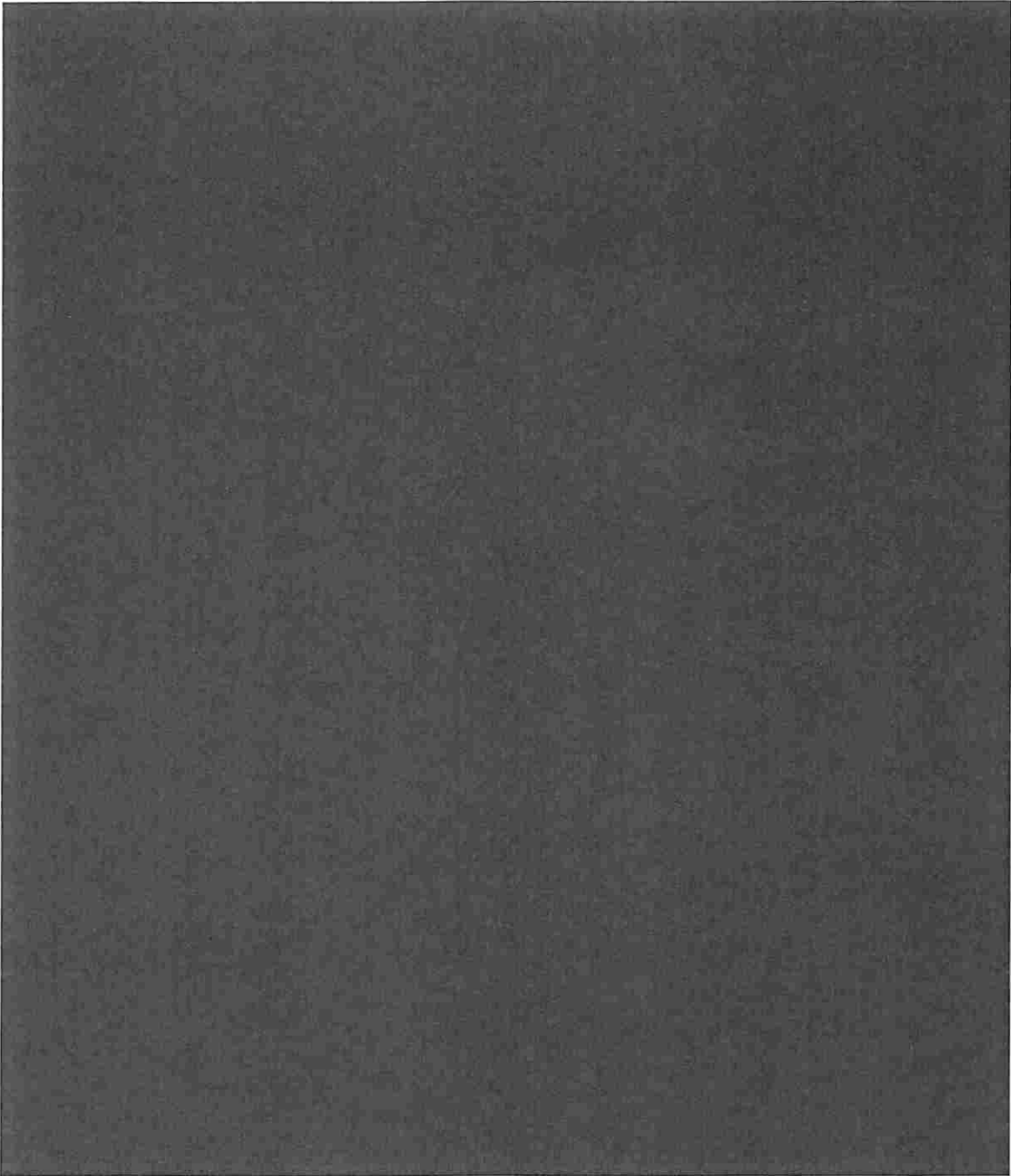
(別添 2)

平成 28 年 9 月 28 日

弁護実務修習に対して望むこと

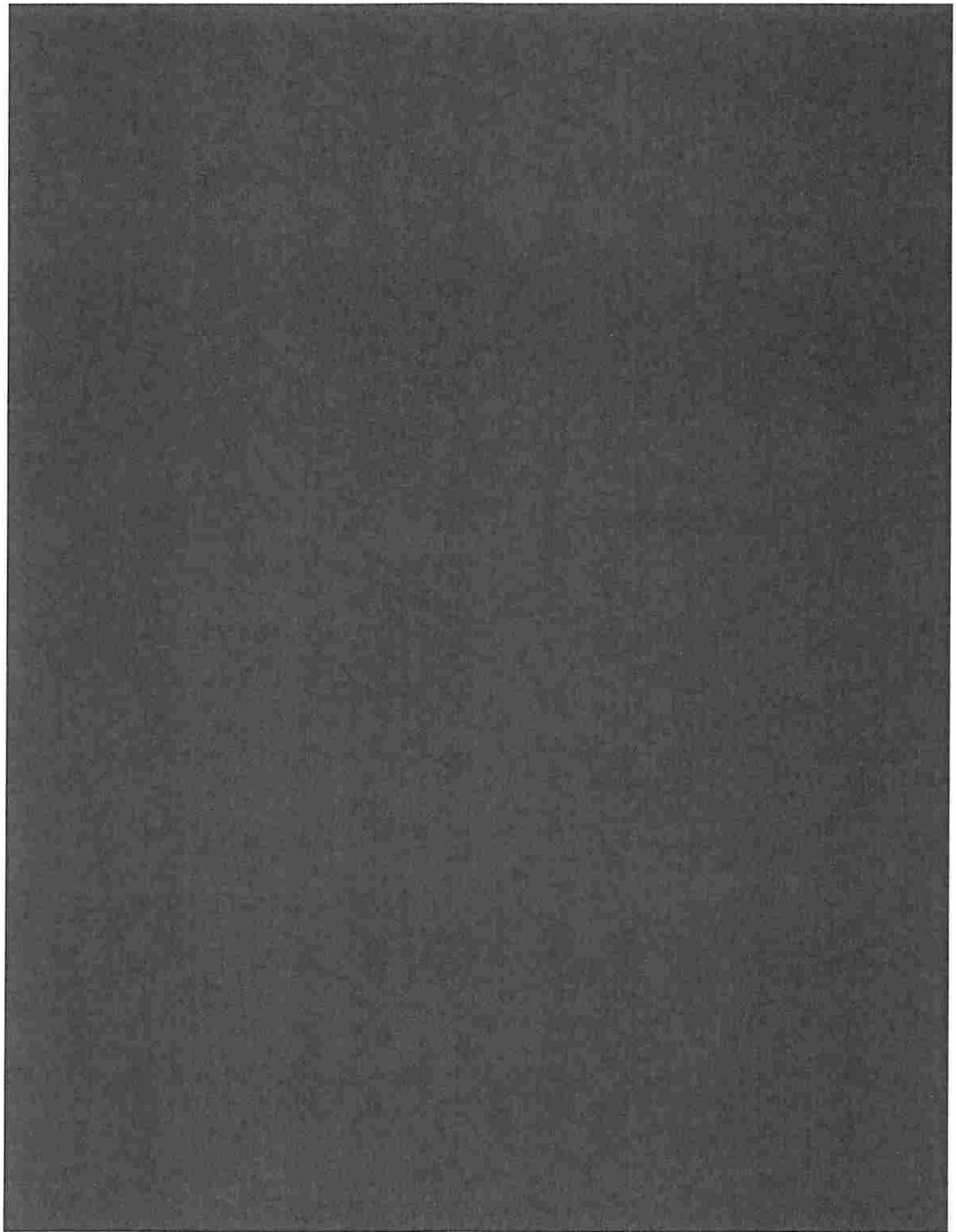
刑事弁護教官室

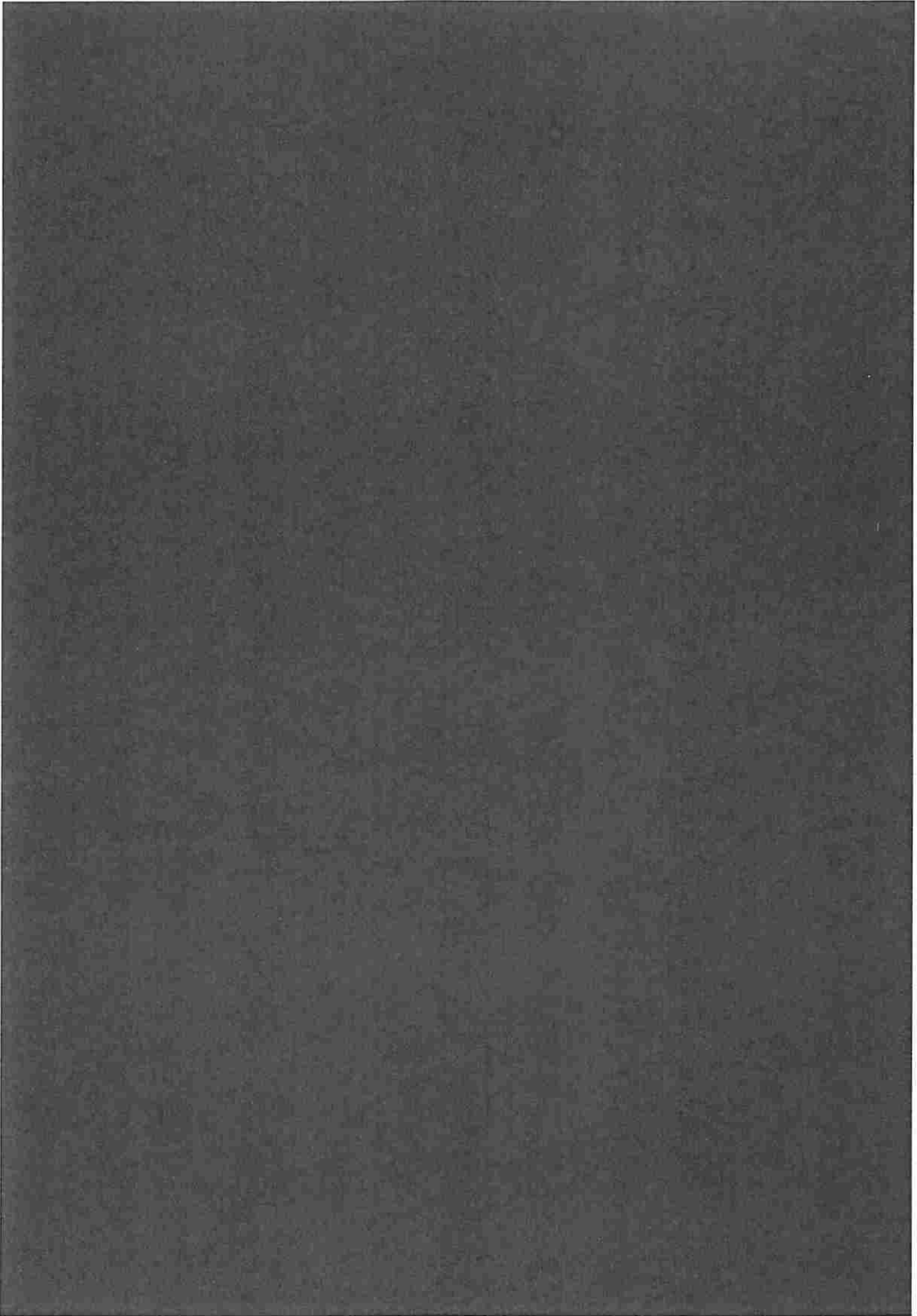
1 刑事弁護教官室の指導方針

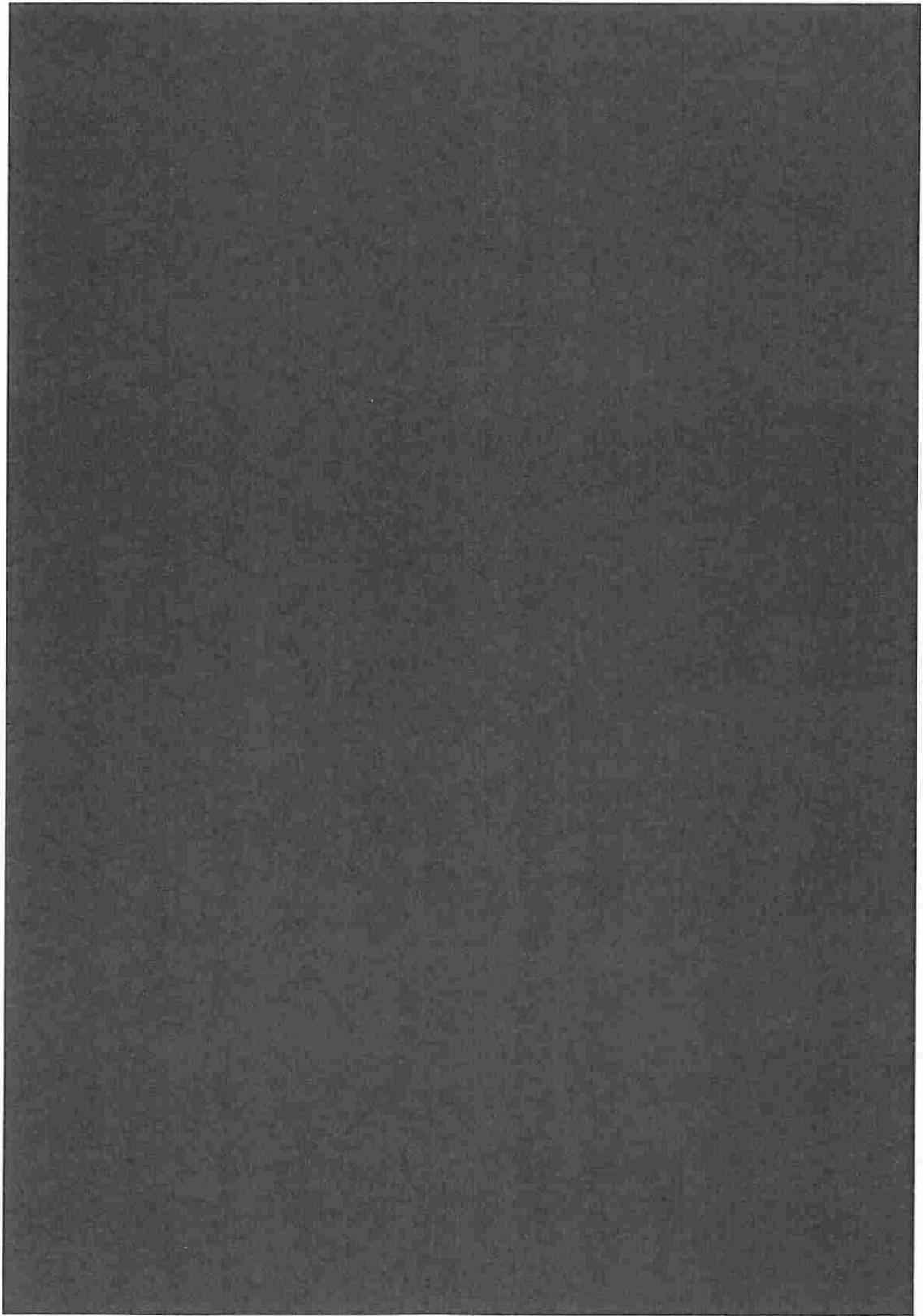




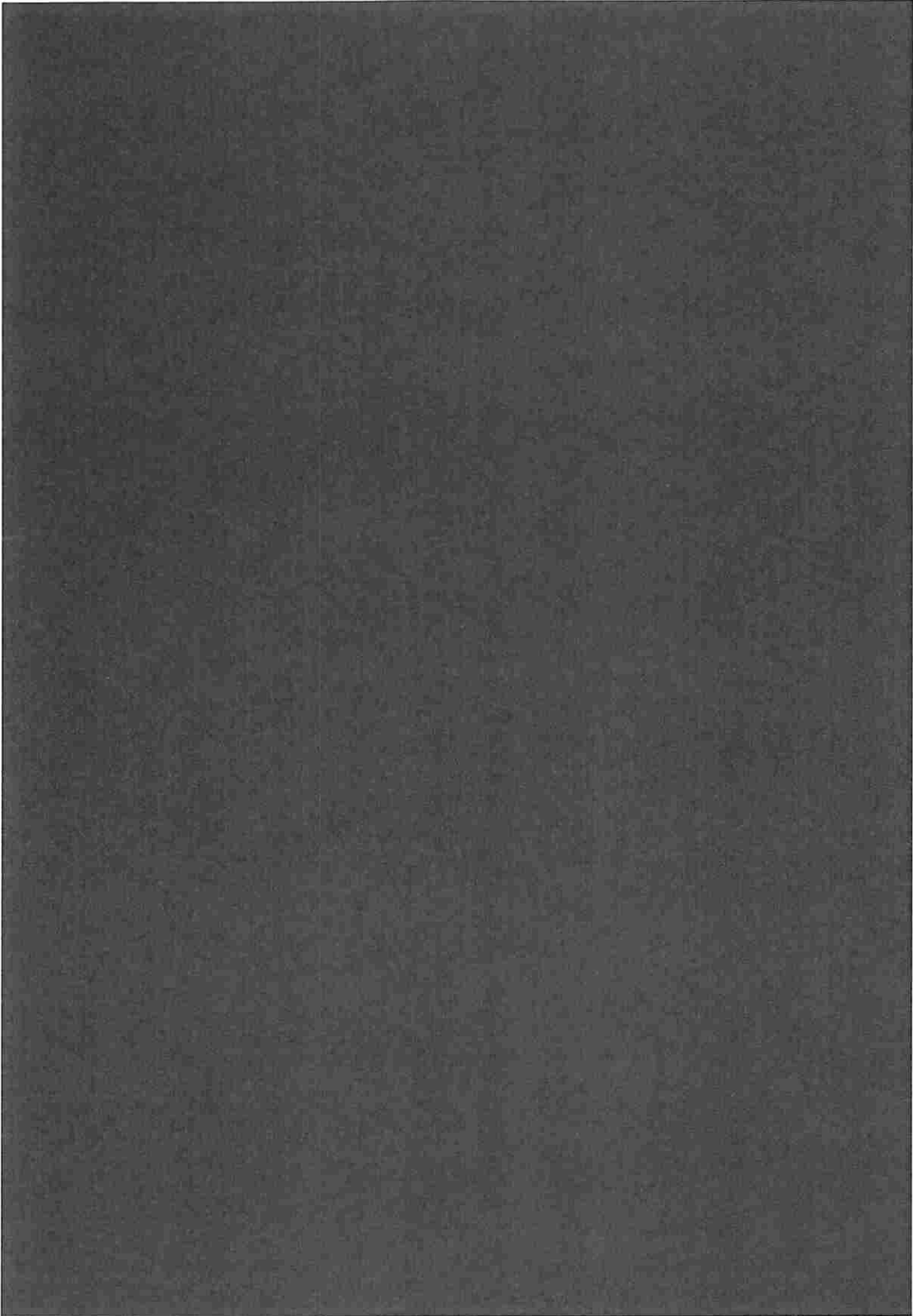
2 刑事弁護教官室の指導内容

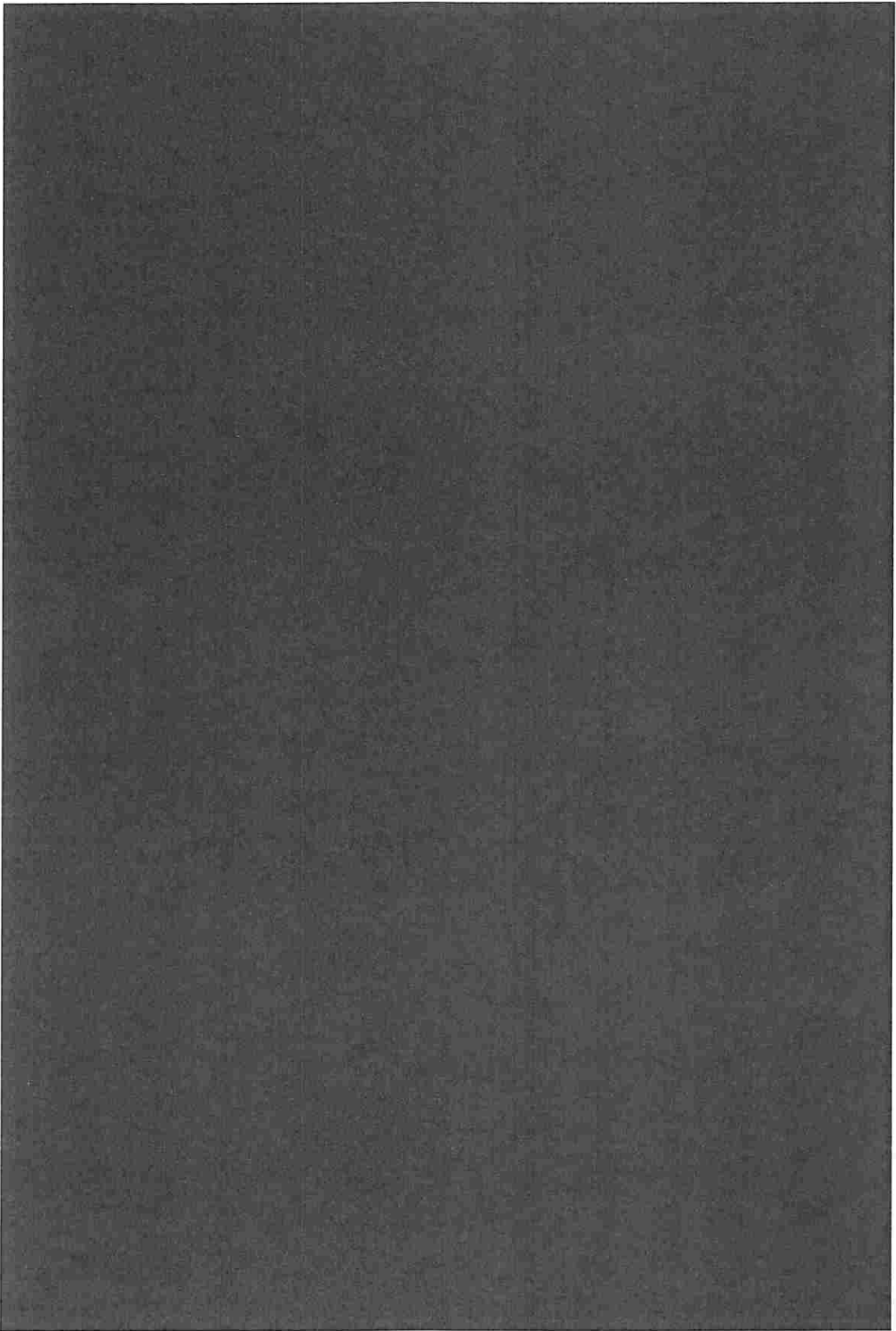


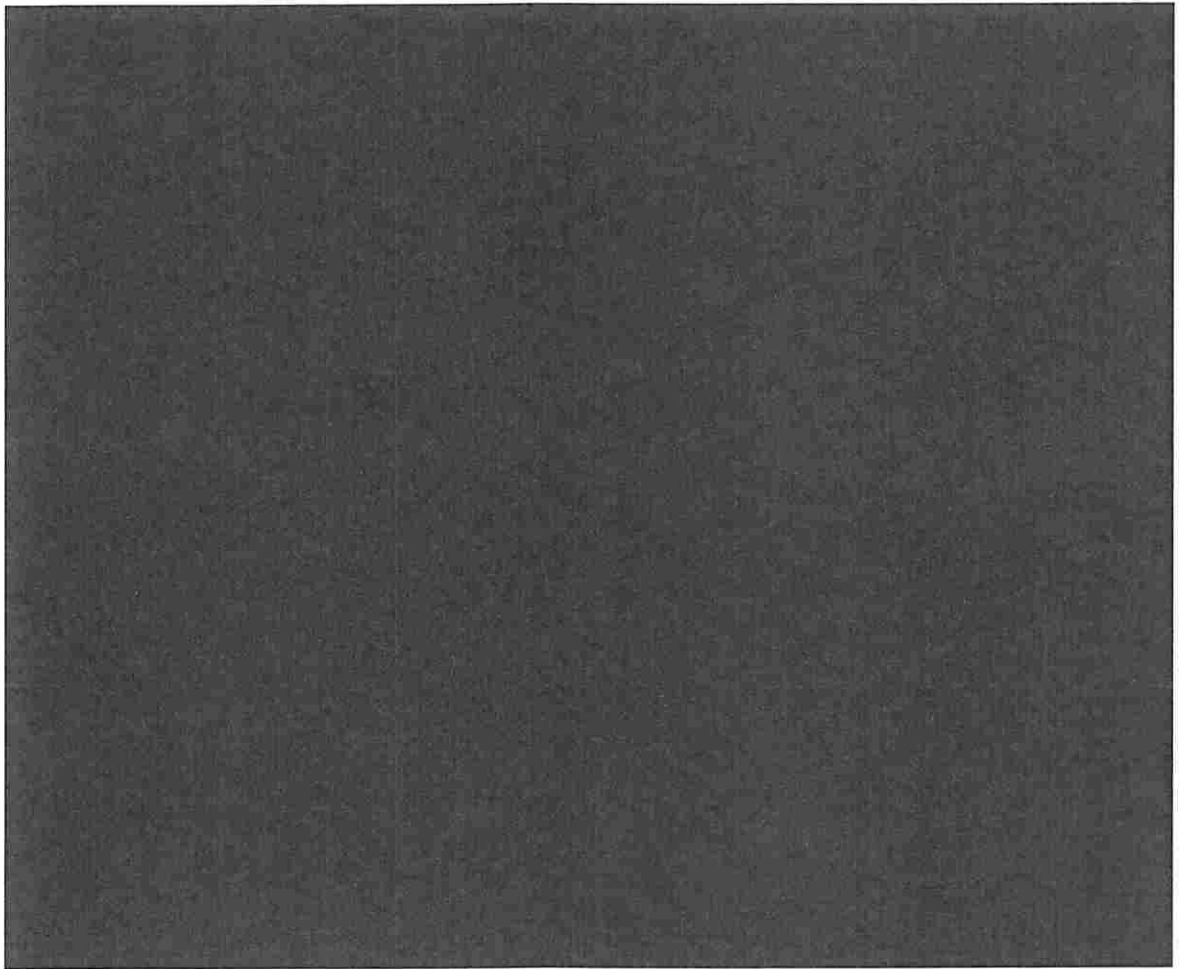




3 弁護実務修習に対して望むこと







以上

平成28年度（第70期）	
配属地	修習順序 ~ ~ ~
氏名	研修所 組 番

# 実務修習結果簿

## 記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
  - 2 指導担当官（者）への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
  - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官（者）に提出して検印をもらい、回収すること（指導担当官（者）の氏名欄も、修習生各自が記入する。）。
  - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
  - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官（者）又は担当教官に質問すること。
  - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
  - 7 余白がなくなったときは、適宜 A4 の紙（コピー用紙等）を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し（例：10-1、10-2）、ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。  
なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合があります。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護

# 弁 護 修 習

指 導 担 当 弁 護 士 検 印	
----------------------	--

修習期間	欠席日数
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	
指 導 担 当 弁 護 士 氏 名	

## I 民事弁護

1 法律相談（弁護士会、自治体及び事務所等におけるもの）、交渉、受任等の立会傍聴

番号	相談内容等の概要	問題点とその検討結果

番号	相談内容等の概要	問題点とその検討結果

- (注) 1 番号欄には番号を付し、事案の内容により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 2 1件ごとに、予想される問題点及び聴取技術・弁護士倫理上考慮した点等について留意し、それらについて事前・事後に検討した結果を記入する。
- 3 争訟事案（裁判所又は裁判外紛争解決制度により解決される法律上の紛争事案）以外の依頼者・顧問先等との打合せも記入する。
- 4 争訟事案の当事者等との打合せは、2(3)又は2(5)に記入する。

2 争訟事案（裁判所又は裁判外紛争解決制度により解決される法律上の紛争事案）

(1) 起案（訴訟・調停[民事・家事]・ADR等の訴状・申立書・準備書面、内容証明等）

1	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果，起案上留意した点
2	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果，起案上留意した点

3	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果，起案上留意した点
4	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果，起案上留意した点
5	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果，起案上留意した点
6	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果，起案上留意した点

- (注) 1 裁判所提出書面だけでなく，依頼者への期日報告書，法的问题点に関する検討メモ，リサーチペーパー等も含む。
- 2 6件以上起案した場合には，別紙に記入する。
- 3 尋問事項書等立証に関わる起案は，(4)に記入する。

(2) 弁論等傍聴（口頭弁論，弁論準備，和解，調停，審判，審尋，裁判官面接等）

番号	事件名	手続	問題点	検討結果等

- (注)
- 1 傍聴の前後に担当弁護士から指導を受け，あるいは事件の記録を十分検討するなど手続進行について修習生が学修を行った場合に記入し，単に法廷傍聴をただけの場合は，この表に記入する必要はない。
  - 2 尋問を傍聴した場合には(4)に記入する。
  - 3 1件ごとに，横線により区切りを設ける。

(3) 当事者との打合せなど

番号	打ち合わせた内容等	問題点とその検討結果

- (注)
- 1 期日間の打合せのみならず、申立前の打合せ、事件終了後の打合せも記入する。
  - 2 毎問等の打合せも記入する。
  - 3 1件ごとに、横線により区切りを設ける。

(4) 証人尋問等立証活動

① 尋問事項書等立証に関わる起案

事件名	起案の種類	事案の概要・起案内容	問題点とその検討結果等

- (注) 1 書証の提出の検討並びに証拠説明書及び主張と証拠の関係の整理メモの作成もここに記入する。  
2 人証に関する立証計画, 陳述書の作成, 尋問事項の検討 (反対尋問の検討も含む。), その他人証に関する検討とこれらに関するメモの作成等もここに記入する。  
3 既済事件の記録に基づき起案を行った場合も記入する。

② 尋問の傍聴及び尋問後の検討

事件名	争点	事前に準備した事項	傍聴結果等

- (注) 1 尋問の傍聴に際し事前に準備した事項と, それを踏まえての傍聴結果, 感想, 証人尋問調査の検討等を記入する。  
2 事前に準備した事項について, 起案欄で記入済みの場合にはその旨記入すれば足りる。

(5) 保全・執行・倒産等

① 保全

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

- (注) 1 保全事件（仮差押、仮処分、保全異議、保全取消し）について、相談への立会い、申立書等の起案、裁判官との面談への立会い、担保金関係業務等を経験した場合には、ここに記入する。  
2 既済事件の記録に基づき申立書等の起案を行った場合も記入する。

② 執行

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

- (注) 1 執行事件について、相談への立会い、申立書等の起案、執行官による執行の立会い等を経験した場合には、ここに記入する。  
2 既済事件の記録に基づき申立書等の起案を行った場合も記入する。

③ 倒産

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

- (注) 1 倒産事件について、相談への立会い、申立書等の起案、管財人事務等、審母期日、債権者集会の傍聴等を経験した場合には、ここに記入する。  
2 既済事件の記録に基づき申立書等の起案を行った場合も記入する。

④ その他（証拠保全等）

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

(注) 既済事件の記録に基づき申立書等の起案を行った場合も記入する。

3 1及び2以外の弁護士業務（契約書の起案等、株主総会等の立会傍聴、その他の弁護士業務）

番号	内容	問題点及びその検討結果等

(注) 内容欄には、実体法上の問題点、聴取技術・資料調査方法、弁護士倫理上考慮した点について適宜記入する。

4 事務職員の業務（事件簿、ファイリング、文書管理、記録の保管、裁判所等との連絡事務、依頼者・顧問先データ管理、会計処理等について修習した場合）

内容	問題点及びその検討結果等

## II 刑事弁護

### 1 被疑者弁護

番号	事件名	自白・否認の別	活動の具体的内容	問題点とその検討結果等
	( <input type="checkbox"/> 少年) ( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選 <input type="checkbox"/> 当番)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	( <input type="checkbox"/> 少年) ( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選 <input type="checkbox"/> 当番)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	( <input type="checkbox"/> 少年) ( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選 <input type="checkbox"/> 当番)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		

- (注) 1 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。  
 2 「活動の具体的内容」には、接見、身柄解放に向けた活動、被疑者や関係者との面接、示談交渉、検察官との面談、起案（準抗告申立書等の裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む。）等の概要を記入する。

### 2 被告人弁護

番号	事件名	自白・否認の別	活動の具体的内容	問題点とその検討結果等
	( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		

	( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
--	---	--	--	--

- (注) 1 被疑者段階から関与した被告人については、被疑者弁護欄の番号を記入する。  
 2 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。  
 3 「活動の具体的内容」には、接見、保釈請求、公判準備（証拠検討、方針検討、現場見分、被告人等との打合せ、尋問準備等）、示談交渉、公判前整理や公判への立会い、起案（保釈請求書、弁論要旨等の裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む。）の概要を記入する。

### 3 少年付添い

番号	事件名	自白・ 否認の別	活動の具体的内容	問題点とその検討結果等
	( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		

- (注) 1 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。  
 2 「活動の具体的内容」には、面会、身柄解放に向けた活動、少年や関係者との面接、示談交渉、検察官との面談、調査官や裁判官との面会、審判準備（記録検討、方針検討、現場見分、証人や関係者等との打合せ、尋問準備等）、起案（意見書等の裁判所提出書面だけでなく、方針や問題点に関する検討メモも含む。）等の概要を記入する。



第70期 導入

民事弁護・民事共通 修習カリキュラムの概要

第1 民事弁護

1 問題研究

- (1) 問題研究1 (事情聴取記録に基づく事件処理方針の検討) 165分  
A班: 12月5日, B班: 12月2日

- (2) 問題研究2 (即日起案・答弁書の作成) 180分  
A・B班: 12月7日

- (3) 問題研究3 (講評) 170分  
A班: 12月15日, B班: 12月13日

2 講義

- (1) 講義1 (民事保全・民事執行) 220分  
A班: 12月20日・12月21日, B班: 12月14日・12月22日

- (2) 講義2 (職責等) 80分  
A班: 12月21日, B班: 12月22日

3 演習

- (1) 演習1 (立証) 170分  
A班: 12月15日, B班: 12月9日

- (2) 演習2 (契約) 170分  
A班: 12月19日, B班: 12月9日

第2 民事共通

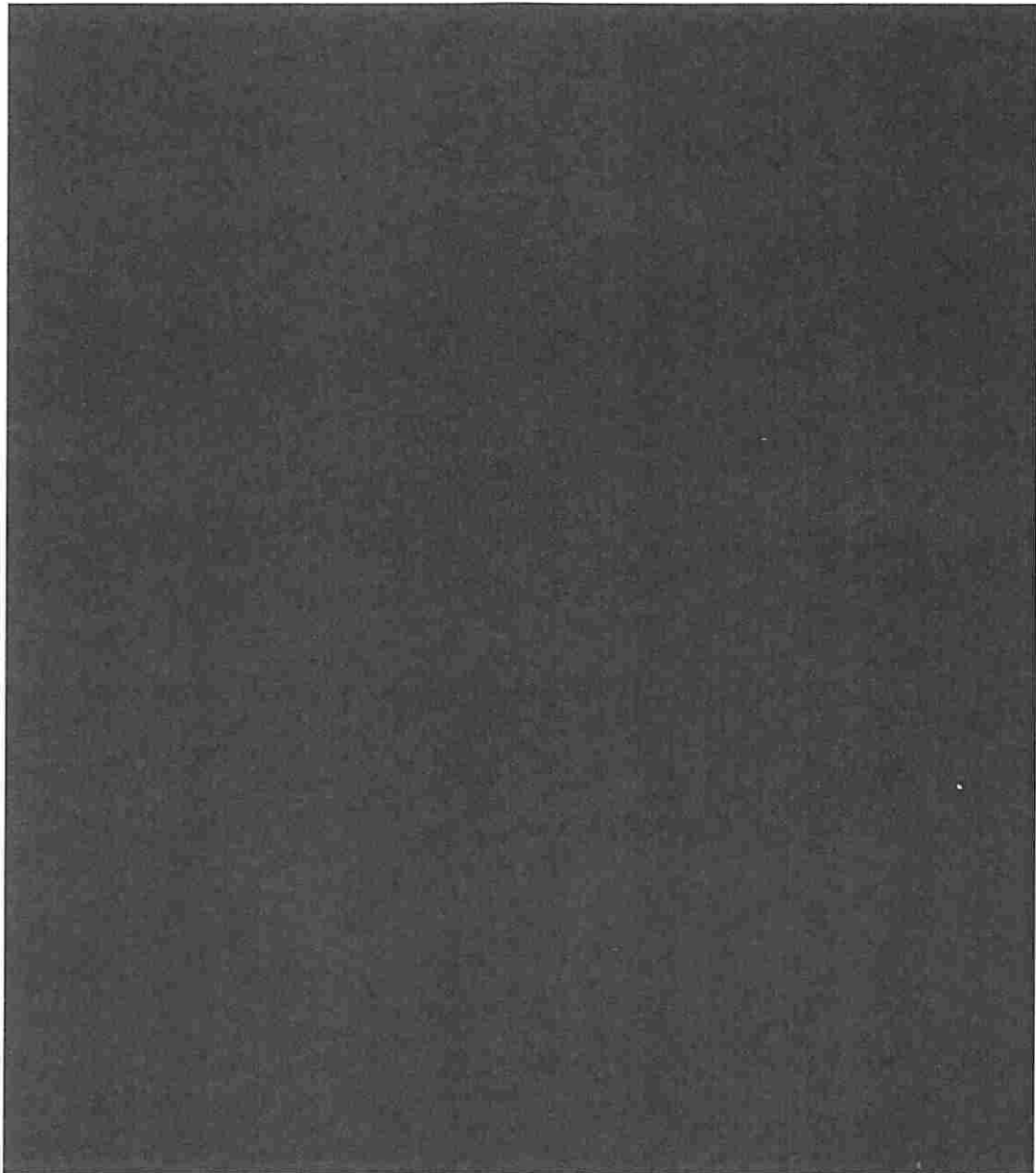
- 1 民事第一審手続の概説 165分  
A班: 12月5日, B班: 12月2日

- 2 民事総合1・2 255分  
A班: 12月8日・12月19日, B班: 12月8日・12月13日

以上

第70期導入 民事弁護 演習1 (立証) 参考資料

収集方法等に習熟する必要がある文書のリスト



## 第 70 期導入

### 刑事弁護・刑事共通 修習カリキュラムの概要

1 事前課題 [刑弁科目]

・演習 1

2 刑弁演習 1 (捜査弁護) [刑弁科目・110 分]

3 刑事問題研究 (勾留) [刑事共通科目・85 分]

4 即日起案 [刑弁科目・180 分]

5 即日起案講評+刑弁演習 2 [刑弁科目・360 分]

6 刑事共通演習基礎 (公判前整理手続) [刑事共通科目・360 分]

7 刑弁演習 3 (量刑事件) [刑弁科目・140 分]

以上

手続	導入	集合		備考・コメント	
	A・B共通	A班	B班		
	演習 1 演習 1・刑事問研 刑事問研 刑事問研 刑事問研				
	演習 3		△検察問研		
	即日起案 演習 3		起案 1 刑弁問研	起案 2 起案 2・刑弁問研	
	刑共演習・即日起案 刑共演習・即日起案 刑共演習・即日起案 即日起案 △即日起案		刑共演習 刑共演習 刑共演習 刑弁問研・刑共演習 刑弁問研・刑共演習 刑裁問研		
			起案 2・刑弁問研	起案 1・刑弁問研	
	即日起案 即日起案 即日起案 即日起案 即日起案 即日起案 演習 3		起案 1・起案 2 起案 1・起案 2 起案 1・起案 2 起案 1・起案 2 起案 1・起案 2 起案 1・起案 2	起案 1・起案 2 起案 1・起案 2 起案 1・起案 2 起案 1・起案 2 起案 1・起案 2 起案 1・起案 2	
	演習 2 演習 2 演習 3		起案 2・刑弁問研 起案 1 起案 2・刑共演習 起案 1・刑共演習	刑弁問研 起案 2 刑共演習 起案 2・刑共演習 起案 1・刑共演習 刑共演習 刑共演習 刑弁問研	
	【弁護士倫理】 誠実義務		起案 2・弁共	起案 1・弁共	

裁判員制度の導入によって刑事司法は劇的な変革期を迎えました。しかし、その変革を真に被疑者・被告人の人権を保障する制度として運用し、そして、さらなる改革を実現していくためには、一人一人の弁護人の能力の向上が不可欠です。

刑事弁護教官室は、修習生のみなさんに、そのような意識と自覚を持ってもらいたいと考えています。

現在の我が国の刑事弁護では、アメリカの法廷弁護技術を導入する試みがなされるなど、法廷弁護技術や弁護戦略等において研究・実践が進められており、優れた多くの成果が公開されています。実務へ、そして、これら優れた研究・実践の成果へ架橋するものとして、この「刑事弁護教官室だより」を用意しました。

## テーマ1 想定弁論

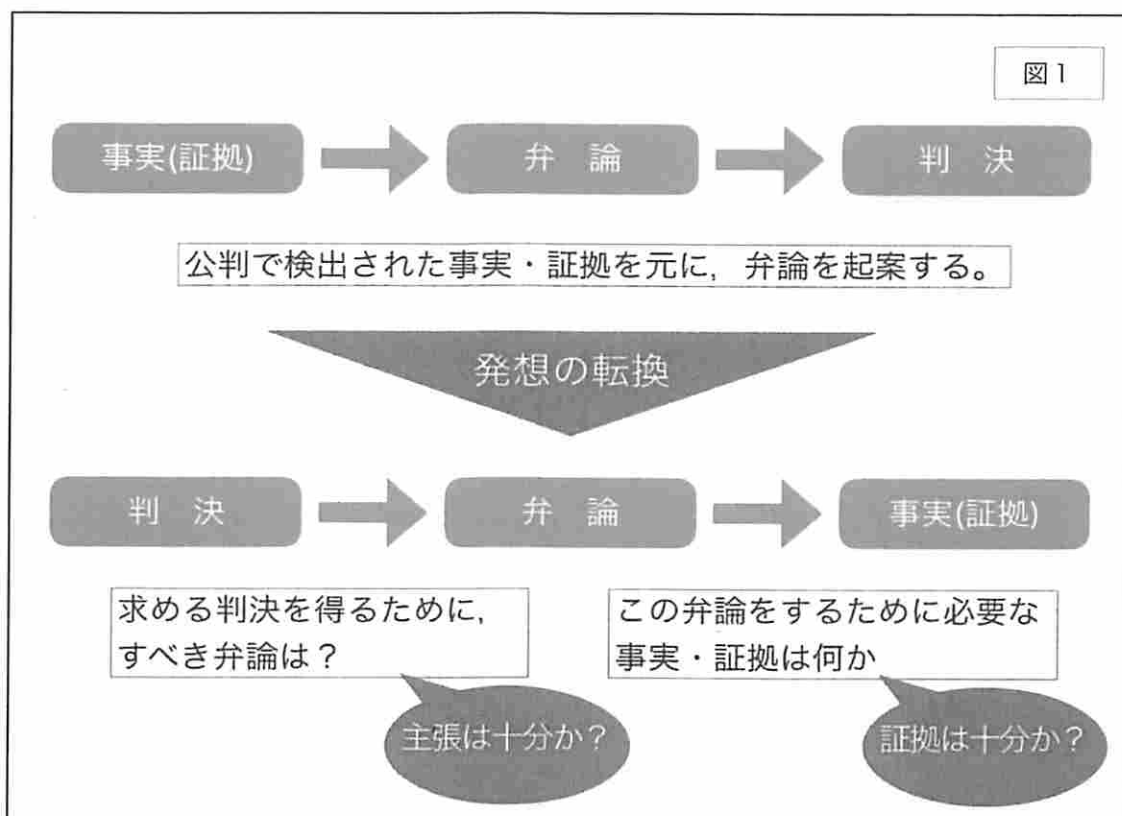
「想定弁論」と呼んでいるものは、公判での証拠調べの結果を想定して作成する最終弁論のことをいいます。

### 想定弁論を作成する有用性

最終弁論は、証拠調べの結果を踏まえて、証拠と事実について議論をする場です。

しかし、その準備は、結審に至ってから始めるものであってはなりません。つまり、「得られた事実を元に弁論を書く」ということではなく、「求める判決を得るために必要な弁論は何か。その弁論をするために必要な事実・証拠は何か」という発想です（図1）。そうであれば公判前整理手続中（整理手続に付されていなければ公判開始前）から行うことが有用です。その理由として、さらに以下の点があげられます。

まず、想定弁論の作成により、自らの主張の脆弱性を確認することができます。その結果、自らの主張の再構成を余儀なくされることも多く、このような推敲の繰り返しによってこそ、説得的な弁論が可能となります。なお、このような作業をするに際しては、検察官の論告をも想定し、これに対応する形で想定弁論を作成・練り直しをしていくことが必要です。



次に、証拠の不足を確認できることも挙げられます。公判前整理手続の終結後は、新たな証拠調べ請求が原則としてできないため(法316条の32第1項)、終結前の時点で、追加請求すべき証拠がないかどうかの検証が不可欠となります。自らの主張を裏付ける証拠が足りているか、あるいは検察官主張に対する弾劾材料が十分かといった検証をするには、証拠を引用して、想定弁論を作成しながら確認することが最も有用であり、また、それは公判前整理手続終結前に行う必要があります。

さらには、尋問事項の作成にあたって必要といえます。弁論に必要となる事実のうち書証によらないものについては、漏れなく証人尋問・被告人質問の中で顕出させておく必要がありますが、漏れの無い尋問をするためには、想定弁論を作成しておくことが役に立ちます。

公判審理を想定することなしに公判に臨むことが適切でないことは明らかです。実際に弁論を作成することによって、その想定がより具体的になり、かつ隙のないものになるという意味において、大きな意義があるといえます。

### 証拠調べの想定方法

想定弁論を作成する時点では証拠調べは未了のため、後の公判における証拠調べの内容・結果を、合理的に想定することとなります。

### (1) 書証及び物証

採用決定された証拠は、公判で予定どおり取調べが行われることが想定できます。ただし、合理的な根拠があれば、当該証拠が証拠排除（規則207条）されると想定することもあります。

採用決定されていない証拠についても、合理的な根拠があれば、公判で証拠決定がなされること、あるいは、その他の事情により、弁論に用いることが可能と想定することもあります。

### (2) 人証

証人は、検察官の主尋問では、証拠調べ請求がされた当該証人の供述調書のとおり、弁護人の主尋問では、事前に当該証人から聴き取りをした内容のとおり証言するものと想定できます。

反対尋問では、①開示された証人の供述調書に、証人が主尋問で証言した事実とは異なる事実が記載されている場合（自己矛盾供述が存在する場合）、反対尋問において、証人はその自己矛盾供述の存在自体は認めるものの、主尋問の内容を変更まではしないと想定されます。②主尋問で証言した事実が、開示された証人の他の供述調書には記載がない場合（供述が欠落している場合）、反対尋問において、証人は当該供述調書を作成した取調べの時点では当該事実を供述していなかったことを認める場合もありますし、また、供述したのに当該事実が調書化されなかったにすぎないと証言する場合もあるでしょう。③主尋問で証言はされないが、開示された証人の過去の供述調書に記載がある事実で、主尋問で否定していない事実については、証人はその事実を認める場合もあると想定できます。

### (3) 被告人質問

被告人は、公判において、弁護人が事前に被告人から聴き取りをした内容のとおり供述するものと想定されます。

## 最後に

もとより、最終的な弁論は、公判で行われた証拠調べの結果に基づいて行われるため、想定弁論の内容も公判審理の進行に応じて変更することが求められます。

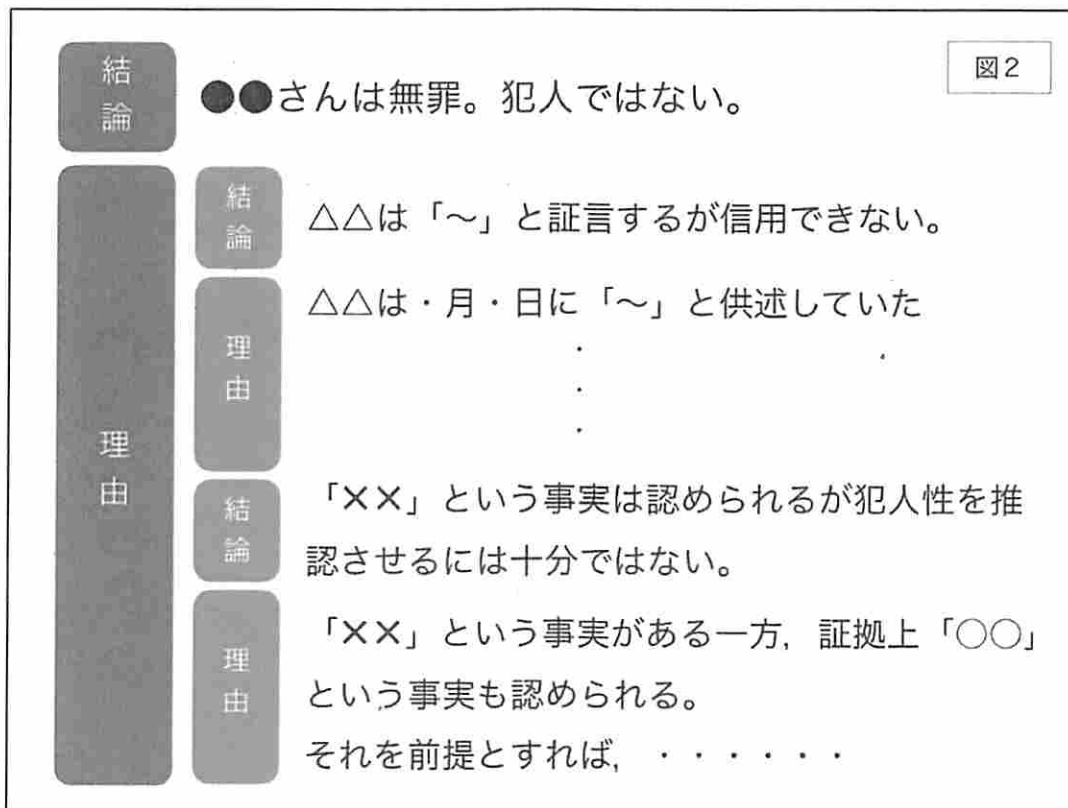
だからと言って、想定弁論を事前に作成することの有用性が失われるわけではありません。弁論を想定しないまま公判に臨むことは「行き当たりばったりの公判」となってしまうことにもなりかねず、適切ではありません。

## テーマ 2 論述の基礎

本テーマでは、説得のための論述における基本的な素養について説明をします。それは書面作成だけに求められる素養ではなく、意見を口頭で発表する際などのあらゆる場面で意識すべき素養です。

### 基本の形1「結論→理由」

論述は、「結論→理由」の流れでなされるべきです。論述全体としてもそうですし、個々の論点においてもそうです（図2）。



まず端的に結論を示し、理由はその後に述べる、ということが重要です。

### 基本の形2「理由」部分① ～事実を摘示

理由部分はず「事実」を摘示するところから始めるべきです。事実をもって判断者を説得していくという基本姿勢を学んでいただきたいと思います。

そして、その事実は、証拠に裏付けられた事実である必要があります。したがって、その事実を導く証拠（想定の根拠）を示しておくことが、前述のとおり有用です。

### 基本の形3「理由」部分② ～事実への評価

事実を摘示したら、次にその事実を評価しなくてはなりません。

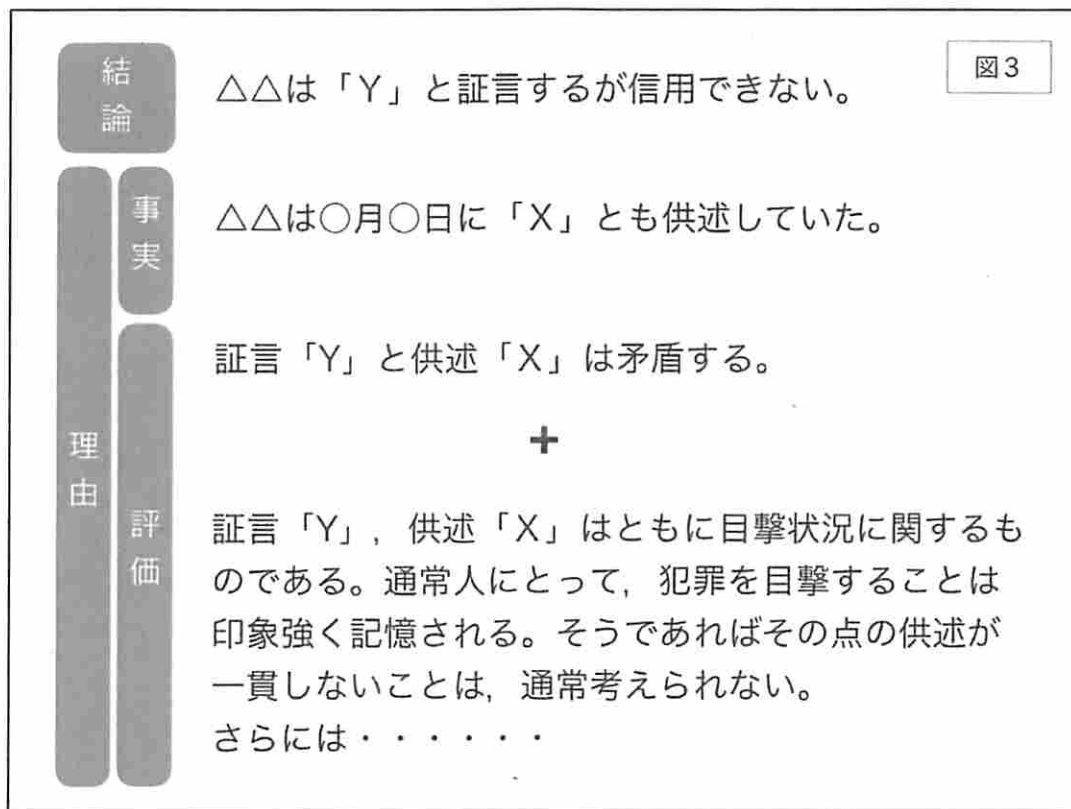
目撃証言の信用性を論じるような場面を例にとります。

目撃者がPS（検察官面前調書）で「Y」と供述しているとします（したがって公判では「Y」と証言することが想定されます）。しかし、そのPSに先行して〇月〇日に作成されたKS（警察官面前調書）では「X」と供述していたとします。

この場合、〇月〇日には「X」と供述している、ということが事実の摘示になります。つまり、目撃供述には「X」から「Y」という変遷があり、その変遷が「矛盾」する関係にあるということが、評価の第一歩ということになります。

そして、説得力のある論証をするために、ここで終えてはならず、その評価が、本件においてどのような意味を持っているかについても検討することが大切です。

前項の例をとって説明します（図3）。



例示のように、矛盾供述をする（一貫していない）ということだけで供述の信用性を一般的に論述するだけでは不十分です。図3のように、経験則・常識を踏まえて具体的に摘示する必要があります。図3では「通常人にとって、犯罪を目撃することは印象強く記憶される」という経験則を踏まえていることとなります。

さらには、どうしてそのような誤った結論になったのか（虚偽や思い違いの理由）について検討することも大切です。

「被害者だから処罰を望んでいる」や「被害者と同僚だから口裏合わせをする」等を指摘するだけでは十分ではありません。「被害者が虚偽供述をする」という経験則は存在しませんので、単にその供述者の属性を指摘するだけでは、経験則・常識に裏付けられた論証ということはできません。

### 全体の構成

構成は自由です。ただし、わかりやすい構成でなければなりません。

まず、何について論じているのか、を明確に意識しながら構成をし、論述をする必要があります。

次に、何を根拠に論じているのか、も同様に意識する必要があります。その根拠が「証拠」であるのか、それとも「証拠から導かれる事実」であるのか等を意識しなければなりません。

最後に、根拠はいくつあるのかが、その論証の冒頭に明示されていると、聞く側に予測可能性が生まれます。これはわかりやすい論述をするために有用な方法です。

つづく